

平成25年度実績評価書

(評価対象期間:平成25年4月～26年3月)

平成26年8月
金融庁

目 次

I 実績評価の実施に当たって

1.	金融庁における政策評価の取組み	2
2.	実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）	2
3.	政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見	3
	（参考資料1）金融庁における政策評価への取組み	6
	（参考資料2）政策評価に関する有識者会議メンバー	13
	（参考資料3）金融庁における平成25年度政策評価・26年度実施計画 （概要）	14

II 25年度における各施策の評価結果（概要）

III 各施策の評価結果

基本政策	施策目標	施策	ページ
I 経済成長の礎となる金融システムの安定	1 金融機関の健全性が確保されること	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	46
	2 金融システムの安定性が確保されること	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	76
	3 システミックリスクの未然防止が図られること	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	83
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	1 金融サービスの利用者の保護が図られること	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	87
	2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	113
	3 国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	136
III 公正・透明で活力ある市場の構築	1 信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること	市場インフラの構築のための制度・環境整備	143
	2 我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること	市場機能の強化のための制度・環境整備	153

基本政策	施策目標	施策	ページ
	3 投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	161
	4 金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	188
	5 適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	203
IV 横断的施策	1 国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては日本経済の持続的な成長に資すること	国際的な政策協調・連携強化	217
	2 アジア諸国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のアジア経済圏での活動を金融面で支援し、アジアの経済成長を日本の経済成長に取り込む	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	225
	3 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	234
	4 金融行政についての情報発信を強化すること	金融行政についての情報発信の強化	241
	5 金融リテラシーが向上すること	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	248

業務支援基盤の整備のための取組み

分野	施策目標	施策	ページ
1 人的資源	(1) 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること	金融行政を担う人材の確保と資質の向上	258

分野	施策目標	施策	ページ
2 知的資源	(1) 的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること	学術的成果の金融行政への導入・活用	267
3 その他の業務 基盤	(1) 早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること、及び情報セキュリティ対策の推進を図ること	金融行政における情報システムの活用	274
	(2) 金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること	災害等発生時における金融行政の継続確保	280

I 実績評価の実施に当たって

1. 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成 14 年 4 月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

また、政策評価に関する基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり（参考資料 1）、実績評価については、平成 13 年度以降、毎年度、実績評価書を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、平成 25 年度（平成 25 年 4 月～26 年 3 月）を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。（<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>）

2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）

実績評価書については、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性及び一覧性の確保を図ることから、金融庁においても、統一的な標準様式により、評価対象となる施策ごとに評価書を作成しました。

また、従前からの評価の連続性の確保や評価結果の活用等のため、実績評価書（別紙）を作成しております。

平成 25 年度における実績評価の実施に当たっては、これまでと同様、法において示されている施策や業務の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）

- 必要性の観点…施策効果からみて、対象とする施策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該施策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点…施策効果と当該施策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点…得ようとする施策効果と当該施策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる施策効果との関係が明らかか。

なお、平成 25 年度金融庁政策評価実施計画においては、金融庁の政策の目標について、金融庁設置法に規定されている 3 つの法定任務を基本政策として、施策目標、施策を導出して体系的な整理を行っています。

また、実績評価の記載に当たっては、施策目標ごとに各施策の評価結果を記載した上で、施策ごとに、その効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

① 施策名

平成 25 年度金融庁政策評価実施計画に定めた「施策」を記載しました。

② 施策の概要

目標を達成するために実施した内容のほか、施策の必要性や趣旨などについて説明しました。

③達成すべき目標

平成 25 年度金融庁政策評価実施計画に定めた「達成目標」を記載しました。

④施策の予算額・執行額等

当該施策についての予算額及び執行額を説明しました。

⑤施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

当該施策に関係する主な内閣の重要政策について説明しました。

⑥測定指標

設定した測定指標及び施策の進捗状況について説明しました。

⑦評価結果

○目標達成度合いの測定結果

平成 25 年度の想定基準（状況）に対する目標の単年度における達成度について、4 ページの「評価の判断基準」に基づき、S、A、B、C、D の 5 段階で評価を行い、その判断根拠について説明を行いました。

なお、各施策に係る平成 25 年度における目標達成度合いの測定結果一覧は、参考資料 3（14 ページ）のとおりです。

○施策の分析

評価結果の概要として、可能な限り取組みの成果（アウトカム）について分析し、法において示されている 3 つの観点（必要性、効率性、有効性）から評価するよう努めました。

○次期目標等への反映の方向性

当期の評価を踏まえた、次期の施策及び測定指標を記載しました。

⑧学識経験を有する者の知見の活用

各施策の評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

⑨政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

評価を行う過程において使用した資料等を記載しました。

⑩担当部局名及び政策評価実施時期

当該施策の担当部局及び評価の実施時期を記載しました。

3. 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見

有識者会議のメンバーの方々（参考資料 2）から、平成 26 年 5 月 30 日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各施策の実績評価に関するご意見については、実績評価書を作成する上で参考とさせていただきます。

また、有識者会議のメンバーからのご意見の中には、今後の評価のあり方と合わせ、金融行政のあり方に関わるご意見をいただいております。今後の評価や金融行政に活かされるよう努めてまいります。

評価の判断基準

S : 目標を超過して達成した場合

A : 目標を達成した場合

B : 相当程度進展があった場合

C : 進展が大きくない場合

D : 目標に向かっていない場合

(参考資料1) 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定(13年1月政策評価各府省連絡会議了承) 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価の実施要領」策定(13年3月28日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定(13年法律第86号) 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定(13年10月31日)
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針」(13年12月閣議決定) 	
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行(13年法律第86号) 	<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定(14年4月1日) 「事後評価の実施計画」(計画期間14年4月～6月末)策定(14年4月1日)
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「事後評価の実施計画」(計画期間14年7月～15年6月末)策定(14年8月6日)
9月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(14年9月13日)
11月		<ul style="list-style-type: none"> 「第1回政策評価に関する有識者会議」開催(14年11月12日)
12月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価(平成13年度実績評価)の実施、評価結果の公表(14年12月26日)
15年4月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(15年4月17日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(15年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2回政策評価に関する有識者会議」開催(15年6月12日)
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(15年7月1日) 「平成15年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間15年7月～16年6月末)策定(15年7月1日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第3回政策評価に関する有識者会議」開催（15年8月5日） ・政策評価（平成14年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（15年8月29日）
16年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回政策評価に関する有識者会議」開催（16年4月21日） ・「平成14年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（16年4月23日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（16年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5回政策評価に関する有識者会議」開催（16年6月18日）
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成16年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間16年7月～17年6月末）策定（16年7月7日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（16年7月7日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第6回政策評価に関する有識者会議」開催（16年8月5日） ・政策評価（平成15年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（16年8月31日）
17年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成15年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（17年4月27日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（17年6月国会報告） 	
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第7回政策評価に関する有識者会議」開催（17年7月5日） ・「平成17年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間17年7月～18年6月末）策定（17年7月26日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（17年7月26日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第8回政策評価に関する有識者会議」開催（17年8月9日） ・政策評価（平成16年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17年8月31日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針の改定について」（17年12月閣議決定） 「政策評価の実施に関するガイドライン」（17年12月政策評価各府省連絡会議了承） 	
18年4月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成16年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（18年4月28日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（18年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第9回政策評価に関する有識者会議」開催（18年6月20日）
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成18年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間18年7月～19年6月末）策定（18年7月10日） 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（18年7月10日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「第10回政策評価に関する有識者会議」開催（18年8月3日） 政策評価（平成17年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（18年8月31日）
19年3月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13年政令第323号）の一部改正（規制の事前評価の義務付け） 「政策評価に関する基本方針」の一部変更（19年3月閣議決定） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（19年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第11回政策評価に関する有識者会議」開催（19年6月13日） 「平成17年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（19年6月14日）
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成19年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間19年7月～20年6月末）策定（19年7月3日） 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（19年7月3日）
8月	<ul style="list-style-type: none"> 「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定（19年8月政策評価各府省連絡会議了承） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第12回政策評価に関する有識者会議」開催（19年8月2日） 政策評価（平成18年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（19年8月30日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
20年6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(20年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成18年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(20年6月10日) 「第13回政策評価に関する有識者会議」開催(20年6月11日)
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間20年7月～24年3月末)策定(20年7月3日) 「平成20年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間20年7月～21年6月末)策定(20年7月3日)
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「第14回政策評価に関する有識者会議」開催(20年8月6日) 政策評価(平成19年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(20年8月29日)
21年2月		<ul style="list-style-type: none"> 「第15回政策評価に関する有識者会議」開催(21年2月26日)
3月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成21年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間21年4月～22年3月末)策定(21年3月31日)
5月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(21年5月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成19年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(21年5月22日)
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「第16回政策評価に関する有識者会議」開催(21年8月5日) 政策評価(平成20年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(21年8月31日)
22年3月		<ul style="list-style-type: none"> 「第17回政策評価に関する有識者会議」開催(22年3月17日) 「平成22年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間22年4月～23年3月末)策定(22年3月31日) 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(22年3月31日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13年政令第323号）の一部改正（22年5月閣議決定） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（22年5月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） ・「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」策定（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） ・「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」策定（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（22年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成20年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（22年6月4日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22年8月24日） ・「第18回政策評価に関する有識者会議」開催（22年8月25日） ・政策評価（平成21年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（22年8月31日） ・「平成22年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（22年8月31日）
23年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（23年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成21年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（23年6月17日） ・「平成23年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間23年4月～24年3月末）策定（23年6月24日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（23年6月24日）
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第19回政策評価に関する有識者会議」開催（23年9月27日） ・政策評価（平成22年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（23年9月30日） ・「平成23年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（23年9月30日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
24年3月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（24年3月政策評価各府省連絡会議了承） 「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」（24年3月政策評価各府省連絡会議了承） 	
5月		<ul style="list-style-type: none"> 「第20回政策評価に関する有識者会議」開催（24年5月21日） 「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：24年4月～29年3月）策定（24年5月31日） 「平成24年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：24年4月～25年3月）策定（24年5月31日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（24年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成22年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（24年6月8日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「第21回政策評価に関する有識者会議」開催（24年8月10日）
9月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成23年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（24年9月7日）
25年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の一部変更（25年4月政策評価各府省連絡会議了承） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（25年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第22回政策評価に関する有識者会議」開催（25年6月7日） 「平成23年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（25年6月21日） 「平成25年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：25年4月～26年3月末）策定（25年6月28日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成24年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（25年8月30日）
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」改正（25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承） 	
26年5月		<ul style="list-style-type: none"> 「第23回政策評価に関する有識者会議」開催（26年5月30日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(26年6月国会報告)	・「平成24年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(26年6月13日)
7月		・「平成26年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:26年4月~27年3月末)策定(26年7月1日公表)

(参考資料2)

政策評価に関する有識者会議メンバー

平成26年5月30日現在

座長	富田 俊基	中央大学法学部教授
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	島崎 憲明	日本証券業協会公益理事・自主規制会議議長・副会長
	田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
	吉野 直行	アジア開発銀行研究所所長、慶應義塾大学名誉教授

[計 6名]

(敬称略)

金融庁における平成25年度政策評価・26年度実施計画（概要）

平成25年度			平成26年度
基本政策／施策	主な実績	測定結果	主な事務事業
I 経済成長の礎となる金融システムの安定			
1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	・新たに策定した「金融モニタリング基本方針」に基づき、金融モニタリングを実施	A	・オン・オフが一体となった効果的な金融モニタリング ・ベターレギュレーションの深化
2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	・金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備等を盛り込んだ金商法改正（25年6月）	A	・金融システムの安定確保のためのルールの整備
3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	・内外のマーケット動向や金融機関のリスク特性を把握	B	・各種データ等を用い、金融機関の融資・投資動向等を把握
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上			
1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・A I J 事案を踏まえた資産運用規制の見直し等を盛り込んだ金商法改正（25年6月） ・保険募集・販売ルールのあり方についての議論を踏まえた保険業法等改正案を国会に提出（26年3月）	B	・必要に応じ、行政処分 ・保険募集・販売の在り方等に係る所要の制度整備
2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・資本性借入金・A B L 等の積極的活用の促進 ・「経営者保証に関するガイドライン」を策定	B	・利用者ニーズの実態把握、積極的対応を促進 ・金融機関による積極的な金融仲介機能の発揮を促進
3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・投資信託・投資法人法制の見直し等を盛り込んだ金商法改正（25年6月） ・N I S A の普及・定着を促進	B	・金融機関の手数料ビジネスについて、顧客利益・成長マネーの供給促進に貢献する業務のあり方を検証 ・N I S A の普及・定着に向けた取組み
III 公正・透明で活力ある市場の構築			
1 市場インフラの構築のための制度・環境整備	・日本国債清算機関の直接参加者の顧客が間接参加者として新たに清算参加する「クライアント・クリアリング」が開始	B	・店頭デリバティブ取引における清算集中義務の対象拡大に向けた取組み
2 市場機能の強化のための制度・環境整備	・総合取引所実現に向けた関係政府令等の整備 ・「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置し、報告書を公表 ・日本版スチュワードシップ・コードを策定・公表	B	・「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書等を踏まえた制度整備 ・日本版スチュワードシップ・コードの定着への取組み
3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	・インサイダー取引規制のための金商法改正（25年6月） ・不正取引に対し、課徴金の納付命令勧告や告発を実施	B	・クロスボーダー取引等を利用した不正取引に対する監視 ・市場監視活動にデジタルフォレンジックを積極的に活用
4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	・第二種金融商品取引業者に対する重点的な検査を実施	B	・効率的・効果的な検査・監督の実施 ・悪質な金業者等に対する早期の検査着手
5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	・「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめ、公表	A	・監査基準の整備
IV 横断的施策			
1 国際的な政策協調・連携強化	・国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献	A	・国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献
2 アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	・アジア諸国に対する金融インフラ整備支援を実施 ・「アジア金融連携センター」設立に関する準備作業を実施	A	・アジア諸国に対する金融インフラ整備支援を促進 ・「アジア金融連携センター」の設置及び活用
3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	・官民ラウンドテーブルを継続的に実施	B	・金融・資本市場活性化策の検討
4 金融行政についての情報発信の強化	・情報の内容に応じた相応しい手段による情報発信	C	・英語による情報発信の強化
5 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	・金融経済教育研究会の報告書に沿った金融経済教育の推進	B	・金融経済教育研究会の報告書に沿った金融経済教育の推進
業務支援基盤の整備のための取組み			
1 金融行政を担う人材の確保と資質の向上	・人材確保・資質向上の中期的方針に基づいた人事配置 ・「金融庁職員のあり方」、業務改善（PDCA）の定着を推進	B	・人材確保・資質向上の中期的方針の着実な実行 ・家庭・子育てとキャリアの両立を目指す職場環境整備
2 学術的成果の金融行政への導入・活用	・研究成果報告書を公表 ・国際コンファレンス、シンポジウムの開催	B	・より本質的で重要なテーマを選定し、調査研究を実施
3（1）金融行政における情報システムの活用	・「金融庁業務支援統合システム」、「金融庁行政情報化L A N システム」などの開発が計画通り進捗	A	・金融庁業務支援統合システム等の開発の推進
3（2）災害等発生時における金融行政の継続確保	・計画に係るマニュアルを改定、実践的な防災訓練を実施	B	・計画の随時見直し、実践的な防災訓練の実施

（注）測定結果 A：「目標達成」⇒6 B：「相当程度進展あり」⇒13 C：「進展が大きい」⇒1

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成24～28年度）

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績	目標達成度合いの 測定結果	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要
1 経済成長の礎となる金融システムの安定	1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備 [達成目標] 金融機関の健全性が確保されること	① 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備 ② 効果的なオフサイト・モニタリング（監督）の実施	① ・バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制の見直しの議論を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制・レバレッジ比率等に関する銀行法告示等の整備を実施する。また、26年3月に実施予定となっている国内基準に対する新規制の適切な運用確保に向けた監督指針等の整備を実施する。 ・外国銀行支店に対し、国内銀行最低資本に相当する金額の国内積立てを義務付けるなど、所要の制度整備。 ・大口信用供与等規制の対象となる信用供与等の範囲を拡大するなど、所要の制度整備。 ② ・金融・経済情勢を勘案した個別金融機関に対する効果的・効率的なモニタリング（円滑な資金供給に向けた取組状況を含む。） ・オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの整備推進。 ・国際的に活動し、複雑かつ多様な業務を行っている大規模な金融グループについて、国際的な議論を踏まえつつ、グループ連結ベースでの監督手法の高度化に向けた検討を引き続き進めていく。特に、金融持株会社により、金融グループを統括する重要性が高まってきていることを踏まえ、金融持株会社が、子会社等に対するグループ経営管理機能を十分に発揮しているか、等について検証する。 ・金融機関のリスク管理の高度化（総合的なリスク管理態勢の整備状況等についての検証等）。 ・自己資本規制については、リスク管理の運用状況の把握や承認申請への適切な審査を実施。 ・G-SIFIs等に対し、監督カレッジの枠組みの下、適切な監督を実施。 ・G-SIFIsについて、国際的な議論を踏まえ、必要な対応を実施。 ・証券会社、保険会社等の連結規制・監督の実施	① ・国内基準に対する自己資本比率規制に関して、関連告示及び監督指針等の追加改正を行った（25年11月、26年2月改正）。 ・外国銀行支店に対する資産の国内保有の義務付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立した（平成25年6月12日成立、6月19日公布）。これを踏まえ、外国銀行支店に対する規制に関する政令・内閣府令を公布した（銀行法施行令26年1月24日、銀行法施行規則26年3月31日）。 ・大口信用供与等規制については、IMFが実施した我が国の金融部門評価プログラム（FSAP）のレポートにおいて規制の強化が求められていること等を踏まえ、国際基準との整合性を図るための改正を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立した（平成25年6月12日成立、6月19日公布）。これを踏まえ、大口信用供与等規制に関する政令・内閣府令を、同法の公布日より1年半以内に公布・施行する予定。 ② ・財務会計情報やリスク情報等の徴求、定期・随時のヒアリング等を通じ、金融機関の経営状況の把握等を行った。 ・監督指針・方針に基づき、持株会社を中心としたグループ全体としての経営・リスク管理等の高度化を実施しているか、検証した。 ・監督指針・方針に基づき、リスク管理に係るヒアリング等を実施した。 ・自己資本比率規制に係る高度なリスク計測手法の承認については、6先に対する承認を行った。 ・グローバルに活動する我が国の金融機関（3メガバンクグループ、野村グループ等）について、監督カレッジ会合を開催した。 ・証券会社の連結規制・監督について、外資も含めたグループ全体の流動性リスク管理に万全を期すよう求め、グループ全体の統合的なリスク等を重点的に検証した。また、国際的に活動する大規模証券会社グループに対して、バーゼル3を平成25年3月末から適用するとともに、バーゼル3の開示規制に対応するために、告示を改正した。さらに、他国当局や他国金融機関のベスト・プラクティスについて情報収集し、監督手法の高度化に取り組んだ。 ・グローバルなシステム上重要な金融機関等については、危機管理の一環として、再建・処理計画の策定を進めた。 ・24年3月末に導入した連結財務健全性基準を用い、保険会社等の財務健全性の監督を行った。また、経営統合や海外での業務拡大などの取組みがみられるグループについて、グループ全体の統合的リスク管理態勢の整備状況等を重点的に検証した。特に、海外拠点を有するグループについては、海外拠点の業務に係るリスク管理態勢について検証した。	(測定結果) A「目標達成」 (判断根拠) 金融機関の健全性を確保するための重要な取組みとして、国際的な議論も踏まえた健全性確保のためのルール整備、金融モニタリング基本方針に基づくオン・オフ一体の効果的・効率的なモニタリング、金融機関の統合的なリスク管理態勢の検証等を着実に進めた。 また、金融機能強化法及び早期健全化法に基づき資本増強を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行う等、適切な措置を講じた。 さらに、日頃から金融機関との率直かつ深度ある議論を行い、金融機関の自己規律の向上を促す等、金融行政の質的向上に向けての取組みが進展した。 今後も、引き続き効果的な金融モニタリングの実施などの取組みを進める必要がある。	② 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備 ① 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	② ・バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の25年度における進捗を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制、レバレッジ比率の開示等に関する銀行法告示等の整備を実施する。 ・大口信用供与等規制の見直しに係る政令・内閣府令の整備 ① ・オン・オフのモニタリングの更なる一体化（大規模な証券会社グループ等のモニタリングにおける証券取引等監視委員会との連携を含む。） ・金融機関の業務やリスク特性等に関する分析（プロファイリング）の強化。 ・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化等を踏まえ、重要な経営課題に焦点を当てた検証等、リスクベースによる効果的・効率的なモニタリングの実施。 ・マクロ経済・金融市場等の動向と個々の金融機関（ミクロ）の業務運営・ビジネス動向等の相互作用等マクロレベルでの分析の強化。 ・金融行政上の重要課題（金融機関のガバナンス、ストレステストの活用を含むリスク管理の高度化等）について、国際的なベスト・プラクティスも踏まえた検証手法の充実。 ・統合的なリスク管理態勢の整備状況、円滑な資金供給に向けた取組状況等についての検証。 ・国内外で大規模かつ複雑な業務を行っているグローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）グループ等について、グループ全体の経営・リスク管理等の高度化や、持株会社の役割の明確化及び機能発揮状況等の観点から、国際的な議論を踏まえつつ検証を行う。 ・G-SIFIs等に対し、監督カレッジの枠組みの下、適切な監督を実施。 ・G-SIFIsについて、国際的な議論を踏まえ、国内外の関係当局との連携等の対応を実施。 ・金融機関の規模・特性等に応じて必要とされるプラクティスについてのベンチマーク（水準）を作るとともに、金融機関の横断的な実態把握を行い、金融機関の自主的な経営改善に資する情報提供（フィードバック）等を実施。 ・中長期的・計画的な外部専門家の登用、専門人材の育成等。 ・自己資本比率規制に関し、リスク管理の運用状況の把握や承認申請への適切な審査を実施。 ・証券会社、保険会社等の連結規制・監督等

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績	目標達成度合いの 測定結果	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要
		<p>③ 効果的なオンサイト・モニタリング（検査）の実施</p> <p>④ オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの推進</p> <p>⑤ 金融機能強化法等の適切な運用</p> <p>⑥ 金融機関の業務継続体制の検証</p>	<p>③ ・金融機関のリスク特性を十分見極めた、効果的な検査の実施（ⅰ日本版EiC等による深度ある分析ⅱターゲット検査の必要性が高い検証分野等を検討ⅲ海外当局当との間で、連携を強化）。</p> <p>・近年、金融持株会社により、銀行・保険会社等の金融グループを統括する形態が増加しつつあることを踏まえ、金融持株会社が、子会社等に対するグループ経営管理機能を十分に発揮しているか、等について検証する。</p> <p>・金融機関を取り巻く環境の変化に対応した検査の実施（ⅰ金融危機や欧州の債務問題を踏まえた、検査態勢や検査マニュアルの整備を検討ⅱデジタルフォレンジック技術を活用した検査態勢の整備等を図る）。</p> <p>・検査で得られた情報に係る分析力・情報発信力の強化。</p> <p>④ ・検査局と監督局との横断的な検証体制を設置し、当該体制を中心にオン・オフ体系的なモニタリングの一層の強化。</p> <p>・検査局と監督局のデータ集積・分析機能の一体化を推進。</p> <p>・システムリスクについて、引き続き検査局と監督局との横断的な組織を設置。</p> <p>・日本版EiCについて、引き続き監督局に併任した上で、監督局における様々なヒアリングなどに参加させる。</p> <p>・監督局スタッフの検査への参加等を検討。</p> <p>⑤ ・金融機能強化法について活用の検討を促すとともに、資本参加した金融機関に対して適切なフォローアップを実施。</p> <p>・早期健全化法に基づく資本増強行に対して、適切なフォローアップを実施。</p> <p>⑥ ・金融庁を含む金融システム全体において、大規模災害等のリスクに対してに対してしなやかで強靱な業務継続体制を構築するため、全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練を検討。</p> <p>・金融検査において、業務継続体制の整備等について重点的に検証。</p>	<p>③ ・内外の経済・金融情勢を的確に把握し、潜在的な脅威を早期発見・対応するとともに、金融機関が顧客のニーズに応え、より質の高い金融サービスを提供できる業務運営・リスク管理態勢の確立を促進できるよう、25年9月に「金融モニタリング基本方針」を策定・公表し、検査・監督の考え方や態勢を見直した。特に、25年度は、次の取組みを実施した。</p> <p>（ⅰ）金融機関に対するモニタリング手法の見直し</p> <p>（ⅱ）新しい金融モニタリングのための組織体制の見直し</p> <p>また、個別業態等について、次のような取組みを実施した。</p> <p>ア SIFIs（メガバンク・グループ）等に対しては、各グループに共通するグループ経営管理、反社会的勢力やマネー・ロンダリングへの対応等を重点検証項目とし、検証項目毎に統一的目的線を実態把握する「水平的レビュー」を実施した。</p> <p>イ 地域金融機関に対しては、各地域経済の中長期的な見通しを踏まえた経営戦略やビジネスモデルの将来にわたる持続可能性等について実態を把握。顧客企業の事業内容（その成長性や課題）等に関する地域金融機関の評価能力や、有価証券運用のあり方等についての検証を行った。</p> <p>ウ 外国銀行に対しては、全ての在日拠点を対象にグループ全体の運営状況等の基本的な経営情報の収集やヒアリングを実施し、ビジネスモデルや業務内容等に応じたリスク分析を行うとともに、検証項目を絞り込んだ簡易なオンサイト・モニタリングを実施。</p> <p>エ 大手生保・損保会社等に対して、業界横断的なテーマに関する水平的レビューを実施し、その他の保険会社に対しても、通常検査を含め、オン・オフの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施。</p> <p>オ 業態別のモニタリングに加え、反社会的勢力への対応など、業態横断的な検証が必要なテーマについては、各金融機関の取組み状況等について、統一的な目的線を実態把握を行った。また、外部専門家の活用を行うとともに、外資系金融機関などからもヒアリングを行い、ベストプラクティスについての知見の蓄積に努めた。</p> <p>⑤ ・金融機能強化法に基づき3金融機関に対して資本参加を実施（26年3月）。</p> <p>・金融機能強化法に基づく資本参加金融機関における経営強化計画の履行状況を公表（25年3月期は同年8月、25年9月期は26年1月）。</p> <p>・金融機能強化法の適切な運用に努めたこと等から、25年度は北洋銀行から1,000億円、紀陽HD（紀陽銀行）から161億円の返済があった。</p> <p>・早期健全化法に基づく資本増強行における経営健全化計画の履行状況を公表（25年3月期は同年6月、25年9月期は同年12月）。</p> <p>・早期健全化法・預金保険法の適切な運用に努めたこと等から、25年度はあおぞら銀行から204億円、千葉興業銀行から600億円、りそなHDから5,156億円の返済があった。</p> <p>⑥ ・監督局の業務継続計画を見直し、大規模災害等のリスクに対してしなやかで強靱な業務継続体制の構築を目指した。</p> <p>・全国銀行協会が銀行業界横断的な業務継続性に係る訓練を実施し、当庁は、準備段階から当該訓練に参加。</p> <p>・金融モニタリング基本方針に基づき、金融機関における業務継続計画の整備状況やサイバーテロ対策の状況、及びその有効性等について、検証を行った。</p>		<p>③ 金融機能強化法等の適切な運用</p> <p>④ 金融機関の業務継続体制の検証</p>	<p>③ ・金融機能強化法について活用の検討を促すとともに、資本参加した金融機関に対して適切なフォローアップを実施。</p> <p>・早期健全化法に基づく資本増強行に対して、適切なフォローアップを実施。</p> <p>④ ・金融庁を含む金融システム全体において、大規模災害等のリスクに対してしなやかで強靱な業務継続体制を構築するため、全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練を検討。</p> <p>・金融機関の業務継続計画の整備状況・有効性等を検証するとともに、サイバーテロ対策について、海外のベスト・プラクティスに関する情報収集や、組織としての知見・ノウハウの蓄積に継続的に取り組む。</p>

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績	目標達成度合いの 測定結果	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要
	<p>⑧ ベターレギュレーションの深化</p>	<p>⑦ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み</p>	<p>⑦ 金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けた取組みのための情報提供、情報連絡の充実等を推進。 ・金融情報システムセンター（FISC）と共同調査を実施し、金融分野に係るIT等についての情報提供を実施。</p>	<p>⑦ 「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画」（24年4月26日情報セキュリティ政策会議改定。以下「行動計画」という。）において、情報セキュリティ対策に資する情報の官民における共有と、共有する情報の内容の充実が定められたことに基づき、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）と連携し、ソフトウェアの不具合や情報セキュリティ関係団体による取組み等の情報セキュリティに関する情報を金融関係事業者団体に提供（30件）し、NISCに対しては、金融機関のシステム障害に係る情報連絡（4件）を行った。 ・この他に、金融機関全体のサイバー攻撃への対応態勢について把握・評価を行うため、公益財団法人 金融情報システムセンター（FISC）と共同調査（サイバー攻撃対応態勢にかかるアンケート調査）を実施した。調査結果については、アンケートに回答した金融機関に還元された。</p>		<p>⑤ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み</p>	<p>⑤ IT障害やサイバー攻撃からの重要インフラ防護を目的とした「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」（平成26年5月19日情報セキュリティ政策会議）を踏まえ、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けた取組みのための情報提供、情報連絡の充実等を図る。 ・金融機関における情報セキュリティ対策の高度化を図るため、公益財団法人金融情報システムセンター（FISC）が発行する金融機関向けの情報セキュリティに係る各種ガイドラインの改定の検討等の機会を捉え、FISCに金融機関のサイバー攻撃対策の促進等に向けた情報の連携等を行う。</p>
<p>2 我が国金融システムの安定性を確保するための環境整備</p> <p>〔達成目標〕 金融システムの安定性が確保されること</p>	<p>① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備</p> <p>② 円滑な破綻処理のための態勢の整備</p>	<p>① パーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制の見直しの議論を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制・レバレッジ比率等に関する銀行法告示等の整備を実施する。また、26年3月に実施予定となっている国内基準行に対する新規制の適切な運用確保に向けた監督指針等の整備を実施する。 ・金融機関の秩序ある処理の枠組みについて所要の制度を整備。</p> <p>② 金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を実施。 ・預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実。</p>	<p>① 国内基準行に対する自己資本比率規制に関して、関連告示及び監督指針等の追加改正を行った（25年11月、26年2月改正）。 ・金融審議会報告書「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」を踏まえ、金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、25年6月に成立。26年3月には、関係政令・内閣府令等とともに施行。</p> <p>② 預金保険法に基づく資本増強を行ったりそのグループについて、経営健全化計画が着実に履行されるようフォローアップを行った。 ・預金保険機構で行われた「金融整理管財人業務」の研修に参加するなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を努めた。 ・金融機関の秩序ある処理に関する枠組みが整備されたことを踏まえ、預金保険機構の定款等の変更に係る認可等を行うなど、破綻処理が適切に行われるための態勢整備を行った。 ・名寄せデータの整備状況について、預金保険機構とも連携し、預金取扱金融機関の検査を行った。</p>	<p>〔測定結果〕 A 「目標達成」 〔判断根拠〕 国際的な議論も踏まえ、金融機関の健全性確保のための規制を見直し、金融機関の秩序ある処理に関する新たな枠組みについて整備を行う等、金融システムの安定に向けた必要な取組みが進展した。 その新たな枠組みを円滑に機能させるために、関係機関との連携の強化、各種事務手続きの整備等を進めている。また、名寄せデータの精度の維持・向上にも努めており、破綻処理のための態勢整備の充実を図っている。 今後も、引き続き金融システムの安定確保のためのルール整備などの取組みを進める必要がある。</p>	<p>① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備</p> <p>② 円滑な破綻処理のための態勢の整備</p>	<p>① パーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制、レバレッジ比率の開示等に関する銀行法告示等の整備を実施する。</p> <p>② 金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を実施。 ・預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実。</p>	
<p>3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体のリスクの把握と行政対応</p> <p>〔達成目標〕 システミックリスクの未然防止が図られること</p>	<p>① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応</p>	<p>① 金融システムの安定を確保し、金融・資本市場の動向を的確かつ早期に把握するため、内外の市場動向やマクロ経済情勢等について、実体経済との相互作用に留意しつつ、関係省庁や日銀とも連携し、マクロブルーデンスの視点も踏まえ、情報の集積・調査・分析を実施。なお、引き続き欧米諸国の経済・財政問題に加え、新興国市場の過熱化、日銀の新たな金融緩和等が経済・市場動向に与える影響も前記に注視。 ・より体系的なマクロブルーデンス政策に関する枠組みの検討に向けて、海外当局の取組み等に関する調査・分析を実施。その際、当庁特別研究官への委嘱なども活用。 ・集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を促進。</p>	<p>① 内外の金融機関を取り巻く指標の収集・分析及び金融機関の実務者層・市場関係者との意見交換等を通して、マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握し、検査・監督の現場に還元するなど、リスク分析の高度化に取り組んだ。 ・特別研究官への委嘱などを活用した上で、海外当局によるマクロブルーデンス政策に関する取組み等に関する調査・分析を実施し、集積した情報及び分析結果を庁内で共有した。</p>	<p>〔測定結果〕 B 「相当程度進展あり」 〔判断根拠〕 マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握し、検査・監督の現場に還元するなど、集積した情報及び分析結果について金融行政への反映を図っており、システミックリスクの未然防止のための取組みを十分に行った。 測定指標の目標は達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、今後もこうした取組みを一層進めて行く必要がある。</p>	<p>① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応</p>	<p>① 内外の市場動向やマクロ経済情勢等について、そのマクロ・ブルーデンスに与える影響の観点から、情報の集積・調査・分析を実施。 ・より体系的なマクロ・ブルーデンス政策に関する枠組みの検討に向けて、海外当局の取組み等に関する調査・分析を実施。 ・金融機関から徴求した直近の各種データや外部統計を用い、定期的に集計・分析を行い、金融機関の融資・投資動向等を把握。 ・集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を促進。</p>	

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績	目標達成度合いの 測定結果	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備 [達成目標] 金融サービスの利用者の保護が図られること	① 顧客のニーズに適した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備 ② 当局における相談体制の充実 ③ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営 ④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備	① 顧客が金融サービスを安心して享受できるようにするための制度整備 ・ 適時適切に監督指針等の整備を行い、問題等には必要に応じ、行政処分を行うとともに、業務改善の実施状況をフォローアップ。 ・ 預金取扱金融機関については、主要行等・中小地域金融機関向け監督指針を踏まえて、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・ 保険会社等については、保険会社等の保険募集代理店に対する指導・管理の状況を検証することを含め、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・ 金融商品取引業者については、適合性の原則の遵守を含め、金融商品取引法等の遵守状況を注視し、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・ 金融商品取引法における登録金融機関については、適合性の原則の遵守を含め顧客目線に立った営業、営業部門等への牽制機能や監視機能の適切な発揮が行われているか等について検証。 ・ 投資運用業者や信託銀行等が受託者責任を果たしているか等、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・ 貸金業者については、改正貸金業法を踏まえ、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督（ヤミ金対策を含む）。 ・ 前払式支払手段発行者、資金移動業者については、適切な業務運営やサービスの適切な実施を確保するよう指導・監督。	① ・ A I J 事業を踏まえた資産運用規制の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成25年6月12日成立、同年6月19日に公布)の關係政府令(政令・25年7月3日公布・同年7月9日施行、26年1月24日公布・同年4月施行予定、府令・26年2月14日公布・4月施行予定)を整備。また、M R J 事業等も踏まえ、平成26年1月に政令、平成26年2月に内閣府令をそれぞれ改正したほか、ファンド販売業者に関する規制の強化策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。 ・ 法令に照らして、重大な問題が認められた金融機関等に対し、行政処分等を行った。また、行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事業の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係を含め、公表した。 ・ 業界団体との意見交換会等の機会を捉えて、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請するとともに、情報交換を実施した。 ・ 預金取扱金融機関については、25年8月に指定紛争解決機関の周知・顧客への対応等に係る着眼点を明記するための監督指針の改正を行ったほか、預金取扱金融機関への定期及び随時のヒアリングを通じて、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等の観点から、態勢整備の状況について、把握・検証。 ・ 保険会社については、26年2月及び3月に、保険契約者保護の観点から、代理店管理を含む募集管理態勢の強化等に関する監督上の着眼点の拡充のための保険会社向けの総合的な監督指針の改正を行ったほか、保険会社等への定期及び随時のヒアリングを通じて、支払管理態勢、統合的リスク管理態勢、募集管理態勢等の状況について、把握・検証。 ・ 金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」における保険募集・販売ルールのあり方についての議論を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。 ・ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針等を改正し、個人向け店頭バイナリーオプション取引に係る監督上の着眼点（25年7月）、通貨関連店頭デリバティブ取引等におけるスリッページの取扱いに係る監督上の着眼点（25年8月）、高齢顧客への勧誘に係る監督上の着眼点（25年12月）、営業員の業務上の評価に関する監督上の着眼点（26年3月）等を示した。 ・ 貸金業者・前払式支払手段発行者・資金移動業者について、システムリスク管理態勢の強化のため、貸金業者向けの総合的な監督指針等を改正し、監督上の着眼点等を追加した。 ② ・ 金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等の件数を四半期毎に公表するとともに、25年10月から詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付状況を掲載。 ・ 金融サービス利用者相談室職員を消費生活センター主催の講演会に講師として派遣し、金融トラブルに関する事例を紹介するなど、金融トラブルの予防的アドバイスの提供を実施。また、相談室職員のスキルアップのため、各種研修を実施。 ③ ・ 金融トラブル連絡調整協議会（指定紛争解決機関（指定機関）、学識経験者・消費者団体・弁護士会等によって構成）を2回開催し、各指定機関の業務実施状況や利用者利便の向上に向けた取組み等について議論。 ・ 25年3月に公表した金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議の報告書の提言を踏まえ、「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」を策定（25年8月）し、指定機関の監督に取り組んだ。 ・ 金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を3回開催し、指定機関間の連携強化に取り組んだ。 ④ ・ 「多重債務者相談強化キャンペーン2013」を開催した（25年9月～12月）。 ・ 各財務局が管内自治体の相談員等向け研修を実施するよう促すことによって、25年度は474市町村が研修に参加した。	(測定結果) B 「相当程度進展あり」 (判断根拠) 金融サービスの利用者の保護等の観点から、金融商品取引法や監督指針等を整備し、利用者保護のための制度整備及び金融機関の態勢整備を進めることにより、利用者が金融商品・サービスを安心して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築に向けた取組みを進めた。 今後も、利用者保護の充実にに向けた取組みを一層進める必要がある。	① 顧客のニーズに適した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備 ② 当局における相談体制の充実 ③ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営 ④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備	① ・ 利用者保護等の観点から行われた法改正等を受けた、政令・内閣府令の整備を行う（プロ向けファンドに関する規制の見直しを含む）。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討。 ・ 適時適切に監督指針等の整備を行い、問題等が確認された場合は、必要に応じ行政処分を行うとともに、業務改善の実施状況を適切にフォローアップ。 ・ 預金取扱金融機関については、主要行等・中小地域金融機関向け監督指針を踏まえて、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・ 保険会社等については、支払管理態勢や統合的リスク管理態勢の整備状況を検証し、監督指針を行うよう指導・監督していく。 ・ 保険募集・販売の在り方等に係る所定の制度整備に取り組むとともに、保険募集代理店等について、適切な業務運営やサービスの実施を確保するよう指導・監督。 ・ 金融商品取引業者等については、投資者保護と市場の公正性・透明性確保の観点から、金融商品取引法等の遵守状況を注視するとともに、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針等を踏まえて、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・ 貸金業者については、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督していく（ヤミ金対策を含む）。 ・ 前払式支払手段発行者、資金移動業者については、適切な業務運営やサービスの適切な実施を確保するよう指導・監督。 ② ・ 金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向け事前相談の提供を実施し、相談体制等の充実を推進。 ③ ・ 金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討。 ・ 新たに策定した指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図る。また、金融ADR連絡協議会を活用し、指定機関間の連携強化に取り組む。 ④ ・ 自治体の主体的な取組みを促し、相談窓口を訪れる契機とするため、周知・広報の取組みを実施。 ・ 財務局等で直接相談を受け付けるほか、各局の相談員向け研修機会の充実等、各局管内の都道府県等の取組みをバックアップ。

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績	目標達成度合いの 測定結果	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要
		⑤ 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応	⑤ ・犯罪の抑止に向けた金融機関の取組みを促進（預金口座の不正利用に関し、警察当局への速やかな情報提供等を含む）。 ・振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復等のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組みを促す、③預納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知徹底を図るなど、振り込め詐欺救済法（20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。 ・偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、預貯金者保護法等を適切に運用。 ・無登録業者等による未公開株式・ファンドの販売・勧誘や無届募集等については、金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止・停止命令の申立てや悪質な業者名の公表、警告書の発出等により適切に対応。	⑤ ・25年9月に策定・公表した主要行等・中小地域金融機関向け監督指針において、振り込め詐欺など他人の財産を害する犯罪の撲滅に向けた対策を、監督上の重点事項とした。また、26年2月、振り込め詐欺等の未然防止を図るリーフレットを作成、当庁ウェブサイトに掲載するとともに、関係団体に対して、周知を依頼した。 ・預金口座の不正利用に関し、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行い、これを受けた金融機関において、利用停止・強制解約等が行われた。 ・振り込め詐欺等の被害者に対する返金率の向上のため、返金制度に係るインターネット広告等により、広く一般国民に向けて周知した。 ・預納付金を用いた犯罪被害者等支援事業を広く一般国民に向け周知した。なお、当該事業に係る奨学金の貸与等については、公益財団法人日本財団において滞りなく実施された。 ・25年9月に策定・公表した主要行等・中小地域金融機関向け監督指針において、前年に引き続き、偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキングを用いた不正送金・預金の払出しを防止する対策等への的確な対応を監督上の重点事項とした。 ・インターネットバンキングを使用した不正送金事案が急増したことから、業界団体に対して、万全の対策を講じるよう要請。 ・「預貯金者保護法」の施行状況等を把握するため、金融機関から犯罪発生報告を受け、必要に応じてフォローアップを実施。また、偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況をとりまとめ、四半期ごとに公表。 ・金融庁において、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、被害拡大の防止に向けた国民への注意喚起を行うとともに、警告書の発出・公表を152件実施した。また、証券取引等監視委員会において、無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた1件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行った。 ・金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者29社について、社名・代表者名・法令違反行為等を公表した。また、証券取引等監視委員会において、無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた1件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行った。	目標達成度合いの測定結果	⑤ 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応	⑤ ・犯罪の抑止に向けた金融機関の取組みを促進（預金口座の不正利用に関し、警察当局への速やかな情報提供等を含む）。 ・振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復等のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組みを促す、③預納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知徹底を図るなど、振り込め詐欺救済法の円滑な運用に取り組む。 ・偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、金融機関におけるセキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう取り組む。 ・無登録業者による詐欺的な投資勧誘等及び無届募集等については、被害拡大の防止・被害の迅速な回復等に向け、国民への注意喚起、実態把握、金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止・停止命令の申立てや悪質な業者名の公表、警告書の発出等により、厳正かつ適切に対応する。 また、関係省庁等とも連携し、被害の未然防止及び拡大防止に取り組む。 ・法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、裁判所への禁止・停止命令の申立てや社名・代表者名・法令違反行為等の公表、警告書の発出等により、厳正かつ適切に対応する。
19	2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 [達成目標] 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること	① 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮	① ・金融機関が利用者ニーズに応えるため、各金融機関における、きめ細かな経営相談・指導等の新たな取組み（顧客企業の経営改善、事業再生、育成、成長につながる新規融資に関する取組み等）について、その実態把握に努めるとともに、積極的な対応を促進。	① ・平成25事務年度主要行等向け及び中小・地域金融機関向け監督方針において監督重点分野として「成長可能性を重視した金融機関の新規融資の取組みの促進」等を掲げ、金融機関に対して積極的な取組みを促していくことを明記した上で、金融機関が、「投資子会社・エクイティファンド等を活用した創業・起業、新事業の立ち上げ等による企業の成長、事業の再生に対する支援、多様な金融手法（DD S、DES、ABL等）の積極的な活用、新たな顧客ニーズに対応したリテール商品（NISA、教育資金預金・信託等）の提供等の取組みを主体的に行っているかについて確認する。」という考え方を示した。 ・新規融資に対する経営戦略、与信審査状況、海外向けビジネスの現状と課題、ABLに関する取組みの現状と課題、税制改正に対応した商品開発への対応状況等について、金融機関との各種ヒアリングの機会を通じて確認を行った。 ・金融業界以外の複数の有識者からヒアリングを実施しオフサイトモニタリングの充実を図った。 ・金融機関による、顧客企業の成長可能性を重視した新規融資の積極的な取組みを促すため、監督方針において13項目の着眼点を明記するとともに、25年10月には、中小企業に対する新規融資や経営改善支援等にかかる先進的な取組み等を取りまとめた事例集を公表。 ・金融機関が、担保・保証に過度に依存することなく適切なリスクテイクを行うことを阻害している要因は何か、また、融資決定のプロセス等において、債務者企業の財務内容だけでなく事業内容（その成長性や課題等）をどの程度適切に評価しているかといった観点から、金融機関の取組み状況について実態把握を行った。 ・「中小企業における個人保証等の在り方研究会」（中小企業庁・金融庁共同設置）において25年5月に公表された報告者を実用化するため、一定の条件を満たす場合には保証を求めないこと等を盛り込んだ「経営者保証に関するガイドライン」を策定・公表した（25年12月）。 ・本ガイドラインについて、周知・広報に努めるとともに、監督指針や金融検査マニュアルにガイドラインに基づく対応態勢の整備等に関する着眼点を追加する等、金融機関等に対して積極的な活用を促した。	(測定結果) B「相当程度進展あり」 (判断根拠) 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮のために、金融機関が、①成長分野などへの新規融資を含む積極的な資金供給を行うこと、②中小企業等の経営改善・体質強化の支援を本格化していくことを資金需要の掘り起し等のための工夫・取組みを確認することや、コンサルティング機能の発揮状況や中小企業に対する経営再建計画の策定支援、抜本的な事業再生支援の取組み状況について確認することにより強く促した。 また、中小企業等の経営者による個人保証の契約時等における課題解決として、「経営者保証に関するガイドライン」の策定に関与するとともに、本ガイドラインの周知・広報にも努めた。 さらに、地域経済活性化支援機構の積極的な活用を通じて、金融機関による中小企業の事業再生・経営改善支援を推進した。 アジア地域等へ進出する日本企業に十分な金融サービスが提供できる環境整備に努める等、資金の借り手が必要な金融サービスを受けられるために様々な施策を講じている。 測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、今後もう少し取組みを一層進め、浸透・定着を図って行く必要がある。	① 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮	① ・日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、顧客企業と向き合い、顧客企業の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成・成長を強力に後押しするという金融機関が本来果たすべき役割を一層発揮していくことが重要であるとの基本的考え方に沿って、引き続ききめ細かい実態把握に努めつつ、金融機関による積極的な金融仲介機能の発揮を促進。 ・地域金融機関が、担保・保証に過度に依存することなく適切なリスクテイクを行えるよう、融資決定のプロセス等において、企業の内容（その成長性や課題等）を適切に評価するための能力の向上に向けた取組み等を、金融モニタリングの実施等を通じて促進。
		② 地域密着型金融の促進	② ・地域金融機関の地域密着型金融に係る自主的な取組みの一層の促進。	② ・各種ヒアリングを通じ金融機関による地域経済の活性化への貢献に向けた取組状況等を確認。 ・金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、各財務局等において、地域密着型金融に関するシンポジウムを開催するとともに、特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みを行っている金融機関に対し顕彰を実施。		② 地域密着型金融の促進	② ・地域金融機関の地域密着型金融に係る自主的な取組みの一層の促進

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績	目標達成度合いの 測定結果	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要
		<p>③ 中小企業の経営改善・事業再生支援</p> <p>④ 企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化</p> <p>⑤ 金融機能強化法の適切な運用</p> <p>⑥ 銀行等による資本性資金の供給促進</p>	<p>③ ・地域経済活性化支援機構の活用により中小企業の事業再生を強力に推進するとともに、機構の新規業務であるファンド運営業務や専門家派遣業務等を活用し、地域の再生現場の強化を図る。また、中小企業再生支援協議会を始めとする様々な中小企業支援策と連携した、中小企業の経営改善・事業再生が促進されるよう、引き続き関係省庁等と連携して取組みを進める。 ・金融機関が新規融資を含む円滑な資金供給や貸付条件の変更等に努めるとともに、中小企業・小規模事業者の経営支援に最大限取組むよう促していく。また、中小企業の経営支援に関する取組状況等について、具体的に分かりやすく公表していくように促していく。 ・中小企業金融に関するアンケート等による実態把握。 ・金融円滑化に係る検査（コンサルティング機能の発揮状況等の検証）を実施。 ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構等の活用促進も含めた、被災者支援等の促進。 ・円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針や資本金借入金等の積極的活用等を周知徹底。</p> <p>④ ・主要行等において、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際のきめ細やかな金融サービスの提供を促進。</p> <p>⑤ ・金融機能強化法に基づき資本参加した金融機関について、適切なフォローアップを行うほか、活用の検討を促す。</p> <p>⑥ ・資本性資金の供給主体としての銀行等の役割が発揮される環境整備（議決権保有制限の見直し）。</p>	<p>③ ・監督方針において、本事務年度を「中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な1年」と位置付け、金融機関に対して、経営改善・事業再生の支援に積極的に取り組むよう促した。 ・地域経済活性化支援機構の改組後の支援決定件数は26年3月末で10件、また、金融機関と機構が連携し、3の事業再生ファンド、1の地域活性化ファンドを組成、機構が地域金融機関等に対して19件の特定専門家の派遣を決定した。また、中小企業再生支援協議会における再生計画の策定件数は、25年12月末で1,209件。 ・金融機関による成長分野等への積極的な資金供給及び中小企業等の経営改善・体質強化の支援を促進するため、先進的な取組み事例等を取りまとめた事例集を定期的に公表・周知。また、中小企業等の本業支援を担える専門人材の活用事例等を取りまとめた事例集を公表・周知。 ・中小企業の経営改善等に関する取組状況の定期的な開示の義務付け等を盛り込んだ内閣府令等を改正した（平成25年3月）。 ・地域経済活性化支援機構等と連携し、地域金融機関に対して事業再生ファンド・地域活性化ファンドの積極的な設立・活用を促した。 ・平成25年12月に「いわゆる二重債務問題に係る被災者支援の促進について」を発出し、金融機関に対し、被災者のきめ細い状況把握、東日本大震災事業者再生支援機構等の積極的な活用及び個人版私的整理ガイドラインの利用を積極的に勧めることを要請。 ・政府広報、チラシ配布、無料相談会の開催などにより、個人版私的整理ガイドラインの活用を促進。 ・金融モニタリング基本方針に基づき、地域金融機関等に対するモニタリングにおいて、中小企業の経営改善・事業再生支援等の取組み（円滑化法適用企業への対応を含む）と課題等について、実態把握を行った。 ・「金融検査マニュアル別冊【中小企業融資編】」の内容について、中小企業向けの説明会を全国の財務局において開催した。</p> <p>④ ・平成25事務年度監督方針において、金融機関が、企業の海外進出支援等の取組みを主体的に行っているかについて引き続き確認するとともに、主要行等と地域金融機関とが協働してこれにあたってはかについても新たに確認することとした。 ・金融機関に対するヒアリング等を通じ、各金融機関ごとの海外業務の展開方針（特にアジアにおける展開のあり方）、重点地域・戦略分野等を把握した。 ・「緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）」を受けて「信用金庫・信用組合による会員・組合員の海外子会社への融資等の解禁」等のスキームを整備するなど、地域金融機関による日本企業の海外展開支援を促した。</p> <p>⑤ ・金融機能強化法に基づき3金融機関に対して資本参加を実施した（26年3月）。 ・金融機能強化法に基づく資本参加金融機関における経営強化計画の履行状況を公表（25年3月期は同年8月、25年9月期は26年1月）。 ・金融機能強化法の適切な運用に努めたこと等から、25年度は北洋銀行から1,000億円、紀陽HD（紀陽銀行）から161億円の返済があった。</p> <p>⑥ ・銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにするため、議決権保有制限の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立した（平成25年6月12日成立、6月19日公布）。これを踏まえ、銀行等本体が議決権を保有できる事業再生会社の範囲等を定めた内閣府令を公布（26年3月31日）。</p>	<p>（測定結果） B「相当程度進展あり」</p> <p>（判断根拠） 26年1月から開始されたNISAの円滑な導入、制度の普及・定着のための監督指針等の制度整備、「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の報告書を踏まえた所要の政令・内閣府令の整備等、国民の資産形成等に真に必要な金融サービスの提供の観点から、必要な制度・環境整備を着実に進めた。 測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、国民の資産形成等に必要な金融サービスの提供や少子高齢化社会にふさわしい保険等の金融サービスの提供などを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多い。</p>	<p>③ 中小企業の経営改善・事業再生支援</p> <p>④ 企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化</p> <p>⑤ 金融機能強化法の適切な運用</p>	<p>③ ・監督方針等に基づき、金融機関に対し、外部専門家等と連携した積極的なコンサルティング機能の発揮等により、新規融資や経営改善・事業再生支援等に関する積極的な取組みを促すとともに、中小企業の本業支援を担うことができる専門人材を適切に活用できる仕組みを検討する。また、金融面における中小企業支援策として以下のような取組みを行う。 ①「地域経済活性化支援機構」の積極的な活用 ②事業再生ファンド、地域活性化ファンドの設立・活用の促進。 ③「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進 ④新規融資や経営改善・事業再生支援等の先進的な取組み事例等の定期的な公表 ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構等の活用促進も含めた、被災者支援等の促進。 ・地域金融機関に対するモニタリング等を通じ、中小企業等の経営改善・事業再生支援の取組状況や、そのために必要な態勢整備の状況等について、継続的に実態把握を進める。</p> <p>④ ・主要行等において、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際のきめ細やかな金融サービスの提供を促進。</p> <p>⑤ ・金融機能強化法について活用の検討を促すとともに、資本参加した金融機関に対して適切なフォローアップを実施。</p>
	<p>3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>〔達成目標〕国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること</p>	<p>① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>i) 投資信託・投資法人法制の見直し</p> <p>ii) 保険商品・サービスの提供等のあり方についての検討</p>	<p>① ・投資信託・投資法人法制の制度整備、 ・保険契約者の多様なニーズに応えるための保険商品やサービスの提供及び保険会社等の業務範囲のあり方並びに保険募集・販売のあり方について検討し、制度を整備。</p>	<p>① ・「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の最終報告（24年12月）の提言を踏まえ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、25年6月に成立・公布された。また、関連の政令・内閣府令の整備等を実施。 ・「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の報告書（25年6月）を踏まえ「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。</p>		<p>① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>i) 投資信託・投資法人法制の見直し</p> <p>ii) 保険募集の更なる質の向上等に向けた所要の制度整備</p>	<p>① ・投資信託商品の多様化及びREITを巡る諸問題を踏まえ、投資信託・投資法人法制関連法案の国会提出等所要の制度整備。 ・保険募集の更なる質の向上等に向けた所要の制度整備。</p>

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績	目標達成度合いの 測定結果	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要
		②個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための制度・環境整備	②・平成26年度1月より導入される日本版ISAについて、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点からの環境整備を推進。 ・国民金融資産の運用のあり方に関する調査研究を行う。	②・NISAの円滑な導入・普及・定着を促進するため、①「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、NISAを利用した取引の勧誘に係る留意事項を盛り込んだほか、②NISAの利便性向上に向け、26年度法制改正において、1年単位での口座開設金融機関の変更や、NISA口座を廃止した場合の再開設を可能とすることを要望（26年度法制改正で実現）。さらに、関係業界の協力も得ながら、制度の周知・広報に取り組んだ。 ・特にアセット・マネジメント、ウェルス・マネジメント分野でめざましい発展をみせているシンガポールについて、その発展を支えた制度や環境に関する調査研究を実施。 ・金融システム上重要な金融機関（SIFIs）や地域銀行等における手数料ビジネス（投資信託の窓口販売等）について、各金融機関の経営戦略上の位置づけ等に関する水平的レビューを実施し、真の顧客利益につながり、成長マネー供給の促進にも貢献する業務のあり方を検証した。		②個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備	②・NISAの普及・定着に向けた取組みを推進。 ・金融機関の手数料ビジネス（投資信託の窓口販売等）について、25年度の成果も踏まえた水平的レビューを実施し、真の顧客利益につながり、成長マネーの供給促進にも貢献する業務のあり方について、引き続き検証。
Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築	1 市場インフラの構築のための制度・環境整備 〔達成目標〕 信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること	①店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築 ②国債取引・貸株取引等に関する市場インフラの構築 ③EDINETの整備	①・一定の店頭デリバティブ取引等について、取引情報保存・報告制度等の適切な実施。 ・一定の店頭デリバティブ取引等について、電子取引基盤での取引執行が義務付けられたことを踏まえ、円滑な施行に向けた制度整備。 ・清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の提供開始に向けた取組み等をサポートし、国際議論に積極的に参画。 ②・日本国債清算機関の利用拡大に向けた取組みや、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みをサポート。 ・貸株取引の決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みをサポート。 ・清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の提供開始に向けた取組み等をサポートし、「金融市場インフラのための原則」に沿うよう適切な監督を実施。 ③・次世代EDINETの25年度中の稼働開始に向け、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のため、必要なシステム開発等を引き続き実施。	①・清算集中義務拡大を盛り込んだ「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等のパブリックコメントの実施に向けて検討を進めた。 ・電子取引基盤の利用義務に係る政令・内閣府令等の策定に向け、市場関係者と意見交換を行い検討を進めた。 ・清算機関における店頭デリバティブ取引の清算参加者の段階的拡大に係る検討内容を審査の上、認可した（日本証券クリアリング機構の直接参加者の顧客が間接参加者として新たに清算参加する、いわゆる「クライアント・クリアリング」が26年2月から開始）。 また、英国FSAが主催するLCH Swap ClearやICE Clear Europeなどの協調監督の枠組みに、我が国も積極的に参画した。 ②・「金融・資本市場に係る制度整備について」（22年1月公表）及び「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」（22年6月公表）に基づき、市場関係者が行った、国債取引の決済期間の短縮化（T+1）の実現に向けた論点整理の検討に参画するとともに、検討結果をホームページで公表するなど、市場関係者の取組みを支援した。 ・日本証券クリアリング機構と日本国債清算機関の経営統合（25年10月）に際して、適切な態勢整備が行われるよう、認可のための審査を行った。 ・「貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表」（22年12月公表）に基づき導入された貸株取引のDVP決済（26年1月導入）に関し、ほふりクリアリングの業務方法書の変更認可等の審査を行った。 ・金融市場インフラに係る国際原則を踏まえ、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」を策定・公表した（25年12月公表）。清算・振替機関等に対しては、監督指針に基づいて適切な態勢整備を行うよう監督を行った。 ③ EDINETについては、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等による開発等を行い、平成25年9月より新システムを稼働した。	〔測定結果〕 B「相当程度進展あり」 〔判断根拠〕 25年度において、電子取引基盤の利用義務に係る政令・内閣府令の整備に向けた市場関係者との積極的な意見交換、清算対象の段階的拡大や国債取引の決済リスク削減のための市場関係者における取組みの支援を行ったほか、清算・振替機関等向けの総合的な監督指針の策定・公表を行うなど、市場インフラの構築のための制度・環境整備を着実に進めた。EDINETの稼働率についても、100%を確保した。 測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、店頭デリバティブ取引の清算機関及び電子取引基盤の利用義務付け等に係る具体的な制度整備、国債取引の決済期間の更なる短縮化（T+1化）などを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多い。	①店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築 ②国債取引等に関する市場インフラの構築 ③EDINETの整備	①・店頭デリバティブ取引における清算集中義務の対象拡大に向けた取組み ・一定の店頭デリバティブ取引等について、取引情報保存・報告制度等の適切な実施。 ・一定の店頭デリバティブ取引等について、電子取引基盤の使用が義務付けられたことを踏まえ、円滑な施行に向けた制度整備。 ・清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の拡充に向けた取組み等をサポートし、国際議論に積極的に参画。 ②・清算機関の利用拡大に向けた取組みや、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みをサポート。 ・国際議論を踏まえ、清算機関等に対し、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」に基づき、適切な監督。 ③ EDINETについては、今後もシステムの安定運用に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者の利便性向上及び開示書類提出者の負担軽減を考慮した開発及び検討等を行う。
	2 市場機能の強化のための制度・環境整備 〔達成目標〕 我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること	①「日本総合取引所」の創設に向けた取組みの促進 ②新規・成長企業へのリスクマネーの供給強化 ③不動産投資市場の活性化 ④上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討	①・日本取引所グループ設立を踏まえ、利用者利便の向上などを図る取組みを支援。 ・総合取引所の早期実現に向け、取引所等関係者への働きかけや、改正金商法の着実な実施のため関係政府令の整備を行う。 ②・新規・成長企業へのリスクマネーを供給する仲介機能を強化するため、金融面から、クラウドファンディング・地域における資金調達を促す取組み・新規上場のための負担軽減について検討。 ③・J-REIT市場の活性化のための制度整備を推進。 ④・企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方等について検討。	①総合取引所実現に向けた規定を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（24年9月成立・公布）に係る関係政府令等（行為規制に係る部分を除く）を整備（26年3月）。また、26年3月24日に、日本取引所グループにおける店頭デリバティブ市場が統合された。 ②金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」において25年12月に報告書が公表され、本報告書の提言を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（26年3月）。 ③投資法人に関する規制の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（25年6月成立・公布）に係る関係政府令等（投資法人へのインサイダー取引規制の導入）を公布した（26年4月1日施行）。 ④25年8月に「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」が設置され、「『責任ある機関投資家』の諸原則＜日本版スチュワードシップ・コード＞～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」が策定・公表された（26年2月）。	〔測定結果〕 B「相当程度進展あり」 〔判断根拠〕 総合取引所の創設のための法律及び関係政府令等の施行、「新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書の提言を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の国会提出、投資法人に関する規制の見直しのための関係政府令等の施行、「責任ある機関投資家」の諸原則＜日本版スチュワードシップ・コード＞～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の策定・公表、等を既に行っており、我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されるための取組みを着実に進めてきた。 測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、関係政府令等の整備などを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多い。	①総合取引所の実現に向けた取組の促進 ②新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進 ③不動産投資市場の活性化 ④「日本版スチュワードシップ・コード」	①・総合取引所における商品デリバティブ取引に係る行為規制のあり方について、引き続き検討。 ②・「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書等を踏まえた26年金融商品取引法改正に係る関係政府令の整備のほか、上記報告書等を踏まえた関係政府令・ガイドライン等の整備。 ③・投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等を図るため、25年金融商品取引法等の一部を改正する法律に係る関係政府令の整備。 ④・「『責任ある機関投資家』の諸原則＜日本版スチュワードシップ・コード＞～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（26年2月策定）の策定を図るとともに、上場企業等の実効性ある企業統治の実現等に向けた環境を整備。 ・その他、上場企業等の企業統治に係る法令や取引所規則等の定着状況を踏まえ、必要に応じ、適切に対応。

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績	目標達成度合いの 測定結果	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要
3	<p>市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備</p> <p>〔達成目標〕投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること</p>	<p>① 不正取引の規制に関する制度整備と課徴金制度の適切な運用</p> <p>② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保</p> <p>③ 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進</p> <p>④ 包括的かつ機動的な市場監視</p> <p>⑤ クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取引への対応</p> <p>⑥ 不正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施</p>	<p>① インサイダー取引等の不正取引の規制に関する以下の制度整備を行う。 (1)「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ（平成23年度）」報告書に基づく、純粋持株会社等に係る重要事実等に関する制度整備。 (2)「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ（平成24年度）」報告書に基づく、情報伝達・取引推奨行為に対する規制等に関する制度整備。 (3)平成24年金融商品取引法改正に基づく、関係政府令の整備。 ・不正取引に対して、課徴金制度を適切に運用。</p> <p>② ・必要に応じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上を推進。 ・有価証券届出書等の記載内容の適切性が確保されるよう財務局等を通じた事前相談・審査等を行う。 ・有価証券報告書レビューの実施等を通じて有価証券報告書等の継続開示書類の記載内容の適切性の確保に努める。特に、不正ファイナンス防止の観点から重点的な審査に努める。 ・虚偽記載、不提出等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。</p> <p>③ ・IFRSの設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与していくとともに、個別の会計基準の開発等において、積極的に意見を発信（企業会計審議会等の議論においての、総合的な議論展開を含む）。 ・IFRSの任意適用の円滑な実施に努める。 ・企業会計基準委員会による質の高い会計基準の開発や研究等の取組みを支援。</p> <p>④ ・発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化。 ・幅広い情報収集と個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を実施。</p> <p>⑤ ・当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、海外当局と緊密に連携するなど、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取引に対する監視を強化。</p> <p>⑥ ・不正取引に対する迅速・効率的な調査を実施し、法令違反行為が認められた場合には、金融庁に課徴金納付命令を勧告。</p>	<p>① 金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ（23年度）」報告書（23年12月15日公表）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（24年9月6日成立・同月12日公布）等を踏まえ、関係政府令を整備した（25年9月4日公布・同月6日施行）。 ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ（24年度）」報告書（24年12月25日公表）等を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」を25年4月16日に国会に提出した（同年6月12日成立・同月19日公布）。加えて、本改正法を踏まえ、関係政府令を整備した（政令は26年1月24日公布・内閣府令は同年2月14日公布・いずれも同年4月1日施行）。</p> <p>② ・有価証券報告書レビューを実施するとともに有価証券報告書の作成に当たり留意すべき点について公表した。 ・開示書類の虚偽記載等の違反行為に対し、課徴金納付命令の勧告に伴う審判手続開始の決定及び審判官による審判手続を経て課徴金納付命令の決定を行った。 ・無届募集であることが判明した場合、発行者に対し有価証券届出書等の提出を慫慂したほか、捜査当局への情報提供、警告書の発出を行った。</p> <p>③ ・企業会計審議会において取りまとめられた「当面の方針」において、①IFRSを任意適用できる会社の要件緩和、②「修正版IFRS」の作成、③金商法における単体財務諸表の簡素化が示された。 ・①については25年10月、③については26年3月に閣内閣令を改正した。②については現在も企業会計基準委員会（ASBJ）において検討が進められている。 ・こうした取組により、「IFRSの任意適用会社数は、正式にIFRSを任意適用すると公表した会社を含め33社となっている。</p> <p>④ ・1,043件の取引審査を実施し、問題が把握された取引について、証券監視委内の調査・検査担当課室において一層の究明を行った。 ・一般投資家等からの情報受付について、26年3月に証券監視委ウェブサイトの改修を行い、より有用な情報を収集する体制を整えた。</p> <p>⑤ ・海外証券規制当局との情報交換枠組みの活用等を通じ、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取引について、6件の課徴金納付命令勧告を行った。 ・海外当局との人材交流等や国際会議の出席等を通じて、クロスボーダー取引にかかる調査等についての意見交換を行うことにより、一層の連携強化を図った。</p> <p>⑥ ・インターネット取引や複数口座を用いた事案など不正取引の傾向の変化に対応するため、電磁的記録の保全・復元・解析等の作業（デジタルフォレンジック）の運用体制の整備等を行うとともに、迅速・効率的な取引調査を実施した結果、25年度は35件の課徴金納付命令勧告を行った。</p>	<p>（測定結果） B「相当程度進展あり」</p> <p>（判断根拠） 金融庁においては、インサイダー取引規制について関係法令を整備したことや、自主規制機関等と連携し自主規制規則の見直し等が行われたこと等から、市場の公正性・透明性を確保するための制度整備等について目標どおり貢献することができたと考えている。また、公募増資インサイダー事業を受けた一連の再発防止に向けた取組により、証券会社における情報管理態勢は強化されてきていると考えているが、引き続き、証券会社等の再発防止策の定着状況をフォローしていく必要がある。 証券取引等監視委員会においては、不正取引に対する取引調査、ディスクロージャー違反に対する開示検査、必要に応じた課徴金納付命令の勧告、市場の公正を害する悪質な事案については、検察庁への告発を行った。また、クロスボーダー取引等を利用した不正取引に対しては、海外当局と緊密に連携して対処した。 更に、証券監視委の活動状況等の情報発信など市場規律の強化に向けた取組についても積極的に行った。 測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、人材育成や海外当局との連携の一層の強化、デジタルフォレンジックの運用体制の強化など、今後も引き続き取り組むべき課題がある。</p>	<p>⑦ 課徴金制度の適切な運用</p> <p>① 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保</p> <p>② 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進</p> <p>③ 包括的かつ機動的な市場監視</p> <p>④ クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取引への対応</p> <p>⑤ 不正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施</p>	<p>⑦ ・不正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等に対して、課徴金制度を適切に運用。</p> <p>① ・必要に応じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上を推進。 ・有価証券届出書等の記載内容の適切性が確保されるよう財務局等を通じた事前相談・審査等を行う。特に、不正ファイナンス防止の観点から重点的な審査に努める。 ・有価証券報告書レビューの実施等を通じて有価証券報告書等の継続開示書類の記載内容の適切性の確保に努める。 ・有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。</p> <p>② ・海外当局との連携を強化し、国際会計基準（IFRS）の設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に参加・貢献するとともに、我が国におけるIFRS適用に関する取組みについて、積極的に海外情報発信を行う。 また、わが国におけるIFRSへの対応については、企業会計審議会において取りまとめられた「当面の方針」を踏まえ、任意適用の積上げを図るとともに、意見発信の強化に取組む。 ・企業会計基準委員会（ASBJ）による質の高い会計基準の開発や研究等の取組みを支援。</p> <p>③ ・発行市場・流通市場全体に目を向け、クロスボーダー取引への監視を強化していく。 ・幅広い情報収集・問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てる。</p> <p>④ ・海外当局と緊密に連携して対処するなど、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取引に対する監視を強化。</p> <p>⑤ ・不正取引に対する迅速・効率的な調査を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行う。 ・金融商品取引法改正に伴う課徴金の対象拡大に適切に対応するとともに、デジタルフォレンジックの運用体制の充実や積極的な活用などにより、取引調査の一層の迅速化・効率化に努める。 ・課徴金事例集の内容の充実など情報発信の多様化に努める。</p>

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績	目標達成度合いの 測定結果	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要
		<p>⑦ ディスクロー ジャー違反に対する 迅速・効率的な 開示検査の実施</p> <p>⑧ 犯則事件に対する 厳正な調査の実施</p> <p>⑨ 自主規制機関との 適切な連携</p> <p>⑩ 市場参加者の規律 強化に向けた取組 み</p>	<p>⑦ ・有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を実施し、法令違反行為が認められた場合には、金融庁に課徴金納付命令・訂正報告書提出命令の勧告を行うとともに、自主訂正等により適正な情報開示が行われるよう開示企業へ働きかけ。</p> <p>⑧ ・金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、デジタルフォレンジックを十分に活用し、必要に応じて捜査機関や海外当局等とも連携のうえ、厳正な調査を実施し、犯則の心証を得たときは告発を行う。</p> <p>⑨ ・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引所及び金融商品取引協会と連携し、各自規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。</p> <p>⑩ ・自主規制機関など関係諸団体との間で、意見交換や講演等を実施し、検査・調査等で把握した問題意識の共有を図る。 ・証券監視委の勧告・告発事案など、活動状況について、事案の市場や社会における位置づけや影響を含め、情報発信に取り組む。</p>	<p>⑦ ・市場関連部局等との連携を図りつつ、検査の端緒となる市場内外の情報を収集・分析するとともに、デジタルフォレンジックの積極的な活用等による効率的な開示検査を実施した結果、25年度は9件の課徴金納付命令勧告及び1件の訂正報告書の提出命令勧告を行った。</p> <p>⑧ ・25年度は、<u>インサイダー取引事件、相場操縦事件及び風説の流布事件について3件の告発を行った。</u> ・その他、クロスボーダーでの不正行為に対処するため、証券規制当局間の情報交換枠組みを積極的に活用し、米国証券取引委員会をはじめとする海外当局との間で調査に有用な情報を交換し、それら当局による処分等の働きかけにも努めた。</p> <p>⑨ ・<u>公募増資インサイダー取引事案の再発防止を図るため、日本証券業協会のワーキング・グループ（金融庁も参加）において検討が行われ、25年4月に必要な自主規制規則の改正が行われた。</u> ・高齢顧客に対する勧誘・販売に関するトラブルの発生等を受け、日本証券業協会のワーキング・グループ（金融庁も参加）において検討が行われ、<u>25年12月に必要な自主規制規則の制定等が行われた。</u> ・一部の個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあること等を踏まえ、金融先物取引協会及び日本証券業協会のワーキング・グループ（金融庁も参加）において検討が行われ、<u>25年7月及び11月に必要な自主規制規則の制定が行われた。</u> ・通貨関連デリバティブ取引等について、スリッページの非対称な取扱いが行われていたこと等を踏まえ、当庁と金融先物取引協会が連携して検討を行い、<u>25年8月に必要な自主規制規則等の改正が行われた。</u> ・25年4月、上場会社等に対し、自社ウェブサイト等に会社情報を掲載する際の留意事項を、金融庁と各金融商品取引所の連名で通知した。加えて、各金融商品取引所と連携を図り、<u>25年6月に必要な取引所規則の改正が行われた。</u></p> <p>⑩ ・25年度は、自主規制機関と36回の意見交換等を行い、市場における諸問題について認識を共有した。 ・また、市場参加者等に対する講演を42件、機関誌等各種広報媒体への寄稿を45件実施し、証券監視委の活動状況や問題意識等を情報発信することで、市場規律の強化に努めた。 ・課徴金事例集について、事案の内容をより充実させ、講演・寄稿等においても積極的に活用した。 ・26年2月には、証券監視委ウェブサイトについて、利用者の使いやすさに配慮したレイアウトの見直しを行った。</p>		<p>⑥ ディスクロージャー 違反に対する迅速・ 効率的な開示検査の 実施</p> <p>⑧ 犯則事件に対する厳 正な調査の実施</p> <p>⑨ 自主規制機関との適 切な連携</p> <p>⑩ 市場参加者の規律強 化に向けた取組み</p>	<p>⑥ 以下の取組みを進めつつ、有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令の勧告を行う等適切に対応する。 ・市場内外の様々な情報を収集・分析するとともに、不正会計に係る国内外の調査研究結果を活用し、<u>事案発掘に対する新たな分析手法の開発に向けた検討を行い、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するよう努める。</u> ・デジタルフォレンジックの積極的な活用。 ・市場関連部局等との連携を進め、公認会計士協会、監査法人及び金融商品取引所との間でも、粉飾事例等に関する情報の共有等により、連携を強化。</p> <p>⑧ ・金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、デジタルフォレンジック等を十分に活用し、必要に応じて各地域の捜査機関や財務局、更に海外当局とも連携のうえ、厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは、検察官に対して告発を行う。</p> <p>⑨ ・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引協会及び金融商品取引所と連携し、各自規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。また、<u>各金融商品取引協会に共通する横断的な政策課題が生じた場合には、各協会が連携して取り組めるよう働きかけを行う。</u> ・<u>第二種金融商品取引協会においては、加盟会員が少数にとどまっていることから、金融庁及び各財務局が同協会と連携し、加盟会員数の拡大に向けた取組みを行う。</u></p> <p>⑩ ・各市場参加者による自主的な取組みによって市場規律が全体として強化されるよう、自主規制機関や市場の公正性確保に重要な役割を持つ諸団体等との間で、意見交換等を通じ、検査や調査等で把握した問題意識の共有等を図る。 ・勧告・告発事案等の公表にあたっては、その事案の市場や社会における位置づけや影響についても情報発信に取り組む。</p>

基本政策	施策	平成25年度の主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業に対する実績	目標達成度合いの測定結果	平成26年度の主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要
	<p>4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること</p>	<p>① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査・監督の実施</p> <p>② 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携</p>	<p>① 報告徴求等により法令違反の事実等の問題が確認された業者や、証券監視委の検査で問題が認められた業者に対して、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を実施。さらに、業務改善の状況を適切にフォローアップ。</p> <p>・公募増資インサイダー問題を踏まえた金商業者等による法人関係情報の管理や、A1J事業を踏まえた投資運用業者等の受託者責任を検証し、適切な業務運営態勢の整備を指導・監督。</p> <p>・グループベースでの自己資本充実の状況やリスク管理態勢等について実態を把握。</p> <p>・金商業者等に対する効率的・効果的な検査を実施し、問題点を指摘するほか、重大な法令違反行為等には行政処分を勧告。</p> <p>・中小金商業者等に対する検査のカバレッジが低いという指摘を踏まえ、検査の実施回数を増加。</p> <p>・投資一任業者に対する集中的な検査を継続。年金運用ホットラインによる情報収集・分析を強化。</p> <p>・金商業者等の業務の国際化に対応し、証券当局間の情報交換枠組み等を活用して、海外当局と密接に連携しながら検査を実施。</p> <p>② 様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引所及び金融商品取引業協会と連携して、各自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討。</p>	<p>① 法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融商品取引業者17者に対し、行政処分を行った。</p> <p>・証券会社の自己資本規制について、バーゼルⅢの開示規制に対応するために、告示を改正した。</p> <p>・証券取引等監視委員会において、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた11件について、検査結果を公表等を行った。また、当該11件を含め、金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者29社について、社名・代表者名・法令違反行為等の公表等を行った。</p> <p>・新たな取組みとして、大手証券会社グループに対する年間を通じたオン・オフ一体による検査・モニタリングの開始、第二種金融商品取引業者等に対する検査実施件数の増加のための取組み（登録事項検査）等を行った。</p> <p>・MRI問題を踏まえ、第二種金融商品取引業者に対する重点的な検査を実施した。</p> <p>・検査対象先の選定に当たり、情報の収集先の拡大や深度ある事前分析により、検査実施の優先度の判断等を行い、271件の検査を実施した。特に、第二種金融商品取引業者については、検査実施件数が108件（うち登録事項検査は50件）となり、前年度比88件の増加となった。</p> <p>・検査の結果、118業者に対して問題点を通知するとともに、重大な法令違反等が認められた18件（17者）について、行政処分勧告を行った。</p> <p>・また、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた11件について、検査結果の公表及び監督部局への情報提供を行った。</p> <p>② 公募増資インサイダー取引事業の再発防止を図るため、日本証券業協会のワーキング・グループ（金融庁も参加）において検討が行われ、25年4月に必要な自主規制規則の改正が行われた。</p> <p>・高齢顧客に対する勧誘・販売に関するトラブルの発生等を受け、日本証券業協会のワーキング・グループ（金融庁も参加）において検討が行われ、25年12月に必要な自主規制規則の制定等が行われた。</p> <p>・一部の個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあること等を踏まえ、金融先物取引業協会及び日本証券業協会のワーキング・グループ（金融庁も参加）において検討が行われ、25年7月及び11月に必要な自主規制規則の制定が行われた。</p> <p>・通貨関連デリバティブ取引等について、スリッページの非対称な取扱いが行われていたこと等を踏まえ、当庁と金融先物取引業協会が連携して検討を行い、25年8月に必要な自主規制規則等の改正が行われた。</p>	<p>(測定結果) B「相当程度進展あり」</p> <p>(判断根拠)</p> <p>金融庁においては、重大な問題が認められた金融商品取引業者等に対し、行政処分など、金融商品取引業者等における業務運営態勢の改善に向けた取組みを進めた。また、公募増資インサイダー事業を受けた一連の再発防止に向けた取組みにより、証券会社における情報管理態勢は強化されてきていると考えているが、引き続き、証券会社等の再発防止策の定着状況をフォローしていく必要がある。</p> <p>証券会社の自己資本規制については、バーゼルⅢの開示規制に対応するため、告示を改正するなど、効率的かつ効果的な監督を行った。</p> <p>法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、投資者被害の拡大防止、同様の違法行為等の未然防止に努めた。</p> <p>日本証券業協会等の各種ワーキング・グループに金融庁もオブザーバーとして参加し、自主規制規則の改正等が行われた。</p> <p>証券取引等監視委員会においては、効率的かつ効果的な検査を行い、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を求める勧告等を行った。</p> <p>クロスボーダー事業については、海外当局と緊密に連携した検査を実施した。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、詐欺的な営業を行う悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者について、早期の検査着手により被害の拡大防止等に努めることや、第二種金融商品取引業者や投資助言・代理業者については、検査実施業者数を増加するなど、今後も引き続き取り組むべき課題がある。</p>	<p>① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施</p> <p>② 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施</p> <p>③ 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携</p>	<p>① 金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化を踏まえた重点事項の把握、個別金融商品取引業者等の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てた定期又は随時のヒアリングを実施するなど、リスクベースでの効率的かつ効果的な監督に努める。</p> <p>・監督指針等の整備を行うとともに、報告徴求等により法令違反の事実等の問題が確認された業者や、証券監視委の検査で問題が認められた業者に対して、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を含めた機動的な対応を実施。さらに、業務改善の状況をフォローアップ。</p> <p>・指定親会社グループ及び特別金融商品取引業者グループに対しては、グループベースでの自己資本の充実の状況やリスク管理態勢等について実態把握を行い、潜在的問題の顕在化を未然に防止するためのフォワードルッキングな態勢整備を促す。</p> <p>・各国当局の意見交換の場も利用しつつ、当局間のベストプラクティスについて情報を収集し、活用。</p> <p>② 金融商品取引業者等に対しては、以下の取組みを進めつつ、効率的かつ効果的な検査の実施に努め、問題点が認められた場合には指摘や勧告を行う。</p> <p>・検査対象先との双方向の対話を通じ、法令遵守意識及び職業倫理を向上させるよう促す。</p> <p>・情報及び分析結果に基づいて検査対象先や検証分野の選定を行う態勢を確立するとともに、業者の特性に応じた検査手法やノウハウの開発・定着。</p> <p>・大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループに対しては、オン・オフ一体による検査・モニタリングを実施。</p> <p>・中小の金融商品取引業者等については、検査実施業者数を増加させる。</p> <p>・悪質な金融商品取引業者等や適格機関投資家等特例業務届出者に対しては、早い段階で検査に着手し、法令違反行為等の実態解明及び被害の拡大防止に努める。</p> <p>・デジタルフォレンジック技術を活用した検査態勢を整備。</p> <p>・証券検査の事例の分析を行い、情報発信の素材として活用。</p> <p>③ 様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引業協会と連携して、各自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。また、各金融商品取引業協会に共通する横断的な政策課題が生じた場合には、各協会が連携して取り組めるよう働きかけを行う。</p> <p>・第二種金融商品取引業協会においては、加盟員数が少数にとどまっていることから、金融庁及び各財務局が同協会と連携し、加盟員数の拡大に向けた取組みを行う。</p>

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績	目標達成度合いの 測定結果	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要
	<p>5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること</p>	<p>① 監査基準等の整備に係る対応</p> <p>② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督</p> <p>③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査</p> <p>④ 海外監査監督当局との協力・連携</p> <p>⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進</p>	<p>① ・企業会計審議会等において、引き続き、適正な会計監査の確保に向け、監査基準等の整備に係る対応を実施。</p> <p>② ・問題事例に対する厳正な処分など、公認会計士、監査法人等に対する適切な監督を実施。</p> <p>③ ・品質管理レビューに係る適切な審査を実施し、必要な場合は、検査の実施や処分等の勧告を実施（業界横断的な問題点等について、関係機関等との間での意見交換や情報発信等を含む）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国監査法人等に対し、報告徴収の実施など適切に対応。 <p>④ ・国際会合への積極的な参画及び貢献、情報交換取極めの締結に向けた交渉の推進など、海外監査監督当局と協力・連携。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査・会計制度に係る国際的な議論の動向について、審査会業務との関係に焦点を当てつつ、情報収集及び分析を実施。 <p>⑤ ・公認会計士試験を円滑に実施するとともに、広報活動を強化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士等の活動領域の拡大に係る取組みを進め、公認会計士試験・資格制度の中長期的な在り方について検討。 	<p>① 企業会計審議会では、いわゆる「準拠性に関する意見」の表明の形式を監査基準に導入した。また、特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成された財務諸表に対する監査意見の表明の位置付けを明確にすることとし、「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめ、公表した。</p> <p>② 監査法人1者、公認会計士8名に対して公認会計士法に基づく行政処分を実施した。</p> <p>③ ・検査については、検証項目を絞り込んだリスクベース・アプローチに基づく実効性の向上や検査班の編成・運用の強化等により、24年度に比して2件増となる13事務所に対して実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収については、品質管理システムの整備状況の検証や、監査業界を取り巻く課題に関する実施を把握するため、報告徴収内容を拡充するとともに、柔軟な人員の配置等により、24年度に比して12件増となる70事務所に対して実施した。 ・また、6か国・23の外国監査法人に対して、報告徴収を実施するなど適切に対応するとともに、外国監査法人等に対する検査の実施に向けた態勢整備や当該国当局との一層の連携強化を図った。 <p>④ ・監査監督機関国際フォーラム（IFIAF）第13回ワールドワイド会合に参加し、多国間での情報交換の枠組み（MMOJ）のあり方に関する議論の重要性等を提案したほか、同フォーラムの6大国際監査ネットワーク（GPPC）ワーキング・グループに参加し、協同検査やグローバルな品質管理のあり方等について意見を発信するとともに、我が国の大手監査法人検査の結果に基づく提案を行うなど議事の運営に貢献した。なお、25年7月に同フォーラムに新設された執行ワーキング・グループでは、設立以降日本が議長を務めている。また、投資家等ワーキング・グループでは、我が国の投資家代表が参加し、積極的な議論に貢献した。さらに、金融安定理事会（FSB）の要請を受けてIFIAFが策定した検査指摘事項報告書の取りまとめに向けた取組みに貢献した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国の監査監督当局との間で、情報交換の枠組み構築に向けた二国間での協議を行い、ルクセンブルクとの間で、監査監督上の協力に関する書簡交換に至ったほか、オランダ、ルクセンブルクの監査制度及び監査監督体制について、我が国と同等であるとの評価を行った。 <p>⑤ ・25年夏以降、日本公認会計士協会等の関係者と意見交換を行い、制度改正に限定されない幅広い観点から、公認会計士資格の魅力の向上策について議論を重ねた。また、24年11月に改訂した「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大のための当面のアクションプラン」に基づく施策を実施した。さらに、25年11月、金融庁、「公認会計士等を巡る諸問題に関する意見交換会」を開催するとともに、「公認会計士等の活動領域の拡大に向けた当面のアクションプラン」を改訂、公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士試験を公平かつ円滑に実施するため、財務局と連携し、万全な態勢で取り組んだ。また、多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促すとの観点から、全国の5大学で幹部による講演を実施したほか、受験者に対する試験結果に係る情報開示の拡大を行った。 	<p>(測定結果) A「目標達成」</p> <p>(判断根拠) 特別目的の財務報告に対する監査の位置付けを監査基準上明確にするかどうか検討し、「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめ公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査の実施、厳正な処分など、監査法人等に対する適切な検査・監督に努めた。 ・国際会合への参加や情報交換の枠組み構築に向けた二国間協議等を通じて海外監査監督当局との協力・連携を強化した。 ・公認会計士試験については、試験の公平かつ円滑な実施に努めたほか、試験結果に係る情報開示の拡大を図るなど、試験の透明性・信頼性確保に努めた。また、関係団体と連携しつつ、公認会計士資格の魅力の向上策について議論を重ねるとともに、公認会計士等の活動領域の拡大に向けた施策に取り組んだ。 ・今後も、引き続き上記の取り組みを進める必要がある。 	<p>① 監査基準等の整備に係る対応</p> <p>② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督</p> <p>③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査</p> <p>④ 海外監査監督当局との協力・連携</p> <p>⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進</p>	<p>① 企業会計審議会等において、適正な会計監査の確保に向け、監査基準等の整備に係る対応を実施。</p> <p>② 虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、公認会計士、監査法人等に対する適切な監督を実施。</p> <p>③ ・品質管理レビューに係る審査を適切に行い、検査や、処分等の勧告を実施（監査法人等に関する幅広い情報収集・分析、リスク等に応じた検査計画の策定等に留意した検査の実施、報告徴収や機動的な検査対応の一層の活用、業界横断的な問題点等についての関係機関等との意見交換や情報発信等の取組みも含む。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国監査法人等に対する実態把握の実施。 <p>④ ・国際的な会合における新たな検討課題（協同検査やIFIAFの恒久的事務局の設置等）に対する積極的な貢献や、情報交換取極めの締結に向けた交渉の推進などによる海外監査監督当局と協力・連携。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査・会計制度に係る国際的な議論の動向について常に意を用い、審査会における審査・検査の高度化につなげる取組みを実施。 <p>⑤ ・日本公認会計士協会や経済界等と連携しつつ、制度改正に限定されない幅広い観点から、公認会計士資格の魅力の向上策について議論を深めるとともに、公認会計士等の活動領域の拡大等に向けた取組みの推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士試験の円滑な実施や、我が国の会計・監査を担う優秀な人材の確保に向けた試験実施面での検討、広報活動の強化、積極的な情報発信の実施。
<p>IV 横断的 施策</p>	<p>1 国際的な政策協調・連携強化</p> <p>[達成目標] 国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては日本経済の持続的な成長に資すること</p>	<p>① 国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献</p>	<p>① ・国際的な金融システムの安定及び発展のために、金融安定理事会（FSB）などの国際的な金融規制改革の議論に積極的に参画・貢献。また、金融規制改革に関する国際合意について、各国当局等と協調しつつ着実に実施。</p>	<p>① ・G20サントペテルブルク・サミットやG20リスベン・サミットに向けて、FSB、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）、国際会計基準（IFRS）財団モニタリング・ボード等における国際的な金融規制改革の議論に積極的に参画・貢献した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FSBでは、当庁職員がFSB・アジア地域諮問グループの共同議長を25年7月より務め、同年10月に東京での会議を主催するとともに、域内の調査結果をFSB本会合に報告した。 ・IFRS財団モニタリングボードの議長も引き続き当庁職員が務め、年6回の会合を主導するとともに、定款の改訂、同会合の新規メンバーの募集・選定等に貢献。 	<p>(測定結果) A「目標達成」</p> <p>(判断根拠) 世界的な金融危機を受けて、金融危機の再発防止と金融システムの安定確保のために、G20・FSB等を中心に国際的な金融規制改革が進められている中、国際的なルール策定等に積極的に参画・貢献しており、金融規制改革の検討・実施に着実な進展が見られるほか、海外当局との連携も強化している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、引き続き国際的な金融規制改革への積極的な参画などの取組みを進める必要がある。 	<p>① 国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献</p>	<p>① 国際金融システムの安定及び発展のために、FSB、BCBS、IOSCO、IAIS、IFRS財団モニタリング・ボードなどの国際的な金融規制改革の議論に積極的に参画・貢献。</p>

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績	目標達成度合いの 測定結果	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要
		② 国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応	② ・国際的な金融規制改革について、海外当局と金融協議や意見交換を積極的に行うなど、各国・地域と戦略的連携を一層強化。 ③ ・金融活動作業部会（FATF）等におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の議論に積極的に参画・貢献。FATFの対日相互審査については、関係省庁との連携のもと、適切に対応。	② ・各国当局とトップレベルで金融協議等を実施し、各国の金融セクターの状況等について積極的な対話を行うとともに、国際的な金融規制改革等についても積極的に議論を行うなど、戦略的連携の一層の強化を図った。 ③ ・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的取組みに参画するとともに、日本の金融セクター・金融機関等の実情を踏まえ、改訂FATF勧告に係るガイドライン等の策定作業に参画・貢献した。また、第3次対日相互審査結果におけるFATF勧告履行上の指摘事項について、FATF全体会合で改善の進捗状況を報告した。		② 国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応	② 国際的な金融規制改革について、海外当局と金融協議や意見交換を積極的に行うなど、各国・地域との戦略的連携を一層強化。 ③ FATF等におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の議論に積極的に参画・貢献。FATFの対日相互審査については、関係省庁との連携のもと、適切に対応。
2	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調 【達成目標】 アジア諸国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のアジア経済圏での活動を促進すること ・また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定、経済連携協定（EPA）交渉等における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、アジアを中心とした金融サービス分野の自由化の進展を図っていく。	① アジアにおける金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等	① ・日本企業及び金融機関のアジアにおける事業展開を支援するとともに、アジア諸国の金融・資本市場の発展によりアジア経済の成長を促進するため、これら諸国に対し、1）証券市場、保険等の分野における法制度整備の支援・協力、2）取引所、決済システム、損害保険料率算出機構等金融インフラの設立・整備の支援・協力、3）監督・検査手法等金融行政運営に係るノウハウ等の提供など、ハードとソフトの両面から各国の実情に合わせた技術支援を促進する。また、こうした技術支援に併せて、市場活性化及び成長資金の供給円滑化の観点から、これら諸国における金融規制の緩和を促す。 ・技術支援等の実施に当たっては、個別の国・分野ごとに行動戦略を策定し、相手国との対話（二国間協議等）を通じて関係強化を図ると共に、公的セクター及び民間セクターの関係者と連携して、積極的な取組みを行っていく。 ・また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定、経済連携協定（EPA）交渉等における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、アジアを中心とした金融サービス分野の自由化の進展を図っていく。	① ・25年5月に「日-ASEAN財務大臣・中央銀行総裁会議」を開催。また、日本とASEAN5か国は合同作業部会をそれぞれ開催。また、タイとは、長官・事務次官級の運営委員会を設定し、金融技術協力の広範なテーマにつき、協力関係強化を推進することを合意した。 ・FSBにおいては、当庁職員がFSB・アジア地域諮問グループの共同議長を25年7月より務め、同年10月に東京での会議を主催するとともに、域内の調査結果をFSB本会合に報告した。 ・2国間金融協議については、主だったものでは、長官級の意見交換を12回実施したほか、それ以外でも局長級の意見交換や国際会議の機会を捉えた意見交換など随時実施し、具体的な技術協力の方向性・内容の決定及びインドネシア、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナムの5か国の金融当局との覚書締結等の長期的な協力枠組みを構築した。 ・アジア諸国の金融当局との連携強化に資する「アジア金融連携センター」の設立に関する各種準備作業を実施した。 ・縮小証券取引所開設等プロジェクトチームを立ち上げ、27年秋の証券取引所開業に向け、各般の支援を実施した。 ・金融分野の技術協力を推進するため、ミャンマー財務省に当庁職員を25年12月から派遣。更に人材交流による証券分野の監督能力強化支援を開始した。 ・インドネシア及びミャンマー、モンゴルの当局向けの金融技術協力に関する国別セミナーを実施したほか、モンゴルの当局向けの現地セミナーへの講師派遣や各国訪日調査団への対応などを多数実施した。 ・アジア諸国の金融当局者を対象とした研修事業として、26年1月に銀行監督者セミナー、同年2月に保険監督者セミナー、同年3月に証券監督者セミナーをそれぞれ東京で開催した。	（測定結果） A「目標達成」 （判断根拠） 積極的に開催した金融協議等を通じて、アジア各国の金融当局との覚書締結等により長期的な協力枠組みを構築するなど、連携が大幅に強化され、アジアの金融インフラ整備支援や、規制緩和と要望等の取組みを推進した結果、金融インフラ整備や金融規制緩和に進展が見られた。 今後も、引き続きアジア諸国の金融当局との連携強化などの取組みを進める必要がある。	① アジアにおける金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等	① ・日本企業及び金融機関のアジアにおける事業展開を支援するとともに、アジア諸国の金融インフラの発展状況に応じて、効果的な支援のあり方を発掘した上で、1）法令制定等のソフト面のインフラ整備支援、2）決済システム等のIT化等のハード面のインフラ整備支援、3）金融行政の運営手法など技術支援メニューをパッケージで提供。また、このような支援を通じて、金融面でのアジア諸国の進捗に貢献するとともに、市場活性化及び成長資金の供給円滑化の観点から、これら諸国における金融規制の緩和を促す。 ・技術協力の実施に当たっては、相手国との対話（二国間協議等）を通じて、長期的な協力枠組みを構築するとともに、公的セクター及び民間セクターの関係者と連携して、積極的な取組みを行う。 ・平成26年4月設置の「アジア金融連携センター」を活用して、アジア諸国の金融当局との積極的な人材交流を通じて能力構築やアジアの金融・資本市場についての調査・研究を行い、アジア諸国の金融インフラ整備支援を促進。また、我が国の金融危機の経験に基づいた教訓や各国の金融規制・監督モデルを、今後のアジアの発展における知見として共有し、さらに我が国の金融・資本市場に関する制度の普及を図るため、新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業を実施。 ・TPPをはじめとする経済連携協定（EPA）に係る金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、アジア諸国の金融サービス分野の自由化の進展を図る。
3	金融サービス提供者に対する事業環境の整備 【達成目標】 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること	① 規制・制度改革の推進 ② 事前確認制度の適切な運用	① ・金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら規制・制度改革を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度の在り方を積極的に検討。 ② ・ノーアクションレター制度等について、一層の利用促進を行い、同制度を適切に運用。	① ・規制改革会議において取りまとめられた「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）に盛り込まれた規制・制度改革事項や、「規制改革ホットライン」に寄せられた規制改革提案等、以下の規制・制度改革を積極的に推進。 i リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出に係る規制の見直し ii 保険会社の海外展開に係る規制の見直し等 iii 投資信託及び投資法人に関する規制の見直し iv 外国銀行業務の代理・媒介に係る規制の見直し v 海外M&Aに係る銀行の子会社の業務範囲の見直し vi 銀行等による議決権保有制限の見直し また、25年12月に成立した産業競争力強化法において、「企業実証特別制度」や「グリーンゾーン解消制度」が措置されたことを受け、当該制度に係る金融庁の窓口を総務企画局政策課に設置するなどの体制整備を行った。 ② ・ノーアクションレター制度等の一層の利用を促すために、引き続き、金融庁ウェブサイト等を活用した周知を行うとともに、同制度の適切な運用を図った。なお、25年度におけるノーアクションレター制度に関する回答実績は5件で、すべて照会受付後30日以内（平均22.6日）での回答を実現している。	（測定結果） B「相当程度進展あり」 （判断根拠） 法令改正を含む規制・制度改革の積極的な推進や産業競争力強化法成立に伴う必要な体制の整備、事前確認制度の適切な運用による金融行政の透明性・予測可能性の向上、官民による持続的な対話を通じて、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備を着実に進めた。 測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせると、中長期的には、個々の規制改革提案への対応をはじめとするこれまでの取組を引き続き進めることや、金融を巡る状況の変化に対応し、我が国経済における民需主導の成長の実現に資するために、規制・制度の在り方を不断に見直ししていくことなどを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多い。	① 規制・制度改革の推進 ② 事前確認制度の適切な運用	① 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら、我が国経済における民需主導の成長の実現に資する規制・制度改革等を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度の在り方を積極的に検討。 ② ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すためにホームページ等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図る。

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績	目標達成度合いの 測定結果	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要
		③ 官民による持続的な対話の実施	③ ・我が国金融機能の向上・活性化に向けて、官民が持続的な対話を行う場である官民ラウンドテーブルを継続的に実施（関連する委託調査を含む）。	③ ・金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」報告書（平成24年5月公表）に基づき、我が国金融機能の向上・活性化に向けて、官民ラウンドテーブルを開催（25年5月、26年3月）。同会合で、「地域における新産業の育成と金融の役割」、「資金決済サービスの向上」の2つのテーマについて議論を行い、報告書に取りまとめた。 ・また、今後、「民間資金を活用した社会資本（インフラ）整備等を促進するための金融面からの取組み」、「アジアの金融制度等の整備支援のための官民協働の体制強化」について検討を行うこととした。		③ 官民による持続的な対話の実施	③ 我が国金融機能の向上・活性化に向けて、官民が持続的な対話を行う場である官民ラウンドテーブルを継続的に実施。
	4 金融行政についての情報発信の強化 〔達成目標〕 金融行政についての情報発信を強化すること	① 金融行政に関する広報の充実	① 以下の通り、引き続き、様々なツールを通じ、金融行政についての情報発信を強化する。その際、どの対象（国内・国外のメディア・一般国民・金融機関・投資家等のいずれか）に、何を発信するかについて明確化し、それぞれに相応しい手段（大臣会見、報道発表、説明会開催、個別説明等）による情報発信を行っていく。 ・メディアを通じた広報に関しては、閣議後会見や重要施策についての記者向け説明を積極的に実施。 ・ウェブサイトを活用した広報に関しては、大臣等の記者会見録等の掲載コンテンツを充実。 ・特に重要な政策に関しては、特設サイトを設定する等の対応を行うとともに、必要に応じて内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室と積極的に連携を図り、政府広報を活用して施策を周知。 ・海外向け広報に関しては、重要施策の概要を英語版ウェブサイトにタイムリーに掲載するほか、「FSA Weekly Review」を毎週発行する等、英文による広報を充実強化。 ・Twitter等の新たな情報発信手段について、積極的に活用。	① 平成25年度も閣議後（毎週2回）の大臣記者会見に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（計89回）を積極的に開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会に充実に取り組んだ。 また、国民にとって重要と考えられる施策あるいは関心が高い施策に関しては、ウェブサイトの特設サイトを設けたほか、政府広報も活用して施策を周知したり、注意喚起を促すなどの取組みを行った。 海外に対する情報発信については、一週間の日本語での新着情報（報道発表）の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週1回発行するとともに、重要な政策決定等については、できるかぎりタイムリーに発表するために、発表資料の概要を先行して掲載するなどの取組みを行った。	（測定結果） ○ 「進展が大きくない」 （判断根拠） 大臣記者会見や記者向け説明、重要施策に係る政府広報に取り組んだ結果、主要な測定指標である金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数のほか、金融庁Twitterのフォロワー数の目標を達成することはできたものの、金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数及び新着情報メール配信サービス登録件数の目標を達成することができなかった。 国内向けの情報発信に係る測定指標は、概ね達成しているが、海外向けの情報発信は、測定指標に未達成となっているものがあること、さらには「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成25年12月13日公表）における指摘などを踏まえると、中長期的には英語でのタイムリーな情報発信、コンテンツの充実などを達成していく必要があり、今後も取り組むべき課題が多い。	④ 金融・資本市場活性化策の検討	④ 金融と実体経済が相互に付加価値を生む好循環を実現し、我が国経済の再生に金融面から貢献するため、「金融・資本市場活性化に向けての提言」に盛り込まれた施策について、必要に応じて外部機関への調査研究の委託等も活用しつつ、その実現に向けた検討を進める。
						① 金融行政に関する広報の充実	① ・メディアを通じた広報は、閣議後会見や重要施策について記者向け説明を実施。 ・ウェブサイトを活用した広報は、大臣等の記者会見録や報道発表等、掲載コンテンツの充実を図る。特に国民の関心が高い、あるいは国民に幅広い周知が必要な施策に関しては、特設サイトを設置する。必要に応じ、内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室と積極的に連携を図り、政府広報も活用し施策を周知。 ・海外向け広報は、ウェブサイト（英語版）の利便性向上や、英語で発信すべき情報等を検討した上でコンテンツの充実を図る。また、情報発信のタイムリー性の観点から、「FSA Weekly Review」において、発表資料の概要を掲載。 ・Twitterの特性（字数制限）を活かした簡明な表現による積極的な情報の発信。

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績	目標達成度合いの 測定結果	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要
	5 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備 〔達成目標〕金融リテラシーが向上すること	① 金融経済教育の推進	① 金融経済教育研究会における議論により、金融経済教育を推進するための方向性等が示されている。今後、金融経済教育研究会報告書の以下の指摘にそって実施していくことが重要。 ・金融経済教育の関係者による推進の場（「金融経済教育推進会議（仮称）」）を設置。 ・「金融経済教育推進会議（仮称）」において、無駄や隙間を生じさせないよう、適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、着実に推進していくことが重要。 ・金融経済教育の効率的・効果的な推進のため、最低限習得すべき金融リテラシー（4分野・15項目）の内容について、学校や自治体、業界団体や各金融機関、NPO団体等の様々な現場で実際に金融経済教育を担う者が利用しやすいものとなるよう、具体化。 ・その上で、身に付けるべき事項を、年代別にどのような順序でどこまで教えるべきかについて整理し、体系化を図る。 ・金融経済教育に関する情報のインターネット上での最初のアクセス先として、金融広報中央委員会のウェブサイト（「知るぽると」）を周知するとともに、同ウェブサイトから関係当局・関係団体等のウェブサイトと相互にリンクを張り、利用者が必要な金融経済教育にかかる情報等に容易かつ網羅的にアクセスできる情報提供体制を構築する。 ・報告書で指摘された課題を踏まえ、金融商品を賢く利用することを伝えるガイドブックの作成・普及、シンポジウムの開催、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供を行う。	① 金融経済教育推進会議の設置 金融経済教育研究会報告書（平成25年4月30日公表）で指摘された課題に取組むため、金融広報中央委員会に金融経済教育推進会議を設置。 金融経済教育推進会議を通じて、無駄や隙間を生じさせないよう、適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、金融経済教育の推進に取組んだ。 ・最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）の具体化等金融経済教育研究会でとりまとめた、最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）の内容の具体化及び年齢別に教える事項の整理・体系化を行った。 ・金融広報中央委員会のウェブサイト（「知るぽると」）の周知等 「知るぽると」を、金融経済教育に関する情報のインターネットでの最初のアクセス先として、金融庁、関係団体のウェブサイトと相互にリンクを張ったほか、政府広報等を含めて、様々な機会を通じて、「知るぽると」の周知を図った。 ・ガイドブック等の配布及びシンポジウムの開催等 昨年同様、「基礎から学べる金融ガイド」、「実例で学ぶ「未公開株」等被害に合わないためのガイドブック」と及びリーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を、必要としている高校、大学、地方公共団体等に提供。 地域住民等を対象に、金融リテラシーの向上を図ることをテーマとしたシンポジウムを5箇所で開催。	（測定結果） B「相当程度進展あり」 （判断根拠） 平成25年4月に公表した金融経済教育研究会報告書で指摘された課題に取組むため、金融広報中央委員会に金融経済教育推進会議を設置し、この推進会議を通じて、関係者（有識者、業界、関係省庁等）の間で、無駄や隙間を生じさせないよう、適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、金融経済教育の推進に取組んだ。 このため、金融経済教育の推進について進展しているものの、上記のとおり、測定指標の一部に、28年度の達成に向け取組みを進めているものがある。 今年度の測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、金融経済教育推進会議において、無駄や隙間を生じさせないよう、関係団体が適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、金融経済教育を推進することなどを達成していくために、今後でも取り組むべき課題が多い。	① 金融経済教育の推進	① 金融経済教育研究会における議論により、金融経済教育を推進するための方向性等が示されている。26年度においても、引き続き、金融経済教育推進会議において、無駄や隙間を生じさせないよう、関係団体が適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、金融経済教育の推進に取組む。 また、銀行、証券、保険、資産運用など業界横断的な取組みの加速を行うことが重要である。 ・初等中等教育から社会人、高齢者に至るまで金融リテラシーの底上げを図っていくことが極めて重要。 そのため、銀行、証券、保険、資産運用など業界横断的な取組みの加速を行うなど、連携の強化が必要。 そのため、銀行、証券、保険、資産運用などの共通プラットフォームとして、「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」の内容の具体化及び年齢別に教える事項の整理・体系化した「項目別・年齢層別スタンダード（金融リテラシー・マップ）」を作成。 ・大学生に対して、金融経済教育を体系的に行う必要があるため、大学の教養課程などにおいて、「項目別・年齢層別スタンダード」を基に授業の実施を検討してもらおう、大学に対する働きかけを実施。 ・関係団体と連携しながら、金融リテラシー向上のためのガイドブックの作成・普及その他、シンポジウムの開催、金融庁ウェブサイトを通じた情報の提供等を実施。

業務支援基盤の整備のための取組み（平成24～28年度）

分野	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績	目標達成度合いの 測定結果	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要
1 人的資源	(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上 〔達成目標〕高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること	① 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上	① 「金融庁職員のあり方」の浸透を図るとともに、PDCAサイクルによる業務改善への取組みを推進する。 ・金融行政を担う人材の確保と資質向上についての方針に基づき、各金融行政分野における専門的能力の向上、国際面での対応力の強化、外部からの専門的人材の確保、官民人材交流の促進等について、着実に実行する。 ・引き続き新興国への若手職員の派遣の推進を図る。	① 職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」について、様々な機会を捉えて職員へ浸透を図った。また、業務の効率化・職場環境の改善策等について、各課室での議論・策定及び事後的な評価により更なる改善に繋げていくPDCAサイクルによる業務改善を行う取組みを継続して実施した。 さらに、育児等の必要がある職員であっても、家庭・子育てとキャリアの両立を目指す職場環境の整備を推進していくための体制を整備した。 ・金融行政を担う人材の確保と資質向上について、各金融行政分野における専門的能力の向上、国際面での対応力の向上、外部からの専門的人材の確保及び官民人材交流の促進に係る以下の各項目についての中長期的かつ包括的な方針に基づき、平成25年度の人事配置等を行った。 一金融行政の各専門分野において、職員の希望・適性等を勘案しつつ、計画的に任用 一民間企業経験者等の専門家を年間を通じて積極的に採用 一職員の国際面での対応力の強化（①海外留学経験者について、帰国後一定期間内に国際機関等への出向、②英語研修の充実等） 一国内外の大学院への職員の派遣 一官民人材交流等（国際機関、民間企業への出向等）の拡大。特に新興国への若手職員の派遣の推進 一各局における業務上のニーズを一層研修に反映させるよう、研修内容等の検証・見直し	（測定結果） B「相当程度進展あり」 （判断根拠） 各施策とも、これまでに整理してきた中長期的かつ包括的な枠組み・方向性に基づき、25年度も継続的かつ積極的に取り組んだ。その結果、「金融庁職員のあり方」の職員への浸透、PDCAサイクルによる業務改善の取組みについては、24年度からの取組みを継続して実施することが出来たほか、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく人事配置等については、25年度における外部への出向者数や民間専門家等の採用・任用者数が24年度を上回る実績となった。 測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、職員の資質の向上については、短期的に効果が現れるものではなく、中長期的には、上述の施策を継続的に実施していくことが必要であるとともに、その効果を不断に検証し、更なる改善を図っていくなど、職員の資質向上を達成していくために、今後でも取り組むべき課題が多い。	① 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上	① 引き続き、「金融庁職員のあり方」の浸透を図るとともに、PDCAサイクルによる業務改善への取組み及び家庭・子育てとキャリアの両立を目指す職場環境整備を推進する。 ・金融行政を担う人材の確保と資質向上についての方針に基づき、各金融行政分野における専門的能力の向上、国際面での対応力の強化、外部からの専門的人材の確保、官民人材交流の促進等について、継続的かつ積極的に実施する。また、新興国への若手職員の派遣の推進を図る。

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績	目標達成度合いの 測定結果	平成26年度の 主な事務事業	26年度の主な事務事業の概要
2 知的資源	(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用 〔達成目標〕 確かな調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること	① 金融行政の参考となる調査研究の実施 ② 産・官・学の連携強化	① ・金融行政における判断にアカデミズムの知見を有効に活用するため、より本質的で、重要と考えられるテーマを適切に選定し、調査研究を行う。 ② ・金融に関する産・官・学の連携強化のため、産・官・学の人材交流・コンファレンス・研究会・勉強会等を開催する。その際には、調査研究と同様、金融行政における判断に参考となるような適切なテーマ設定を行う。	① ・研究官等による研究成果をまとめ、ディスカッションペーパー（DP）として、9本の研究成果報告書をホームページに掲載した。なお、これらの研究成果報告書の公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果報告書の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックも行った。 ・また、近年公表されたDPのうち研究論文として所収するにふさわしい3本（査読付）を選定し、金融研究センター長の責任編集のもと、論文集『FSAリサーチレビュー』としてホームページに掲載した。 ② ・シンポジウム「金融システムの安定性と金融業の競争」（25年10月）、国際コンファレンス「アジアの取引所の未来」（25年11月）、国際コンファレンス「金融システムの安定性、規制と金融包摂」（26年1月）を開催した。庁内幹部がスピーカー等として発表等をしたほか、庁内職員に加え、国内外の研究者、政府・中央銀行関係者、在京大使館関係者、金融機関の実務者等の参加者を得て、活発な質疑応答が交わされた。 ・有識者等との検討を行う「金融経済教育研究会」、「企業財務研究会」を、庁内職員の参加も得て開催した（25年度合計6回開催）。 ・アカデミズム等の金融有識者が最先端の研究内容を発表し、金融庁の行政官等との議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求する「金融経済学勉強会」を開催した（25年度合計11回開催）。 ・学者や民間金融機関、製造業等の様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招聘し、主に金融・経済等の最前線の内容をテーマにした昼休み勉強会（金曜ランチョン）を開催した（25年度合計20回開催）。	〔測定結果〕 B「相当程度進展あり」 〔判断根拠〕 金融環境の変化に応じた調査研究分析を行っているほか、望ましい金融規制・監督の在り方等について、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者を中心とした国際コンファレンス及びシンポジウムを開催した。研究会・勉強会等を多数設定し金融庁職員と外部有識者等の交流に積極的に貢献した。このような取り組みにより、金融行政の遂行に資する研究の実施、各部署と連携した研究体制の構築等の進展、産・官・学のネットワーク強化が図られているもの、よりの確かな調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用を行っていくためには、その有効な手法等について不断に見直ししていく必要がある。 測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、金融の国際的な潮流も踏まえつつ、各部署の当面の課題にとどまらず、中長期的な金融行政の質の向上につながる調査・研究の実施などを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多い。	① 金融行政の参考となる調査研究の実施 ② 産・官・学の連携強化	① ・金融行政における判断にアカデミズムの知見を有効に活用するため、より本質的で、重要と考えられるテーマを適切に選定し、調査研究を行う。調査研究分析の結果は研究報告書としてまとめ公表する。 ② ・金融に関する産・官・学の人材交流・コンファレンス・研究会・勉強会等を開催する。その際には、調査研究と同様、金融行政における判断に参考となるような適切なテーマ設定を行う。
3 その他の業務基盤	(1) 金融行政における情報システムの活用 〔達成目標〕 ① 早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ② 情報セキュリティ対策の推進を図ること (2) 災害等発生時における金融行政の継続確保 〔達成目標〕 金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること	① 情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化 ② 情報セキュリティ対策の推進	① ・「業務・システムの最適化計画」に基づき、以下の情報システムについて計画を推進。 i 金融庁業務支援統合システムについては、計画に基づき、平成26年度までに情報システムの開発等を推進。 ii EDINETについては、計画に基づき、25年度中の稼働を目指して次世代EDINETの開発等を推進。 iii 金融庁行政情報化LANシステムについては、最適化計画に基づき、25年度中の稼働を目指して次期金融庁ネットワークの設計・構築等を推進。 ② ・情報セキュリティ事案（インシデント）の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進するため、所要の整備を実施。	① (ア) 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」（金融庁業務支援統合システム）金融庁業務支援統合システムについては、見直し後の作業スケジュールに基づき、平成25年度の開発作業を予定どおり実施しました。 (イ) 「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」（EDINET）及び(ウ) 「金融庁行政情報化LANシステム」EDINET及び金融庁行政情報化LANシステムについては、各最適化計画に基づき、平成25年度に開発作業が完了しました。 (エ) 情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況情報システム調達の適正化については、平成25年度における情報システムに係る全ての政府調達案件を情報システム調達会議に付議し、また、情報システムの金融行政への有効な活用等の観点から、引き続き情報システム調達の妥当性の検証を実施しました。 ② 技術的な情報セキュリティ対策の実施状況のほか、情報セキュリティ事案（インシデント）の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進する態勢の整備を図ることを目的として、定員1名を要求しました。	〔測定結果〕 A「目標達成」 〔判断根拠〕 平成25年度が目標年度として設定している「①業務・システムの最適化の実施及び情報システム調達の適正化（エ）情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況」について、測定指標における目標値を達成した。 なお、平成26年度以降の目標においても、目標に向けて計画どおり着実に取組が実施された。 今後も、引き続き情報システムの開発等の取組みを着実に進める必要がある。	① 情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化 ② 情報セキュリティ対策の推進	① ・「業務・システムの最適化計画」に基づき、以下の情報システムについて、計画を推進。 (ア) 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」（金融庁業務支援統合システム） (イ) 「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」（EDINET） (ウ) 「金融庁行政情報化LANシステム」 ・併せて、情報システム調達の適正化についても引き続き努める。 ② 技術的な情報セキュリティ対策を一層強化するほか、情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上を考慮した情報セキュリティ対策の推進に係る所要の整備。
		① 災害等発生時における金融行政の継続確保	① ・「金融庁業務継続計画」の随時の見直しや実践的な防災訓練を実施するとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、同計画の検証を行い、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図る。	① ・金融庁業務継続計画に係るマニュアルの改定及び金融庁として最小限の優先業務への対応を実現するためのマニュアルを策定した。 ・政府防災訓練の参加及び複数回の防災訓練を実施。9月においては、一般社団法人全国銀行協会と連携し訓練を行った。	〔測定結果〕 B「相当程度進展あり」 〔判断根拠〕 首都直下地震対策検討ワーキンググループによる最終報告や政府業務継続計画の検討が進む中で、金融庁業務継続計画に係るマニュアルの改定や金融庁として最小限の優先業務への対応を実現するためのマニュアルの策定を行った。 政府防災訓練への参加に加え、金融庁内において、徒歩参加訓練や代替庁舎候補地における防災訓練を実施したほか、金融庁と一般社団法人全国銀行協会が連携した訓練を実施するなど、実践強化に取組んだ。 測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、政府業務継続計画等を受け、金融庁業務継続計画の見直しを進めることで更に業務継続を高めるなど、今後も取り組むべき課題が多い。	① 災害等発生時における金融行政の継続確保 ② 災害等発生時に備えた防災訓練	① ・首都直下地震対策特別措置法の施行等を踏まえて、「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」等の見直しを実施。 また、 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行等を踏まえて、「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」等の見直しを実施。</u> さらに、これらに関連した関係省庁連絡会議等への積極的に参加。 ② ・実践的な防災訓練を実施するとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、金融庁業務継続計画の实效性を検証。

注1・・・「平成26年度の主な事務事業」及び「平成26年度の主な事務事業の概要」欄の下線部分は、26年度の新規事業。
注2・・・測定結果の類型 S：「目標超過達成」 A：「目標達成」 B：「相当程度進展あり」 C：「進展が大きい」 D：「目標に向かない」

Ⅱ 25年度における各施策の評価結果(概要)

基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定

施策Ⅰ－１ 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備

【達成目標】

金融機関の健全性が確保されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融機関の健全性を確保するための重要な取組みとして、国際的な議論も踏まえた健全性確保のためのルール整備、金融モニタリング基本方針に基づくオン・オフ一体の効果的・効率的なモニタリング、金融機関の統合的なリスク管理態勢の検証等を着実に進めた。

また、金融機能強化法及び早期健全化法に基づき資本増強を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行う等、適切な措置を講じた。

さらに、日頃から金融機関との率直かつ深度ある議論を行い、金融機関の自己規律の向上を促す等、金融行政の質的向上に向けての取組みが進展した。

今後も、引き続き効果的な金融モニタリングの実施などの取組みを進める必要がある。

施策Ⅰ－２ 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備

【達成目標】

金融システムの安定性が確保されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

国際的な議論も踏まえ、金融機関の健全性確保のための規制を見直し、金融機関の秩序ある処理に関する新たな枠組みについて整備を行う等、金融システムの安定に向けた必要な取組みが進展した。

その新たな枠組みを円滑に機能させるために、関係機関との連携の強化、各種事務手続きの整備等を進めている。また、名寄せデータの精度の維持・向上にも努めており、破綻処理のための態勢整備の充実を図っている。

今後も、引き続き金融システムの安定確保のためのルール整備などの取組みを進める必要がある。

施策 I - 3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応
--

【達成目標】

システミックリスクの未然防止が図られること

【目標達成度】 B (相当程度進展あり)

【達成度の判断根拠】

マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握し、検査・監督の現場に還元するなど、集積した情報及び分析結果について金融行政への反映を図っており、システミックリスクの未然防止のための取組みを十分に行った。

測定指標の目標は達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、今後もこうした取組みを一層進めて行く必要がある。

基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上

施策目標Ⅱ－１ 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備

【達成目標】

金融サービスの利用者の保護が図られること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融サービスの利用者の保護等の観点から、金融商品取引法や監督指針等を整備し、利用者保護のための制度整備及び金融機関の態勢整備を進めることにより、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築に向けた取組みを進めた。

今後も、利用者保護の充実にに向けた取組みを一層進める必要がある。

施策目標Ⅱ－２ 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

【達成目標】

資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮のために、金融機関が、①成長分野などへの新規融資を含む積極的な資金供給を行うこと、②中小企業等の経営改善・体質強化の支援を本格化していくことを資金需要の掘り起し等のための工夫・取組みを確認することや、コンサルティング機能の発揮状況や中小企業に対する経営再建計画の策定支援、抜本的な事業再生支援の取組み状況について確認することにより強く促した。

また、中小企業等の経営者による個人保証の契約時等における課題解決として、「経営者保証に関するガイドライン」の策定に関与するとともに、本ガイドラインの周知・広報にも努めた。

さらに、地域経済活性化支援機構の積極的な活用を通じた、金融機関による中小企業の事業再生・経営改善支援を推進した。

アジア地域等へ進出する日本企業に十分な金融サービスが提供できる環境整備に努める等、資金の借り手が必要な金融サービスを受けられるために様々な施策を講じている。

測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、今後もこうした取組みを一層進め、浸透・定着を図って行く必要がある。

施策目標Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

【達成目標】

国民の資金形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

26年1月から開始されたNISAの円滑な導入、制度の普及・定着のための監督指針等の制度整備、「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の報告書を踏まえた所要の政令・内閣府令の整備等、国民の資産形成等に真に必要な金融サービスの提供の観点から、必要な制度・環境整備を着実に進めた。

測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、国民の資産形成等に必要な金融サービスの提供や少子高齢化社会にふさわしい保険等の金融サービスの提供などを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多い。

基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築

施策Ⅲ－１ 市場インフラの整備のための制度・環境整備

【達成目標】

信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

25年度において、電子取引基盤の利用義務に係る政令・内閣府令の整備に向けた市場関係者との積極的な意見交換、清算対象の段階的拡大や国債取引の決済リスク削減のための市場関係者における取組みの支援を行ったほか、清算・振替機関等向けの総合的な監督指針の策定・公表を行うなど、市場インフラの構築のための制度・環境整備を着実に進めた。E D I N E Tの稼働率についても、100%を確保した。

測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、店頭デリバティブ取引の清算機関及び電子取引基盤の利用義務付け等に係る具体的な制度整備、国債取引の決済期間の更なる短縮化（T＋1化）などを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多い。

施策Ⅲ－２ 市場機能の強化のための制度・環境整備

【達成目標】

我が国市場の公共性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

総合取引所の創設のための法律及び関係政府令等の施行、「新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書の提言を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の国会提出、投資法人に関する規制の見直しのための関係政府令等の施行、「『責任ある機関投資家』の諸原則」日本版ステewardシップ・コード

≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」の策定・公表、等を既に行っており、我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されるための取組みを着実に進めてきた。

測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、関係政府令等の整備などを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多い。

施策Ⅲ－３ 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備

【達成目標】

投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融庁においては、インサイダー取引規制について関係法令を整備したことや、自主規制機関等と連携し自主規制規則の見直し等が行われたこと等から、市場の公正性・透明性を確保するための制度整備等について目標どおり貢献することができたと考えている。また、公募増資インサイダー事案を受けた一連の再発防止に向けた取組みにより、証券会社における情報管理態勢は強化されてきていると考えているが、引き続き、証券会社等の再発防止策の定着状況をフォローしていく必要がある。

証券取引等監視委員会においては、不公正取引に対する取引調査、ディスクロージャー違反に対する開示検査、必要に応じた課徴金納付命令の勧告、市場の公正を害する悪質な事案については、検察庁への告発を行った。

また、クロスボーダー取引等を利用した不公正取引に対しては、海外当局と緊密に連携して対処した。

更に、証券監視委の活動状況等の情報発信など市場規律の強化に向けた取組みについても積極的に行った。

測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、人材育成や海外当局との連携の一層の強化、デジタルフォレンジックの運用体制の強化など、今後も引き続き取り組むべき課題がある。

施策Ⅲ－４ 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備

【達成目標】

金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融庁においては、重大な問題が認められた金融商品取引業者等に対し、行政処分など、金融商品取引業者等における業務運営態勢の改善に向けた取組みを進めた。また、公募増資インサイダー事案を受けた一連の再発防止に向けた取組みにより、証券会社における情報管理態勢は強化されてきていると考えているが、引き続き、証券会社等の再発防止策の定着状況をフォローしていく必要がある。

証券会社の自己資本規制については、バーゼルⅢの開示規制に対応するため、告示を改正するなど、効率的かつ効果的な監督を行った。

法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、投資者被害の拡大防止、同様の違法行為等の未然防止に努めた。

日本証券業協会等の各種ワーキング・グループに金融庁もオブザーバーとして参加し、自主規制規則の改正等が行われた。

証券取引等監視委員会においては、効率的かつ効果的な検査を行い、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を求める勧告等を行った。

クロスボーダー事案については、海外当局と緊密に連携した検査を実施した。

測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、詐欺的な営業を行う悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者について、早期の検査着手により被害の拡大防止等に努めることや、第二種金融商品取引業者や投資助言・代理業者については、検査実施業者数を増加するなど、今後も引き続き取り組むべき課題がある。

施策Ⅲ－５ 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備

【達成目標】

適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

特別目的の財務報告に対する監査の位置付けを監査基準上明確にするかどうか検討し、「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめ公表した。

公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査の実施、厳正な処分など、監査法人等に対する適切な検査・監督に努めた。

国際会合への参加や情報交換の枠組み構築に向けた二国間協議等を通じて海外監査監督当局との協力・連携を強化した。

公認会計士試験については、試験の公平かつ円滑な実施に努めたほか、試験結果に係る情報開示の拡大を図るなど、試験の透明性・信頼性確保に努めた。また、関係団体と連携しつつ、公認会計士資格の魅力の向上策について議論を重ねるとともに、公認会計士等の活動領域の拡大に向けた施策に取り組んだ。

今後も、引き続き上記の取り組みを進める必要がある。

基本政策Ⅳ 横断的施策

施策Ⅳ－１ 国際的な政策協調・連携強化

【達成目標】

国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては日本経済の持続的な成長に資すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

世界的な金融危機を受けて、金融危機の再発防止と金融システムの安定確保のために、G20・FSB等を中心に国際的な金融規制改革が進められている中、国際的なルール策定等に積極的に参画・貢献しており、金融規制改革の検討・実施に着実な進展が見られるほか、海外当局との連携も強化している。

今後も、引き続き国際的な金融規制改革への積極的な参画などの取組みを進める必要がある。

施策Ⅳ－２ アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調

【達成目標】

アジア諸国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のアジア経済圏での活動を金融面で支援し、アジアの経済成長を日本の経済成長に取り込む

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

積極的に開催した金融協議等を通じて、アジア各国の金融当局との覚書締結等により長期的な協力枠組みを構築するなど、連携が大幅に強化され、アジアの金融インフラ整備支援や、規制緩和と要望等の取組みを推進した結果、金融インフラ整備や金融規制緩和に進展が見られた。

今後も、引き続きアジア諸国の金融当局との連携強化などの取組みを進める必要がある。

施策Ⅳ－３ 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備

【達成目標】

金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

法令改正を含む規制・制度改革の積極的な推進や産業競争力強化法成立に伴う必要な体制の整備、事前確認制度の適切な運用による金融行政の透明性・予測可能性の向上、官民による持続的な対話を通して、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備を着実に進めた。

測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、個々の規制改革提案への対応をはじめとするこれまでの取組を引き続き進めることや、金融を巡る状況の変化に対応し、我が国経済における民需主導の成長の実現に資するために、規制・制度の在り方を不断に見直していくことなどを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多い。

施策Ⅳ－４ 金融行政についての情報発信の強化

【達成目標】

金融行政についての情報発信を強化することにより、当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境の整備を推進すること

【目標達成度】 C（進展が大きくない）

【達成度の判断根拠】

大臣記者会見や記者向け説明、重要施策に係る政府広報に取り組んだ結果、主要な測定指標である金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数のほか、金融庁 Twitter のフォロワー数の目標を達成することはできたものの、金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数及び新着情報メール配信サービス登録件数の目標を達成することができなかった。

国内向けの情報発信に係る測定指標は、概ね達成しているが、海外向けの情報発信は、測定指標に未達成となっているものがあること、さらには「金融・資本市場活性化に向けての

提言」(平成 25 年 12 月 13 日公表)における指摘などを踏まえると、中長期的には英語でのタイムリーな情報発信、コンテンツの充実などを達成していく必要があり、今後も取り組むべき課題が多い。

施策Ⅳ－５ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

【達成目標】

金融リテラシーが向上すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

平成 25 年 4 月に公表した金融経済教育研究会報告で指摘された課題に取り組むため、金融広報中央委員会に金融経済教育推進会議を設置し、この推進会議を通じて、関係者（有識者、業界、関係省庁等）の間で、無駄や隙間を生じさせないよう、適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、金融経済教育の推進に取り組んだ。

このため、金融経済教育の推進について進展しているものの、上記のとおり、測定指標の一部に、28 年度の達成に向け取組みを進めているものがある。

今年度の測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、金融経済教育推進会議において、無駄や隙間を生じさせないよう、関係団体が適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、金融経済教育を推進することなどを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多い。

業務支援基盤の整備のための取組み

1 人的資源

(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上

【達成目標】

高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

各施策とも、これまでに整理してきた中長期的かつ包括的な枠組み・方向性に基づき、25年度も継続的かつ積極的に取り組んだ。その結果、「金融庁職員のあり方」の職員への浸透、PDCAサイクルによる業務改善の取組みについては、24年度からの取組みを継続して実施することが出来たほか、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく人事配置等については、25年度における外部への出向者数や民間専門家等の採用・任用者数が24年度を上回る実績となった。

測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、職員の資質の向上については、短期的に効果が現れるものではなく、中長期的には、上述の施策を継続的に実施していくことが必要であるとともに、その効果を不断に検証し、更なる改善を図っていくなど、職員の資質向上を達成していくために、今後も取り組むべき課題が多い。

2 知的資源

(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用

【達成目標】

的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融環境の変化に応じた調査研究分析を行っているほか、望ましい金融規制・監督の在り方等について、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者を中心とした国際コンファレンス及びシンポジウムを開催した。研究会・勉強会等を多数設定し金融庁職員と外部有職者等

の交流に積極的に貢献した。このような取り組みにより、金融行政の遂行に資する研究の実施、各部局と連携した研究体制の構築等の進展、産・官・学のネットワーク強化が図られているものの、よりの確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用を行っていくためには、その有効な手法等について不断に見直していく必要がある。

測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、金融の国際的な潮流も踏まえつつ、各部局の当面の課題にとどまらず、中長期的な金融行政の質の向上につながる調査・研究の実施などを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多い。

3 その他の業務基盤

(1) 金融行政における情報システムの活用

【達成目標】

- ① 早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること
- ② 情報セキュリティ対策の推進を図ること

【目標達成度】 A (目標達成)

【達成度の判断根拠】

平成 25 年度が目標年度として設定している「①業務・システムの最適化の実施及び情報システム調達の適正化 (エ) 情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況」について、測定指標における目標値を達成した。

なお、平成 26 年度以降の目標においても、目標に向けて計画どおり着実に取組が実施された。

今後も、引き続き情報システムの開発等の取組みを着実に進める必要がある。

3 その他の業務基盤

(2) 災害等発生時における金融行政の継続確保

【達成目標】

金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること

【目標達成度】 B (相当程度進展あり)

【達成度の判断根拠】

首都直下地震対策検討ワーキンググループによる最終報告や政府業務継続計画の検討が進む中で、金融庁業務継続計画に係るマニュアルの改定や金融庁として最小限の優先業務への対応を実現するためのマニュアルの策定を行った。

政府防災訓練への参加に加え、金融庁内において、徒歩参集訓練や代替庁舎候補地における防災訓練を実施したほか、金融庁と一般社団法人全国銀行協会が連携した訓練を実施するなど、実践強化に取り組んだ。

測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、政府業務継続計画等を受け、金融庁業務継続計画の見直しを進めることで更に業務継続を高めるなど、今後も取り組むべき課題が多い。

Ⅲ 各施策の評価結果

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策I-1)

施策名	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	金融機関の健全性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備、効果的なオフサイト・オンサイトモニタリング(監督・検査)の実施、オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの推進、金融機能強化法等の適切な運用、金融機関の業務継続体制の検証、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	金融機関の健全性が確保されること					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	656	619	622	441
		補正予算(b)	▲33	▲0	▲52	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	623	619		
執行額(百万円)		408	407			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>G20 Санктペテルブルク・サミット 首脳宣言(平成25年9月6日) 抜粋(金融規制)</p> <p>61. これまでの5年間で、我々は国際的に一貫した金融システムの改革の実施において大きな進捗を見た。全ての主要な国・地域が、部分的に又は全体について、下記の措置をとった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な資本基準(バーゼルⅢ)の実施 ・グローバルなシステム上重要な銀行及び保険会社の特定、及びそのリスクを最小化するための、より高い健全性基準に関する合意 ・大規模で複雑な金融機関の秩序ある破たん処理を納税者に損失を与えることなく実施するために合意された手段と手続の実施 <p>これらの改革を実施するための国際的な協調とコミットメントは過去に例を見ないものである。しかし、我々は更なる作業を行う必要がある。我々はその作業が終わるまで改革の姿勢を維持することにコミットしている。</p>					

測定指標	①国際的な議論を踏まえた国内制度の整備	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		関連告示及び監督指針等の追加改正を実施しました。		25年度 関連告示等の整備	達成
	②外国銀行支店に対する規制の見直しに係る制度整備	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		外国銀行支店に対する規制の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました(平成25年6月12日成立、6月19日公布)。また、改正法を踏まえた外国銀行支店に対する規制の見直しに係る政令・内閣府令については、公布済みです。		25年度 関係法令の整備	達成
	③大口信用供与等規制の見直しに係る制度整備	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
大口信用供与等規制の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました(平成25年6月12日成立、6月19日公布)。なお、改正法を踏まえた大口信用供与等規制の見直しに係る政令・内閣府令については、改正法の公布日より1年半以内の公布・施行に向けて検討を進めています。		25年度 関係法令の整備	達成		
④各業態の健全性指標(自己資本比率、不良債権比率等)	基準値	実績値		目標値	達成
	24年度	25年度		25年度	達成
	24年度各業態の比率(別紙参照)	25年度各業態の比率(別紙参照)		水準維持	
⑤金融機関のリスク管理の高度化	施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
	金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を行いました。		25年度 金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証	達成	

測定指標	⑥既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		既承認金融機関に係る、安定的なリスク管理の運用状況等についての確認を実施。また、高度なリスク計測手法については、6先に対する承認を行いました。	25年度	既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査を実施
測定指標	⑦グローバルなシステム上重要な金融機関等に対する適切な監督	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		グローバルに活動する我が国の金融機関(3メガバンクグループ、野村グループ等)について、監督カレッジ会合を開催しました。 また、監督指針・方針に基づき、持株会社を中心としたグループ全体としての経営・リスク管理等の高度化を実施しているか、検証しました。	25年度	グローバルなシステム上重要な金融機関に対するヒアリング等を通じ、グループ全体としてのリスク管理態勢の把握・検証
測定指標	⑧大規模証券会社グループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		大規模証券会社グループについて、商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、四半期毎にモニタリング・分析を行いました。	25年度	商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、四半期毎にモニタリング・分析を実施
測定指標	⑨保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		連結ベースの計数について四半期毎にモニタリングを行い、半期毎に金融庁ウェブサイトにて集計結果を公表しました。	25年度	連結ベースの計数について四半期毎にモニタリングを実施
測定指標	⑩金融モニタリング基本方針の実施状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		金融機関の経営やリスク管理などについて、業態全体の動向を含む実態把握が進みました。オン・オフが一体となった新しいモニタリングを実施するための基本的な組織の枠組みが整備されました。	25年度	「平成25事務年度 金融モニタリング基本方針」に基づく、金融モニタリングの実施
測定指標	⑪金融機能強化法(震災特例を含む)の活用検討の促進及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		・金融機能強化法に基づき3金融機関に対して資本参加を実施しました(26年3月)。 ・金融機能強化法等に基づく資本参加金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました。	25年度	金融機能強化法等の活用の検討を促し適切なフォローアップを実施
測定指標	⑫業界横断の業務継続訓練の実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		平成25年9月2日に、全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練を実施しました。	25年度	訓練の実施
測定指標	⑬情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)と連携し、ソフトウェアの不具合や情報セキュリティ関係団体による取組み等の情報セキュリティに関する情報を金融関係事業者団体に提供(30件)し、NISCに対しては、金融機関のシステム障害に係る情報連絡(4件)を行いました。	25年度	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施

	⑭金融行政の質的向上に向けての取組み	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		「金融・資本市場活性化に向けての提言」の取りまとめ(平成25年12月13日公表)や提言に盛り込まれた施策の実現に向けての取組み、金融モニタリング基本方針の策定(平成25年9月6日公表)等、金融行政の質的向上に資する施策を実施しました。	25年度	金融行政の質的向上に資する施策の実施

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成) 金融機関の健全性を確保するための重要な取組みとして、国際的な議論も踏まえた健全性確保のためのルール整備(測定指標①、②、③)、金融モニタリング基本方針(測定指標⑩)に基づくオン・オフ一体の効果的・効率的なモニタリング、金融機関の統合的なリスク管理態勢の検証(測定指標⑤)等を着実に進めました。 また、金融機能強化法及び早期健全化法に基づき資本増強を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行う等、適切な措置を講じました(測定指標⑪)。 さらに、日頃から金融機関との率直かつ深度ある議論を行い、金融機関の自己規律の向上を促す等、金融行政の質的向上に向けての取組みが進展しました(測定指標⑭)。 今後も、引き続き効果的な金融モニタリングの実施などの取組みを進める必要があります。 以上のことから、測定結果を「A」としました。
	施策の分析	・必要性 オン・オフ一体による効果的・効率的なモニタリング(測定指標⑩)等の取組みは、金融機関の健全性の確保を図るとともに、金融機関の業務の適切な運営を促進し、ひいては信用秩序の維持と国民経済の健全な発展につながることから、必要不可欠であると考えています。 ・効率性 業態・金融機関の特性等を踏まえたモニタリングを進める等により、効果的・効率的なモニタリングを実施し、金融機関の健全性及び適切な運営の確保に資することができたものと考えています。 ・有効性 オン・オフ一体による効果的・効率的なモニタリングの実施等により、財務の健全性、業務の適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ検査・監督上の対応や検査マニュアル・監督指針の整備等を行うことにより、金融機関のリスク管理の高度化の促進につながり、金融機関の健全かつ適切な業務運営の確保(測定指標④)に資することができたものと考えています。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 金融機関の健全性は維持されているものと考えられますが、今後とも注視していく必要があり、業態・金融機関の特性等を踏まえたオン・オフ一体による効果的・効率的なモニタリング等の取組みを引き続き進めていきます。 【測定指標】 ①バーゼル3及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しに対応するべく、継続的にルール整備を実施していきます。 ②外国銀行支店に対する規制の見直しに係る制度整備は完了しております。 ③大口信用供与等規制について、引き続き所要の制度整備に取り組みます。 ④金融機関の健全性の維持を図るため金融・経済情勢を勘案した個別金融機関に対する効果的・効率的なモニタリングを行っていくこととします。 ⑤金融機関と深度ある双方向の議論を継続することにより、金融機関のリスク管理の高度化を促進していきます。 ⑥高度なリスク計測手法に係る承認審査及び承認後のフォローアップに適切に対応していきます。 ⑦監督カレッジ会合等での情報共有・議論を通じ、グローバルに活動している金融機関の適切な監督を行っていきます。 ⑧大規模証券会社グループについて、引き続き、グループ全体の経営実態の適時・的確な把握に努めるとともに、オン・オフ一体による検査・モニタリングを実施します。さらに、当局間のベストプラクティスについて情報を収集し、監督行政において活用することで、金融庁の監督実務の継続的な向上に取り組みます。 ⑨保険会社グループについて、引き続き、グループ全体の業務の適切性や財務の健全性について確認に努めていきます。 ⑩オンサイトとオフサイトのモニタリングの更なる一体化を進め、今後とも、より効果的・効果的な金融モニタリングを実施するとともに、マクロ経済・金融市場の動向と個々の金融機関の業務運営等の相互作用等マクロ・ブルーデンス分析の充実・強化等にも取り組んでいきます。また、専門性の高い分野や国際的なベスト・プラクティスに関する知見の組織的な蓄積・拡充及び中長期的な観点からの専門人材の育成等にも計画的に取り組んでいきます。 ⑪金融機能強化法等に基づき資本参加を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップを行うなど、適切な運用に努めていきます。 ⑫業界横断的な訓練に引き続き参加し、今後も全国銀行協会と協力し訓練範囲の拡大や訓練内容の高度化を検討していきます。 ⑬NISCと連携して情報セキュリティに関する情報提供、情報連絡の充実等を行っていきます。 ⑭金融界をはじめ各界の有識者との対話の充実を図り、金融・資本市場活性化、ひいては金融行政の質的向上に向けた更なる施策の検討を進めます。さらに、金融機関の検査・監督においても、重要なリスクに焦点を当てたオン・オフ一体的な金融モニタリング態勢の整備や、金融機関の自主的な経営改善に資する情報発信等、質の高い金融行政に資する取組みを推進します。

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監督局総務課監督企画室「主要行等の平成26年3月期決算の概要」 (平成26年6月6日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140606-4.html) ・監督局銀行第二課「地域銀行の平成25年3月期決算の概要」 (平成26年6月6日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140606-3.html) ・監督局保険課「主要生損保の平成26年3月期決算の概要」 (平成26年6月6日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/hoken/20140606-1.html) ・監督局証券課「証券会社の自己資本規制比率」 ・監督局総務課「金融再生法開示債権の状況等について」 (平成26年8月8日公表 http://www.fsa.go.jp/status/npl/20140808.html) ・監督局証券課「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(IV-5-4-3 再建・処理計画の策定等)」 ・平成25事務年度金融商品取引業者等向け監督方針 ・監督局銀行第二課「株式会社豊和銀行に対する資本参加の決定について」 (平成26年3月7日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140307-2.html) ・監督局総務課協同組織金融室「全国信用協同組合連合会に対する信託受益権等の買取りの決定について」 (平成26年3月7日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140307-1.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画」履行状況報告書等」 (平成25年8月2日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2013b.html) (平成26年1月31日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2014b.html) ・監督局銀行第一課、銀行第二課「経営健全化計画の履行状況報告について」 (平成25年6月28日、12月20日公表 http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h25.html) ・金融庁「平成25事務年度 金融モニタリング基本方針」 (平成25年9月6日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/20130906-3.html) ・監督局総務課健全性基準室「監督指針案及び金融検査マニュアル案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成25年11月22日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131122-2.html) ・監督局総務課健全性基準室「自己資本比率規制(第3の柱)に関する告示の一部改正(案)等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年2月18日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140218-1.html) ・監督局総務課健全性基準室「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正(案)等及び早期是正措置に関する命令等の一部改正案に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年3月28日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140328-6.html) ・総務企画局政策課「金融・資本市場活性化に向けての提言」 (平成25年12月13日公表 http://www.fsa.go.jp/singi/kasseika/20131213.html)
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課監督管理官(モニタリング支援担当)室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

平成 25 年度実績評価書（別紙）

施策 I - 1

金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	金融機関の健全性が確保されること
目標設定の考え方 及びその根拠	我が国金融システムの安定性とこれに対する国内外からの信頼を確保するためには、金融機関の健全性が確保される必要がある。 【根拠】各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針、G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日）、金融・資本市場に係る制度整備について（平成 22 年 1 月 21 日）、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）等
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な議論を踏まえた国内制度の整備（関連告示等の整備、25 年度） ・ 外国銀行支店に対する規制の見直しに係る制度整備（関係法令の整備、25 年度） ・ 大口信用供与等規制の見直しに係る制度整備（関係法令の整備、25 年度） ・ 各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞（前年度水準を維持、25 年度） ・ 金融機関のリスク管理の高度化（金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証、25 年度） ・ 既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施（既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査を実施、25 年度） ・ グローバルなシステム上重要な金融機関等に対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、グループ全体としてのリスク管理態勢の把握・検証、25 年度） ・ 大規模証券会社グループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督（商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、四半期毎にモニタリング・分析を実施、25 年度） ・ 保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督（連結ベースの計数について四半期毎にモニタリングを実施、25 年度） ・ 金融モニタリング基本方針の実施状況（「平成 25 事務年度金融モ

	<p>ニタリング基本方針」に基づく、金融モニタリングの実施、25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機能強化法（震災特例を含む）の活用検討の促進及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法等の活用の検討を促し適切なフォローアップを実施、25年度） ・業界横断の業務継続訓練の実施（訓練の実施、25年度） ・情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施状況（金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施、25年度） ・金融行政の質的向上に向けての取組み（金融行政の質的向上に資する施策の実施、25年度）
参考指標	—

2. 平成 25 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制の見直しの議論を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制・レバレッジ比率等に関する銀行法告示等の整備を実施する。また、26年3月に実施予定となっている国内基準行に対する新規制の適切な運用確保に向けた監督指針等の整備を実施する。 ・我が国の預金者保護の観点から、外国銀行支店に対し、常時、国内銀行の最低資本金（20億円）に相当する金額の国内積立てを義務付けるなどの制度を整備する。 ・銀行等の健全性確保を図るとともに、国際的な基準に適合した規制とするため、大口信用供与等規制の対象となる信用供与等の範囲を拡大するなどの制度を整備する。
②効果的なオフサイト・モニタリング（監督）の実施	<p>（1）金融・経済情勢を勘案した個別金融機関等に対する効果的・効率的なモニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態・個別金融機関の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングの実施など、効果的・効率的なモニタリングを行う。 <p>その際、借手企業に対する新規融資を含む円滑な資金供給に向けた取組状況については、各金融機関におけるリスク管理態勢にも留意しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮されているかどうかについて、モニタリングしていく。</p> <p>また、オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、引き続き制度改正に伴う対応を行うとともに</p>

に、情報利用の高度化等のための整備を進める。

・国際的に活動し、複雑かつ多様な業務を行っている大規模な金融グループについて、国際的な議論を踏まえつつ、グループ連結ベースでの監督手法の高度化に向けた検討を引き続き進めていく。特に、金融持株会社により、金融グループを統括する重要性が高まってきていることを踏まえ、金融持株会社が、子会社等に対するグループ経営管理機能を十分に発揮しているか、等について検証する。

(2) 金融機関のリスク管理の高度化

・各金融機関が、各種事象が実体経済・金融資本市場全体にどのように波及し、自らのビジネスに直接的・間接的に影響を与え得るかについて、具体的に想起した上で、ストレステストをはじめとした適切なリスク管理を行っているかという観点から踏まえ、統合的なリスク管理態勢の整備状況等について検証する。

・自己資本比率規制については、引き続き、当局の承認を要する高度なリスク計測手法を既に採用している金融機関の安定的なリスク管理の運用状況の把握に努めるとともに、当局の承認を要する手法の採用を希望する金融機関についても、その準備状況の把握に努め、承認申請に対し適切な審査を行う。

(3) グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）等に対する適切な監督

・グローバルに活動している金融機関（3メガバンクグループ、野村グループ、東京海上グループ及びMS&ADグループ）について、20年4月のFSF（金融安定化フォーラム）報告書や20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ（監督カレッジ）の枠組みの下に監督当局間の連携を図りつつ、グローバルに活動している金融機関の適切な監督を行う。

・昨今の国際的な議論等を踏まえて、国際基準行に対し、グループの巨大化・業務の複雑化・国際展開の進展に対応した管理態勢の整備等を促すための監督指針の改正を22年3月に実施したことを踏まえ、適切な監督を行う。

・グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）について、金融安定理事会やバーゼル銀行監督委員会における国際的な議論を踏まえ、国内外の関係当局との連携を図りながら、必要な対応を行う。

(4) 証券会社、保険会社等の連結規制・監督

・大規模な証券会社について、グループ内会社の問題等に起因する突然の破綻により、広範な投資家や金融システム全体への悪影響が及ぶ懸念を回避するため、証券会社の連結規制・監督

	<p>を適切に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについて、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社に波及するリスクを早期に把握することで、保険契約者等の保護を図るため、24年3月から適用された連結ベースの財務健全性基準に基づき、保険会社等の適切な監督を行う。
<p>③効果的なオンサイト・モニタリング（検査）の実施</p>	<p>（1）金融機関のリスク特性を十分見極めた、効果的な検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査の実効性を向上させるとともに、金融機関の負担軽減を図る観点から、事前分析を充実させ、金融機関のリスク特性を十分に見極めた上で、検証分野を絞り込む。 ・ さらに、ターゲット検査や簡易検査も積極的に活用する。 ・ 主要行に対する検査の実効性を向上させる観点から、引き続き、主要行を担当する主任検査官を複数年担当制とする。 ・ また、当該主任検査官（日本版EiC）及びEiC補佐官は、監督局における様々なヒアリングに参加すること等により、担当金融グループ全体の状況把握を適時適切に行い、事前に深度ある分析を行う。 ・ さらに、将来顕在化する可能性のあるリスク等を見据え、ターゲット検査の必要性が高い検証分野等を検討する。 ・ 国際的に活動する我が国金融機関グループや主要外国金融機関グループ在日拠点に対する検査の実効性を向上させる観点から、海外当局等との間で、情報や問題意識の共有を含め、連携をさらに強化する。 ・ 近年、金融持株会社により、銀行・保険会社等の金融グループを統括する形態が増加しつつあることを踏まえ、金融持株会社が、子会社等に対するグループ経営管理機能を十分に発揮しているか、等について検証する。 <p>（2）金融機関を取り巻く環境の変化に対応した検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、金融機関が中小企業等からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、適切に対応する態勢が整備されているか、等について検証する。 ・ 先般の金融危機や欧州の債務問題を踏まえた、金融機関に対する新たな国際的規制の導入等に的確に対応した検査態勢や検査マニュアルの整備を図る。 ・ ITの著しい進展に適切に対応した検査を行うため、デジタルフォレンジック技術を活用した検査態勢の整備等を図る。 <p>（3）検査で得られた情報に係る分析力・情報発信力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査で得られた情報に係る分析力の強化を図るとともに、金融機関の自主的な経営改善・経営判断にとって有益な情報については、金融機関等に積極的に還元して情報や問題意識の共有を図る。 ・ 引き続き、金融検査結果事例集の定期的な公表を行う。
<p>④オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査局と監督局との横断的な検証体制を設置し、当該体制を中心にオン・オフ一体的なモニタリングの一層強化を図る。 ・ 金融機関の財務の健全性を脅かすリスクについて、検査局のデータ集積・分析機能と監督局のデータ集積・分析機能との一体化をさらに進化させる。 ・ システムリスクについては、引き続き、検査局のシステム

	<p>専門家を監督局のシステムモニタリング担当に併任し、検査局と監督局との横断的な組織を設置するとともに、当該組織を中心にオン・オフ体系的なモニタリングを一層強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要行に対する検査を担当する主任検査官（日本版EiC）については、引き続き、監督局に併任した上で、監督局における様々なヒアリングなどに参加させる。 ・特に迅速にオンサイト・モニタリングによる検証を行う必要がある場合には、監督局スタッフの検査への参加等を検討する。
⑤金融機能強化法等の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・23年6月に改正された金融機能強化法について、被災地域の金融機関をはじめとする各金融機関に対し、同法の活用の検討を促していく。 ・金融機能強化法に基づき資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。 ・金融機能強化法に基づき資本参加を実施した金融機関については、計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。 ・早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。 ・資本増強行による公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。
⑥金融機関の業務継続体制の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・当庁では、自らの体制強化を図るとともに、監督方針等を通じて、金融機関等に対しても業務継続体制の検証を求める等、関係機関と緊密に連携を取りつつ、金融システム全体において、大規模災害等のリスクに対してしなやかで強靱な業務継続体制の構築を目指す。 ・金融業界全体として横断的に業務継続性の確保を図っていくことが重要であることから、昨年度と同様に今年度も全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練の実施を検討する。 ・金融機関等は、平時より業務継続体制を構築し、業務継続計画等の策定を行っておく必要がある。危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要であるとの認識の下、金融機関等の業務継続体制について、訓練等を通じて、その適切性を検証していく。 ・金融検査に当たっても、経営陣の責任において、適切な業務継続体制が整備されているか等について、重点的に検証する。
⑦金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・政府における情報セキュリティ対策に係る計画等に基づき、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けた取組みのための情報提供、情報連絡の充実等を図る。 ・公益財団法人金融情報システムセンター（FISC）と共同調査を実施し、金融分野に係るIT等についての情報提供

	を行う。
⑧ベターレギュレーションの深化	・ベターレギュレーションの深化として、検査・監督・企画のそれぞれについて、金融行政の質の向上に向け、課題を抽出し、改善策を策定・実施する。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 25 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備

①取組内容

ア. 新国内基準について

海外営業拠点を有しない金融機関（国内基準行）に対する新たな自己資本比率規制（新国内基準）に関しては、従来の最低自己資本比率を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性を勘案した内容としており、平成 26 年 3 月期より原則 10 年間の経過措置を導入し、十分な移行期間を確保しながら段階的に実施していくこととなっています。これを踏まえ、関連告示及び監督指針等の追加改正（平成 25 年 11 月、26 年 2 月）を行いました。

イ. 外国銀行支店に対する規制の在り方

外国銀行支店について、我が国預金者の保護や金融システムの安定を図るため、外国銀行支店に対する資産の国内保有の義務付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました（平成 25 年 6 月 12 日成立、6 月 19 日公布）。これを踏まえ、外国銀行支店に対する資産の国内保有義務の対象となる資産の種類、国内において保有しなければならない資産の額等を定める銀行法施行令を平成 26 年 1 月 24 日に公布しました。また、外国銀行支店の免許の審査基準の拡充等を盛り込んだ銀行法施行規則を平成 26 年 3 月 31 日に公布しました。

ウ. 大口信用供与等規制の在り方

我が国の大口信用供与等規制は、国際基準と乖離しており、平成 24 年 8 月に公表された I M F が実施した我が国の金融部門評価プログラム（F S A P : Financial Sector Assessment Program）のレポートにおいて規制の強化が求められていること等を踏まえ、国際基準との整合性を図るための改正を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました（平成 25 年 6 月 12 日成立、6 月 19 日公布）。これを踏まえ、大口信用供与等規制の対象となる信用の供与等の範囲等を定める政令・内閣府令を、同法の公布日より 1 年半以内に公布・施行する予定です。

②評価

ア. 新国内基準について

平成 26 年 3 月期から段階的に適用する新たな自己資本比率規制（新国内基準）については、国際的な議論を参考にした上で、我が国における金融機関の健全性を確保しつつ、金融仲介機能が発揮されることを念頭におきながら検討を行った結果、適切な枠組みが整備できたものと考えています。

当該基準の整備を受け、開示に係る関連告示及び監督指針等においても、適切な枠組みが整備できたものと考えています。

イ. 外国銀行支店に対する規制の在り方

外国銀行支店に対する資産の国内保有義務に係る政令・内閣府令を整備したことにより、我が国預金者の保護や金融システムの安定が図られるものと考えます。

ウ. 大口信用供与等規制の在り方

大口信用供与等規制の在り方についての検討が着実に進んでおります。

(2) 効果的なオフサイト・モニタリング（監督）の実施

① 金融・経済情勢を勘案した個別金融機関等に対する効果的・効率的なモニタリング

ア. 取組内容

(ア) オフサイト・モニタリングにおいては、金融機関（預金取扱金融機関、金融商品取引業者、保険会社）の財務会計情報やリスク情報等を徴求し、その蓄積・分析を行うとともに、定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関の経営状況の把握等を行いました。また、検査・監督の両部局間において金融機関の決算状況や検査計画等について意見交換を行い、オンサイトとオフサイトの効果的・効率的なモニタリングを実施するための問題意識の共有等を図りました。

加えて、金融機関による成長分野等への積極的な資金供給及び中小企業の経営改善・体質強化の支援を促進するため、監督方針等に基づき、金融機関による新規融資や経営改善・事業再生支援等の取組状況を重点的に検証するとともに、先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みを公表・周知しています。

さらに、モニタリング・システムについて、オンラインによるデータ徴求、データの暗号化等により、事務の効率化、利便性の向上、情報管理面での安全性の向上に努めるとともに、金融機関を取り巻く環境の変化を踏まえ、随時システムの改修を実施するなど、システムの強化を図っています。

(イ) 平成 25 年度主要行等向け監督方針に記載しているように、国内外で大規模で複雑な業務を行っている金融グループについて、グループ内の個別の金融機関のみならず、グループ全体としての経営・リスク管理等の高度化を、持株会社が主導的役割を適切に果

たしながら実施しているか、グループ内における持株会社の役割が明確になっているか等について、検証を行いました。

また、経営陣によるグループ・ベースでの収益管理及びこれに伴う様々なグループ・ベースでのリスク管理を高度化していく態勢が構築されているか、リスクアペタイトフレームワーク（経営陣等がグループの経営戦略等を踏まえて進んで受け入れるリスクの水準について対話・理解・評価するためのグループ内共通の枠組み）の構築に向け、適切な取組みが進められているか等について検証を行いました。

イ. 評価

(ア) 平成 26 年 3 月期における預金取扱金融機関の自己資本比率及び不良債権比率は、以下の資料 1-1、1-2、2 のとおりです。自己資本比率については、いずれの指標においても規制の最低水準を大きく上回り、不良債権比率は、前年の水準を下回っており、いずれにおいても健全性が維持されていますが、今後とも注視していく必要があると考えています。

また、平成 26 年 3 月期において、証券会社^{※1}の自己資本規制比率は 354.3（前年度 388.8%）、生命保険会社及び損害保険会社の単体ソルベンシー・マージン比率^{※2}はそれぞれ、870.9%（前年度 807.5%）、661.3%（前年度 572.4%）となっており、証券会社及び保険会社においても健全性が維持されていると考えられますが、今後とも注視していく必要があると考えています。

このように、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施もあって、我が国金融機関において健全性が維持されており、金融機関による金融仲介機能の発揮も概ね図られているものと考えています。

【資料 1-1】総自己資本比率等^{※3}（国際統一基準行）

		25/3 期	26/3 期
主要行等	総自己資本比率	17.4%	16.9%
	Tier1 比率	13.1%	13.1%
	普通株式等 Tier1 比率	10.9%	11.4%
地域銀行	総自己資本比率	14.3%	14.2%
	Tier1 比率	12.0%	12.6%
	普通株式等 Tier1 比率	11.9%	12.5%

（出所）金融庁監督局総務課監督企画室・銀行第二課調

※1 有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者

※2 平成 24 年 3 月期からマージン算入の厳格化並びにリスク計測の厳格化及び精緻化などを内容とした新基準を導入

※3 国際統一基準行は平成 25 年 3 月期よりバーゼル 3 の適用を開始（段階実施ベース）

国際統一基準行は、主要行等が 6 行、地域銀行が 10 行、国内基準行は、主要行等が 4 行、地域銀行が 96 行

【資料 1 - 2】自己資本比率※3（国内基準行）

	26/3 期
主要行等	13.9%
地域銀行	11.0%
信用金庫	13.1%
信用組合	11.8%

（出所）金融庁監督局総務課監督企画室、銀行第二課、総務課協同組織金融室調

【資料 2】不良債権比率（＝金融再生法開示債権÷総与信額）

	24/3 期	25/3 期	26/3 期
主要行等	1.8%	1.8%	1.3%
地域銀行	3.2%	3.1%	2.7%
信用金庫	6.3%	6.4%	6.0%
信用組合	8.5%	8.4%	7.7%

（出所）金融庁監督局総務課調

（イ）大規模で複雑な業務を行っている金融グループに対する定期及び随時のヒアリング等が、リスク管理の高度化を促していく上で、一定の効果があったものと考えています。

②金融機関のリスク管理の高度化

ア. 取組内容

（ア）統合的なリスク管理態勢の整備状況等について

a. 預金取扱金融機関

平成 25 事務年度主要行等向け監督方針において、「通常の経済資本モデルや VaR といったリスク量制御手法のみならず、テール・リスクを適切に把握するためのストレステストについても、適切に行われ、経営において活用されるように促していく。また、各金融機関のリスク特性や経営上の課題について、主要行等との深度ある双方向の議論を継続していく。」という考え方を示しました。また、中小・地域金融機関向け監督方針においても、同様の考え方を示しました。

こうした考え方にに基づき、預金取扱金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関の統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を行いました。具体的には、金融市況の急激な悪化を想定したストレステストの実施状況や経営への活用状況をヒアリング等を通じて確認しました。

b. 証券会社等

平成 25 事務年度金融商品取引業者等向け監督方針において、「内外の金融システムにおいて大きなプレゼンスを有している大規模証券会社グループ等（国内大手証券会社及

び大手外資系証券会社等)については、現下の金融経済情勢や、証券会社の流動性にも影響を及ぼしかねない国際的な金融規制に係る議論の動向を踏まえ、日本銀行や海外当局とも密接に連携しつつ、引き続き、外貨も含めたグループ全体の流動性リスク管理に万全を期すよう求めていく。」とともに、「グループ全体の統合的なリスク管理態勢の整備状況に加え、グループ・ベースでのデータ集計能力向上に向けた態勢整備の状況及びテール・リスクを適切に把握するためのストレステストの適切な実施とストレステスト結果の経営での活用状況等について重点的に検証する。」という考え方を示しました。

こうした考え方に基づき、証券会社グループ全体の統合的なリスク管理について重点的に検証しました。さらに、大規模金融機関に対する監督手法の高度化について国際的に活発な議論が行われていること等を踏まえ、他国当局における監督実務のベスト・プラクティス及び他国金融機関における管理実務のベスト・プラクティスについて情報収集した上で、監督手法の高度化に取り組みました。

また、同監督方針において、中小の証券会社等につき、「金融経済情勢の急変等の可能性も踏まえ、より質の高いリスク管理の徹底を求める。併せて、経営の健全性を確保していくため、引き続き早期警戒制度を的確に運用するほか、ビジネス・モデルや直近の業況等を一覽的に把握し、業界横断的・時系列的な分析を行う。」という考え方を示しました。

こうした考え方に基づき、証券会社の自己資本規制比率について月次のモニタリングを行うとともに、必要に応じてヒアリングを実施しました。

c. 保険会社

平成 25 事務年度保険会社等向け監督方針において、「保険会社によるリスク管理態勢に関する自己評価や ERM (エンタープライズ・リスク・マネジメント) ヒアリング等の実施により、経営陣による主導性と強いコミットメントの下で、自社の自己資本等の状況を踏まえつつ、会社の規模やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理態勢が整備されているかについて確認する。」とともに、「リスクの的確な把握と計測の状況、そのモニタリングやストレステストの実施結果を踏まえたリスク削減・調整の状況、及び再保険等によるリスク軽減への取組み状況とその有効性について確認する。」という考え方を示しました。

こうした考え方に基づき、主要な保険会社・グループを対象に ERM ヒアリングを実施し、保険会社の統合的なリスク管理態勢の検証を行うとともに、各保険会社における態勢整備に向けた取組みの参考に供すること等を目的として、当該ヒアリングの結果を公表しました。

また、同監督方針において、「市場動向に応じた運用方針等を作成、当該方針に基づいた資産運用を実施し、そのモニタリングを行っているかについて確認する。」という考え方を示しており、主要な生命保険会社を対象に、各社の資産運用の実態について検証しました。

さらに、平成 26 年 2 月 28 日に保険会社向けの総合的な監督指針等を改正し、リスク

管理方針、リスクとソルベンシーの自己評価等に関する規定を整備しました。

(イ) 自己資本比率規制について

平成19年3月末から実施されたバーゼル2の第1の柱（最低所要自己資本比率）において、当局の事前承認を要するリスク計測手法の採用を希望する金融機関に対し、リスク管理の高度化に向けたインセンティブの所在、安定的な運用の可能性等を確認しつつ、規制上求められる要件に照らし、審査を行いました。その結果、平成25年度は、以下の通り承認を行いました。

（信用リスク）

- ・ 先進的内部格付手法（AIRB）：りそなホールディングス（りそな銀行、埼玉りそな銀行）
- ・ 基礎的内部格付手法（FIRB）：広島銀行

（オペレーショナル・リスク）

- ・ 先進的計測手法（AMA）：三井住友トラスト・ホールディングス（三井住友信託銀行）
- ・ 粗利益配分手法（TSA）：千葉興業銀行

また、既に承認を受けた金融機関については、定期的なヒアリングや当局への報告を通じて、安定的なリスク管理の運用状況等について確認を行いました。この他、第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）についても、早期警戒制度の枠組みを活用しつつ、銀行勘定の金利リスクに関するアウトライヤー基準、統合的なリスク管理態勢の整備状況等に関するモニタリングを実施しました。

イ. 評価

(ア) 統合的なリスク管理態勢の整備状況等について

リスク管理に係るヒアリングや海外におけるベスト・プラクティスの調査等については、当該金融機関のリスク管理の高度化を図る上で、一定の効果があったものと考えています。

また、ストレステストの適切な実施やストレステスト結果の経営における活用等について促したこと等により、効率的かつ効果的な監督に資することができたものと考えています。

(イ) 自己資本比率規制について

高度なリスク計測手法の承認プロセス及び承認後のフォローアップを通じ、先般の金融危機への対応を含めて当局と金融機関との間でリスク管理の高度化に向けた課題等の共有化を図っています。

また、高度なリスク計測手法の承認を受けた金融機関も増えており、定量データの横断的な比較等により、モニタリングの実効性が高まっているものと考えています。

③グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）等に対する適切な監督

ア. 取組内容

平成 20 年 4 月の「市場と制度の強靱性の強化に関する金融安定化フォーラム（FSF）報告書^{※4}」や同年 11 月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ（監督カレッジ）の枠組みの下、グローバルに活動する我が国の金融機関（3メガバンクグループ、野村グループ等）について、監督カレッジ会合を開催しました。

また、我が国に拠点を有している複数の海外金融機関について、当該金融機関の母国監督当局が主催する監督カレッジ会合に参加しました。

これら会合において、関係監督当局間で、該当金融機関の経営内容や監督上の注視点等について、情報共有及び議論を行いました。

また、金融安定理事会における合意（「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性（平成 23 年 11 月）」）等を踏まえ、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）に指定されている 3メガバンクグループ及び、必要に応じてその他のシステム上重要な金融機関に対して監督指針に沿った再建計画の策定を求めるとともに、海外当局との危機管理グループ（Crisis Management Group：CMG）会合において、当該金融機関の再建・処理計画に関する情報共有及び議論を行いました。

さらに、G-SIFIsに選定された金融グループについては、FSBで行われているデータギャッププロジェクト等へのデータ提供等も必要となることから、バーゼル委員会が公表した「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」の実施に向けた取組状況の確認及び検証を、定期及び随時のヒアリング等を通じ行いました。

イ. 評価

グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）に指定されている 3メガバンクグループ及び、その他のシステム上重要な金融機関が策定した再建計画を評価するとともに、監督カレッジ会合や危機管理グループ会合を通じ、グローバルに活動している金融機関に係る情報を関係監督当局に共有して議論を行った結果、当該金融機関の適切な監督に一定の効果があったものと考えています。また、経営判断や当局への報告に必要な情報の高度化に向けたシステムや態勢の整備等に係る計画の策定・実施に一定の進捗が見られたものと考えています。

④証券会社、保険会社等の連結規制・監督

ア. 取組内容

（ア）証券会社の連結規制・監督

内外の金融システムにおいて大きなプレゼンスを有している大規模証券会社グループについて、金融経済情勢や、証券会社の流動性にも影響を及ぼしかねない国際的な金融

^{※4} 平成 20 年 4 月に FSF より公表された、今般の金融市場の混乱の要因分析と今後の対応についての提言に関する報告書。この中で、当局間の情報交換及び連携に関して、世界的な大手金融機関ごとに監督カレッジを設置すべきことを提言している。

規制に係る議論の動向を踏まえ、日本銀行や海外当局とも密接に連携しつつ、外貨も含めたグループ全体の流動性リスク管理に万全を期すよう促しました。

また、グループ全体の統合的なリスク管理態勢の整備状況に加え、グループ・ベースでのデータ集計態勢の整備状況及びテール・リスクを適切に把握するためのストレステストの実施状況、ストレステスト結果の経営における活用状況等を重点的に検証しました。

証券会社の自己資本規制については、現在、単体、川下連結、川上連結の3つの自己資本規制が告示により課されています。さらに、国際的に活動する大規模証券会社グループに対して、国際的な健全性規制高度化の取組みであるバーゼル3を平成25年3月末から適用するとともに、平成26年3月、バーゼル3の開示規制に対応するために告示を改正しました。

さらに、大規模金融機関に対する監督手法の高度化について国際的に活発な議論が行われていること等を踏まえ、他国当局における監督実務のベスト・プラクティス及び他国金融機関における管理実務のベスト・プラクティスについて情報収集した上で、監督手法の高度化に取り組みました。

加えて、破綻時に金融システムの安定性に影響を及ぼす可能性があると考えられる金融機関については、危機管理の一環として、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、再建・処理計画の策定を進めています。

(イ) 保険会社等の連結規制・監督

保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについては、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社に波及するリスクを早期に把握することにより、保険契約者等の保護を図るため、平成24年3月末に導入した連結ベースの財務健全性基準を用いて、保険会社等の財務健全性の監督を行いました。

また、経営統合や海外での業務拡大などの取組みがみられるグループについて、ヒアリングを通じ、グループ全体の統合的なリスク管理態勢の整備状況や有効性等を重点的に検証しました。特に、海外拠点を有するグループについては、海外での巨大災害の集積リスクが顕在化した近時の事例も踏まえ、海外拠点の業務に係るリスク管理態勢について検証しました。

イ. 評価

(ア) 証券会社の連結規制・監督

大規模証券会社グループに対してグループ全体の流動性リスク管理に万全を期すように促すこと、リスク管理実務の頑健性について市場関係者等からの信頼が得られるよう、自主的な対外メッセージの発信を促すこと、さらに、流動性リスク管理を含む全般的なリスク管理実務の十分性を検証することにより、大規模証券会社グループのリスク管理態勢の強化や金融市場の安定性向上に努めました。

また、ストレステストの適切な実施やストレステスト結果の経営における活用等に

ついて促したことや、海外当局と緊密に連携しながら監督したことは、証券会社の自主的なリスク管理態勢の強化に資する取組みであったと考えています。

証券会社の自己資本規制については、国際的な規制強化が進む中、大規模証券会社グループにおいてバーゼル3の着実な実施に向けて取り組んだことにより、当該大規模証券会社グループのリスク管理の高度化を促し、国際的な規制水準の高度化に対応したグループ・ベースの規制・監督の枠組みをより強化することができたものと考えています。

さらに、他国当局や他国の金融機関におけるベスト・プラクティスについて情報収集するとともに、他国当局と緊密に連携しつつ監督を行ったことは、監督実務の質的向上につながる取組みであったと考えています。

加えて、破綻時に金融システムの安定性に影響を及ぼす可能性があると考えられる金融機関について、再建・処理計画の策定を進めたことにより、当該金融機関のリスク管理態勢の強化のみならず、金融市場の安定性向上にも一定の効果があったものと考えています。

(イ) 保険会社等の連結規制・監督

保険会社等のグループに対する連結ベースの財務健全性基準を平成24年3月末から導入したことにより、グループ全体のリスクの把握及び規制・監督の強化につながったものと考えています。平成26年3月期における生命保険会社グループ及び損害保険会社グループのソルベンシー・マージン比率はそれぞれ、880.5%、684.0%となっており、健全性が維持されていますが、今後とも注視していく必要があると考えています。

また、ヒアリング等を通して、海外での業務拡大等に取り組むグループにおける、海外投資戦略や海外自然災害等に係るリスク管理の実態を把握・検証したことにより、保険会社のグループベースでの適切な監督に資することができたものと考えています。

(3)、(4) オン・オフ（検査・監督）が一体となった効果的な金融モニタリング

①取組内容

内外の経済・金融情勢が変化する中、金融機関や金融システムが直面するリスクも絶えず変化しています。

こうした中、金融機関が、適切なリスク管理の下で、積極的に金融仲介機能を発揮することで、経済がデフレから脱却し、企業・経済の持続的な成長につながり、さらには金融機関の経営の健全性も持続的に維持されるという好循環を実現していくことが重要です。

当局としても、この好循環の実現に向け、

- ① 内外の経済・金融情勢を的確に把握し、潜在的な脅威を早期発見し、対応するとともに、
- ② 金融機関が顧客のニーズに応え、より質の高い金融サービスを提供できる業務運営・リスク管理態勢の確立を促進できるよう、

25年9月に「金融モニタリング基本方針」を策定・公表し、検査・監督の考え方や態勢を見直しました。特に、25年度は、以下のような取組みを行いました。

① 金融機関に対するモニタリング手法の見直し

金融機関の経営や金融システムにとって重要な課題を業態横断的に実態把握・分析し、課題の抽出、改善策の検討を行うため、検査手法の見直しを行いました。また、検査立入を行わないモニタリング（オフサイトモニタリング）の充実や検査結果のフォローアップの強化を含め、金融機関の健全性や経営にとって重要な事項について切れ目のないモニタリングに取り組みました。

さらに、単なるミニマム・スタンダード（最低基準）の遵守に止まらず、金融機関がより良い質の高い金融サービスの提供やリスク管理態勢の確立を目指すため、ベスト・プラクティス（最良慣行）に近づく観点からのモニタリングや金融機関との対話を行いました。また、ミニマム・スタンダードの遵守が引き続き課題である金融機関に対して、より問題の根本原因の検証に重点を置いたモニタリングに努めました。

② 組織体制の見直し

上記の対応を可能とするため、検査局内のモニタリング体制を業態別・リスクカテゴリー別のチームに再編しました。業態別チームにおいては、検査班毎に担当の金融機関を明確化し、切れ目のないモニタリングを可能とする体制としました。また、経営管理、マネー・ローンダリングへの対応、統合リスク管理、システム対応等、専門性を要する分野についての知見を高めるため、金融機関の業務・リスクカテゴリー別の専門チームの編成を行いました。

個別業態等についての取組内容は、以下の通りです。

ア. SIFIs（3メガバンク・グループ）等に対するモニタリング

各グループに共通する重要課題（グループ経営管理、海外展開管理、金融仲介機能、リスク性商品販売、市場リスク管理、反社会的勢力やマネー・ローンダリングへの対応、ITガバナンス等）を重点検証項目とし、検証項目毎に同一チームが、統一的目線で金融機関の実態を把握する「水平的レビュー」を実施しました。

水平的レビューの実施に当たっては、各グループを通年で担当する主任検査官（EiC）チームと、業務・リスクカテゴリー別専門チームが協働し、各SIFIsの戦略の違い等を勘案しつつ、グローバル・ベスト・プラクティス（国際的な最良慣行）も踏まえながら検証を実施しました。

イ. 地域金融機関に対するモニタリング

各地域において、人口減少や高齢化の進展等が予想される中、地域金融機関の経営の健全性を将来にわたって持続的に確保するとともに、地域経済の活性化との両立を図っていくことが、重要な課題となっています。

地域銀行に対しては、営業規模や地域の近い複数の銀行を同時期に検証するモニタリングを実施しました。その際、地域経済の中長期的な見通しを踏まえた経営戦略やビジネスモデルの将来にわたる持続可能性等について実態把握を行いました。

一方、地域金融機関が、融資判断に当たり、借手企業の財務状況や担保・保証の有無に依存し、事業に対する目利き力が落ちているのではないかとの問題意識に立ち、金融機関が企業の事業内容（その成長性や課題）等について、どの程度評価能力を有しているかを、個別の融資先企業の実例を基に検証しました。

また、有価証券運用のあり方（リスク管理、短期的収益とリスクのトレードオフについての認識）についても検証を行いました。なお、金融機関の経営全体の健全性の観点から重大でない小口の資産査定については、各金融機関において引当等の管理態勢が整備され、有効に機能していれば、その判断を極力尊重することとしました。

ウ. 外国銀行に対するモニタリング

外国銀行の全ての在日拠点を対象に、基本的な経営情報（親銀行を含むグループ全体の運営状況、グローバル経営戦略、在日拠点の位置付け、主要業務、資産構成、リスク特性等）の収集（アンケート調査）やヒアリングを実施しました。その結果を踏まえ、ビジネスモデルや業務内容等に応じたリスク分析を行うとともに、検証項目を絞り込んだ簡易なオンサイト・モニタリングを実施しました。

また、各外国銀行の本部経営陣とのコミュニケーションや、本国当局との連携強化にも積極的に取り組みました。

エ. 保険会社に対するモニタリング

大手生保・損保会社等に対しては、SIFIsと同様に、業界横断的なテーマに関する水平的レビューを実施しました。

その他の保険会社に対しても、通常検査を含め、オンサイト（検査）とオフサイト（監督）の手法を組み合わせた金融モニタリングを実施しました。

オ. 金融行政上の重要テーマに関する横断的なモニタリング

内部監査、反社会的勢力やマネー・ローンダリングへの対応、金融機関による投資信託の窓口販売等の手数料ビジネスなど、業態横断的な検証が必要なテーマについては、各金融機関の取組み状況等について、統一的な目線で実態把握を行いました。

上記テーマの検証を行うため、外部専門家の活用を行うとともに、外資系金融機関などからもヒアリングを行い、ベストプラクティスについての知見の蓄積に努めました。

②評価

金融機関の経営やリスク管理などについて、個々の金融機関だけでなく業態全体の動向の把握は進みました。新しいモニタリングを実施するための基本的な組織の枠組みは整備されたと考えています。

ただし、これらの取組みについては、さらに、検査官の専門性の向上、金融機関のリスク管理に関するグローバルなベスト・プラクティスについての知見の拡充、金融機関の動向に関する情報をタイムリーに把握・集計し、金融システム全体としての脆弱性を検証するための態勢整備などの課題が存在します。

(5) 金融機能強化法等の適切な運用

①取組内容

ア. 金融機能強化法に基づく資本参加を行った金融機関について

(ア) 金融機能強化法の本則に基づき、以下の金融機関に対して資本参加を実施しました。

・平成 26 年 3 月実施：豊和銀行、東京厚生信用組合、横浜中央信用組合

(イ) 金融機能強化法の本則及び震災特例に基づき資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況について報告を受けフォローアップを行うとともに、平成 25 年 3 月期（25 金融機関）については同年 8 月に、平成 25 年 9 月期（24 金融機関）については平成 26 年 1 月にその内容を公表しました。

イ. 早期健全化法に基づく資本増強行について

早期健全化法に基づく資本増強行から、経営健全化計画の履行状況について報告を受けフォローアップを行うとともに、平成 25 年 3 月期（4 金融機関）については同年 6 月に、平成 25 年 9 月期（3 金融機関）については同年 12 月にその内容を公表しました。

②評価

ア. 金融機能強化法に基づく資本参加を行った金融機関について

金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関の経営強化計画の履行状況については、各金融機関から、半期毎に報告を受け、これを当局が公表することとされており、パブリック・プレッシャーが働く仕組みとなっています。また、履行状況のフォローアップを行い、必要に応じて監督上の措置を講ずることとしています。

なお、平成 23 年に改正された同法の震災特例においては、東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、震災の影響を受けた金融機関等による積極的な活用を促す観点から、経営強化計画の策定において、経営責任の明確化や収益性・効率性等に関する目標設定を求めない等の弾力化が図られています。

このような枠組みの下、資本参加を行った金融機関は金融仲介機能の一層の強化により、地域における信用供与の円滑化や震災からの復興に向けた支援に積極的かつ継続的に貢献していくものと考えています。

なお、上記のとおり、金融機能強化法の適切な運用に努めたことや金融機関の自助努力等により、平成 25 年度は北洋銀行から 1,000 億円、紀陽ホールディングス（紀陽銀行）から 161 億円の返済がありました。これにより平成 26 年 3 月末の残高は 4,850 億円とな

っています。

イ. 早期健全化法に基づく資本増強行について

早期健全化法に基づく資本増強行の経営健全化計画の履行状況については、各金融機関から、半期毎に報告を受け、これを当局が公表することとされており、パブリック・プレッシャーが働く仕組みとなっています。また、履行状況のフォローアップを行い、必要に応じて監督上の措置を講ずることとしています。

なお、早期健全化法・預金保険法の適切な運用に努めたことや金融機関の自助努力等により、平成 25 年度はあおぞら銀行から 204 億円、千葉興業銀行から 600 億円、りそな HD から 5,156 億円の返済がありました。これにより、平成 26 年 3 月末の残高は 7,741 億円となっており、資本増強以後平成 26 年 3 月末までに約 1.4 兆円の利益が生じています。

【資料 4 旧安定化法、早期健全化法、預金保険法に基づく返済状況】

	22 年度 (23 年 3 月末)	23 年度 (24 年 3 月末)	24 年度 (25 年 3 月末)	25 年度 (26 年 3 月末)
返済額	1.2 兆円	0 円	2,268 億円	5,962 億円
残 額	1.5 兆円	1.5 兆円	1.3 兆円	7,741 億円

(出所) 監督局銀行第二課調

(6) 金融機関の業務継続体制の検証

①取組内容

監督局の業務継続計画を以下のとおり見直し、大規模災害等のリスクに対してしなやかで強靱な業務継続体制の構築を目指しました。

ア. 政策課とともに、金融庁としての最小限の優先業務への対応を実現するためのマニュアルを策定し、監督局として優先的に行うべき業務を整理しました。

イ. 災害発生時に金融機関に対して発出する「金融上の措置の要請」について、被災者の被災状況に応じてきめ細かく弾力的・迅速な対応に努めることや、災害の影響を受けている顧客の便宜を考慮した融資対応の明確化、可能な限り顧客に対し広く周知すること等の改正を行いました。

我が国の金融システムにおいて根幹的な役割を果たしている主要行等においては、危機発生時において、迅速な復旧対策を講じ、必要最小限の業務の継続を確保する等、適切な対応を行うことが国民生活・経済にとっても極めて重要であることから、平成 25 年度においては、主要行等に対して業務継続体制、業務継続計画の適切性についてのヒアリングを行いました。

平成 24 年に初めて、全国銀行協会が横断的な業務継続性に係る訓練を実施し、当庁も準

備段階から当該訓練に参加しており、平成 25 年度においても引き続き、準備段階から当該訓練に参加しました。なお、平成 24 年は首都直下地震を想定した訓練でしたが、平成 25 年度は各行統一のシナリオで訓練を行うことにより、各行の業務継続計画、震災への対応状況を比較し、対応が遅れている銀行の底上げを図りました。

さらに、金融モニタリング基本方針に基づき、金融機関における業務継続計画の整備状況やサイバーテロ対策の状況、及びその有効性等について、検証を行いました。

②評価

金融庁として優先的に行うべき業務の整理、金融上の措置の要請内容の改正は、大規模自然災害等のリスクに対するしなやかで強靱な業務継続体制の構築に寄与したものと考えています。

危機管理は、平時における未然防止に向けた取組みが重要であり、金融機関に対する検査・監督を通じて、金融機関の業務継続計画の整備状況やサイバーテロ対策の状況、及びそれらの有効性等について、検証できたものと考えています。

金融機関等に対する検査・監督を通じて、金融機関等の業務継続体制等について、適切性が検証できたものと考えています。

銀行業界横断的な訓練に全国銀行協会会員行とともに参加し、個別行単独の訓練では検証困難な災害発生時の金融機能の継続性が検証できたこと、災害発生時銀行と当局の連絡体制が確認できたことは、銀行業態の業務継続性の確保に寄与したものと考えています。

(7) 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み

①取組内容

「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 2 次行動計画」(平成 24 年 4 月 26 日情報セキュリティ政策会議改定。)において、情報セキュリティ対策に資する情報の官民における共有と、共有する情報の内容の充実が定められたことに基づき、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)と連携し、ソフトウェアの不具合や情報セキュリティ関係団体による取組み等の情報セキュリティに関する情報を金融関係事業者団体に提供(30件)し、NISCに対しては、金融機関のシステム障害に係る情報連絡(4件)を行いました。

この他に、金融機関全体のサイバー攻撃への対応態勢について把握・評価を行うため、公益財団法人金融情報システムセンター(FISC)と共同調査(サイバー攻撃対応態勢にかかるアンケート調査)を実施しました。調査結果については、アンケートに回答した金融機関に還元されております。

②評価

金融関係事業者団体及び金融機関への情報セキュリティに関する情報の提供は着実に進められていますが、FISCによる「金融機関におけるサイバー攻撃対応に関する有識者検討会報告書」に拠ると、金融機関に対するサイバー攻撃の手法はますます巧妙化していることから、情報セキュリティ対策の更なる向上の取組みが必要なものもあります。このた

め、金融機関の情報セキュリティ対策については、今後も向上を促す必要があります。

(8) ベターレギュレーションの深化

①取組内容

金融行政の目的（金融システムの安定、顧客保護と利便の向上、公正で透明で活力ある市場の確立）を達成するため、検査・監督・企画のゼロベースでの見直しを行い、金融機関や市場等との対話を充実させ、行政運営の質的向上（ベターレギュレーションの深化）に取り組んでいます。

具体的には、制度の企画・立案面では、我が国経済のデフレ脱却と持続的成長に貢献していくため、財務省と共同で「金融・資本市場活性化有識者会合」を立ち上げ、少子高齢化やアジア諸国の急速な発展といった内外の経済社会構造の変化を踏まえ、2020年の姿を想定しつつ、幅広い観点から金融・資本市場の活性化策を盛り込んだ「金融・資本市場活性化に向けての提言」（25年12月13日公表）を得ました。提言を踏まえ、現在、具体的な施策に取り組んでおり、例えば、行政対応の質的向上という観点では、金融に係る行政手続の英語によるワンストップでの対応や、海外発信の更なる強化に向けて体制整備を進めるなどの取組を行いました。

また、「金融モニタリング基本方針」に基づき、金融機関の検査・監督においても、以下のような取組みを実施しました。

- ① 金融機関の経営や金融システム全体の観点からの重要課題に焦点を当て、業態横断的な実態把握・分析、課題の抽出及び改善策の検討を行うことにより、優先課題への効果的な対応を行う。
- ② ミニマム・スタンダード（最低基準）に関するルールの遵守状況の検証に止まらず、金融機関の規模や業務の違い等も踏まえてプリンシプル・ベースの考え方を加味し、より優れた業務運営（ベスト・プラクティス〈最良慣行〉）に近づく観点からの金融モニタリングを実施する。
- ③ 金融機関のビジネスモデルの将来にわたる持続可能性などについて、フォワード・リビングな観点からの対話を通じた検証を行うとともに、金融機関の自主的な経営改善に資する情報のフィードバック等を充実させる。

また、海外当局との連携強化や職員の資質向上などにも積極的に取り組んでいます。

②評価

「金融・資本市場活性化に向けての提言」において、2020年の姿を想定した上で、「直ちに着手・実行する施策」と「その次のステップとして取り組むべき施策」の両面からの具体的な施策を提言として得られたことにより、今後の金融庁における金融・資本市場活性化に向けた取組の方向性が定まるとともに、その実現に向けた取組を開始できたものと考えています。

また、「金融モニタリング基本方針」に基づき、新たな金融モニタリングの導入に当たって実施した上述の取組みは、いずれもベター・レギュレーションの「4つの柱」や「5つ

の具体策」に資するものと考えています。

(参考) ベター・レギュレーションの「4つの柱」: ①ルールベースの監督とプリンシプルベースの監督の最適な組合せ、②優先課題への効果的対応、③金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視、④行政対応の透明性・予測可能性の向上

ベター・レギュレーションの「5つの具体策」: ①金融機関等との対話の充実、②情報発信の強化、③海外当局との連携強化、④調査機能の強化による市場動向の的確な把握、⑤職員の資質向上

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備

ア. バーゼル3について

バーゼル3及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しに対応すべく、自己資本比率規制の追加的な改正や定量的な流動性規制の導入、レバレッジ比率の開示等に向けたルールの整備を継続的に行っていく必要があります。

イ. 大口信用供与等規制の在り方

平成25年6月19日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」を踏まえ、大口信用供与等規制の対象となる信用の供与等の範囲等を定める政令・内閣府令の改正等、所要の制度整備に取り組む必要があります。

②効果的なオフサイト・モニタリング（監督）の実施

ア. 金融・経済情勢を勘案した個別金融機関等に対する効果的・効率的なモニタリング

(ア) 引き続き、金融機関の財務会計情報やリスク情報等の蓄積・分析及び市場動向の把握に努めるとともに、定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関との意見交換や経営状況の把握に努め、内部管理態勢の確立等、経営の健全性及び業務の適切性の確保に向けた金融機関の自主的な取組みを促していく必要があります。あわせて、検査部局及び監督部局が適切な連携を図りながら、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせ、一層効果的・効率的なモニタリングを実施していくことが必要と考えています。

(イ) 大規模で複雑な業務を行っている金融グループに対し、グループ連結ベースでの監督手法の高度化に向けた検討を引き続き進めていきます。特に、金融持株会社により、金融グループを統括する重要性が高まってきていることを踏まえ、金融持株会社が、子会社等に対するグループ経営管理機能を十分に発揮しているか、等について今後も検証し

ていきます。

イ. 金融機関のリスク管理の高度化

(ア) 統合的なリスク管理態勢の整備状況等について

引き続き、各金融機関のリスクの特性や経営上の課題について、金融機関と深度ある双方向の議論を継続することにより、金融機関のリスク管理の高度化を促進する必要があります。

(イ) 自己資本比率規制について

自己資本比率規制は、金融機関の業務や取引が複雑化する中、金融機関が抱えるリスクをより精緻に把握することにより、金融機関のリスク管理の高度化への取組みを促す枠組みです。金融機関のリスク管理実務等の進展を踏まえ、今後とも、第1の柱におけるリスク計測手法に係る承認プロセス及び承認後のフォローアップを通じ、金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組みを適切に把握し、第2の柱の補完的な枠組みを通じて、各金融機関の特性に応じたリスク管理の高度化を適切に促していく必要があります。平成25年3月末より実施されたバーゼル3等の国際的な金融規制改革への対応や金融実務慣行の進展により、高度なリスク計測手法に係る承認プロセスや承認後のフォローアップは今後もより一層重要になっており、適切に対応していく必要があります。

ウ. グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）等に対する適切な監督

新興国経済や金融規制改革の動向等を踏まえつつ、引き続き、監督カレッジ会合等での情報共有及び議論等を通じ、グローバルに活動している金融機関に係る情報を関係監督当局間で共有することにより、当該金融機関の適切な監督を行っていく必要があります。

エ. 証券会社、保険会社等の連結規制・監督

(ア) 証券会社の連結規制・監督

大規模証券会社グループについては、グループ全体の経営実態の適時・的確な把握に努める必要があります。引き続き、定期及び随時のヒアリングや検査、報告徴求を通じて、金融機関と十分なコミュニケーションを図り、各主要国の金融当局とも連携しつつ、金融庁におけるリスク管理監督の高度化を図っていく必要があります。

その際、大規模金融機関に対する監督手法の高度化について国際的に活発な議論が行われていること等を踏まえ、他国当局における監督実務のベスト・プラクティス及び他国金融機関における管理実務のベスト・プラクティスについて引き続き情報収集に努めるとともに、監督行政において活用していく必要があります。

また、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループに対しては、平成26年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画を踏まえ、監督部局と検査部

局が連携し、年間を通じたオン・オフ一体による効率的かつフォワード・ルッキングな検査・モニタリングを実施していく必要があります。

さらに、破綻時に金融システムの安定性に影響を及ぼす可能性があると考えられる金融機関については、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、少なくとも年1回、再建計画の策定・提出を求めることとしています。また、処理計画についても、少なくとも年1回、当局が策定・見直しを行い、処理の実行可能性の評価を実施することとしています。今後も、こうした頻度で適切に対応を行っていく必要があります。

(イ) 保険会社等の連結規制・監督

保険会社グループについては、金融コングロマリット監督指針等に基づき、引き続きグループ全体の業務の適切性や財務の健全性について確認する必要があります。

特に、各グループが、海外拠点の業務運営、法令等遵守、リスク管理の状況に関して、適切な統括管理を行っているかについて今後とも確認する必要があります。

また、連結財務健全性基準にかかる保険会社等からの報告を踏まえ、深度ある分析を行うとともに、海外拠点の増加・拡大に合わせて、これに見合った統合的リスク管理が適切に行われているか等について確認する必要があります。

国際的な規制・監督については、金融安定理事会（FSB）や保険監督者国際機構（IAIS）における、保険監督の強化等に係る国際的な議論の進展を踏まえ、監督当局として必要な対応を進めていく必要があります。

③、④ オン・オフ（検査・監督）が一体となった効果的な金融モニタリング

金融モニタリングをより効率的・効果的に実施していくため、今後とも、検査局と監督局におけるオンサイトとオフサイトのモニタリングについて、更なる一体化を進めていく必要があります。

また、オン・オフがより一体となったモニタリング態勢の下、金融機関の業務・リスク特性等に関する分析（プロファイリング）や、経済・金融市場等のマクロの動向と個々の金融機関のミクロの業務運営等の相互作用等マクロ・プルーデンス分析の充実・強化にも継続的に取り組んでいく必要があります。

さらに、金融機関における経営管理（ガバナンス）、ストレステストの活用を含むリスク管理の高度化など、金融行政上の重要課題について、国際的なベスト・プラクティスも踏まえながら検証手法の充実に取り組み、金融機関の規模・特性等に応じて必要とされるプラクティスについてのベンチマーク（水準）を作るとともに、金融機関の横断的な実態把握を行い、金融機関の自主的な経営改善に資する情報提供（フィードバック）等の充実を図っていく必要があると考えています。

あわせて、専門性の高い分野やグローバル・ベストプラクティスに関する知見を組織的に蓄積・拡充していくため、中長期的な観点から、外部専門家の登用や、専門人材の育成等に計画的に取り組んでいく必要があります。

なお、新しい金融モニタリングの実施状況も踏まえ、「金融検査に関する基本指針」や「金融検査マニュアル」等について、必要に応じ、改正を検討していきます。

⑤金融機能強化法等の適切な運用

ア. 金融機能強化法の適切な運用

金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関については、経営強化計画の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、引き続き適切な運用に努めていく必要があります。

イ. 早期健全化法の適切な運用

早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、引き続き適切な運用に努めていく必要があります。

⑥金融機関の業務継続体制の検証

災害発生時に迅速な復旧対策を講じ、必要不可欠な業務の継続性を確保する等適切な対応を行うことが国民生活・経済にとっても極めて重要であることから、平時より、何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避に努めるよう定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けて取り組む必要があります。引き続き、平時より業務継続計画の見直しを促していくこと、金融機関の業務継続計画や業務継続体制の整備状況及びそれらの有効性等を検証していく必要があります。

平時に作成した業務継続計画が災害発生時に有効に機能するためには、業務継続性に係る訓練が重要になります。また、その時は、業界横断的な訓練を行うことにより、個別行単独では把握できなかった問題点を課題として認識し改善していくことが可能となります。今後も引き続き業界横断的な訓練に参加し、全国銀行協会と協力して訓練範囲の拡大や訓練内容の高度化を検討していく必要があります。

あわせて、サイバーテロ対策についても、海外のベストプラクティスに関する情報収集や、監督当局としての組織的な知見・ノウハウの蓄積に継続的に取り組んでいく必要があります。

⑦金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み

金融機関に情報セキュリティ対策の向上を促すため、IT障害やサイバー攻撃からの重要インフラ防護を目的とした「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」（平成26年5月19日情報セキュリティ政策会議決定。）を踏まえ引き続きNISCと連携して情報セキュリティに関する情報提供、情報連絡の充実等を行う必要があります。

また、金融機関における情報セキュリティ対策の高度化を図るため、FISCが発行する金融機関向けの情報セキュリティに係る各種ガイドラインの改定の検討等の機会を捉え、FISCと金融機関のサイバー攻撃対策の促進等に向けた情報の連携等を行う必要があります。

⑧ベターレギュレーションの深化

金融・資本市場活性化有識者会合については、「金融・資本市場活性化に向けての提言」に盛り込まれた施策の速やかな実現に向けて積極的に取り組んでいくとともに、「金融・資本市場活性化有識者会合」を引き続き開催し、その進捗状況のフォローアップを行っていく必要があります。また、本有識者会合を通じて、金融界をはじめとする各界の有識者との対話の充実を図り、金融・資本市場の活性化に向けた更なる施策について検討を行うなど、行政運営の質的向上を図る必要があります。

さらに、金融機関の検査・監督において、①オン・オフ体系的な金融モニタリングを通じた優先課題への効果的な対応、②ミニマム・スタンダードに関するルール遵守状況の検証に止まらず、プリンシプル・ベースの考え方も加味しつつ、より優れた業務運営（ベスト・プラクティス＜最良慣行＞）に近づく観点からのモニタリングの実施、③金融機関のビジネスモデルの将来にわたる持続可能性等、フォワードルッキングな観点からの対話の促進や、金融機関の自主的な経営改善に資する情報発信等の充実を通じ、質の高い金融行政を着実に推進していく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

平成 27 年度要求内容	関連する 事務事業	要求種別	要求額	(参考) 26 年度予算額
自己資本比率規制の国内実施に係る必要な経費	①	予算 ＜継続＞	5,238 千円	5,240 千円
金融機関等検査旅費	③	予算 ＜継続＞	284,520 千円	305,054 千円
リスク計測参照モデル関係経費	③	予算 ＜継続＞	22,741 千円	23,315 千円
デジタルフォレンジック関連システム経費	③	予算 ＜継続＞	4,771 千円	7,978 千円
金融検査手法向上経費	③	予算 ＜継続＞	1,296 千円	6,394 千円
モニタリング支援情報整備・活用経費	③④	予算 ＜新規＞	30,000 千円	—
金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要な経費	⑤	予算 ＜継続＞	50,000 千円	51,429 千円
金融機能強化法（震災特例）に基づく資本増強の審査等に必要な経費	⑤	予算 ＜継続＞	40,000 千円	41,143 千円

金融機能強化のための体制整備 【時限撤廃】	⑤	機構・定員		
金融機関の危機管理体制(業務継続体制)の強化の推進等のための体制整備【時限撤廃】	⑥	機構・定員		

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策I-2)

施策名	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図ることとしている。					
達成すべき目標	金融システムの安定性が確保されること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	41	41	41	42
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	41	41	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	①国際的な議論を踏まえた国内制度の整備	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		・関連告示及び監督指針等の追加改正を実施しました。	25年度	達成
	関連告示等の改正			
	②金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		・金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、可決・成立。関係政令・内閣府令等とともに施行されました。	25年度	達成
	関連法令の整備			
	③必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		・預金保険法に基づく資本増強を行ったりそなグループについて、経営健全化計画が着実に履行されるようフォローアップを行いました。	25年度	金融システムの混乱の回避 達成
金融システムの混乱の回避				
④名寄せデータの精度の維持・向上の状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
	・預金保険機構とも連携し、預金取扱金融機関に対する検査において名寄せデータの整備状況を厳正に検証した結果、名寄せデータの精度の維持・向上が図られました。	25年度	前年度を維持 達成	
前年度を維持				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成) (判断根拠) 国際的な議論も踏まえ、金融機関の健全性確保のための規制を見直し(測定指標①)、金融機関の秩序ある処理に関する新たな枠組みについて整備を行う(測定指標②)等、金融システムの安定に向けた必要な取組みは進展しました。その新たな枠組みを円滑に機能させるために、関係機関との連携の強化、各種事務手続きの整備等を進めました。また、名寄せデータの精度の維持・向上(測定指標④)にも努めており、破綻処理のための態勢整備の充実を図っています。今後も、引き続き金融システムの安定確保のためのルール整備などの取組みを進める必要があります。以上のことから、測定結果を「A」としました。
	施策の分析	・必要性 先般の国際的な金融危機の経験を踏まえ、市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、金融機関の秩序のある処理に関する枠組みを整備し(測定指標②)、国際的な規制の基準に合わせ金融機関の健全性を確保するための規制を見直す(測定指標①)ことは、金融システムの安定に資するものです。 ・効率性 関係機関と連携した取組みにより、金融システムの安定を確保するための制度環境の整備を効率的に進めることができたものと考えています。 ・有効性 国際的な基準に合わせた規制の見直し(測定指標①)、金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備(測定指標②)等の取組みにより、金融システムの安定の確保のための制度・態勢整備は進展しているものと考えています。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 金融システムの安定性は維持されているものと考えられますが、今後とも注視していく必要があり、国際的な議論も踏まえたシステムの安定性確保に向けた取組みを引き続き進めていきます。</p> <p>【測定指標】 ①バーゼル3及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しに対応するべく、継続的にルール整備を実施していきます。 ②金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの制度整備は完了しております。 ③引き続き、金融システムの安定性を確保するため、必要な措置等を実施し、金融危機の未然防止に努めます。 ④預金保険機構と連携しつつ、引き続き、名寄せデータの精度の維持・向上に取り組みます。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監督局総務課健全性基準室「監督指針案及び金融検査マニュアル案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成25年11月22日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131122-2.html) ・監督局総務課健全性基準室「自己資本比率規制(第3の柱)に関する告示の一部改正(案)等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年2月18日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140218-1.html) ・監督局総務課健全性基準室「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正(案)等及び早期是正措置に関する命令等の一部改正案に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年3月28日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140328-6.html)
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>監督局総務課監督調査室、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

平成 25 年度実績評価書（別紙）

施策 I - 2

我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	金融システムの安定性が確保されること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要がある。</p> <p>【根拠】預金保険法第 1 条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成 17 年 4 月 1 日大臣発言）、主要行等向けの総合的な監督指針 等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な議論を踏まえた国内制度の整備（関連告示等の改正、25 年度） ・金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備（関連法令の整備、25 年度） ・必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避、25 年度） ・名寄せデータの精度の維持・向上の状況（前年度を維持・25 年度）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞ ・名寄せ検査の実施件数

2. 平成 25 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・パーゼル 3 等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制の見直しの議論を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制・レバレッジ比率等に関する銀行法告示等の整備を実施する。また、26 年 3 月に実施予定となっている国内基準行に対する新規制の適切な運用確保に向けた監督指針等の整備を実施する。（再掲） ・金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな枠組みについて国際的に議論が進められ、G 2 0 サミットで合意されたこと等を踏まえ、市場の著しい混乱を回避し、金融機関の秩序ある処理を実現する枠組みを構築するための制度を整備する。
②円滑な破綻処理のための態勢の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機に対応するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。

	・預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。
--	---

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 25 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備

①取組内容

ア. 新国内基準について

海外営業拠点を有しない金融機関（国内基準行）に対する新たな自己資本比率規制（新国内基準）に関しては、従来の最低自己資本比率を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性を勘案した内容としており、平成 26 年 3 月期より原則 10 年間の経過措置を導入し、十分な移行期間を確保しながら段階的に実施していくこととなっています。これを踏まえ、関連告示及び監督指針等の追加改正（平成 25 年 11 月、平成 26 年 2 月）を行いました。

イ. 金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備について

金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」において審議を重ね、同審議会において取りまとめた報告書「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」（平成 25 年 2 月）を踏まえ、金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出（平成 25 年 4 月 16 日提出）しました。同法案は、平成 25 年 6 月 12 日に可決・成立し、平成 26 年 3 月 6 日には、関係政令・内閣府令等とともに、施行されています。

②評価

ア. 新国内基準について

平成 26 年 3 月期から段階的に適用する新たな自己資本比率規制（新国内基準）については、国際的な議論を参考にした上で、我が国における金融機関の健全性を確保しつつ、金融仲介機能が発揮されることを念頭におきながら検討を行った結果、適切な枠組みが整備できたものと考えています。

当該基準の整備を受け、開示に係る関連告示及び監督指針等においても、適切な枠組みが整備できたものと考えています。

イ. 金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備について

預金保険法、預金保険法施行令、預金保険法施行規則等の改正を行い、金融機関の秩序ある処理に関する枠組みを整備したことなどは、金融システムの安定に資するものと

考えています。

(2) 円滑な破綻処理のための態勢の整備

①取組内容

ア. 預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップ

りそなグループに対しては、早期健全化法第5条第4項及び預金保険法第108条第2項に基づき、平成25年3月期及び同年9月期における「経営の健全化のための計画の履行状況」報告を徴求する等、同グループの取組みのフォローアップを行いました。なお、その内容については、それぞれ平成25年6月及び12月に公表しました。

(注) 平成25年度においては、りそなグループからの申出により、預金保険法に基づき引き受けた普通株式約2,616億円及び優先株式2,540億円の返済が行われました。

イ. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータの整備状況について、25年度においては、預金保険機構と連携し、99件の預金取扱金融機関の検査を行いました。

【資料1 名寄せ検査実施状況(26年3月末現在)】

年度	本庁実施				財務局実施				預金保険機構実施				計				合計
	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	
21	12	0	0	0	14	33	19	0	6	45	41	0	32	78	60	0	170
22	20	0	1	0	0	1	1	0	3	27	21	0	23	28	23	0	74
23	18	0	0	1	2	10	11	0	9	42	5	0	29	52	16	1	98
24	20	0	0	0	4	36	16	1	12	28	10	0	36	64	26	1	127
25	4	0	0	0	2	21	19	2	21	20	10	0	27	41	29	2	99

(出所) 検査局総務課調

(注1) 信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会、労働金庫には労働金庫連合会を含む。

(注2) 実施件数は検査着手ベース。

ウ. 関係機関との連携強化

預金保険機構との緊密な連携の下、破綻処理に係る初動対応の円滑化・迅速化を図るための協議を継続するとともに、同機構で行われた「金融整理管財人業務」の研修に参加するなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実に努めました。

エ. 預金保険法改正への対応

金融機関の秩序ある処理に関する枠組みが整備されたことを踏まえ、預金保険機構の定款、業務方法書の変更に係る認可等を行うなど、破綻処理が適切に行われるための態勢整備を行いました。

②評価

ア. 預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップ

りそなグループは平成24年11月に策定した「経営健全化計画」に基づき、「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」、「信託機能の発揮」を差別化戦略の柱とし、地域に密着した高度なサービス提供とコスト優位性による競争力を両立する独自のビジネスモデルの実現に取り組むとともに、従来から取り組んできた「りそなスタイルの確立」（「新しい企業文化の創造」、「信頼度 No.1 への挑戦」、「個の重視」）を進めるなど、平成25年9月期において同計画の着実な進捗が図られているものと考えています。

イ. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータの精度の維持・向上のため、預金保険機構とも連携し預金取扱金融機関の検査を行い、名寄せデータの整備状況を厳正に検証した結果、一部の預金取扱金融機関において、名寄せデータの整備にかかる営業店への指導が不十分な事例などが認められました。

指摘を受けた預金取扱金融機関においては、改善に向けた取組みが行われ、また、当局においてもその取組みのフォローアップを行うことで、名寄せデータの精度の維持・向上が図られているものと考えています。

ウ. 関係機関との連携強化

預金保険機構との破綻処理に係る初動対応の円滑化・迅速化を図るための協議などにより、各種事務手続きの整備・改良や金融整理管財人業務のノウハウ・スキル向上が図られるなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実が図られているものと考えています。

エ. 預金保険法改正への対応

金融機関の秩序ある処理を行う場合においても、預金保険機構との連携により、適切に対応するための態勢整備が図られているものと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備

ア. パーゼル3について

バーゼル3及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しに対応すべく、自己資本比率規制の追加的な改正や定量的な流動性規制の導入、レバレッジ比率の開示等に向けたルールの整備を継続的に行っていく必要があります。

②円滑な破綻処理のための態勢の整備

ア. 預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップ

りそなグループについては、引き続き、経営健全化計画が着実に履行されるよう、適切にフォローアップしていく必要があります。

イ. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータのための預金者データは随時変動が生じることなどから、預金保険機構と連携しつつ、検査・監督を通じ、引き続き、名寄せデータの精度の維持・向上に取り組む必要があります。

ウ. 関係機関との連携強化

今後とも、預金保険機構と連携しつつ、初動対応の一層の円滑化・迅速化を含め、破綻処理のための態勢整備の充実を図っていく必要があります。

エ. 預金保険法改正への対応

金融機関の秩序ある処理が円滑に行われるための態勢整備の充実を図っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

平成27年度要求内容	関連する 事務事業	要求種別		(参考)
			要求額	26年度予算額
金融危機管理に係る経費	②	予算 <継続>	42,120千円	42,120千円

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策 I-3)

施策名	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応					
施策の概要	金融システムの安定を確保し、金融・資本市場の動向を的確かつ早期に把握するため、内外の市場動向やマクロ経済情勢等について、実体経済との相互作用に留意しつつ、関係省庁や日銀とも連携し、マクロ・ブルーデンスの視点も踏まえ、情報の集積・調査・分析を実施する。					
達成すべき目標	システミックリスクの未然防止が図られること					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	・内外の市場動向やマクロ経済情勢等に係る情報の集積・調査・分析の実施状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		市場動向や金融機関のリスク特性について適時に把握し、関係部署に還元するなど、リスク分析の高度化に取り組んだ。 金融機関からの徴求データや外部統計を用い、定期的に集計・分析を行い、金融機関の融資・投資動向等の把握に取り組んだ。	25年度 システミックリスクの未然防止が図られること	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり) (判断根拠) 市場動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握し、検査・監督の現場に還元するなど、集積した情報及び分析結果について金融行政への反映を図っており、システミックリスクの未然防止のための取組みを十分に行っています。 測定指標の目標は達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、今後もこうした取組みを一層進めて行く必要があることから、「B」としました。
	施策の分析	・必要性 金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化するなか、そのリスクの特性や変化をきめ細かく把握する必要性は高まっています。 ・効率性 金融機関の実務者層・市場関係者との意見交換や、関係省庁や日本銀行との連携、海外当局を含む関係監督当局間での情報共有及び議論等を実施することにより、効率的に情報の集積及び分析を行うことができました。 ・有効性 集積した情報は分析し、その結果を庁内で共有し、金融機関へのヒアリングにおいて活用する等、金融行政への反映を図っています。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 金融システムの安定に影響を及ぼす恐れのある外部要因の多くは消滅しておらず、今後もこれらの動向を注視する必要があります。システミックリスクの未然防止に向けた取組みを引き続き進めていきます。 【測定指標】 内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の融資・投資動向等に係る情報の集積・調査・分析を行うことにより、引き続き、金融機関の健全性等に与える影響についての認識・分析を深めていきます。

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	監督局総務課監督調査室、監督局総務課監督企画室、総務企画局政策課総合政策室、検査局総務課	政策評価実施時期	平成26年5月
-------	--	----------	---------

平成 25 年度実績評価書（別紙）

施策 I - 3

金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応

1. 達成目標等

達成目標	システミックリスクの未然防止が図られること
目標設定の考え方及びその根拠	金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、市場動向等を適格に把握し、マクロ・プルーデンスの視点に基づく行政対応を実施するなど、システミックリスクの未然防止に努める必要がある。
測定指標 (目標値・達成時期)	・内外の市場動向やマクロ経済情勢等に係る情報の集積・調査・分析の実施状況（システミックリスクの未然防止が図られること、25年度）
参考指標	・各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞

2. 平成 25 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応	<ul style="list-style-type: none"> ・金融システムの安定を確保し、金融・資本市場の動向を的確かつ早期に把握するため、内外の市場動向やマクロ経済情勢等について、实体经济との相互作用に留意しつつ、関係省庁や日銀とも連携し、マクロプルーデンスの視点も踏まえ、情報の集積・調査・分析を実施する。なお、引き続き欧米諸国の経済・財政問題に加え、新興国市場の過熱化、日本銀行の新たな金融緩和等が経済・市場動向に与える影響についても前広に注視する。 ・より体系的なマクロプルーデンス政策に関する枠組みの検討に向けて、海外当局の取組み等に関する調査・分析を実施する。その際、当庁特別研究官への委嘱なども活用する。 ・集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を促進する。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

内外の経済金融情勢が変化中、金融システムの安定に影響を及ぼす外部要因も絶え間なく変化しております。

本年度は、米国FRBによる量的緩和策の縮小（テーパリング）の実施観測や平成26年1月からの実施により、ファンダメンタルズ（財政・経常収支）の悪い新興国からの資金の流出

が見られ、それによる新興国経済の成長鈍化が懸念されました。また、米国の財政協議の膠着や政府機関の一部閉鎖がみられ、ユーロ圏では高失業率や低インフレ率が続き、先進国経済の回復に対する懸念が見られました。

中国については、対処を誤れば経済を減速させる要因となるシャドーバンキング問題もクローズアップされています。

4. 平成 25 年度主な事務事業の取組内容と評価

①取組内容

平成 25 事務年度主要行等向け監督方針において、「現在考え得るリスクに的確に対応していくため、マクロ経済、金融資本市場の動向をより深く把握した上で、それらが金融機関の健全性等に与える影響について認識・分析を深め、個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握する。また、モニタリングのオンサイト・オフサイトの一体化の推進等により、リスクの早期把握に努める。」という考え方を示しました。同時に、平成 25 事務年度金融モニタリング基本方針においても、「定期的に金融機関より当局に対して報告される資料の分析・集計を継続的に行い、金融機関の投資動向、融資動向や金融システム全体の動向を把握する。」という考え方を示しました。

こうした考え方にに基づき、金融機関を取り巻く内外の経済・金融情勢等に関する指標の収集・分析及び金融機関の実務者層・市場関係者との意見交換等を通じて、マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握し、検査・監督の現場に還元するなど、リスク分析の高度化に取り組んでいます。具体的には、内外の株式、債券、クレジット、為替、コモディティ等の各市場の状況やマクロ経済情勢等（特に欧米諸国の財政・金融問題をめぐる情勢や新興国市場の経済動向・政治情勢等の的確な把握、分析に注力）について、部局横断的な情報の集約や分析を行い、関係省庁や日本銀行と連携しつつ、金融システム、金融・資本市場の動向を早期に把握するよう努めました。また、当庁特別研究官への委嘱などを活用した上で、海外当局によるマクロプルーデンス政策に関する取組み等に関する調査・分析を実施し、集積した情報及び分析結果を庁内で共有しました。

また、金融機関からの徴求データや外部統計等を、定期的に集計・分析し、金融機関の融資・投資動向等の把握や金融システムに内在するリスク等を分析するための体制整備等に取り組みました。

上記のような手段で集積した情報及び分析結果については庁内で共有し、金融機関へのヒアリングにおいて活用すること等により、金融行政への反映を図っています。

②評価

金融機関の経営情報の水平的な収集・分析や、金融システム上重要な金融機関（SIFIs）に対するビジネス動向のヒアリング等に取り組みました。

また、内外の株式、債券、クレジット、為替、コモディティ等の各市場の状況やマクロ経済情勢、金融機関からの徴求データや外部統計を用いた金融機関の融資・投資動向等についての情報収集や分析を行い、庁内で共有することにより、金融機関の健全性等に与え

るリスクの早期把握が促進され、効果的な行政対応を行う上で、一定の効果があったものと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

金融システムの安定に影響を及ぼす恐れのある平成25年度に発生した外部要因の多くは消滅しておらず、今後もそれらの動向を注視する必要があります。

米国FRBによる量的緩和策の縮小は、緩和策の終了に向け、今後も段階的に継続されるとみられています。このため、ファンダメンタルズの悪い新興国からの資金の流出、ひいてはそれら新興国の成長鈍化の懸念は、今後さらに強まる可能性もあります。また、米国の財政協議にかかる問題は1年間先送りされましたが、ユーロ圏の高失業率、低インフレは継続しています。

中国は、来年度の経済成長目標を、本年度と変わらず7.5%成長と設定しました。他方、貿易相手国でもある先進国の経済回復の懸念や新興国の成長鈍化の懸念が強まれば、中国の経済成長も鈍化する恐れが強まります。また、中国のシャドーバンキングに関しては、市場規模や資金の流れの実態等が十分把握されていないとの指摘もあり、問題が生じた場合の中国政府の対応も不明であることから、引き続き注視する必要があります。

なお、上記に加え、金融システムに影響を及ぼす可能性のある新たな要因についても、前広に注視する必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後は、マーケット情報、金融機関のビジネスの実態等に関するリアルタイムなモニタリングのための体制整備等に、本格的に取り組んでいく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅱ-1)

施策名	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図ります。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組みます。					
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	40	36	38	29
		補正予算(b)	-	-	▲7	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	40	36		
執行額(百万円)		23	26			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					
測定指標	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
	①利用者保護のための更なる政令・内閣府令等の整備	<p>・AIJ 事案を踏まえた資産運用規制の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(25年6月12日成立、同年6月19日公布)の関係政令・内閣府令(政令:25年7月3日公布・同年7月9日施行、26年1月24日公布・同年4月施行予定、府令:26年2月14日公布・同年4月施行予定)を整備した。</p> <p>・MRI事案等も踏まえ、26年1月に政令、同年2月に内閣府令をそれぞれ改正したほか、ファンド販売業者に関する規制の強化策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(26年3月14日閣議決定)。</p>			25年度	達成
					前年度より推進	
	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
	②預金取扱金融機関における更なる態勢整備	<p>25年8月に指定紛争解決機関の周知・顧客への対応等、26年1月に高齢顧客への勧誘に係る留意事項に係る主要行等向けの総合的な監督指針等の改正を行った。これらの改正前後を通して、預金取扱金融機関については、監督指針等に基づいて適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行った。</p>			25年度	達成
					前年度より推進	
	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
	③金融商品取引業者等における更なる態勢整備	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正し、個人向け店頭バイナリーオプション取引に係る監督上の着眼点、通貨関連店頭デリバティブ取引等におけるスリッページの取扱いに係る監督上の着眼点、高齢顧客への勧誘に係る監督上の着眼点、営業員の業務上の評価に関する監督上の着眼点等を示した。これらの改正前後を通して、金融商品取引業者等が適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行った。</p>			25年度	達成
					前年度より推進	
	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
④保険会社等における更なる態勢整備	<p>26年2月及び3月に統合的リスク管理態勢の整備、高齢者に対する保険募集態勢の整備、保険代理店の使用人定義の明確化等に係る保険会社向けの総合的な監督指針の改正を行った。一部の保険会社に対しては、統合的リスク管理態勢の整備状況を確認するため、ERMヒアリングを行い、25年9月にその結果概要を公表した。</p> <p>金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の報告書を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(26年3月14日閣議決定)。</p>			25年度	達成	
				前年度より推進		
施策の進捗状況(実績)			目標	達成		
⑤貸金業者における更なる態勢整備	<p>25年7月にシステムリスク管理態勢の強化に係る貸金業者向けの総合的な監督指針の改正を自主規制機関と連携して行うとともに、監督上の重点事項を作成した。この改正前後を通して、貸金業者については、監督指針等に基づいて適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行った。</p>			25年度	達成	
				前年度より推進		

	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
	⑥前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備	25年7月にシステムリスク管理態勢の強化に係る事務ガイドラインの改正を自主規制機関と連携して行うとともに、監督上の重点事項を作成した。この改正前後を通して、前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、事務ガイドライン等に基づいて適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行った。			25年度
	基準値	実績値		目標値	
⑦「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等	24年度	25年度		25年度	達成 40,000件
	38,856件	40,761件			
⑧ ①外部への講師派遣及び②相談室職員研修への対応状況	基準値	実績値		目標	達成
	24年度	25年度		25年度	達成 ①2回 ②2回
	①0回 ②1回	①2回 ②3回			
⑨金融トラブル連絡調整協議会の開催の状況	基準値	実績値		目標値	達成
	24年度	25年度		25年度	達成 2回
	2回	2回			
⑩不正利用口座への対応状況	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
	金融庁及び全国の財務局等からの情報提供をもとに行ったものを含め、金融機関においては25年4月から26年3月までの間に、40,921件の利用停止、30,426件の強制解約等の措置を行った。			25年度 金融機関において強制解約等の措置を行う。	達成
⑪偽造キャッシュカード等による被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
	主要行等向け監督方針等において偽造キャッシュカード等を用いた不正な預金の払出しを防止する対策等を監督上の重点項目としたこと等により、金融機関における情報セキュリティの向上に向けた取組みは着実に進められているものの、外部委託職員が顧客情報を不正に取得し、偽造キャッシュカードにより不正出金する事案が発生しており、新たな課題がみられた。			25年度 前年度より推進	未達成
⑫振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率	基準値	実績値		目標値	達成
	24年度	25年度		25年度	達成 同水準を維持
	78.4%	78.2%			
⑬多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
	金融庁及び財務局等において、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載したポスター・チラシ等を作成し、自治体や関係機関・団体に配布したほか、インターネットを含む様々な媒体を活用し、相談窓口の周知・広報を行った。			25年度 前年度より推進	達成
⑭財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市町村数(延べ数)	基準値	実績値		目標値	達成
	24年度	25年度		25年度	達成 400市町村
	325市町村	474市町村			
⑮無登録業者等に対する適切な対応	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁において、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を152件実施した(24年度は137件実施、対前年度比11%増)。 ・金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者29社について、社名・代表者名・法令違反行為等を公表した。 ・証券取引等監視委員会において、無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者に関し25年度に無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた2件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行った。 			25年度 前年度より推進	達成

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)</p> <p>金融サービスの利用者の保護等の観点から、金融商品取引法や監督指針等を整備し、利用者保護のための制度整備及び金融機関の態勢整備を進めることにより、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築に向けた取組みを進めました。</p> <p>今後も、利用者保護の充実に向けた取組みを一層進める必要があります。</p> <p>以上のことから、測定結果を「B」としました。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>(想定外の要因、未達成となった原因) 特になし。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性)</p> <p>測定指標①については、上記政令・内閣府令の公布により、利用者保護のための制度が整備された。</p> <p>測定指標②については、指定紛争解決機関の周知・顧客への対応や高齢顧客への勧誘に係る留意事項に係る主要行等向けの総合的な監督指針等の改正やヒアリングを通じて各預金取扱金融機関の業務の適切性の観点からの法令等遵守等の態勢整備の状況について確認・検証を行ったことは、適切な態勢整備を促す上で一定の効果があつたものと考えている。また、確認・検証に当たっては、毎事務年度の監督上の重点項目を明示し、各回のヒアリング等の対話に際しては、ヒアリング項目を事前に明示するなど施策の効率的な運用に心がけた。</p> <p>測定指標③については、金融庁は、証券取引等監視委員会の検査の結果に基づく勧告等を受け、問題のある業者に対し行政処分を行うなど、証券取引等監視委員会と連携をとりながら、投資者保護に努めた。また、投資者保護の観点から、内閣府令及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針において、監督上の着眼点の明確化等を行った。</p> <p>測定指標④については、保険会社の統合的リスク管理態勢、高齢者に対する保険募集態勢等の整備、保険代理店の使用人定義の明確化等を内容とする、保険会社向けの総合的な監督指針の改正や、ヒアリングを通じて各保険会社の統合的リスク管理態勢の整備状況について確認・検証を行い、その結果概要を公表したことは、適切な態勢整備を促す上で一定の効果があつたものと考えている。また、保険業法等の一部を改正する法律案を国会へ提出したことは、保険契約者等の保護の促進に寄与したものと考える。</p> <p>測定指標⑤については、システムリスク管理態勢の強化に係る貸金業者向けの総合的な監督指針の改正や、ヒアリングを通じて、貸金業者の経営実態・業務運営態勢等の状況について、自主規制機関等との連携により効率的に確認・検証を行ったことは、適切な態勢整備を促す上で一定の効果があつたものと考えている。</p> <p>測定指標⑥については、システムリスク管理態勢の強化に係る事務ガイドラインの改正や、ヒアリングを通じて、前払式支払手段発行者及び資金移動業者の経営実態・業務運営態勢等の状況について、財務局との連携により効率的に確認・検証を行ったことは、適切な態勢整備の促進に寄与したものと考えられる。</p> <p>測定指標⑦については、金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応している。当室で受け付けた相談等の件数やその活用状況を四半期毎に公表し、寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介している。また詐欺的な投資勧誘に関する相談等が継続して寄せられていることから、平成25年10月から「詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付状況」の公表を開始している。これらにより、相談等受付件数は25年度目標値を上回り、利用者の保護や利便性の向上に一定の効果があつたものと考えている。</p> <p>測定指標⑧については、金融サービス利用者相談室職員を消費生活センター主催の講演会に講師として派遣(2回)し、金融サービス利用者相談室に寄せられた金融トラブルに関する事例を紹介するなど、金融トラブルの予防的アドバイスの提供を行っている。また金融サービス利用者相談室の相談体制等の充実を図るため、金融サービス利用者相談室職員に対し研修を計画し着実に実施(3回)している。これらにより、利用者の保護の充実や相談体制等の質の向上に資することができたと考えている。</p> <p>測定指標⑨については、25年6月及び12月の金融トラブル連絡調整協議会において、各指定紛争解決機関の業務実施状況や利用者利便の向上に向けた取組み等について議論を行い、各委員から貴重な意見をうかがうことにより、金融ADR制度の運用状況のフォローアップの実施に効果があつたことから、目標達成に寄与したものと考える。また、同協議会開催に際しては、指定紛争解決機関と協力し、資料作成を行うなど、効率的に実施した。</p> <p>測定指標⑩については、預金口座の不正利用に関し、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関等へ情報提供を行い、また、注意を促す観点から、情報提供件数等を金融庁ウェブサイトにおいて公表したことにより、預金口座の不正利用防止に一定の効果があつたものと考えている。</p> <p>測定指標⑪については、主要行等向け監督方針等において偽造キャッシュカード等を用いた不正な預金の払出しを防止する対策等を監督上の重点項目としたこと等により、金融機関における情報セキュリティの向上に向けた取組みは着実に行われているものの、外部委託職員が顧客情報を不正に取得し、偽造キャッシュカードにより不正出金する事案が発生しており、新たな課題がみられる。</p> <p>測定指標⑫については、インターネット広告、視覚障害者向け音声CDへの寄稿、当該制度を装った者による不当な勧誘に関する注意喚起による広報活動は、24年と同水準の返金率を維持する上で一定の効果があつたものと考えている。</p> <p>測定指標⑬については、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載したポスター・チラシを作成し、自治体や関係機関・団体に配付したほか、インターネット広告による広報等、広報媒体の多様化を図ることにより、効果的かつ効率的に多重債務者相談窓口の認知度の向上に向けた取組みを実施した。</p> <p>測定指標⑭については、各財務局が管内自治体の相談員等向け研修を実施するよう促すことにより、25年度は474市町村が研修に参加し、自治体のニーズに即した効果的な相談体制強化が図られた。また、研修の実施に当たっては、都道府県の消費生活センター等と連携を図ることにより、効率的に実施した。</p> <p>測定指標⑮については、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を行うとともに、警察当局等へ情報提供、裁判所への禁止命令等の申立てを行い、被害拡大の防止等に努めた。また、悪質な勧誘等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、社名・代表者名・法令違反行為等の公表等を行ったことで、投資者被害拡大の防止や被害の拡大を防ぎ、同様の違法行為等の未然防止に努めた。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 金融サービスの利用者の保護等の観点から、金融商品取引法や監督指針等を整備し、利用者保護のための制度整備及び金融機関の態勢整備を進めることにより、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図ることとしている。</p> <p>【測定指標】 ①引き続き、利用者保護等の観点から行われた金融商品取引法等の改正を受けた、政令・内閣府令の整備を行う。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行う。 ②引き続き、預金取扱金融機関の適切な態勢整備を促すため銀行法、監督指針等を踏まえ指導・監督していくこととしたい。 ③引き続き、金融商品取引業者等の適切な態勢整備を促すため、必要に応じて監督指針等を改正し、明確なルールの整備に努めるとともに、改正した監督指針等を踏まえ、指導・監督をしていくこととしたい。 ④引き続き、保険会社の適切な態勢整備を促すため保険業法、監督指針等を踏まえ指導・監督していくこととしたい。 ⑤引き続き、貸金業者の適切な態勢整備を促すため貸金業法、監督指針等を踏まえ指導・監督していくこととしたい。 ⑥引き続き、前払式支払手段発行者及び資金移動業者の適切な態勢整備を促すため資金決済法、事務ガイドライン等を踏まえ指導・監督していくこととしたい。 ⑦引き続き、金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等の件数やその活用状況を四半期毎に公表し、また寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介することとしたい。また、利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用に伴うトラブルの発生を未然防止などに向け事前相談の提供を充実させることとしたい。 ⑧引き続き、外部への講師の派遣を計画し、また金融サービス利用者相談室職員に対する研修を着実に実施することとしたい。 ⑨引き続き、金融ADR制度の円滑な運営のため、金融トラブル連絡調整協議会の枠組みも活用した金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う。 ⑩引き続き、金融機関等へ預金口座の不正利用に関し、情報提供を継続する。 ⑪引き続き、金融機関における情報セキュリティの向上に向けた取組みをフォローアップする。 ⑫引き続き、返金制度に係る広報を実施していくこととしたい。 ⑬引き続き、多重債務者及び多重債務に陥る可能性のある者による相談窓口の認知を一層促進するため、相談窓口について多様な手段により効果的な広報活動を行う。 ⑭引き続き、測定指標として設定することとし、各財務局に管内自治体の相談員等向け研修を実施するよう促し、自治体の相談員等に対する研修機会の拡充を図る。 ⑮引き続き、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、被害拡大の防止等に向けた適切な対応を行うとともに、法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、投資者被害拡大の防止や同様の違法行為等の未然防止に努めていくこととしたい。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>【測定指標①】 ・「金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令について」 (http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130627-4.html) ・平成25年金融商品取引法等の一部改正(1年以内施行)に伴う関係政令の整備に関する政令案に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/20140124-6.html) ・「平成25年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (http://www.fsa.go.jp/news/25/20140214-4.html)</p> <p>【測定指標②】 (http://www.fsa.go.jp/common/law/guide_news.html#13)に挙がっているもののうち、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に適用が開始された監督指針を参照した。</p> <p>【測定指標③】 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140307-3.html) 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20131216-1.html) 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20130809-3.html) 「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20130703-1.html) 監督局証券課「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」 (http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html)</p>
----------------------------------	---

	<p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督局保険課「保険会社に対するERMヒアリングの実施とその結果概要について」 (25年9月4日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/hoken/20130904-1.html) ・監督局保険課「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「保険検査マニュアル」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」 (26年2月28日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/hoken/20140228-2.html) <p>【測定指標⑤、⑥】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/kinyu/20130705-1.html) <p>【測定指標⑦】</p> <p>『「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等』の公表状況 総務企画局政策課金融サービス利用者相談室「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等」 (25年7月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20130731.html) (25年10月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20131031.html) (26年1月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20140131.html) (26年4月30日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20140430.html)</p> <p>【測定指標⑧】</p> <p>金融サービス利用者相談室における研修の実施状況 別紙のとおり</p> <p>【測定指標⑨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進室「金融トラブル連絡調整協議会」 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/index.html) <p>【測定指標⑩】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」 (26年4月30日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140430-1.html) ・全国銀行協会「盗難通帳、インターネット・バンキング、盗難・偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額等に関するアンケート結果および口座不正利用に関するアンケート結果について(別紙5)」 (26年5月23日掲載http://www.zenginkyo.or.jp/news/2014/05/23160000.html) <p>【測定指標⑪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成26年3月末)について」 (26年8月27日公表) ・監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」 (26年8月27日公表) <p>【測定指標⑫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺救済法に基づく公告(概要):預金保険機構 https://www.dic.go.jp/katsudo/furikome/gaiyo/index.html <p>【測定指標⑬、⑭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務問題改善プログラム」 (19年4月20日公表、www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kettei/070420/honbun.pdf) ・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務者相談強化キャンペーン2013の実施について」 (25年8月21日公表、http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/campaign/campaign25.html) <p>【測定指標⑮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督局証券課「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」 (http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html) ・裁判所への申立ての実施状況 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/moushitate.htm) ・適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表の実施状況 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/s_kensa.htm) 		
<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局企画課、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課ADR室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>

平成 25 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅱ－１

利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	金融サービスの利用者の保護が図られること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが必要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行う。</p> <p>これらの環境整備を行ったうえで、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業法の目的規定、各監督指針 ・金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） ・多重債務問題改善プログラム（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定） ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（平成 22 年 3 月 30 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者保護のための更なる政令・内閣府令等の整備（前年度より推進・25 年度末） ・預金取扱金融機関における更なる態勢整備（前年度より推進・25 年度末） ・金融商品取引業者等における更なる態勢整備（前年度より推進・25 年度末） ・保険会社等における更なる態勢整備（前年度より推進・25 年度末） ・貸金業者における更なる態勢整備（前年度より推進・25 年度末） ・前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備（前年度より推進・25 年度末） ・ヤミ金対策に係る警察当局や都道府県との連携状況（前年度より向上・25 年度末） ・「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等(40,000 件・25 年度末)・①外部への講師派遣及び②相談室職員研修への対応状況（① 2 回、② 2 回・25 年度末） ・金融トラブル連絡調整協議会の開催状況（2 回開催・25 年度末）

	<ul style="list-style-type: none"> ・不正利用口座への対応状況（金融機関において強制解約等の措置を実施・25年度末） ・偽造キャッシュカード等による被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況（前年度より推進・25年度末） ・振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率（前年度の水準を維持・25年度末） ・多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況（前年度より推進・25年度末） ・財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市町村数（400市町村・25年度末） ・無登録業者等に対する適切な対応（前年度より推進・25年度末）
<p style="text-align: center;">参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政処分の実施状況＜内容・件数＞ ・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況＜受付件数等＞ ・金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数 ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況＜件数・金額＞ ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況＜金額＞ ※預金保険機構公表資料 ・振り込め詐欺被害発生状況・被害額＜件数・金額＞ ※警察庁公表資料 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況 ・無登録業者等に対する警告書の発出・公表件数 ・無届けで募集等を行っている者に対する警告書の発出・公表件数 ・無登録業者等及び無届募集に係る裁判所への申立て件数 ・法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者の検査結果等の公表件数

2. 平成 25 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
<p>①顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者保護等の観点から行われた金融商品取引法等の改正を受けた政令・内閣府令の整備を行う。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行う。 ・監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時適切に監督指針等の整備を行うなど、明確なルールを整備した上で、立入検査、報告徴求等により事実関係を把握し、法令違反の事実や情報セキュリティ管理上の問題等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行うとともに、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再

	<p>発防止に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金取扱金融機関については、その業務の公共性にかんがみ、信用の維持と預金者等の保護、金融の円滑を図る観点から、銀行法等の遵守状況を注視するとともに、主要行等・中小地域金融機関向け監督指針を踏まえて、引き続き各金融機関が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・保険会社等については、その業務の公共性に鑑み、保険契約者等の保護の観点から、保険会社等の保険募集代理店に対する指導・管理の状況を検証することを含め、監督指針を踏まえて、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の議論を踏まえ、保険募集・販売の在り方等に係る所要の制度整備に取り組むとともに、保険募集代理店等について、保険契約者等の保護の観点から、適切な業務運営やサービスの実施を確保するよう指導・監督していく。 ・金融商品取引業者等については、投資者保護と市場の公正性・透明性確保の観点から、金融商品取引法等の遵守状況を注視する。特に、顧客の属性に応じた商品の企画・開発、適合性の原則の遵守を含めた顧客目線に立った営業、営業部門等への牽制機能や監視機能の適切な発揮等を検証し、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・投資運用業者や信託銀行等が顧客のため適切に受託者責任を果たしているか等、その運営状況を検証することを通じて、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・貸金業者については、資金需要者等の利益の保護の観点から、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督していく。 ・なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組む。 ・前払式支払手段発行者、資金移動業者については、利用者保護の観点から、適切な業務運営やサービスの適切な実施を確保するよう指導・監督していく。
<p>②当局における相談体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、相談体制等の充実を図る。
<p>③金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」の提言を踏まえ、すべての指定紛争解決機関によって構成される「金融ADR連絡協議会」を開催し、意見交換等を

	<p>行うことにより、指定紛争解決機関間の連携強化に取り組むとともに、指定紛争解決機関向けの監督指針を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、金融トラブル連絡調整協議会（指定紛争解決機関に加え、学識経験者・消費者団体及び弁護士会等も参加）も活用して金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う。
<p>④多重債務者のための相談等の枠組みの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務者相談の主要な担い手である自治体の主体的な取組みを促すとともに、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる契機とするため、周知・広報の取組みを実施する。 ・財務局等の多重債務者向け相談窓口においても、直接相談を受け付けるほか、各局において自治体の相談員や関係部局の職員等向けに研修会を開催する等、各局管内の都道府県、市区町村における取組みをバックアップする。
<p>⑤金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺など他人の財産を害する犯罪の抑止に向けた金融機関の取組みを促す。 また、預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施する。 ・振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復等のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組みを促す、③預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知徹底を図るなど、振り込め詐欺救済法（20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。 ・偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、金融機関におけるセキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう取り組む。 ・無登録業者等による未公開株式、ファンドの販売・勧誘及び無届募集等については、被害の防止・回復の迅速化等に向け、リーフレット等を通じた国民への注意喚起、調査による実態把握、金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止・停止命令の申立てや悪質な業者名の公表、警告書の発出等により、適切に取り組む。 ・また、関係省庁とも連携しつつ、被害の未然防止及び拡大防止に取り組む。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成25年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備

①取組内容

ア. 不公正取引抑止のための制度整備

AIJ 事案を踏まえた資産運用規制の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 25 年 6 月 12 日成立、同年 6 月 19 日に公布）の関係政令・内閣府令（政令：25 年 7 月 3 日公布・同年 7 月 9 日施行、26 年 1 月 24 日公布・同年 4 月施行予定、府令：26 年 2 月 14 日公布・4 月施行予定）を整備しました。

また、MRI 等の事案も踏まえ、26 年 1 月に政令を改正し、契約の締結等に当たって顧客に虚偽の事項を告知した場合を犯則調査の対象に追加したほか、26 年 2 月に内閣府令を改正し、顧客に交付する契約締結前交付書面の記載事項の充実及び当局に提出される事業報告書の記載事項の拡充を行いました。さらに、26 年 3 月 14 日に国会に提出した「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」において、ファンド販売業者に関する規制の強化を図ることとしています。

イ. 業界団体等との情報交換

主要行、信託協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会、日本証券業協会、投資信託協会、日本投資顧問業協会、金融先物取引業協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本貸金業協会との間で 25 年 4 月から 26 年 3 月までの間に 65 回の意見交換会を開催しました。

こうした意見交換会等の機会を捉えて、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請したほか、情報交換を行いました。

ウ. 明確なルールに基づく厳正かつ迅速な行政処分

法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融機関等に対し、行政処分を行い、経営の健全化を求めるとともに、業務の改善状況についてフォローアップするなど、金融機関等における経営管理の質の改善に向けた取組みの実施を担保しています。

また、行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を含め、公表しています（財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのある場合を除く）。25 年 4 月から 26 年 3 月の間に 40 件の不利益処分（業務改善命令、業務停止命令、登録取消し）を公表しました。

さらに、法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分の実施状況を「行政処分事例集」として取りまとめ、公表・更新しています。

エ. 預金取扱金融機関における更なる態勢整備

預金取扱金融機関については、25年8月に指定紛争解決機関の周知・顧客への対応等に係る着眼点を明記するための監督指針の改正を行ったほか、預金取扱金融機関への定期及び随時のヒアリングを通じて、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等の観点から、態勢整備の状況について、把握・検証を行いました。

特に、障がい者に配慮した預金取扱金融機関の取組みについては、定期的にアンケート調査を実施するとともに、その積極的な取組みを推進するよう意見交換会等で周知・要請を行いました。

また、顧客保護を徹底し、金融機能が不正に利用されることを防ぐ観点から、26年2月、振り込め詐欺等の未然防止を図るリーフレットを作成、当庁ウェブサイトに掲載することにより、利用者への注意喚起や金融機関に協力依頼を行いました。

オ. 保険会社等における更なる態勢整備

保険会社については、26年2月及び3月に、保険契約者保護の観点から、統合的リスク管理態勢の高度化、代理店管理を含む募集管理態勢の強化、保険代理店の使用人定義の明確化等に関する監督上の着眼点の拡充のための保険会社向けの総合的な監督指針の改正を行ったほか、保険会社等への定期及び随時のヒアリングを通じて、支払管理態勢、統合的リスク管理態勢、募集管理態勢等の状況について、把握・検証を行いました。

また、金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」における保険募集・販売ルールのあり方についての議論を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。

カ. 金融商品取引業者等における更なる態勢整備

金融商品取引業者等の商品の企画・開発及び勧誘・販売のあり方等に関し、金融庁に寄せられた利用者からの情報等も踏まえつつ、問題事案の早期発見のため、各業者から定期的及び必要に応じヒアリングを実施すること等を通じ、各業者の勧誘・販売態勢や適合性遵守状況等の実態把握に努めました。また、次のような監督指針等の改正を行い、明確なルールの整備に努めました。

- ・ 個人向け店頭バイナリーオプション取引の中には、短時間で損益の結果が判明するため顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあるものや、顧客による正確なリスクの把握が困難なものが存在すること等を踏まえ、25年7月、自主規制機関における自主規制規則の策定等にあわせて、金融商品取引業等に関する内閣府令を改正するとともに、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正を行い、店頭デリバティブ取引業者が個人向けバイナリーオプション取引を取り扱う場合の留意事項に係る監督上の着眼点を示しました。
- ・ 通貨関連店頭デリバティブ取引等においてスリッページの非対称な取扱いが行われていたこと等を踏まえ、25年8月、自主規制機関における自主規制規則

の策定等にあわせて、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正を行い、店頭デリバティブ取扱業者がスリッページについて誠実公正に業務運営を遂行する観点からの監督上の着眼点を示しました。

- ・ 25 年 12 月、日本証券業協会が高齢顧客に対する適切な勧誘・販売態勢を確保するため、自主規制規則の改正等を行ったことを踏まえ、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正を行い、高齢顧客への勧誘に係る監督上の着眼点を示しました。
- ・ 25 年 12 月、金融・資本市場活性化有識者会合が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」において、投資信託等について、短期間での商品乗換えによる販売手数料収入重視の営業を見直すことが必要などと指摘されたことを踏まえ、26 年 3 月、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正を行い、営業員の業務上の評価に関する監督上の着眼点を示しました。

さらに、問題のある業者に対しては、自主規制機関等と緊密な連携を図りながら、投資家保護に努めています。

キ. 貸金業者等における更なる態勢整備

貸金業者・前払式支払手段発行者・資金移動業者について、システムリスク管理態勢の強化のため、貸金業者向けの総合的な監督指針及び事務ガイドラインを改正を行い、監督上の着眼点等を追加しました。

また、監督上の重点事項を作成し、財務局等と連携の上、監督の強化に努め、業務運営態勢の適切な把握等に取り組みました。

②評価

ア. 不公正取引抑止のための制度整備

上記政令・内閣府令の公布等により、利用者保護のための制度が整備されました。

イ. 業界団体との情報交換

業界団体との意見交換について、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請するなど対話の充実に努めたことは、金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するものであったものと考えています。

ウ. 明確なルールに基づく厳正かつ迅速な行政処分

上記取組により定量的な評価は困難であるものの、金融機関の法令等遵守態勢の構築に一定の貢献をしているものと考えています。

なお、P I O - N E Tにおける苦情相談の受付件数（※）をみると、「金融・保険サービス」に関する件数については、102,097 件（24 年度）から 93,352 件（25 年度（対前年度比▲9%））に減少しています。

※24 年度、25 年度ともに翌年 3 月 24 日までの登録分を集計

エ. 預金取扱金融機関における更なる態勢整備

指定紛争解決機関の周知・顧客への対応等に係る着眼点を明記するための監督指針の改正や、預金取扱金融機関への定期及び随時のヒアリングを通じた、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等の観点からの態勢整備の状況の把握・検証は、適切な態勢整備を促すうえで一定の効果があったものと考えています。

オ. 保険会社等における更なる態勢整備

統合的リスク管理態勢の高度化、代理店管理を含む募集管理態勢の強化、保険代理店の使用人定義の明確化等に関する監督上の着眼点の拡充のための保険会社向けの総合的な監督指針の改正や、保険会社等への定期及び随時のヒアリングを通じた支払管理態勢、募集管理態勢等の整備状況の把握・検証は、適切な態勢整備を促すうえで一定の効果があったものと考えています。

また、保険募集人に対する体制整備義務の導入を含めた、保険業法等の一部を改正する法律案を国会に提出したことにより、保険契約者等の保護の観点から適切な保険募集が行われることを確保するための取組みが、より一層進展したものと考えます。

カ. 金融商品取引業者等における更なる態勢整備

金融庁は、証券取引等監視委員会の検査の結果に基づく勧告等を受け、問題のある業者に対し行政処分を行うなど、証券取引等監視委員会と連携をとりながら、投資者保護に努めました。

また、投資者保護の観点から、内閣府令及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針において、監督上の着眼点の明確化等を行いました。

キ. 貸金業者等における更なる態勢整備

各業態において監督上の重点事項等に即した業務運営態勢等の実態把握を行い、監督強化の取組みに努めたほか、問題のある業者に対して財務局等と連携の上必要な行政対応を行うなど、金融サービス利用者保護に資する監督を行ったものと考えています。

(2) 当局における相談体制の充実

①取組内容

ア. 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等

金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応しているところです。当室で受け付けた相談等の件数を四半期毎に公表しました。

寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものとして、25 年 10 月から詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付状況を掲載しました。

イ. ①外部への講師派遣及び②相談室職員研修への対応状況

金融サービス利用者相談室職員を消費生活センター主催の講演会に講師として派遣し、金融サービス利用者相談室に寄せられた金融トラブルに関する事例を紹介するなど、金融トラブルの予防的アドバイスの提供を行いました。また金融サービス利用者相談室の相談体制等の充実を図るため、専門家によるメンタルヘルス研修及び電話対応スキルアップ研修のほか、随時内部研修を実施し、また国民生活センター主催の金融に関する研修に出席しました。

②評価

ア. 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等

25 年度目標値の受付件数 40,000 件に対し、同年度実績は 40,761 件となり相当程度の進展がありました。

金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応し、当室で受け付けた相談等の件数を四半期毎に公表しました(25 年 4 月、25 年 7 月、25 年 10 月、26 年 1 月の合計 4 回)。

25 年度の相談等の受付件数は 40,761 件となっており、24 年度(38,856 件)とほぼ同水準となっています。

分野別では、預金・融資等が 12,829 件(32%)、保険商品等が 10,532 件(26%)、投資商品等が 12,004 件(29%)、貸金等が 2,999 件(7%)、金融行政一般・その他が 2,397 件(6%)となっています。

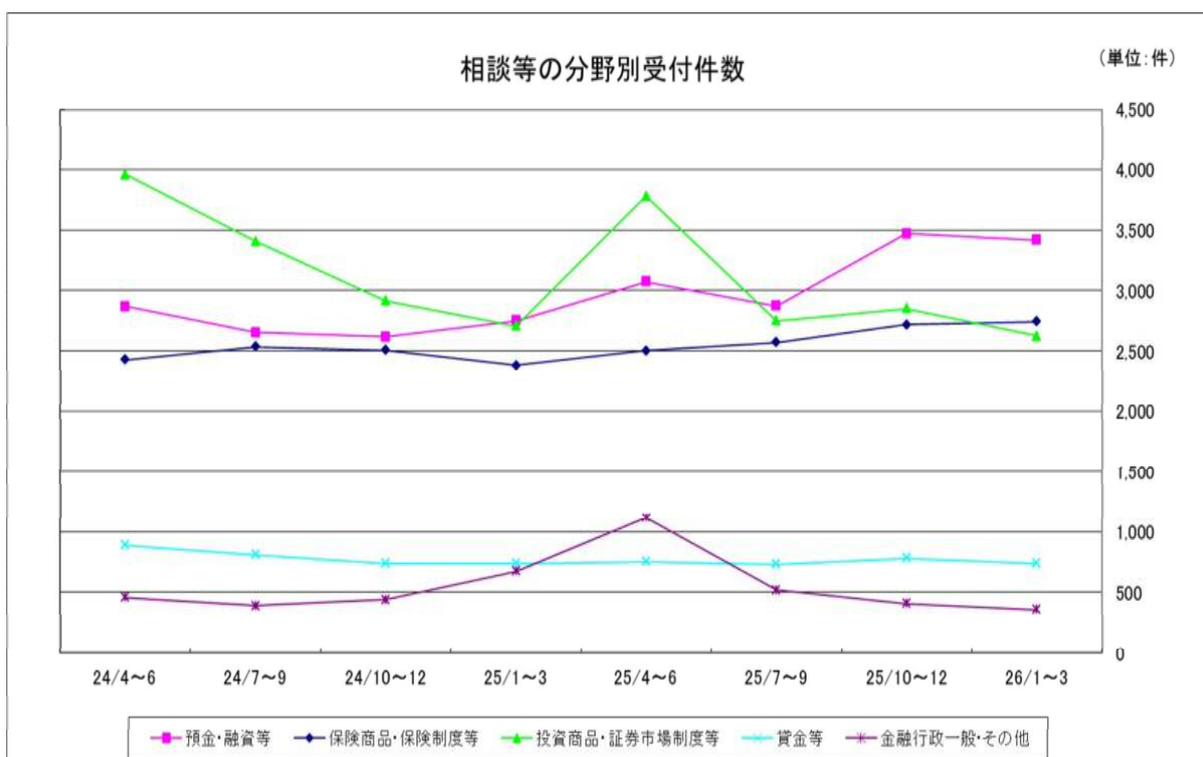
各分野の特徴は以下のとおりです。

- a. 預金・融資等については、融資の実行・返済に関する相談等が寄せられています。受付件数は 24 年度(10,891 件)に比べて増加しています。
- b. 保険商品等については、保険金の支払認定や保険会社の顧客対応に関する相談等が寄せられています。受付件数は 24 年度(9,852 件)に比べてやや増加しています。
- c. 投資商品等については、未公開株や社債に関する相談等が寄せられています。受付件数は 24 年度(12,985 件)に比べてやや減少しています。このうち、詐欺的な投資勧誘に関する情報は 3,193 件あり、そのうち 1,062 件が何らかの被害があったものでした。
- d. 貸金等については、業者の登録の有無に関する相談等が寄せられています。受付件数は 24 年度(3,170 件)に比べてやや減少しています。

受け付けた相談等の情報は、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。また、こ

のうち、貸し渋り・貸し剥がし等に関する情報で、情報提供者等が金融機関側への企業名等の提示に同意している情報については、金融機関に対し、事実確認等のヒアリングを実施しています。

寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介し、また25年10月から四半期毎に「詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付状況」を公表しています。これらにより、利用者の保護や利便性の向上に一定の効果があったと考えています。



イ. ①外部への講師派遣及び②相談室職員研修への対応状況

- ① 金融サービス利用者相談室職員を消費生活センター主催の講演会に講師として派遣（2回）し、金融サービス利用者相談室に寄せられた金融トラブルに関する事例を紹介するなど、金融トラブルの予防的アドバイスの提供を行いました。
- ② また金融サービス利用者相談室の相談体制等の充実を図るため、金融サービス利用者相談室において、専門家によるメンタルヘルス研修（1回）及び電話対応スキルアップ研修（1回）のほか、随時内部研修を実施し、また国民生活センター主催の金融に関する研修（1回）に出席するなど、研修の実施等による当室内職員のスキルアップに努めました。

これらにより、利用者の保護の充実や相談体制等の質の向上に資することができたと考えています。

(3) 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施

①取組内容

金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）は、金融機関とのトラブルに関し、指定紛争解決機関（以下「指定機関」といいます。）が、専門的な知見を活かしつつ、中立・公正な立場で、裁判外での簡易・迅速な解決手段を提供することにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的とするものです。金融ADR制度は、21年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により制度化され、22年4月に施行されました。26年3月末時点で、銀行・保険・証券等、業態別に8つの指定機関が紛争解決等業務（苦情処理・紛争解決）に従事しています。

25年度は、金融トラブル連絡調整協議会（指定機関、学識経験者・消費者団体・弁護士会等によって構成）を2回開催し、各指定機関の業務実施状況や利用者利便の向上に向けた取組み等について議論を行いました。

また、同協議会に提示した指定機関の業務実施状況等に関する資料を金融庁ウェブサイトにも速やかに掲載するなど、金融ADR制度の確実な浸透に向けた広報に積極的に取り組みました。

さらに、25年3月に公表した金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議の報告書の提言を踏まえ、パブリックコメントを実施したうえで「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」といいます。）」を策定し、25年8月に公表及び適用を開始することで、指定機関の監督に取り組みました。また、金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を3回開催し、指定機関間の連携強化に取り組みました。

②評価

金融トラブル連絡調整協議会の開催を通じ、指定機関の業務実施状況等について、定期的なフォローアップを実施しました。

また、同協議会の資料等を公表することで、指定機関の業務実施状況等を周知することなどにより、同制度の確実な浸透に向けた広報に積極的に取り組みました。

さらに、監督指針を策定・公表することにより、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性確保を図りました。また、金融ADR連絡協議会で意見交換等を行うことで、指定機関間の連携強化に取り組みました。

これらのことから、金融ADR制度の円滑な運営に取り組むことができたものと考えています。

(4) 多重債務者のための相談等の枠組みの整備

①取組内容

全国の自治体における相談窓口の整備を一層促進し、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供するため、25年度も「多重債務者相談強化キャンペーン2013」（25年9月～12月）を実施し、無料相談会の開催等の取組みを実施しました。

その際、会場を設けて相談会を開催するほか、地域の特性に応じ、電話相談の活用も含め、相談の受付体制を通年のものから拡充することにより、潜在的な相談者の掘り起こしを図りました。本キャンペーンの期間中には、全国で延べ 751 回の無料相談会が開催され、2,095 件の相談が寄せられました（電話相談を含む）。また、23 年 8 月に、自治体の相談員等に活用していただくため、金融庁・消費者庁において「多重債務者相談の手引き」を作成し、その内容の普及を中心に 23 年 12 月より、自治体の職員及び相談員等を対象として、各財務局において自治体の人材育成の支援のための研修を実施しています。この研修においては、上記「手引き」にも言及されている、相談窓口と関係機関等の連携や心の問題等への対応、家計管理支援の重要性について理解の浸透に努めました。

25 年度における多重債務者対策の広報活動としては、相談窓口の認知度向上を図るため、各地域の相談窓口等を記載したポスター及びチラシを作成し、自治体及び関係機関・団体等にポスターを約 8 万部、チラシを約 90 万部配布しました（25 年 4 月）。加えて、「多重債務者相談強化キャンペーン 2013」のポスターを作成し、自治体、財務局等及び関係機関・団体に約 8 万部配布しています（25 年 9 月）。その他、インターネットを含む様々な媒体を活用し、相談窓口の周知・広報を行うとともにヤミ金の利用防止を呼びかけています。

②評価

多重債務相談窓口については、全ての都道府県で整備されています。市区町村においても、25 年 9 月末の時点で 1,711 市区町村（約 98%）に相談窓口が整備されていますが、これは 24 年 9 月末時点（1,660 市区町村（約 96%））と比較して増加しており、多重債務者のための相談体制の整備が一段と進んでいます。

さらに、多重債務による自殺を防ぐため、財務局や都道府県・市区町村の多重債務相談窓口と自殺対策関係機関（自治体等の自殺関連相談窓口や医療機関等）との連携体制の強化を図る中で、多重債務を原因とする自殺者数は 25 年は 688 人となっており、24 年の 839 人と比較して減少しています。

関連する統計をみると、貸金業から 5 件以上無担保無保証借入の残高がある人数は、26 年 3 月末は 17 万人となっており、19 年 3 月末の 171 万人と比較して大きく減少しています（25 年 3 月末は 29 万人）。こうした中、都道府県、市区町村、財務局の相談窓口においては、25 年度上半期で約 2 万 5 千件の多重債務相談が寄せられており（24 年度上半期合計は約 3 万件）、相談件数は全体として徐々に減少しています。

（5）金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

①取組内容

ア. 振り込め詐欺等への的確な対応及び不正口座利用に関する金融機関等への情報提供

（ア）振り込め詐欺等への的確な対応

25年9月6日に策定・公表した「平成25事務年度主要行等向け監督方針」及び「平成25事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」において、振り込め詐欺など他人の財産を害する犯罪の撲滅に向けた対策を、監督上の重点事項としました。また、26年2月、警察庁や全銀協と連携し、振り込め詐欺等の未然防止を図るリーフレット「『家族の絆』で振り込め詐欺を予防！」を作成、当庁ウェブサイトに掲載しました。また、関係団体（経団連、日本商工会議所等）に対して、振り込め詐欺等が身近な危険であることを家族間で共有・注意喚起を行うよう振り込め詐欺等の未然防止のための協力依頼を行いました。

(イ) 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供

預金口座の不正利用に関し、25年4月～26年3月までの間に、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は1,643件となっており、これを受け金融機関において、809件の利用停止、672件の強制解約等が行われました。また、15年9月以降の累計では、26年3月末時点で、41,323件の情報提供に対して22,690件の利用停止、14,717件の強制解約等が行われています。

このような預金口座の不正利用に係る情報提供件数等については、注意喚起を促す観点から、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにおいて公表し、また、適宜金融機関と預金口座の不正利用防止について意見交換を実施しました。

【資料1 預金口座の不正利用に係る情報提供等件数】

時 期	情報提供件数	うち	
		利用停止	強制解約等
25年4月～6月	404 (40,084)	253 (22,134)	191 (14,236)
25年7月～9月	428 (40,512)	200 (22,334)	169 (14,405)
25年10月～12月	495 (41,007)	210 (22,544)	208 (14,613)
26年1月～3月	316 (41,323)	146 (22,690)	104 (14,717)

(出所) 金融庁監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室調

(注) 当該期間内の件数。() 書きは15年9月以降の累計件数。

イ. 振り込め詐欺救済法の円滑な運用等

(ア) 返金率の向上について

振り込め詐欺等の被害者に対する返金率の向上については、「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム（以下「PT」といいます。）」の最終とりまとめ（「預保納付金の具体的使途について」）において、引き続き振り込め詐欺救済法に定める返金制度の周知徹底を図ることとされ

ました。

24年度に引き続き、返金率の向上の取組みの一環として、①25年8月から26年3月までの間、返金制度に係るインターネット広告を掲載し、広く一般国民に向けて周知、②25年11月、政府広報において、視覚障害者向けの音声広報CDへの寄稿を実施しました。また、25年5月、公的機関を装い、振り込め詐欺救済法に基づく被害回復制度を謳った不当な勧誘を行う者の存在が確認されたことから、金融庁及び預金保険機構のホームページ上において、不当な勧誘に関する注意喚起を実施しました。

(イ) 預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業に係る周知徹底等について

「振り込め詐欺救済法」に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業（犯罪被害者等の子供に対する奨学金貸与、犯罪被害者等支援団体に対する助成）は、「公益財団法人 日本財団」を担い手とし、24年12月から、事業を開始しています。

25年8月から26年3月までの間、犯罪被害者等支援事業に係るインターネット広告を掲載し、広く一般国民に向けた周知を実施しました。なお、当該事業に係る奨学金の貸与及び犯罪被害者等支援団体に対する助成金の支給については、公益財団法人日本財団において滞りなく実施されました。

※預保納付金とは、振り込め詐欺救済法の被害者救済手続を経ても、被害者からの返金申請がなされなかった等の理由により、被害者に返金できなかった残金で、預金保険機構に納付されている金銭を指します。

ウ. 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ

(ア) 25年9月に策定・公表した「平成25事務年度主要行等向け監督方針」及び「平成25事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」において、前年に引き続き、偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキングを用いた不正な預金の払出しを防止する対策や「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（預貯金者保護法）」・銀行業界内の申合せに沿った被害者に対する補償への的確な対応を監督上の重点事項としました。

(イ) インターネットバンキングを使用した不正送金事案が急増したことから、業界団体に対して、顧客保護及びセキュリティ強化の観点から、万全の対策を講じるよう要請しました。

(ウ) 各預金取扱金融機関の26年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計しました（概要を26年8月に公表）。

(エ)「預貯金者保護法」の施行状況等を把握するため、金融機関から犯罪発生報告を受け、必要に応じてフォローアップを行っています。また、偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況については、とりまとめを行い、四半期ごとに公表しました。

エ. 無登録業者による詐欺的な投資勧誘等

金融庁においては、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等による被害拡大の防止に向け、個別の無登録業者への警告書の発出・公表及び警察当局等への情報提供等を実施するとともに、金融庁ウェブサイトや、ラジオCM（政府広報）、リーフレットの作成・配布等を通じた国民への注意喚起を行いました。

また、証券取引等監視委員会において、25年度に無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた1件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。

オ. 適格機関投資家等特例業務届出者による悪質な勧誘等

証券取引等監視委員会において、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた11件について、検査結果を公表するとともに、金融庁長官に対して適切な措置を講じるための情報提供等を行いました。

当該11件を含め、金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者29社について、社名・代表者名・法令違反行為等を公表するとともに、関係機関に情報提供を行いました。

また、証券取引等監視委員会において、25年度に無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた1件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。

② 評価

ア. 振り込め詐欺等への的確な対応及び不正口座利用に関する金融機関等への情報提供

(ア) 振り込め詐欺等への的確な対応

振り込め詐欺等の認知件数・被害総額については、警察庁公表によると、24年が8,693件・約364億円に対し、25年は11,998件・約486億円に、また26年に入ってから、3月末までで2,918件・約130億円（対前年比+390件・+38億円）となっています。被害件数及び被害金額共に増加しているものの、被害金額の増加は、現金を直接交付する形態の割合が増加したためとされており、金融機関による預貯金口座の不正利用の撲滅に向けた取組み（ATM利用額の引き下げ、顧客に対する声掛け等）は、一定の効果があったものと考えています。

(イ) 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供

上記のとおり当局からの情報提供をもとに行ったものを含め、金融機関においては25年4月から26年3月までの間に、40,921件の利用停止、30,426件の強制解約等の措置を行っており、預金口座の不正利用防止に一定の効果があったものと考えています。

【資料2 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況】

(単位：件)

時 期	利用停止	強制解約等
25年4月～6月	9,742	7,034 (6,476)
25年7月～9月	10,140	7,815 (7,254)
25年10月～12月	10,644	7,709 (7,200)
26年1月～3月	10,935	7,868 (7,431)

(出所) 全国銀行協会

(注) 強制解約等の件数の()書きは当該期間を含め、既に口座利用停止措置を講じていた口座について、その後、強制解約等に至った件数。

イ. 振り込め詐欺救済法の円滑な運用等

(ア) 返金率の向上について

「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者に対する返金率向上の取組みについては、法施行後約6年が経過し、被害者への返金率向上に向けた取組みの促進等、法の趣旨に沿った被害者救済に向けた対応が着実に進展してきていると考えられます。また、当庁の取組みとしては、①インターネット広告を活用した幅広い広報活動、②政府広報(視覚障害者向け音声CDによる広報)による返金制度の周知、③返金制度の的確な運用を実施する観点から、返金制度を装った不当な勧誘に関する注意喚起を実施し、これらの施策が被害者救済に一定程度寄与していると考えられます。今後も引き続き、できるだけ多くの被害者に返金するため、返金制度の周知等に取り組んでまいります。

なお、「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者に対する返金率については、預金保険機構の公表によると、24年度が78.4%、25年度が78.2%となっており、法施行当初(20年度：55.8%、21年度：43.4%)と比較すると、被害者救済はより一層進んでいるものと考えられます。

(イ) 預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業に係る周知徹底等について

預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業については、25年4月以降、順次滞

りなく、奨学金の貸与・助成金の支給が開始されたところです。これにより、犯罪被害者等の支援に大きく寄与するものと考えられます。今後も、当該事業に係る制度の周知を図ることにより、広く犯罪被害者等の支援が展開されるよう取り組んでまいります。

ウ. 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ

(ア) 26年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート調査によると、以下のとおりであり、この結果、金融機関の情報セキュリティ向上に向けた取組みは着実に進められているものの、外部委託職員が顧客情報を不正に取得し、偽造キャッシュカードにより不正出金する事案が発生しており、新たな課題がみられます。

a ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合については、25年3月末時点で89.9%（144,947台）であったのに対し、26年3月末時点では91.4%（150,873台）へと増加し、さらに生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合については、25年3月末時点で49.3%（79,468台）であったのに対し、26年3月末時点では48.2%（79,492台）とほぼ横ばいとなっています。

b ICキャッシュカードについては、25年3月末時点で87.1%の金融機関（1,274金融機関）が導入済みであったのに対し、26年3月末時点では88.1%（1,268金融機関）へと増加しています。また、生体認証機能付ICキャッシュカードについては、25年3月末時点で20.3%の金融機関（297金融機関）が導入済みであったのに対し、26年3月末時点では20.6%（296金融機関）と増加しています。

c 個人向けインターネットバンキングにおける本人認証方式のうち、パスワード生成機や乱数表といったいわゆる可変パスワードについては、25年3月末時点で94.7%の金融機関（1,313金融機関）が導入済みであったのに対し、26年3月末時点では96.8%（1,324金融機関）へと増加しています。

(イ) 25年度に発生した偽造キャッシュカード等による被害件数・被害額について、とりまとめ結果によると、偽造キャッシュカード被害件数は271件（対前年度比▲630件）・被害金額75百万円（同▲625百万円）、盗難キャッシュカード被害件数は3,283件（同▲588件）・被害金額1,431百万円（同▲377百万円）、盗難通帳被害件数は120件（同▲21件）・被害金額123百万円（同+36百万円）、インターネットバンキング被害件数は1,903件（同+1,755件）・2,157百万円（同+2,006百万円）となっており、インターネットバンキング被害は増加し、偽造キャッシュカード被害、盗難キャッシュカード被害及び、盗難通帳被害は減少しています。

インターネットバンキング被害については、被害件数・被害額ともに前年度比で

大きく増加しています。これは、コンピューターウイルスで表示した不正画面に入力を求める方法及び、メールでフィッシングサイトに誘導する方法が多発したことが要因と考えられます。こうしたことから、各金融機関に対し、ウイルス対策等の対応を顧客に促すよう要請するとともに、金融機関においても、①携帯電話メールアドレスへのワンタイムパスワードの送信、②ワンタイムパスワード生成機（トークン）の導入③ウイルス対策ソフトの利用者への配付などの積極的な不正送金防止のための取組みを促しています。引き続き、不正送金防止のための取組みを促してまいります。

エ. 無登録業者による詐欺的な投資勧誘等

無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を 152 件実施（24 年度は 137 件実施、対前年度比 11%増）するとともに、警察当局等へ情報提供を行い、被害拡大の防止に努めました。

また、無登録業者による悪質な金融商品取引法違反行為等について、金融庁・財務局等との連携の下、裁判所への禁止命令等の申立てや社名・代表社名・法令違反行為等の公表を行うことにより、投資者被害拡大の防止、同様の違法行為等の未然防止に努めました。

オ. 適格機関投資家等特例業務届出者による悪質な勧誘等

販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、裁判所への禁止命令等の申立てや社名・代表者名・法令違反行為等の公表等を行うことで、投資者被害拡大の防止や同様の違法行為等の未然防止に努めました。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令等遵守態勢の確立はますます重要になっており、金融庁に寄せられた投資者からの情報等に基づき、金融機関等が法令を遵守しているか適時・適切に各業者に確認するなど、引き続き、問題事案の早期発見のため適切な監督に努める必要があります。

その上で、法令に照らして、利用者保護等に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、金融機関等の業務改善に向けた取組みを促していく必要があります。

また、引き続き、行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置を講じることによって、法令違反の再発防止に努めるとともに、金融機関等やその利用者への情報提供を図っていく必要があります。

さらに、金融取引を十分に理解した上で適切な監督を行うことができる専門的な知見を持った人材を、引き続き、確保・育成していく必要があります。

②当局における相談体制の充実

金融サービス利用者からの相談等に対しては、問題の解決に繋がるアドバイスや業界団体が開設している紛争解決機関の紹介等を行っています。

今後とも適切な対応に努めるとともに、利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向け事前相談の提供を充実させ、相談体制の更なる充実に向けた検討を行う必要があります。

③金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施

金融ADR制度の充実は、金融商品・サービスに対する利用者の信頼性向上につながることから、引き続き、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用した運用状況のフォローアップを定期的実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う必要があります。

④多重債務者のための相談等の枠組みの整備

多重債務相談窓口の整備が全国的に進んでいることから、依然として相当程度存在する多重債務者が相談窓口を確実に認知できるよう、広報媒体の多様化（例：インターネット広告やスマートフォン等を含むモバイル広告の活用）や集中的な広報活動の実施（例：自殺対策強化月間や多重債務者相談強化キャンペーン期間における広報活動の強化）等、多重債務相談窓口の広報を一層充実していく必要があります。併せて、引き続き多重債務者相談強化キャンペーン期間における無料相談会の開催等を通じた相談者の掘り起こしに努めていく必要があります。

また、多重債務者の心のケアや生活再建等の問題に対応するためには、相談員のレベルアップや関係機関等との連携を促進することが重要であるため、相談員に対する情報提供や研修の更なる機会拡充・内容充実等を図る必要があります。

⑤金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

ア. 預貯金口座の不正利用問題については、振り込め詐欺の被害が依然多く発生している状況等も踏まえ、引き続き、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を継続していく必要があります。

イ. 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、引き続き、金融機関における情報セキュリティ対策の向上に向けた取り組みや預貯金者保護法等に基づく被害者への補償の状況についてフォローアップしていく必要があります。

ウ. 無登録業者による詐欺的な投資勧誘等の販売・勧誘等の重大な金融商品取引法違

反等に対しては、引き続き、禁止命令等の申立てや社名・代表者名・法令違反行為等の公表を行っていく必要があります。また、詐欺的な投資勧誘等の手口が巧妙化していることを踏まえ、引き続き、金融庁に寄せられる相談等を端緒として実態把握を進めるとともに、証券取引等監視委員会や警察当局等とも連携しつつ、警告書の発出等を実施するなど被害の防止等に向け、取り組んでいく必要があります。

適格機関投資家等特例業務届出者による悪質な勧誘等については、引き続き、財務局等との連携の下、裁判所への禁止命令等の申立てや社名・代表者名・法令違反行為等の公表等を行うことで、投資者被害拡大の防止や同様の違法行為等の未然防止に取り組む必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

平成 27 年度要求内容	関連する 事務事業	要求種別	要求額	(参考) 26 年度予算額
貸金業務取扱主任者登録に必要な経費	①	予算 ＜継続＞	16,146 千円	7,332 千円
貸金業者情報検索サービス経費	①	予算 ＜継続＞	7,898 千円	7,898 千円
金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費	③	予算 ＜継続＞	449 千円	449 千円
改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費	④	予算 ＜継続＞	9,263 千円	9,477 千円
検査等一般事務費	⑤	予算 ＜継続＞	26,831 千円	27,308 千円
証券取引等監視経費（課徴金調査等経費）	⑤	予算 ＜継続＞	47,442 千円	48,902 千円
証券取引等監視委員会一般事務費	⑤	予算 ＜継続＞	17,628 千円	18,783 千円
デジタルフォレンジック関連システム運用経費	⑤	予算 ＜継続＞	48,510 千円	26,254 千円
インターネット巡回監視システム運用経費	⑤	予算 ＜継続＞	14,169 千円	15,184 千円
デジタルフォレンジック体制の強化・整備	⑤	機構・定員		
投資型クラウドファンディングを取扱う業者及び適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査体制の整備	⑤	機構・定員		

振り込め詐欺救済法に係る経費	⑤	予算 <継続>	3,694 千円	3,694 千円
----------------	---	------------	----------	----------

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅱ-2)

施策名	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるため、顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮、地域密着型金融の促進、中小企業等の経営改善・事業再生支援、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化及び金融機能強化法の適切な運用の取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	3	680	409	288
		補正予算(b)	1,088	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	1,091	680	-	-
執行額(百万円)	42	181	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定) ・第183回国会 衆議院財務金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明(平成25年3月13日) ・第183回国会 参議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明(平成25年3月19日) ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) ・好循環実現のための経済対策(平成25年12月5日閣議決定) ・「金融・資本市場活性化に向けての提言」(平成25年12月13日) 					

測定指標	①監督方針及び金融モニタリング基本方針の実施状況	施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
		平成25事務年度監督方針(主要行等向け、中小・地域金融機関向け)において、中小企業等の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮について重点的な監督を行う旨を明記し、各種ヒアリング等を通じ、金融機関に対して顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮を促しました。特に、新規融資の取組み状況を重点的に確認することにより積極的な取組みを促すほか、中小企業等に対する経営改善支援等については、本事務年度を「金融機関として、中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な1年」と位置付け、金融機関に対して、中小企業等の真の意味での経営改善が図られるよう、経営改善・事業再生等の支援にこれまで以上に積極的に取り組むよう促してきました。 また、金融機関が、担保・保証に過度に依存することなく適切なリスクテイクを行うことを阻害している要因は何か、融資決定のプロセス等において、債務者企業の財務内容だけでなく事業内容(その成長性や課題等)をどの程度適切に評価しているかといった観点から、金融機関の取組み状況について実態把握を行いました。		25年度	各方針に掲げた施策の実施を通じた、金融機関における顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮のための取組み等の促進	達成
		平成25年12月、行政当局の関与の下、中小企業等の経営者保証に関する契約時及び履行時等における中小企業、経営者及び金融機関による対応についての、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則である「経営者保証に関するガイドライン」が策定・公表されました。 本ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくことが重要であるため、周知・広報に努めるとともに、金融機関等に対して積極的な活用を促しました。		25年度		
測定指標	②中小企業等の経営者による個人保証の契約時や履行時等における課題解決に向けた取組み	基準値		目標値	達成	
		24年度末	25年度	25年度	積極的評価の割合が前年度に比べ上昇	達成
		49.2	51.4			
測定指標	③地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査	基準値		目標値	達成	
		24年度末	25年度	25年度	積極的評価の割合が前年度に比べ上昇	達成
		49.2	51.4			

		基準値		目標値	達成
		24年度	25年度	25年度	
測定指標	④貸出態度判断D. I.	3	9	平成25年3月期に比べプラス判断	達成
	⑤地域経済活性化支援機構等の積極的な活用を通じた中小企業等に対する事業再生・経営改善支援の推進	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		<ul style="list-style-type: none"> 平成25年3月、監督指針を改正し、金融機関に対して、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援する際には、地域経済活性化支援機構と連携を図るよう促しました。 平成25年9月、監督方針を公表し、金融機関に対して、中小企業等の経営改善支援等を行う際には、地域経済活性化支援機構を含む外部機関と連携を図りながら、積極的にコンサルティング機能を発揮するよう促しました。 		25年度	達成
	⑥個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		<ul style="list-style-type: none"> 平成25年12月10日に、金融機関に対し個人版私的整理ガイドライン及び東日本大震災事業者再生支援機構の積極的な活用等に関する要請文を发出了しました。 個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関し、仮設住宅等の入居者へのチラシの配布等、被災地における周知広報を実施しました。 		25年度	達成
	⑦監督方針の策定等を通じた企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		平成25事務年度監督方針(主要行等向け)において、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化について、主体的な取組みを行っているか確認することを明記しました。また、アジア諸国に対し、法制度や決済システム・取引所といった金融インフラ、金融行政の運営に関する知見や情報を提供する等の金融技術支援を行ったほか、各国当局との対話を通じ規制・慣行の見直しを求めていくことで、民間企業・民間金融機関のアジアにおける事業の拡大や金融活動の拡大のための環境整備を行いました。		25年度	達成
	⑧金融機能強化法(震災特例を含む)の活用検討の促進及び同法に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		<ul style="list-style-type: none"> 金融機能強化法に基づき3金融機関に対して資本参加を実施しました(26年3月)。 金融機能強化法に基づく資本参加金融機関における経営強化計画の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました。 		25年度	達成
⑨銀行等による議決権保有制限の見直しに係る制度整備	施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
	資本性資金の供給主体としての銀行等の役割が発揮され得る環境を整備するための改正を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました(平成25年6月12日成立、6月19日公布)。また、改正法を踏まえた内閣府令について、平成26年3月31日に公布しました。		25年度	達成	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
		<p>(判断根拠)</p> <p>顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮のために、金融機関が、①成長分野などへの新規融資を含む積極的な資金供給を行うこと、②中小企業等の経営改善・体質強化の支援を本格化していくこと、を強く促しています(測定指標①)。新規融資については、資金需要の掘り起し等のための工夫・取組みを確認することにより取組みを促しています。また、中小企業の経営改善等については、コンサルティング機能の発揮状況や中小企業に対する経営再建計画の策定支援、抜本的な事業再生支援の取組み状況について確認することにより取組みを促しています。</p> <p>また、中小企業等の経営者による個人保証の契約時等における課題解決として、「経営者保証に関するガイドライン」の策定に関与するとともに、本ガイドラインの周知・広報にも努めています(測定指標②)。</p> <p>さらに、地域経済活性化支援機構の積極的な活用を通じた、金融機関による中小企業の事業再生・経営改善支援を推進しています(測定指標⑤)。</p> <p>アジア地域等へ進出する日本企業に十分な金融サービスが提供できる環境整備に努める(測定指標⑥)等、資金の借り手が必要な金融サービスを受けられるために様々な施策を講じています。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、今後もこうした取組みを一層進め、浸透・定着を図って行く必要があることから、「B」としました。</p>

<p>施策の分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関には、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成・成長を強力に後押しすることが一層求められています。引き続き、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が重要となっており、金融機関に対して、①成長分野などへの新規融資を含む積極的な資金供給を行うこと、②中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化していくこと、を強く促していく必要があります。 ・効率性 業界団体との意見交換を行いつつ、関係機関と連携して当庁・財務局のリソースを有効に活用し、効率的な施策展開を図っているものと考えています。 ・有効性 中小企業等の景況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、全体として金融機関の貸付条件の変更等の取組みは進展しており、金融の円滑化に向けたこれまでの取組みは相応の成果を上げているもの(測定指標③、④)と考えています。
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 各金融機関による、①成長分野などへの新規融資を含む積極的な資金供給を行うこと、②中小企業等の経営改善・体質強化の支援を本格化していくこと、といった取組みは一定程度進捗していると考えられますが、中小企業の景況や資金繰りは依然厳しい状況が続いていることから、今後とも注視していく必要があり、資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられる取組みを引き続き進めていきます。</p> <p>【測定指標】 ①各種ヒアリングを含む金融機関のモニタリング(検査・監督)を通じ、金融機関における顧客企業のニーズや事業内容等の適切な把握・評価、顧客企業の育成・成長につながる新規融資や経営改善・事業再生支援等に関する積極的な取組みを促すなど、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮を促進します。 ②「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着するよう、引き続き周知・広報に努めるとともに、金融機関等に対して積極的な活用を促していきます。 ③地域金融機関に対する利用者等からの評価を把握・分析し、その後の監督対応に活用していきます。 ④中小企業金融の円滑化に向けた取組みの効果を把握していきます。 ⑤監督方針等に基づき、引き続き金融機関に対し、地域経済活性化支援機構を含む外部機関等と連携した積極的なコンサルティング機能の発揮等により、新規融資や経営改善・事業再生支援等に関する積極的な取組みを促していきます。さらに、中小企業の本業支援を担うことができる専門人材を適切に活用できる仕組みを検討していきます。 ⑥個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進も含め、引き続き被災者支援を促進していきます。 ⑦ヒアリング等を通じて各金融機関ごとの海外業務の展開方針等を確認し、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際の企業顧客のニーズに即したきめ細かな金融サービスへの取組みを促進し、引き続き、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化を図ります。 ⑧金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関について、経営強化計画の履行状況のフォローアップを行うなど、適切な運用に努めていきます。 ⑨銀行等による議決権保有制限の見直しに係る制度整備は完了しております。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府「四半期別GDP速報」 (http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sokuhou/sokuhou_top.html) ・監督局総務課「金融機関における貸付条件の変更等の状況について」 (平成26年6月27日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140627-11.html) ・日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 (http://www.boj.or.jp/statistics/tk/index.htm/) ・監督局総務課「『経営者保証に関するガイドライン』の積極的な活用について」 (平成25年12月11日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131211-3.html) ・金融庁「平成25事務年度 金融モニタリング基本方針」 (平成25年9月6日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/20130906-3.html) ・監督局総務課「『主要行等向けの総合的な監督指針及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年1月31日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140131-4.html) ・監督局総務課「年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について」 (平成25年11月26日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131126-3.html) ・監督局総務課「中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について」 (平成26年3月4日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140304-1.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」 (http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20130809-1.html) ・監督局銀行第二課「株式会社豊和銀行に対する資本参加の決定について」 (平成26年3月7日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140307-2.html) ・監督局総務課協同組織金融室「全国信用協同組合連合会に対する信託受益権等の買取りの決定について」 (平成26年3月7日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140307-1.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「『経営強化計画』履行状況報告書等」 (平成25年8月2日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2013b.html) (平成26年1月31日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2014b.html)
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	---	-----------------	----------------

平成 25 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅱ－２

資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>新成長戦略や金融資本市場及び金融産業の活性化等のアクションプランにおいて、金融業には、実体経済を支え、かつ、それ自身が成長産業として経済をリードしていく役割が求められている。そのためには、各金融機関において、資金の借り手に真に必要な金融サービスを提供することが必要である。</p> <p>【根拠】日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成 25 年 2 月 26 日成立、3 月 6 日公布、3 月 18 日施行）、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日）、平成 23 年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度（平成 23 年 1 月 24 日閣議決定）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督方針及び金融モニタリング基本方針の実施状況（各方針に掲げた施策の実施を通じた、金融機関における顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮のための取組み等の促進、25 年度） ・ 中小企業等の経営者による個人保証の契約時や履行時等における課題解決に向けた取組み（経営者保証に関するガイドラインの策定及び周知・広報、25 年度） ・ 地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価（積極的評価の割合が前年度（平成 24 年度）に比べ上昇、25 年度） <ul style="list-style-type: none"> ※地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査 ・ 貸出態度判断 D. I.（前年同期（平成 25 年 3 月）に比べプラス判断、25 年度） <ul style="list-style-type: none"> ※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観） ・ 地域経済活性化支援機構等の積極的な活用を通じた中小企業等に対する事業再生・経営改善支援の推進（地域経済活性化支援機構の積極的な活用等、25 年度） ・ 個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進（被災者にとって利用しやすい制度となる

	<p>よう、必要に応じて運用を見直すとともに、さらなる周知広報への取組みを実施、25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督方針の策定等を通じた企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化（日本企業がアジア地域等の海外に進出する際の企業顧客のニーズに即したきめ細かな金融サービスへの取組み等を促進、25年度) ・ 金融機能強化法（震災特例を含む）の活用検討の促進及び同法に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（再掲）（金融機能強化法の活用の検討を促し適切なフォローアップを実施、25年度) ・ 銀行等による議決権保有制限の見直しに係る制度整備（関係法令の整備、25年度)
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務局・財務事務所の中小企業等金融円滑化窓口における情報等の受付状況 ・ 金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数> ・ 法人向け規模別貸出残高（日本銀行「預金・現金・貸出金」) ・ 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額） <p>※ 施策I-1における各指標について、必要に応じて参照する。</p>

2. 平成25年度主な事務事業

事務事業	実施内容
<p>①顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮</p>	<p>・ 金融機関においては、それぞれのビジネスモデルを踏まえつつも、利用者ニーズに応えるため、多様かつ柔軟な取組みを行うことが重要である。金融機関においては、自らの役割を認識し、監督方針や監督指針等も踏まえながら、例えば、成長可能性を重視した取組み等を通じた金融仲介機能の発揮が期待されている。</p> <p>特に、日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関は、顧客企業と向き合い、顧客企業の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成・成長を後押しする役割が求められている。</p> <p>このため、金融庁としても、監督指針や監督方針等に基づき、各金融機関における、以下のような取組みについて、その実態把握に努めるとともに、積極的な対応を促す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組み（新規融資に関する態勢の整備等を含む。） ② 事業再生ファンド、地域活性化ファンドをはじめとし

	<p>たエクイティファンド等の多様な金融手法を用いた企業活動の支援</p> <p>③ キャッシュフローを重視し、不動産担保・保証に過度に依存しない融資への取組み（ABL（動産・売掛債権担保融資）に関する取組みを含む。）</p> <p>④ プロジェクト・ファイナンスを中心としたインフラ等へのファイナンスの強化</p> <p>⑤ 個人のリスク選好に応じたニーズの高い金融商品・サービスの提供</p> <p>また、中小企業の創業や早期の事業再生の促進等の観点から、経営者による個人保証の契約時や履行時等における課題について検討を行い、課題解決に向けた取組みを進める。</p>
<p>②地域密着型金融の促進</p>	<p>・地域金融機関は、中長期的な視点に立って、コンサルティング機能の発揮による顧客企業の経営改善・事業拡大支援や地域の面的再生への積極的な参画等の取組みを組織全体として継続的に推進し、自らの顧客基盤の維持・拡大、収益力・財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p> <p>このような地域金融機関の地域密着型金融に係る自主的な取組みを一層促進するため、23年5月16日に改正した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき適切なフォローアップを行うとともに、動機付け・環境整備のための施策（シンポジウム、顕彰等）について、引き続き取り組む。</p>
<p>③中小企業の経営改善・事業再生支援</p>	<p>・地域経済活性化支援機構の活用により中小企業の事業再生を強力に推進するとともに、機構の新規業務であるファンド運営業務や専門家派遣業務等を活用し、地域の再生現場の強化を図る。また、中小企業再生支援協議会を始めとする様々な中小企業支援策と連携した、中小企業の経営改善・事業再生が促進されるよう、引き続き関係省庁等と連携して取組みを進める。</p> <p>・金融機関が新規融資を含む円滑な資金供給や貸付条件の変更等に努めるとともに、中小企業・小規模事業者の経営支援に最大限取り組むよう促していく。また、中小企業の経営支援に関する取組状況等について、具体的に分かりやすく公表していくように促していく。</p> <p>・中小企業金融に関するアンケート等による実態把握に努める。</p> <p>・金融機関に対し、年末・年度末等の金融円滑化の要請を行う。</p> <p>・金融検査マニュアル「金融円滑化編」に基づき、通常の検査の中で金融円滑化に係る検査（コンサルティング機能の発揮状況等の検証）を実施する。</p> <p>・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等について中小企業向け説明会を全国で開催するとともに、中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針や資本金借入金の積極的活用等について、必要な広報等を通じた周知徹底を図</p>

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援、産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進も含め、東日本大震災の被災地域等にある金融機関が、引き続き、被災者の支援等に積極的かつ継続的に貢献していくよう促していく。
④企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行等においては、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際に、通常の融資業務にとどまらず、実践的・専門的な現地情報の提供や、現地通貨での融資、M&Aの斡旋、トランザクションバンキングなど、企業顧客のニーズに即したきめ細かな金融サービスを行うことが期待されることから、その取組みを促す。
⑤金融機能強化法の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・23年6月に改正された金融機能強化法について、被災地域の金融機関を含む各金融機関に対し、同法の活用の検討を促していく。(再掲) ・金融機能強化法に基づき資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。(再掲) ・金融機能強化法に基づき資本参加を実施した金融機関については、計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。(再掲) ・資本増強行による公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。(再掲)
⑥銀行等による資本性資金の供給促進	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行等の健全性確保に留意しつつ、資本性資金の供給主体としての銀行等の役割が発揮され得る環境を整備するため、銀行等による議決権保有制限の見直しについて、所要の制度整備に取り組む。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

我が国経済は、特に平成20年秋のリーマン・ブラザーズの破綻以降、急激な景気後退を経験しました。景気は、緩やかに回復しつつあるものの、金融資本市場の変動や海外景気の下振れ等によって、下押しされるリスクが存在します。

【GDP成長率（四半期、実質、季節調整済前期比、年率換算）の推移】

(単位：%)

24/4-6	24/7-9	24/10-12	25/1-3	25/4-6	25/7-9	25/10-12	26/1-3
▲2.2	▲2.8	▲0.3	5.2	3.4	1.4	▲0.2	6.1

(出所) 内閣府「四半期別GDP速報」

4. 平成25年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮

①取組内容

ア. 金融機関による金融仲介機能の発揮の促進

(ア) 平成 25 事務年度主要行等向け及び中小・地域金融機関向け監督方針においては、日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、顧客企業と向き合い、顧客企業の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成・成長を後押しするという役割を一層発揮していくことが求められており、そのような役割を発揮していくための取組みを促すべく重点的な監督を行うという考え方を示しました。また、主要行向けの監督方針においては、金融機関が「自らの役割を認識し、中長期的な収益力の向上に向けた経営戦略を持って、例えば、投資子会社・エクイティファンド等を活用した創業・起業、新事業の立上げ等による企業の成長、事業の再生に対する支援、多様な金融手法（DDS、DES、ABL等）の積極的な活用、新たな顧客ニーズに対応したリテール商品（NISA、教育資金預金・信託等）の提供等の取組みを主体的に行っているかについて確認する。」という考え方を示しています。

(イ) こうした中、特に、顧客ニーズに的確に対応したサービスの充実と金融機関自身の安定的な収益の確保の両立に向けて、例えば、

- ・ 新規融資に対する経営方針、与信審査状況等
- ・ プロジェクト・ファイナンスをはじめとする海外向けビジネスの現状と課題、
- ・ ABLに関する取組みについての現状と課題
- ・ 税制改正に対応した各金融機関の商品開発への対応状況

等について、金融機関との各種ヒアリングの機会を通じて確認を行っています。

さらに、これに加えて、平成 25 年度も、複数の有識者（アナリスト等）からヒアリングを実施し、オフサイトモニタリングの充実を図っています。（こうしたヒアリング結果は、翌事務年度の監督方針の策定や、金融機関との各種ヒアリングの参考にされ、金融機関に対する監督の充実につながっています。）

(ウ) 金融機関による顧客企業の成長可能性を重視した新規融資の積極的な取組みを促すため、監督方針において 13 項目の監督上の着眼点を明記するとともに、平成 25 年 10 月には、金融機関による取組みの促進を図る観点から、金融機関等における中小企業等に対する新規融資や経営改善支援等にかかる先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた事例集（「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集」）を公表しました。今後も事例を追加的に収集し、取りまとめ、公表していきます。

(エ) 金融機関が、担保・保証に過度に依存することなく適切なリスクテイクを行うことを阻害している要因は何か、また、融資決定のプロセス等において、債務者企業の財務内容だけでなく事業内容（その成長性や課題等）をどの程度適切に評価しているかといった観点から、金融機関の取組み状況について実態把握を行いました。

このほか、債務者企業に対するコンサルティング機能や経営改善・事業再生支援のための取組み（円滑化法適用企業への対応の他、ビジネスマッチング、トップラインの改善支援の取組み等を含む）の戦略と課題等について、実態把握を行いました。

(オ) 中小企業等の経営者による個人保証の契約時や履行時等における課題解決に向けた取組みとして、平成 25 年 5 月、中小企業庁と金融庁が共同で設置した「中小企業における個人保証等の在り方研究会」において、課題の解決策の方向性ととも当該方向性を具体化したガイドラインの策定が適当である旨の「中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書」を公表しました。

また、日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においても、新事業を創出し、開・廃業率 10%台を目指すための施策として、当該ガイドラインが位置付けられています。

平成 25 年 8 月、本報告書において示された方向性を具体化することを目的として、行政当局の関与の下、日本商工会議所と全国銀行協会が共同で、有識者を交えた意見交換の場として「経営者保証に関するガイドライン研究会」を設置し、中小企業団体及び金融機関団体の関係者、学識経験者、専門家等の委員により、検討が行われてきました。

平成 25 年 12 月、検討の成果として、一定の条件を満たす場合には保証を求めないことや履行時において一定の資産が残るなど早期事業再生着手のインセンティブを与えること等を盛り込んだ「経営者保証に関するガイドライン」が策定・公表されました。

中小企業等の経営者保証に関する契約時及び履行時等における中小企業等、経営者及び金融機関による対応についての、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則である本ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくことが重要であるため、以下のとおり、周知・広報に努めるとともに、金融機関等に対して積極的な活用を促しました。

- ・金融機関等に対し、所要の態勢整備に早急に取り組むこと等を要請
- ・関係省庁と連携して、全国各地で金融機関、中小企業団体、経営支援の担い手等に対してガイドラインの説明会を実施
- ・ガイドラインの適用開始に合わせて、監督指針や金融検査マニュアルを改正し、ガイドラインに基づく対応態勢の整備に関する監督上の着眼点等を追加

②評価

金融機関のモニタリングや各種ヒアリング等の機会を通じて、新規融資を含む顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮等のための各金融機関の取組みや課題についての実態把握を進めるとともに、積極的な取組みを促しています。

また、上述のアナリストヒアリングは平成 25 年 8 月から平成 26 年 2 月（計 8 回）に

実施しています。

また、「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用により、経営者保証の課題に対する適切な対応を通じてその弊害を解消し、各ライフステージにおける中小企業等や創業を志す者の取組意欲の増進が図られ、ひいては中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業等の活力が一層引き出されるものと考えています。

(2) 地域密着型金融の促進

①取組内容

各金融機関による地域密着型金融の取組みについて、平成23年5月に改正した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき、トップヒアリングをはじめとする各種ヒアリングの機会等を通じ、顧客企業のライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮や地域経済の活性化への貢献に向けた取組状況等を確認しました。

また、各金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組みを深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図るとともに、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、各財務（支）局（沖縄総合事務局を含む）において、地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）を開催（平成26年2月から3月）するとともに、特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みを行っている金融機関に対し顕彰を実施（平成26年2月以降）しました。

上記のシンポジウムにおいては、一部の地域金融機関の経営者の方々に、「地域密着型金融の推進のサポート役」として、主要営業地域外の財務局等が開催するシンポジウムにご参加いただき、自金融機関における地域密着型金融の取組みを発表いただくなど、広域での知見・ノウハウの共有化やシンポジウムの充実を図るための取組みを実施しました。

②評価

各種ヒアリングの機会等を通じて、各金融機関における地域密着型金融の取組み状況をフォローアップしつつ、当該取組みが利用者と地域金融機関の双方にとってより実効的なものとなるよう建設的な意見交換を行うことにより、各金融機関が自主性・創造性を発揮しつつ取り組んでいくよう促すことができたものと考えています。

また、シンポジウム及び顕彰については、各財務（支）局（沖縄総合事務局を含む）の全国11箇所で開催しており、当該シンポジウムには、地域金融機関をはじめ、中小企業団体、事業者、消費者、地方自治体、学識者等の多数の関係者にご参加いただきました。また、シンポジウム及び顕彰の結果については、金融庁と各財務局等のウェブページで公表を実施しています。こうした取組みを通じて、各地域金融機関における地域密着型金融の取組みについて、広く知見・ノウハウの共有化等を図ることができたものと考えています。

(3) 中小企業等の経営改善・事業再生支援

①取組内容

ア. 中小企業等の経営改善・事業再生支援の促進

平成 25 年 3 月、監督指針を改正し、金融機関に対して、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援する際には、地域経済活性化支援機構と連携を図るよう促しました。

平成 25 年 9 月、監督方針を公表し、金融機関に対して、中小企業等の経営改善・事業再生支援等を行う際には、地域経済活性化支援機構を含む外部機関と連携を図りながら、積極的にコンサルティング機能を発揮するよう促しました。

また、金融機関による成長分野等への積極的な資金供給及び中小企業等の経営改善・体質強化の支援を促進するため、監督方針等に基づき、金融機関による新規融資や経営改善・事業再生支援等への取組状況を重点的に検証するとともに、先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた事例集を定期的に公表・周知しました。さらに、中小企業等の本業支援を担うことができる専門人材を適切に活用できる仕組みの検討に向けて、有識者、実務家や民間派遣会社等にヒアリングを行うなど実態把握に努めるとともに、金融機関による中小企業等に対する経営支援の促進の観点から、専門人材の活用事例等を取りまとめた事例集を公表・周知しました。

中小企業金融円滑法の期限到来を踏まえ、金融機関による中小企業・小規模事業者の経営改善支援等の強化を図る観点から、平成 25 年 3 月に内閣府令及び監督指針を改正し、中小企業等の経営改善や地域活性化に関する取組状況の定期的な開示を義務付けするとともに、利用者にとって具体的で分かりやすい内容の記載を求めました。また、地域経済活性化支援機構等と連携し、地域金融機関に対して事業再生ファンド・地域活性化ファンドの積極的な設立・活用を促しました。

さらに、金融モニタリング基本方針に基づき、地域金融機関等に対するモニタリングにおいて、中小企業の経営改善・事業再生支援等の取組み（円滑化法適用企業への対応を含む）と課題等について、実態把握を行いました。

なお、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の内容について、本年度も引き続き、中小企業等向けの説明会を、全国の財務局において開催しました。

イ. 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

(ア) 中小企業者等へのヒアリング・アンケート調査

平成 25 年 5 月、8 月、11 月、26 年 2 月には、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所等を対象に、中小企業等の業況や資金繰り等に関するアンケート調査を実施しました。

(イ) 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受付

金融サービス利用者相談室、及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業等借手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用しています。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対する事実確認等のヒアリングを実施しています。

ウ. 金融機関に対する金融円滑化に関する要請

(ア) 金融機関代表者等への直接の要請

金融担当大臣と金融機関代表者等との意見交換の機会に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るよう要請しました。具体的には、平成 25 年 11 月 26 日及び 26 年 3 月 4 日に全銀協、地銀協、第二地銀協、信託協会、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表者を招き、金融担当大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行いました。

(イ) 文書による要請

平成 25 年 5 月 14 日、25 年 11 月 26 日及び 26 年 3 月 4 日に、金融関係団体に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出しました。

エ. 被災者支援の促進について

平成 25 年 12 月 10 日に「いわゆる二重債務問題への対応をはじめとする被災者支援の促進について」を発出し、金融機関等に対し、以下の 3 点について要請を行いました。

①金融機関によるコンサルティング機能の強化

被災者のおかれている状況は千差万別であることを踏まえ、コンサルティング機能を一層発揮し、被災者の状況をきめ細かく把握した上で、公的な各種支援策の活用を含め、当該被災者にとって最適な解決策を提案し、その実行を支援するよう努めること

②東日本大震災事業者再生支援機構等による被災事業者支援の促進

被災事業者に対し、東日本大震災事業者再生支援機構及び各県の産業復興相談センター・産業復興機構の役割・機能等を丁寧に説明するとともに、被災事業者とともに機構等の積極的な活用を検討すること。

③個人債務者の私的整理に関するガイドラインの活用の促進

債務者の状況を一層きめ細かく把握し、元本返済猶予等の貸付条件の変更を行っている債務者も含め、ガイドライン利用のメリットや効果等を丁寧に説明し、当該債務者の状況に応じて、ガイドラインの利用を積極的に勧めること。

また、ガイドラインに基づく弁済計画案が提示された場合には、出来る限り迅速に当該計画案に関する判断を行うこと

さらに、個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関し、テレビ・ラジオによる政府広報、仮設住宅等の入居者へのチラシの配布、地方公共団体広報誌への掲載等の周知広報の実施に加えて、住宅展示場において地方公共団体、弁護士会、金融機関と連携したワンストップ無料相談会を実施しています。

なお、個人版私的整理ガイドライン運営委員会では、ガイドラインの運用改善に向けて、平成 25 年 6 月以降、被災地弁護士会との間で継続的に協議を行ってきました。平成

25年10月には、ガイドラインに基づく運用の明確化を図る観点から、「個人版私的整理ガイドライン運用規準」を策定しました。

②評価

ア. 貸付条件の変更等の実施状況

中小企業金融円滑化法の施行（平成21年12月4日）から期限到来（平成25年3月31日）までの申込みに対する貸付条件の変更等の実績は以下のとおりとなっています。

【資料1-1】

（件数ベース）

	実行/(実行+謝絶)	実行/申込（注）
中小企業向け貸付け・条件変更実行率	97.6%	94.2%
住宅ローン・条件変更実行率	91.9%	81.9%

（注）審査中・取下げの案件を含む。

イ. 金融機関の貸出態度や資金繰り等に関する中小企業の判断等

金融機関の貸出態度に関する中小企業の判断の指標である日銀短観の「貸出態度判断D. I.」（D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比）をみると、平成21年3月期に▲14となった後、平成22年3月期▲8、平成23年3月期±0、平成24年3月期+2、平成25年3月期+3、平成26年3月期+9となっています。【資料1-2】

また、当庁が実施している「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果」では、中小企業の業況D. I. は、平成21年2月調査に▲97となった後、平成25年8月調査では▲23、11月調査では▲9、平成26年2月調査では2と、資金繰りD. I. も、平成21年2月調査に▲88となった後、平成25年8月調査では▲25、11月調査では▲18、平成26年2月調査では▲11と推移しています。【資料1-3】

さらに、当庁の金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報及び金融円滑化ホットラインによる情報の受付件数は、平成23年は122件でしたが、24年、25年には64件と減少しています。【資料1-4】

ウ. 中小企業等の経営支援に関する取組状況等の開示

内閣府令等を改正し、金融機関に対して利用者にとって具体的で分かりやすい内容の記載を求めた結果、開示内容については金融機関ごとに区々であるものの、中小企業等の経営支援に関する外部機関等との連携や取組事例等、地域や利用者に向けた積極的な情報発信の取組みが進められてきており、一定の成果があったものと考えております。

エ. 融資残高等

平成 26 年 3 月の国内銀行の法人向け融資残高は対前年同月比 1.9%の増加となっており、うち中小企業向けが対前年同月比 1.8%の増加となっています。【資料 1-5】

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続き ABL（動産・債権譲渡担保融資）等を推進しています【資料 1-6、7、8】

オ. 個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の成立件数等

個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の成立件数及び東日本大震災事業者震災支援機構の支援決定件数は、平成 26 年 3 月末において、それぞれ累計 876 件、411 件となっております。【資料 1-9、10】

カ. 地域経済活性化支援機構等の活用促進

25 年 9 月に公表した監督方針において、本事務年度を「中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な 1 年」と位置付け、金融機関に対して、地域経済活性化支援機構等の外部機関や、外部専門家等とも連携・協力しつつ、コンサルティング機能を発揮して、経営改善・事業再生の支援に、これまで以上に積極的に取り組むよう促しました。

その結果、地域経済活性化支援機構の改組後（H25.3.18～）の支援決定件数は、26 年 3 月末現在で 10 件となっており、改組前の直前年度（H24.4～H25.3.17）比で 7 件増加しています。

また、機構の改組後に追加された新たな業務については、金融機関と機構が連携し、26 年 3 月末現在で、3 の事業再生ファンド、1 の地域活性化ファンドを組成したほか、機構が地域金融機関等に対して 19 件の特定専門家の派遣を決定しました。

他方、中小企業再生支援協議会における再生計画の策定件数は、25 年 12 月末で 1,209 件となっており、前年同期比で 825 件増加しました。なお、25 年 4 月から 12 月までに中小企業再生支援協議会に持ち込まれた 3,146 件の相談のうち、金融機関による持込は 2,441 件あり、前年同期比で 661 件増加しています。

地域金融機関による外部機関の活用に関して一定程度進捗が見られたものの、一方で、地域金融機関と外部機関及び外部専門家との更なる連携の強化を図っていくことが必要と考えています。

キ. 中小企業等の経営改善・事業再生支援の取組み等についての実態把握

金融モニタリング基本方針に基づくモニタリングにおいて、地域銀行等における中小企業等の経営改善・事業再生支援の取組み状況や、そのために必要な態勢整備の状況等についての実態把握が進んだと考えています。

ク. まとめ

以上のとおり、中小企業等の業況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、全体として金融機関による貸付条件の変更等の取組みは定着しており、また、各種指標は概ね改善の動きが継続しています。このことから、政策の達成に向けて効果が上がっているものと考えています。

【資料 1-1 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について】
【債務者が中小企業者である場合】 上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ	実行率 ① ※1	実行率 ② ※2
主要行等 (9)	718,969 (369,017)	673,921 (350,477)	17,741 (8,928)	11,467 (3,825)	15,840 (5,786)	97.4%	93.7%
地域銀行 (106)	2,522,846 (706,690)	2,372,417 (672,737)	62,544 (15,760)	24,425 (5,779)	63,460 (12,412)	97.4%	94.0%
その他の銀行 (26)	36,081 (5,346)	31,015 (4,192)	2,771 (993)	221 (13)	2,074 (147)	91.8%	86.0%
信用金庫 (268)	1,885,042 (351,462)	1,781,540 (333,700)	41,466 (7,329)	17,886 (3,394)	44,150 (7,033)	97.7%	94.5%
信用組合 (156)	289,563 (58,309)	275,637 (55,572)	4,730 (1,100)	2,062 (424)	7,134 (1,211)	98.3%	95.2%
労働金庫 (14)	4 (5)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	100.0%	100.0%
信農連・信 漁連(66)	9,088 (4,181)	8,695 (3,921)	157 (129)	62 (27)	174 (100)	98.2%	95.7%
農協・漁協 (837)	67,980 (7,916)	65,462 (7,192)	1,154 (342)	268 (57)	1,096 (319)	98.3%	96.3%
合計 (1,482)	5,529,573 (1,502,926)	5,208,691 (1,427,796)	130,563 (34,581)	56,391 (13,519)	133,928 (27,008)	97.6%	94.2%

(出所) 監督局総務課調

(注1) 実行率①=実行件数/(実行件数+謝絶件数)。以下同じ。

(注2) 実行率②=実行件数/申込み件数。以下同じ。

(注3) 左端の欄中の括弧内は、平成26年3月末時点の金融機関数。以下同じ。

(注4) 件数は、貸付債権ベース。以下同じ。

【債務者が住宅資金借入者である場合】 上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ	実行率 ①	実行率 ②
主要行等(9)	77,865 (14,395)	65,630 (12,177)	5,491 (1,037)	930 (168)	5,814 (1,012)	92.3%	84.3%
地域銀行 (106)	174,314 (26,459)	137,203 (21,014)	14,078 (2,098)	1,969 (308)	21,064 (3,037)	90.7%	78.7%
その他の銀行 (26)	4,717 (647)	4,047 (511)	289 (61)	54 (9)	327 (64)	93.3%	85.8%
信用金庫 (268)	84,842 (12,221)	72,439 (10,511)	4,855 (699)	816 (117)	6,732 (890)	93.7%	85.4%
信用組合 (156)	14,020 (2,059)	12,214 (1,821)	764 (106)	87 (13)	955 (117)	94.1%	87.1%
労働金庫(14)	15,015 (2,029)	12,437 (1,679)	1,375 (190)	127 (17)	1,076 (142)	90.0%	82.8%
信農連・信漁 連(66)	271 (33)	248 (30)	3 (0)	2 (0)	18 (1)	98.8%	91.5%
農協・漁協 (837)	7,617 (1,052)	5,861 (820)	564 (72)	74 (9)	1,118 (148)	91.2%	76.9%
合計(1,482)	378,661 (58,895)	310,079 (48,563)	27,419 (4,263)	4,059 (641)	37,104 (5,411)	91.9%	81.9%

(出所) 監督局総務課調

【資料1-2 日銀短観の推移（中小企業）】

(四半期ベース)

	24/3	24/6	24/9	24/12	25/3	25/6	25/9	25/12	26/3
貸出態度判断D. I.	2	4	4	3	3	6	7	8	9
業況判断D. I.	▲10	▲10	▲11	▲14	▲12	▲8	▲4	3	7
資金繰り判断D. I.	▲6	▲3	▲4	▲5	▲5	▲3	▲2	1	1

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注1) 業況判断D. I. = 「良い」と回答した社数構成比－「悪い」と回答した社数構成比

(注2) 資金繰り判断D. I. = 「楽である」と回答した社数構成比－「苦しい」と回答した社数構成比

(注3) 貸出態度判断D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比

(注4) 22/3より調査対象企業の見直しを行い、調査対象社数が増加している。

【資料１－３ 「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果」の推移】

	24/5	24/8	24/11	25/2	25/5	25/8	25/11	26/2
中小企業の業況 D. I.	▲51	▲51	▲55	▲52	▲35	▲23	▲9	2
中小企業の資金繰り D. I.	▲44	▲44	▲42	▲41	▲31	▲25	▲18	▲11

(出所) 監督局銀行第二課・総務課協同組織金融室調

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比－「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 全国の財務局等において、各都道府県の商工会議所47先に対し聴き取り調査を実施。

【資料１－４ 金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報や金融円滑化ホットラインによる情報の受付状況】

(単位：件)

区分	貸し渋り・貸し剥がしに関する情報			金融円滑化ホットライン情報			合計		
	24年	25年	26年	24年	25年	26年	24年	25年	26年
第1四半期	16	7	8	5	7	4	21	14	12
第2四半期	7	10		5	7		12	17	
第3四半期	12	9		4	7		16	16	
第4四半期	8	9		7	8		15	17	

(出所) 総務企画局政策課・金融庁監督局総務課調

(※1) 「貸し渋り・貸し剥がし」に関する情報については、当初、平成14年10月25日(各財務(支)局等は平成14年11月1日)に開設した「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」として受け付け、その後、平成17年7月19日に情報受付窓口を「金融サービス利用者相談室」に一元化している。

(※2) 「金融円滑化ホットライン」は、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を聞く情報等の受付窓口として、平成20年4月30日に開設。

【資料 1－5 企業規模別貸出残高（対前年同月比）】（国内銀行）

（単位：兆円、％）

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比	中小企業向け	
				前年同月比
25/4	270.2	1.4	167.5	▲0.6
25/5	269.7	2.1	166.6	0.2
25/6	272.2	1.7	168.4	▲0.3
25/7	271.8	2.2	167.9	0.7
25/8	271.9	2.4	168.6	1.4
25/9	276.3	2.0	171.6	0.5
25/10	272.0	2.0	168.5	1.2
25/11	274.4	2.6	170.3	2.1
25/12	278.9	2.2	173.8	1.9
26/1	276.7	2.3	171.1	1.9
26/2	276.6	2.2	170.7	1.7
26/3	280.7	1.9	175.5	1.8

（出所）日本銀行「貸出先別貸出金」

【資料 1－6 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の状況】

（単位：億円）

	主要行			地域金融機関		
	24年3 月末	25年3 月末	26年3 月末	24年3 月末	25年3 月末	26年3 月末
動産・債権譲渡担保融資	5,243	6,221	6,598	3,699	5,048	7,615
うち動産担保融資	2,649	2,733	2,949	1,569	2,041	3,758
うち債権譲渡担保融資	2,594	3,488	3,649	2,130	3,007	3,857
財務制限条項を活用した融資	－	525,758	569,966	－	176,760	170,822

（出所）監督局銀行第一課・監督局銀行第二課・総務課協同組織金融室調

【資料 1-7 資本金借入金の状況】

(単位：億円)

	24年3月末	25年3月末	26年3月末
地域金融機関	1,290	1,913	2,272
地域銀行	1,099	1,640	1,879
信用金庫・信用組合	192	273	393

(出所) 監督局銀行第二課・総務課協同組織金融室調

【資料 1-8 ビジネスマッチングの成約件数】

(単位：件)

	22年度	23年度	24年度
地域金融機関	34,437	36,503	46,305
地域銀行	26,823	28,925	38,850
信用金庫・信用組合	7,614	7,578	7,455

(出所) 地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会の公表資料より集計

【資料 1-9 個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の成立件数(累計)※1】

(単位：件数)

25/4	25/5	25/6	25/7	25/8	25/9	25/10	25/11	25/12	26/1	26/2	26/3
321	373	412	457	503	563	603	682	740	781	814	876

※1 各月の最終金曜日の数値

【資料 1-10 東日本大震災事業者震災支援機構の支援決定件数(累計)※2】

(単位：件数)

25/4	25/5	25/6	25/7	25/8	25/9	25/10	25/11	25/12	26/1	26/2	26/3
187	200	213	234	243	279	298	314	342	352	370	411

※2 月末の数値

(4) 企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化

①取組内容

平成 25 事務年度主要行等向け監督方針において、「主要行等においては、自らの役割を認識し、例えば、企業の海外進出支援など、主要行等に期待されている、他の業態にはない高度な金融商品・サービスの提供を行っていくことが重要である。」という考え方を示した上で、「③ 地域金融機関等と協働しアジアなど海外へ進出する日系企業に十分な金融サービスを提供できる環境の構築、大口海外貸付に係る地域金融機関等との連携強化 ④ アジアなど海外における非日系も含めた金融サービスの提供強化」等の取組みを主体的に行

っているかについて確認することとしています。これに基づき、金融機関に対するヒアリング等を通じ、各金融機関ごとの海外業務の展開方針、重点地域・戦略分野等の把握に努めています。特に、アジアにおける展開のあり方について重点的に確認しています。

また、平成 25 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針においても、「成長段階における更なる飛躍に向けたアジア進出を含む新たな販路獲得支援・事業展開支援への積極的な取組み」など、地域金融機関が顧客企業のライフステージ等に応じたコンサルティング機能を発揮しているかについて監督上の着眼点を示しているほか、「緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）」を受けて「信用金庫・信用組合による会員・組合員の海外子会社への融資等の解禁」等のスキームを整備しているなど、地域金融機関による日本企業の海外進出支援を促しています。

②評価

ヒアリング等を通じて各金融機関の海外業務の展開方針等を確認することにより、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際の企業顧客のニーズに即したきめ細かな金融サービスへの取組みが促進され、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化に資するものと考えています。

(5) 金融機能強化法の適切な運用

①取組内容

- ア. 金融機能強化法の本則に基づき、以下の金融機関に対して資本参加を実施しました。
 - ・平成 26 年 3 月実施：豊和銀行、東京厚生信用組合、横浜中央信用組合
- イ. 金融機能強化法の本則及び震災特例に基づき資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況の報告を受けフォローアップを行うとともに、平成 25 年 3 月期（25 金融機関）については同年 8 月に、平成 25 年 9 月期（24 金融機関）については平成 26 年 1 月にその内容を公表しました。

②評価

金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関の経営強化計画の履行状況については、各金融機関から、半期毎に報告を受け、これを当局が公表することとされており、パブリック・プレッシャーが働く仕組みとなっています。また、履行状況についてのフォローアップを行い、必要に応じて監督上の措置を講ずることとしています。

なお、平成 23 年に改正された同法の震災特例においては、東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、震災の影響を受けた金融機関等による積極的な活用を促す観点から、経営強化計画の策定において、経営責任の明確化や収益性・効率性等に関する目標設定を求めない等の弾力化が図られています。

このような枠組みの下、資本参加を行った金融機関は金融仲介機能の一層の強化により、地域における信用供与の円滑化や震災からの復興に向けた支援に積極的かつ継続的に貢献していくものと考えています。

なお、上記のとおり、金融機能強化法の適切な運用に努めたことや金融機関の自助努力等により、平成 25 年度は北洋銀行から 1,000 億円、紀陽ホールディングス（紀陽銀行）から 161 億円の返済がありました。これにより平成 26 年 3 月末の残高は 4,850 億円となっています。

（６）銀行等による資本性資金の供給促進

①取組内容

銀行等の健全性確保に留意しつつ、企業再生や地域経済の再活性化に資する効果が見込める場合において、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようするため、議決権保有制限の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました（平成 25 年 6 月 12 日成立、6 月 19 日公布）。これを踏まえ、銀行等本体が議決権を保有できる事業再生会社の範囲等を定めた内閣府令を平成 26 年 3 月 31 日に公布しました。

②評価

銀行等による議決権保有制限の見直しを行ったことにより、銀行等による資本性資金の供給促進につながるものと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（１）今後の課題

①顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮

日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、顧客企業と向き合い、顧客企業の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成・成長を強力に後押しするという金融機関が本来果たすべき役割を一層発揮していくことが重要である、との基本的考え方に沿って、引き続ききめ細かい実態把握に努めつつ、金融機関による積極的な金融仲介機能の発揮の促進に向けて施策の展開を図っていく必要があります。

また、地域金融機関が、担保・保証に過度に依存することなく適切なリスクテイクを行えるよう、融資決定のプロセス等において、債務者企業の事業内容（その成長性や課題等）を適切に評価するための能力の向上に向けた取組み等を促していく必要があります。

さらに、「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着するよう、引き続き周知・広報に努めるとともに、金融機関等に対して積極的な活用を促していく必要があります。

②地域密着型金融の促進

地域金融機関は、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮や地域の面的再生への積極的な参画、地域や利用者に対する積極的な情報発信といった地域密着型金融の取組み

を中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、自らの顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要であると考えています。

当局としては、各種ヒアリング等を通じて、地域密着型金融を推進するための態勢整備をはじめ、地域金融機関の取組みの状況を引き続きフォローアップしていく必要があります。また、各金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組みを深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図るとともに、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）の開催や、特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みを行っている金融機関に対する顕彰の実施を引き続き行っていく必要があります。また、取組み事例の定期的な収集・公表を併せて行っていきます。

③中小企業等の経営改善・事業再生支援

各金融機関においては、中小企業等の真の意味での経営改善が図られるよう、他の金融機関や外部専門家等と連携・協力しつつ、コンサルティング機能を発揮して、経営改善・事業再生の支援に、これまで以上に積極的に取り組んでいくことが重要です。こうした基本的考え方に沿って、今後、各金融機関の取組みが有効に顧客企業の経営改善や地域経済の活性化等につながるような金融機関側の戦略、体制、能力向上のあり方について、金融機関との対話を行っていくとともに、中小企業等の本業支援を担うことができる専門人材を適切に活用できる仕組みを検討していきます。また、地域金融機関に対するモニタリング等を通じて、きめ細かい実態把握に努めつつ、金融機関による中小企業等の経営改善・事業再生支援及び円滑な金融仲介機能の発揮の促進に向けて施策の展開（取組み事例の定期的な収集・公表を含む）を図っていく必要があります。

④企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化

我が国の金融機関は、高い成長が見込まれるアジアを中心に、拠点網の拡充や現地金融機関への出資・業務提携といった形で海外展開を積極的に進めてきています。金融庁としては、主要行を中心として中長期的な収益力の向上に向けた経営戦略を持ちながら、アジアなど海外における金融サービスの提供を強化する取組みを主体的に行っているか、グループ全体でのシナジー効果が十分発揮されているかについて確認することとしています。我が国金融機関が自らの経営判断によって、適切なリスク管理等に留意しつつ、我が国企業や海外市場におけるニーズに応えることが重要であり、これを促進するために施策の展開を図っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

平成 27 年度要求内容	関連する 事務事業	要求種別	要求額	(参考) 26 年度予算額
地域金融機関による中小企業の 事業承継支援等に関する調査・研 究に必要な経費	①	予算 ＜新規＞	21,870 千円	—
関係機関等との連携強化に必要 な経費	②	予算 ＜継続＞	4,434 千円	4,434 千円
個人債務者の私的整理に係る支 援に必要な経費	③	予算 ＜継続＞	232,920 千円	240,006 千円
被災者支援施策に係る周知広報 に必要な経費（旅費以外）	③	予算 ＜継続＞	22,385 千円	23,801 千円
被災者支援施策に係る周知広報 に必要な経費（旅費）	③	予算 ＜継続＞	913 千円	913 千円
金融機能強化のための体制整備 【時限撤廃】（再掲※）	⑤	機構・定員		

※施策 I - 1 における機構・定員要求の再掲

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅱ-3)

施策名	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	国民の資産形成等に真に必要な金融サービスが提供されるため、投資信託や保険等の金融サービスの提供の在り方、我が国金融機関が国民のニーズに合った金融サービスを提供するための在り方を検討します。こうしたサービスの提供を通じて、個人投資家が安心して投資できる制度・環境整備を図ります。					
達成すべき目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	7	7	11	14
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	7	7	—	—
執行額(百万円)	7	7	—	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定) 日本再興戦略—JAPAN is BACK—(平成25年6月14日閣議決定)					

測定指標	施策の進捗状況(実績)	目標値	達成	
		25年度	達成	
①NISAの普及促進に向けた取組みの進捗状況	平成26年度税制改正要望において、1年単位での口座開設金融機関の変更や、NISA口座を廃止した場合の再開設を可能とすることを要望し、措置された。	NISA関連の税制改正要望提出	達成	
		目標	達成	
	②投資信託・投資法人法制の見直しの進捗状況	金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の報告書を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を25年4月に国会へ提出、同年6月に成立・公布。改正法のうち1年以内に施行する部分について、関連する政令・内閣府令を公布した(26年4月1日に施行)。また、1年6ヶ月以内に施行する部分について、関連する政令・内閣府令の整備のための検討を進めた。	25年度	達成
			関連法案の国会提出、成立後の関係政令・内閣府令の整備	達成
			目標	達成
③保険商品・サービスの提供等のあり方の見直しの進捗状況	金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の報告書を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(26年3月14日閣議決定)。	25年度	達成	
		関連法案の国会提出	達成	
④国民の金融資産の運用のあり方に関する調査研究の実施状況	国民が金融資産を適切に運用することを通じて、国内への成長資金の供給等を図るとともに、国民が享受するリターンを向上させることを目指し、近年、世界中から富や運用業者が集まり、特にアセット・マネジメント、ウェルス・マネジメント分野でめざましい発展をみせているシンガポールについて、その発展を支えた制度や環境に関する基礎的な調査研究を実施した。	目標	達成	
		25年度	達成	
		国民金融資産の運用のあり方に関する調査研究の実施	達成	
⑤金融機関の投信窓販等に関する横断的な検証状況	3メガバンク・グループ等の金融システム上重要な金融機関(SIFIs)や地域銀行等における手数料ビジネス(投資信託の窓口販売等)について、各金融機関における経営戦略上の位置づけ等に関する水平的レビューを実施し、横断的な実態把握を行うことにより、真の顧客利益につながり、成長マネー供給の促進にも貢献する業務のあり方を検証した。	目標	達成	
		25年度	達成	
		金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューの実施	達成	

評価結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
	<p>26年1月から開始されたNISAの円滑な導入、制度の普及・定着のための監督指針等の制度整備、「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の報告書を踏まえた所要の政令・内閣府令の整備等、国民の資産形成等に真に必要な金融サービスの提供の観点から、必要な制度・環境整備を着実に進めました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、国民の資産形成等に必要な金融サービスの提供や少子高齢化社会にふさわしい保険等の金融サービスの提供などを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p> <p>(判断根拠)</p>

	<p>(想定外の要因、未達成となった原因) 特になし。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性) 測定指標①については、本改正によりNISAの利便性向上が図られ、制度の更なる普及促進を通じた本施策の目標達成に向けて一定の寄与があったものと考えられる。 測定指標②については、金融審議会の報告書を踏まえ、関連法案を施行するとともに、所要の政令・内閣府令を整備しており、測定指標③については、同様に関連法案を国会に提出している。こうした施策により、投資信託・投資法人法制の見直しや保険商品・サービスの提供等のあり方の見直しについて、直接的に進捗に寄与があったものと考えられる。 測定指標④については、本調査により、シンガポールの市場や資産運用業の発展を支えた制度や環境に関する理解が深まり、「金融・資本市場活性化に向けての提言」を踏まえ、国民が適切な資産形成を行っていく上で、必要な制度・環境の整備に向けた施策の検討・議論が前進したと考えられる。 測定指標⑤については、水平的レビューの実施により、金融機関の投信窓販に関する営業方針、業績目標・評価態勢、商品ラインナップのあり方等についての実態把握が進展するとともに、一部の金融機関において、営業方針等を見直す動きも出るなど、一定の成果があったことから、有効的な手段と考えられる。</p>	
<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 金融サービスの利用者に対して、より質の高い金融サービスを提供するために、制度・環境整備に引き続き取り組んでいくことが必要と考えられる。</p> <p>【測定指標】 測定指標①は来年度も今年度と同様に設定する。NISAについては、投資家のすそ野を広げ、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点から、措置の実績や効果の検証等を踏まえ、引き続き検討を行っていく。 測定指標②は来年度も今年度と同様に設定する。国民が真に必要な金融サービスを受けられるための投資信託・投資法人法制の制度見直しについて、25年度に検討・議論してきた内容を踏まえ、所要の政令・内閣府令を整備するとともに、自主規制団体の規則の内容について議論し、制度・環境整備を促す。 測定指標③は来年度も今年度と同様に設定する。保険募集の更なる質の向上等のため、「保険業法等の一部を改正する法律案」の施行に向けて、所要の政令・内閣府令の整備を行う。 測定指標④は目標を達成しており、次期には測定指標から除外。 測定指標⑤は来年度も今年度と同様に設定する。金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューの成果を踏まえ、今後も、その他の銀行を含めた水平的レビューを実施し、真の顧客利益につながり、成長マネーの供給促進にも貢献する業務のあり方について、引き続き検証していく。</p>	

<p>学識経験を有する者の知 見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
-----------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報</p>	<p>—</p>
--	----------

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局政策課、総務企画局政策課総合政策室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	---	-----------------	----------------

平成 25 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅱ－3

資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>少子高齢化社会が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。また、少子高齢化社会にふさわしい保険等の金融サービスが提供される必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定） ・「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託・投資法人法制の見直しの進捗状況（関連法案の国会提出、成立後の関係政令・内閣府令の整備・25 年度） ・保険商品・サービスの提供等のあり方の見直しの進捗状況（関連法案の国会提出・25 年度） ・NISA の普及促進に向けた取組みの進捗状況（NISA 関連の税制改正要望提出、25 年度） ・国民金融資産の運用のあり方に関する調査研究の実施状況（国民金融資産の運用のあり方に関する調査研究の実施・25 年度） ・金融機関の投信窓販等に関する横断的な検証状況（金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューの実施・25 年度）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務事業に係る制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の議論の進捗状況 ・NISA 口座開設件数

2. 平成 25 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 i) 投資信託法制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託・投資法人法制の見直し ・近年の投資信託商品の多様化及び REIT を巡る諸問題を踏まえ、関連法案の国会提出等所要の制度整備を推進する。

ii) 保険商品・サービスの提供等のあり方についての検討	・保険契約者の多様なニーズに応えるための保険商品やサービスの提供及び保険会社等の業務範囲のあり方並びに保険募集・販売のあり方について検討を行い、制度整備を推進する。
②個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための制度・環境整備	・平成26年1月より導入されるNISA(日本版ISA)について、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点からの環境整備を推進する。 ・国民金融資産の運用のあり方に関する調査研究を行う。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成25年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

i) 投資信託法制の見直し

① 取組内容

平成24年12月に公表された「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の最終報告では、投資信託法制に関し、

- ・効率的な投資信託運営のための受益者書面決議制度の見直し
- ・トータルリターン把握のための定期的通知制度の導入
- ・運用財産の内容についての制限（一定の類型のリスクに対する規制）等

投資法人法制に関し、

- ・資金調達・資本政策手段の多様化
- ・インサイダー取引規制の導入
- ・海外不動産取得促進のための過半議決権保有制限の見直し等

についての提言がされ、25年4月には提言を踏まえた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、25年6月に法律が成立・公布されました。

また、その後は、提言を踏まえ、所要の政令・内閣府令の整備を進めました。このうち1年以内に施行する部分について、26年2月に関連する政令・内閣府令が公布されました（26年4月1日に施行）。また、1年6ヶ月以内に施行する部分について、関連する政令・内閣府令の整備のための検討を進めました。

② 評価

国民が真に必要な金融サービスを受けられるための投資信託・投資法人法制の制度見直しにかかる「投資信託・投資法人税制の見直しに関するワーキング・グループ」の提言に基づく施策の詳細について、着実に実施に移していると考えています。

ii) 保険商品・サービスの提供等の在り方についての検討

① 取組内容

24年4月の金融審議会総会における諮問を受け、金融審議会に「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」を設置しました。同ワーキング・グループにおいて、24年6月から、

- ・新しい保険商品
- ・保険会社、グループの業務範囲規制の在り方
- ・保険の共同行為制度等の見直し
- ・保険募集に係る行為規制・募集文書の在り方
- ・乗合代理店・保険仲立人に係る規制の在り方
- ・募集規制の適用範囲

について、それぞれ有識者等からのヒアリングや、委員による審議・検討が行われ、25年6月までに計16回の会合が開催されました。

これらの審議等を踏まえ、報告書が取りまとめられ（25年6月11日公表）、25年9月9日の金融審議会総会・金融分科会合同会合において報告されました。また、26年3月14日には、本報告書を踏まえた「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。

② 評価

同ワーキング・グループにおいて、保険商品・サービスの提供等の在り方について、国民の保険に対するニーズや保険の募集・販売等における環境の変化を踏まえ、様々な観点から、幅広い議論が展開されるとともに、保険会社による新しいサービス提供のあり方や保険募集の更なる質の向上のために必要な施策について報告書が取りまとめられ、今後の制度整備の方向性が示されました。

また、本報告書の内容を踏まえた「保険業法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されるなど、提言内容の実現に向けた取組みが進んでいるものと考えます。

(2) 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための制度・環境整備

①取組内容

ア. NISA（少額投資非課税制度）の普及促進

NISAは、広く国民に投資への関心を持ってもらい、長期的視点からの資産形成を促すとともに、成長資金の供給拡大を図り、日本の経済成長につなげることを目的とする税制措置であり、26年1月から開始されました。

25年度においては、NISAの円滑な導入を図り、また制度の普及・定着を促進するため、①「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、NISAを利用した取引の勧誘に係る留意事項を盛り込んだほか、②NISAの利便性向上に向け、26年度税制改正において、1年単位での口座開設金融機関の変更や、NISA口座を廃止した場合の再開を可能とすることを要望しました（26年度税制改正で実現）。

さらに、関係業界の協力も得ながら、制度の周知・広報のための取組みも進めました。具体的には、各種講演や報道機関の取材等への対応、リーフレットの作成・公表などを行ったほか、2月13日を「NISAの日」とし、シンポジウムを開催するなどの取組みも行いました。

イ. 国民金融資産の運用のあり方に関する調査研究

国民が金融資産を適切に運用することを通じて、国内への成長資金の供給等を図るとともに、国民が享受するリターンを向上させることを目指し、近年、世界中から富や運用業者が集まり、特にアセット・マネジメント、ウェルス・マネジメント分野でめざましい発展をみせているシンガポールについて、その発展を支えた制度や環境に関する基礎的な調査研究を行いました。

ウ. 金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューの実施

3メガバンク・グループ等の金融システム上重要な金融機関（SIFIs）や地域銀行等における手数料ビジネス（投資信託の窓口販売等）について、各金融機関における経営戦略上の位置付け等に関する水平的レビューを実施し、横断的な実態把握を行うことにより、真の顧客利益につながり、成長マネー供給の促進にも貢献する業務のあり方を検証しました。

②評価

ア. NISAの普及促進

NISAについては、制度開始以前の段階から、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の改正や、周知・広報のための取組みを進めたことにより、制度開始が円滑に行われました。また、制度開始（26年1月1日）時点の口座開設件数が約475万件に上るなど、国民から高い関心が寄せられており、制度の普及・定着に向けて順調に進捗しているものと考えられます。

※26年3月末時点での口座開設件数は約650万口座

さらに、26年度税制改正において、NISAの利便性向上のための改正が実現されたことは、同制度の普及・定着をより一層促進させるものと考えられます。

イ. 国民金融資産の運用のあり方に関する調査研究

本調査により、シンガポールの市場や資産運用業の発展を支えた制度や環境に関する理解が深まり、「金融・資本市場活性化に向けての提言」を踏まえた、国民が適切な資産形成を行っていく上で、必要な制度・環境の整備に向けた施策の検討・議論が前進したと考えています。

ウ. 金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューの実施

水平的レビューの実施により、金融機関の投信窓販に関する営業方針、業績目標・評

価態勢、商品ラインナップのあり方等についての実態把握が進展しました。また、一部の金融機関において、営業方針等を見直す動きも出るなど、一定の成果がありました。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

- ・「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の最終報告の提言を踏まえて25年6月に成立し、同月公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」のうち、1年6ヶ月以内に施行する部分について、関連する政令・内閣府令の整備を行い、また、投資信託の運用改善に向けた総合的な環境整備につき検討を進める、
 - ・保険募集の更なる質の向上等のため、「保険業法等の一部を改正する法律案」の施行に向けて、所要の政令・内閣府令の整備を行う、
 - ・NISAについては、投資家のすそ野を広げ、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点から、措置の実績や効果の検証等を踏まえ、引き続き検討を行い、また、制度の一層の普及・定着に向けて、引き続き周知・広報を行う、
 - ・金融・資本市場活性化策の更なる検討に際し、シンガポールの金融ビジネスの立地競争力の向上に有効に機能した制度に関する調査結果を活用する
- 等、資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備に向けた取組みを今後も引き続き行っていく必要があります。

また、金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューの成果を踏まえ、今後も、その他の銀行を含めた水平的レビューを実施し、真の顧客利益につながり、成長マネーの供給促進にも貢献する業務のあり方について、引き続き検証していく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

平成27年度要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考)	
			要求額	26年度予算額
金融税制調査等経費	①②	予算 <継続>	11,356千円	9,957千円
NISAに関する広報等経費	①	予算 <新規>	19,403千円	—

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅲ-1)

施策名	市場インフラの構築のための制度・環境整備					
施策の概要	決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際競争力を強化するため、信頼性が高く、かつ魅力ある市場インフラを構築することが課題となっています。					
達成すべき目標	信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,185	2,043	1,747	797
		補正予算(b)	23	▲12	▲101	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	1,209	2,032		
執行額(百万円)	1,175	2,012				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・CPSS/IOSCO市中協議報告書「金融市場インフラのための原則」(平成23年3月10日) ・「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ(平成23年12月26日) ・「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定) 					

測定指標	①店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		<ul style="list-style-type: none"> ・清算集中義務拡大を盛り込んだ「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等のパブリックコメントの実施に向けて検討を進めた。 ・電子取引基盤の利用義務に係る政令・内閣府令等の策定に向け、市場関係者と意見交換を行い検討を進めた。 ・清算機関における店頭デリバティブ取引の清算参加者の拡大に係る検討内容を審査の上、認可した(26年2月 日本証券クリアリング機構において、クライアント・クリアリングが開始)。 			店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向け関係者と連携し制度整備を図る	達成
測定指標	②我が国における中央清算された円金利スワップ取引(想定元本)の割合	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		基準値	実績値		目標値	達成
		24年度	25年度	25年度	前年度より向上	達成
		2.0%	12.7%			
測定指標	③国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組みの支援及び国際合意に則した清算機関等への適切な監督の実施	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融・資本市場に係る制度整備について」(22年1月公表)及び「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」(22年6月公表)に基づき、市場関係者が行った国債取引の決済期間の更なる短縮化(T+1)の実現に向けた論点整理の検討に参画するとともに、検討結果をホームページで公表するなど、市場関係者の取組みを支援した。 ・日本証券クリアリング機構と日本国債清算機関の経営統合(25年10月)に際して、適切な態勢整備が行われるよう、認可のための審査を行った。 ・「貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表」(22年12月公表)に基づき導入された貸株取引のDVP決済(26年1月導入)に関し、ほふりクリアリングの業務方法書の変更認可等の審査を行った。 ・金融市場インフラに係る国際原則を踏まえ、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」を策定・公表した(25年12月公表)。清算・振替機関等に対しては、監督指針に基づいて適切な態勢整備を行うよう監督を行った。 			国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向け関係者と連携し取組みを支援する。また、国際合意に基づき清算機関等に適切な監督を実施する	達成
		基準値	実績値		目標値	達成
		24年度	25年度	25年度	達成	
		100%	100%	99.9%		
測定指標	④有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率 (注)システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。 (参考指標) ・開示書類の提出会社数(内国会社) ・開示書類の提出件数 ・EDINETへのアクセス件数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		基準値	実績値		目標値	達成
		24年度	25年度	25年度	達成	
		100%	100%	99.9%		

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) B:(相当程度進展あり)</p> <p>(判断根拠)</p> <p>25年度において、電子取引基盤の利用義務に係る政令・内閣府令の整備に向けた市場関係者との積極的な意見交換、清算対象の段階的拡大や国債取引の決済リスク削減のための市場関係者における取組みの支援を行ったほか、清算・振替機関等向けの総合的な監督指針の策定・公表を行うなど、市場インフラの構築のための制度・環境整備を着実に進めました。EDINETの稼働率についても、100%を確保しました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、店頭デリバティブ取引の清算機関及び電子取引基盤の利用義務付け等に係る具体的な制度整備、国債取引の決済期間の更なる短縮化(T+1化)などを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>(想定外の要因、未達成となった原因) 特になし。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性) 測定指標①については、市場関係者との意見交換等を通じて、店頭デリバティブ取引規制の整備に向けた検討・議論が前進したと考えられる。また、日本証券クリアリング機構においてクライアント・クリアリングを開始するに当たり、店頭デリバティブ取引の清算参加者の拡大に係る検討内容を審査し認可することにより、店頭デリバティブ取引の環境整備に寄与したものと考えられる。</p> <p>測定指標②については、中央清算された店頭デリバティブ取引の割合が着実に増加していることから、店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性に向けた取組みの効果が表れているものと認められる。</p> <p>測定指標③については、国債取引の決済期間の更なる短縮化(T+1)の実現に向けた論点整理が実施され、また、貸株取引のDVP決済が導入・開始されるなど、決済リスクの削減や清算態勢の強化に向けて、一定の進捗があったものと考えられる。また、清算・振替機関等向けの総合的な監督指針を策定、公表するとともに、清算・振替機関等に対し、監督指針に基づいて適切な態勢整備を行うよう監督を行った。</p> <p>測定指標④については、100%を確保し、投資者に対し投資判断に必要な情報を適切に提供するための取組みが着実に進展していると認められる。なお、EDINETへのアクセス件数は前年度と比べて約13%減少(※)しているが、開示書類の提出件数は、有価証券報告書は9,702件(前年度比約1%増加)、大量保有報告書は1,830件(前年度比約3割増加)、変更報告書は8,940件(前年度比約2割増加)となっている。</p> <p>※ EDINETへのアクセス件数が減少したのは、平成25年9月に稼働した新システムにおいて、利用者の利便性の向上やシステムの負荷軽減を考慮し、用途に応じて多岐に分類していた検索画面を集約したことや、多くの情報を1画面で表示する等の改善を行い、利用者が何度もアクセスせずに必要な情報を得ることが出来るよう、付加価値を高めたことが要因であると考えられる。</p> <p>(24年度:約23,462千件 25年度:約20,256千件)</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際競争力を強化するため、信頼性が高く、かつ魅力ある市場インフラを構築することが課題となっている。</p> <p>【測定指標】 測定指標①、②、③いずれも、相当程度進展があった。これら進展により、市場インフラの信頼性が高まるとともに、魅力ある市場インフラの構築に貢献したものと考えられる。なお、測定指標①、②に関して、中央清算されないデリバティブ取引にかかる証拠金規制に関する国際合意への対応を含め、引き続き、店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度整備を進めていく必要がある。また、測定指標③に関して、更なる国債取引等の決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みについても、引き続きサポートを行うとともに、清算機関等市場インフラに対し、適切な監督を実施していく必要がある。</p> <p>測定指標④について、今後もシステムの安定運用に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者の利便性向上及び開示書類提出者の負担軽減に配慮した開発及び検討を行うことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率:100% ・開示書類の提出会社数(内国会社):約4,600社(前年度とほぼ同数) ・開示書類の提出件数:別紙資料2のとおり ・EDINETへのアクセス件数:約20,256千件(前年度比約13%減少)
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>	

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・外務省「G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明」
(平成21年9月24・25日開催、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909_seimei_ka.html)
- ・金融庁「金融・資本市場に係る制度整備について」
(平成22年1月21日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100121-7.html>)
- ・金融庁「国債取引の決済リスク削減に向けた工程表について」
(平成22年6月29日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100629-1.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成22年12月22日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101222-2.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成23年6月29日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20110629-1.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成23年12月19日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111219-1.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成24年6月29日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120629-3.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成24年12月20日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121220-1.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成25年6月21日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130621-6.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成25年12月20日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20131220-9.html>)
- ・金融庁「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ
(平成23年12月26日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111226-3.html>)
- ・金融庁「国会提出法案(第180回国会)金融商品取引法等の一部を改正する法律」
(平成24年3月9日提出、平成24年9月6日成立、<http://www.fsa.go.jp/common/diet/180/04/riyuu.pdf>)
- ・金融庁「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令について」
(平成24年5月11日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120511-3.html>)
- ・金融庁「平成22年金融商品取引法等改正(2年6ヶ月以内施行)に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」
(平成24年7月11日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120711-1.html>)
- ・金融庁「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等(案)の公表について」
(平成26年5月2日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140502-1.html>)
- ・金融庁「BIS支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構代表理事会による「金融市場インフラのための原則:情報開示の枠組みと評価方法」の公表について」
(平成24年12月18日公表、<http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20121218-2.html>)
- ・金融庁「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針(案)」に対するパブリックコメントの結果等について」
(平成25年12月10日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131210-4.html>)
- ・金融庁「BCBS(バーゼル銀行監督委員会)及びIOSCO(証券監督者国際機構)による、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書の公表について」
(平成25年9月3日公表、<http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20130903-2.html>)
- ・金融庁行政情報推進委員会「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」
(平成18年3月28日決定、平成23年3月31日改定、http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421/03_0.pdf)

担当部局名	総務企画局市場課、総務企画局企業開示課	政策評価実施時期	平成26年5月
-------	---------------------	----------	---------

平成 25 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－1

市場インフラの構築のための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>清算機関等は、金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するための重要な市場インフラであり、また、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するとともに、国際的な動向等を踏まえ、これらの実現に資する取組みを行う。</p> <p>また、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CPSS/IOSCO 市中協議報告書「金融市場インフラのための原則」（平成 23 年 3 月 10 日） ・ 「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ（平成 23 年 12 月 26 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>①店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況（店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向け関係者と連携し制度整備を図る。25 年度）</p> <p>②我が国における中央清算された円金利スワップ取引（想定元本）の割合（前年度より向上・25 年度）</p> <p>③国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み及び国際合意に則した清算機関等への適切な監督の実施（国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向け関係者と連携し、取組みを支援する。また、国際合意に基づき清算機関等に適切な監督を実施する。25 年度）</p> <p>④有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の稼働率（99.9%・25 年度）</p> <p>（注）システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。</p>
参考指標	・ 有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数

・ EDINET サイトへのアクセス件数

2. 平成 25 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国決済システムの強靱化により、我が国における危機の伝播を抑止する観点から、一定の店頭デリバティブ取引等について、清算集中義務及び取引情報保存・報告制度の適切な実施を図る。 ・取引の透明性・公正性向上のため、一定の店頭デリバティブ取引等について、電子取引基盤での取引執行の義務付けを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（24年9月成立）を踏まえ、円滑な施行に向けた制度整備に取り組む。 ・上記制度整備等のほか、民間ベースで進められている我が国清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の提供開始に向けた取組み等をサポートするとともに、関係する国際的な議論の枠組みに積極的に参画し、海外監督当局との国際的協調に努める。
②国債取引・貸株取引等に関する市場インフラの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国国債取引の決済の安定性確保の観点から、リーマン危機時(20年9月)にも確認された日本国債清算機関のリスク削減機能の更なる活用を図るため、同機関の利用拡大に向けた取組みや、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みをサポートする。 ・貸株取引についても、決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みをサポートする。 ・支払・決済システム委員会(CPSS)と証券監督者国際機構(IOSCO)による「金融市場インフラのための原則」に沿うよう、清算機関等に対し適切な監督を行う。
③ EDINET の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ EDINET については、国際水準を踏まえた XBRL (財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう国際的に標準化されたコンピューター言語) の対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のために、必要なシステム開発等を行い、新システム(次世代 EDINET) を 25 年度中に稼働させる。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 25 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築

①取組内容

22年改正金融商品取引法で導入された清算集中義務(24年11月施行)に関し、「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ(23年12月公表)において、制度の施行後、対象者及び対象取引について、更なる拡大を行うとの方向性が示されていることを踏まえ、「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等(案)」等のパブリックコメントの実施に向けて検討・策定を進めました。

また、一定の店頭デリバティブ取引の電子取引基盤の利用義務付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が成立(24年9月)したことを受け、同法律を円滑に施行するための関係政令、内閣府令等の策定・公表に向けて、市場関係者と意見交換を行い、検討を進めました。

さらに、我が国清算機関における店頭デリバティブ取引の清算対象の段階的拡大に係る検討・取組みをサポートしました(日本証券クリアリング機構の直接参加者の顧客が間接参加者として新たに清算参加する、いわゆる「クライアント・クリアリング」が26年2月から開始)。

また、英国FSAが主催するLCH Swap ClearやICE Clear Europeなどの協調監督の枠組みに、我が国も積極的に参画しました。

②評価

清算集中義務、取引情報保存・蓄積義務及び電子取引基盤の利用義務といった店頭デリバティブ取引に関する制度を整備するとともに、着実に実施することにより、信頼性の高い、魅力ある市場インフラの構築が着実に図られているものと考えています。

また、我が国において中央清算された店頭デリバティブ取引の割合は、以下の通り、着実に増加しており、店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性に向けた取組みの効果が表れているものと考えています。

【資料 中央清算された円金利スワップ取引の割合】

	24年	25年
中央清算された円金利スワップ取引(a)	70兆円	585兆円
円金利スワップ取引(b)	3,429兆円	4,583兆円
割合(a)/(b)	2.0%	12.7%

(出所) (a) 日本証券クリアリング機構「金利スワップ取引に関する統計データ」

(b) 日本銀行「デリバティブ取引に関する定例市場報告」

(注) 為替換算は、円金利スワップ取引(想定元本)にTTMレートを乗じて算出。

(2) 国債取引・貸株取引等に関する市場インフラの構築

①取組内容

「金融・資本市場に係る制度整備について」（22年1月21日公表）を踏まえ、市場関係者において、22年6月に公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」に基づき、更なる国債取引の決済期間の短縮化（T+1）の実現に向けて、インフラ整備面の論点を中心に、検討の方向性が整理されました。また、日本証券クリアリング機構及び日本国債清算機関は、25年10月に経営統合し、国債清算機関の清算態勢の強化が図られました。

また、22年12月に公表された「貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表」に基づき、関係機関において、関係規則の改定及びシステム対応等の取組みが進められ、26年1月に貸株取引のDVP決済が導入されました。

金融庁では、こうした検討に積極的に参加したほか、公表以降半年毎に更新されている工程表について、金融庁ウェブサイトにおいて公表し広く周知を行う（25年6月、同年12月）など、市場関係者の取組みをサポートするとともに、清算機関の経営統合に係る取組み等について監督を行いました。

また、清算機関等のリスク管理の高度化を目的とした、支払・決済システム委員会（CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）により、24年4月に公表された「金融市場インフラのための原則」を踏まえ、国際的な規制水準を確保しつつ、監督上の着眼点・監督手法等を具体化・明確化することにより、一層的確な業務運営を確保すること等を目的に、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」を策定、公表しました（25年12月公表）。また、清算機関等に対し、定期及び随時のヒアリング等を通じ、リスク管理態勢等の把握を行いました。

②評価

国債取引における決済期間の短縮化や清算機関の態勢強化、貸株取引におけるDVP決済の導入について、着実に取組みが進められており、当該取組みの推進に寄与したものと考えています。

また、清算機関等の監督については、各清算機関等に対するヒアリング等を通じ、「金融市場インフラのための原則」の遵守状況等について確認し、必要に応じて清算機関等に改善を促す等、効果的な清算機関等の監督が行われたものと考えています。

(3) EDINETの整備

①取組内容

EDINETの運用については、定期的な保守を行い、システムの安定運用に努めました。

また、利用者の利便性の向上等を図ることを目的として、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等によるEDINET

Tの開発等を行い、25年9月より新システムを稼働しました。

なお、EDINETの広報のため、情報ベンダーとの意見交換を行いました。

②評価

EDINETによる開示書類等の提出会社数（内国会社）は、資料1のとおり、26年3月末は約4,600社となっています。

また、EDINETによる開示書類等の提出件数については、資料2のとおり、有価証券報告書は、毎年度ほぼ同数の提出があり、大量保有報告書は約3割増加、変更報告書は約2割増加しています。

インターネットを通じたEDINET情報公開サイトへのアクセス件数については、開示書類等蓄積データの増加等に伴い、資料3のとおり、年々増加傾向にありましたが、前年度と比べて約13%減少（※）しました。

このような中、システムの安定運用に努めた結果、EDINETの稼働率は100%を達成しました。

このような状況は、25年9月に新システムが稼働したことや、EDINETの安定稼働に努めた結果であり、EDINETによる投資者に対する投資判断に必要な情報提供の効果が表れているものと考えています。

※ 新システム稼働後のアクセス件数の減少は、利用者の利便性の向上やシステムの負荷軽減を考慮し、用途に応じて多岐に分類していた検索画面を集約したことや、多くの情報を1画面で表示する等の改善を行い、利用者が何度もアクセスせずに必要な情報を得ることが出来るよう、付加価値を高めたことが要因であると考えられます。

【資料1 EDINETによる開示書類等の提出会社数（内国会社）の推移】

（単位：社）

13年6月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末	25年3月末	26年3月末
約500	約5,800	約5,800	約5,000	約4,800	約4,600

（出所）総務企画局企業開示課開示業務室調

【資料2 EDINETへの開示書類等の提出件数の推移】

（単位：件）

提出書類	22年度	23年度	24年度	25年度
有価証券報告書	9,479	9,510	9,587	9,702
訂正有価証券報告書	1,287	1,149	1,207	1,189
臨時報告書	11,100	11,422	12,155	12,372
訂正臨時報告書	540	506	473	547
大量保有報告書	1,390	1,526	1,354	1,830

(同) 変更報告書	7,951	6,936	7,540	8,940
(同) 訂正報告書	2,433	2,007	1,971	2,381

(出所) 総務企画局企業開示課開示業務室調

【資料3 EDINET情報公開サイトへのアクセス件数（月平均）の推移】
(単位：千件)

22年度	23年度	24年度	25年度
約 15,532	約 18,032	約 23,462	約 20,256

(出所) 総務企画局企業開示課開示業務室調

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築

今後も、店頭デリバティブ取引の清算機関及び電子取引基盤の利用義務付け等に係る具体的な制度整備を進めるとともに、義務の履行等に向けた市場関係者の取組みを推進していく必要があります。

また、25年9月、バーゼル銀行監督委員会及び証券監督者国際機構（IOSCO）から、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書が示されたところです。これらを実施するための制度整備に取り組む必要があります。

②国債取引・貸株取引等に関する市場インフラの構築

国債取引・貸株取引の決済リスク削減に向けた取組みが工程表に基づいて進められており、今後さらに国債取引の決済期間の更なる短縮化（T+1化）や国債清算機関の利用拡大などに係る検討等が進められていく予定です。このため、今後も適宜、協力等が必要と考えられます。

また、清算機関等が、金融市場インフラのための原則等を踏まえて策定した「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」に基づき適正な業務運営ができるよう、必要に応じた適切な監督を実施していく必要があると考えられます。

③EDINETの整備・運用

EDINETについては、今後もシステムの安定運用に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者の利便性向上及び開示書類提出者の負担軽減を考慮した開発及び検討等を行っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

平成 27 年度要求内容	関連する 事務事業	要求種別	要求額	(参考) 26 年度予算額
店頭デリバティブ取引情報の報告・蓄積システム経費	①	予算 <継続>	39,852 千円	18,252 千円
店頭デリバティブ市場に関する制度の企画・立案に係る体制整備	①	機構・定員		
有価証券報告書等電子開示システム経費 (運用経費)	③	予算 <継続>	568,212 千円	568,212 千円
有価証券報告書等電子開示システム経費 (開発経費)	③	予算 <継続>	106,406 千円	210,100 千円

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅲ-2)

施策名	市場機能の強化のための制度・環境整備					
施策の概要	市場機能の強化のための制度・環境整備として、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。					
達成すべき目標	我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)					

測定指標		施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		①「総合取引所」の創設に向けた取組に係る制度新設・見直しの進捗状況	24年9月6日:「金融商品取引法等の一部を改正する法律」成立。 26年3月11日:上記法律及び関係政府令等を施行。	関係政府令の整備	達成
②新規・成長企業へのリスクマネー供給強化に向けた金融面からの取組の進捗状況	施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
	25年6月:「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。 同年12月25日:「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書を公表。 26年2月24日:金融審議会総会・金融分科会合同会合において報告。 同年3月14日:本報告書の提言を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。	新規・成長企業へのリスクマネー供給強化に向けた金融面からの取組を検討するとともに着実に推進する	達成		
③投資法人に関する規制の見直しの進捗状況	施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
	投資法人に関する規制の見直しを盛り込んだ「『金融商品取引法等の一部を改正する法律』が25年6月12日成立、同年6月19日公布。これに係る関係政府令等(投資法人へのインサイダー取引規制の導入)」を26年2月14日に公布(同年4月1日施行)	・関連法案の公布 ・関係政府令の整備	達成		
④「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方」に関する検討状況	施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
	25年8月:「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」を設置。 同年12月26日:「『責任ある機関投資家』の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的な成長を促すために～」の素案を取りまとめの上、和英両文によるパブリックコメントを実施。 26年2月26日:国内外からのパブリックコメントの結果を踏まえ、同コードを最終確定。	「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則」について検討し、取りまとめる	達成		

評価結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
	<p>各測定指標について、</p> <p>①総合取引所の創設のための法律及び関係政府令等の施行、</p> <p>②「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書の提言を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の国会提出、</p> <p>③投資法人に関する規制の見直しのための関係政府令等の施行、</p> <p>④『責任ある機関投資家』の諸原則<日本版ステュワードシップ・コード>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の策定・公表、等を既に行っており、我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されるための取組みを着実に進めてきました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、関係政府令等の整備などを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p>
	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p>
施策の分析	<p>測定指標①については、「総合取引所」の実現に向けた制度の整備について盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(24年3月9日国会提出)の成立及び関係政府令等の施行により、総合取引所の実現のための環境が概ね整備されたものと考えられ、目標である市場機能の強化に向けて進展があったものと考えられます。</p> <p>測定指標②については、「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」において、新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等について幅広い議論が展開された結果、報告書が取りまとめられ、さらに同報告書の提言を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出していることから、目標である新規・成長企業へのリスクマネー供給強化に向けた金融面からの取組みが着実に進んでいると考えられます。</p> <p>測定指標③については、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等を内容とする「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(25年4月16日国会提出)の成立及び関係政府令の公布・施行により、目標である不動産投資市場の活性化へ向けて進展があったものと考えられます。</p> <p>測定指標④については、日本版ステュワードシップ・コードの策定により、「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方について検討する」という当期の目標を達成することが出来たと考えられます。本コードの策定を一つの契機として、今後、機関投資家と投資先企業との建設的な対話が促進され、企業価値の向上や企業の持続的な成長が図られていくことが期待できるものと考えられます。</p>
次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 市場機能の強化のための制度・環境整備として、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組みを行う。</p> <p>【測定指標】 測定指標①については、「総合取引所」の創設に向けた取組みは日本の金融市場の国際競争力を高めるために不可欠であり、妥当な目標であったものと考えられます。26年度においては、総合取引所の実現に向けて行為規制に係る規定を整備するとともに、引き続き関係者等への働きかけを行います。</p> <p>測定指標②については、新規・成長企業へのリスクマネーの供給強化は、経済の持続的な成長を実現していく観点から重要であり、妥当な目標であったものと考えられます。26年度においては、「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書(25年12月25日公表)等を踏まえた必要な制度整備等を継続する必要があります。</p> <p>測定指標③については、不動産投資市場の活性化は日本の金融市場の活性化を図るために不可欠であり、妥当な目標であったものと考えられます。また、引き続き不動産投資市場の活性化を図っていく必要があると思われるため、26年度においても目標として設定することが妥当であると考えられます。</p> <p>測定指標④については、上場企業等の実効性ある企業統治のあり方について検討するに当たって、本コードの策定は重要であり、当期の目標を設定したことは妥当であったと考えられます。26年度においては、本コードの定着を図るため、機関投資家によるコードの受入れ状況等の定期的な公表や国内外にわたる情報発信・周知活動等に取組みます。</p>
学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書の公表について http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20131225-1.html ・国会提出法案(第183回国会) http://www.fsa.go.jp/common/diet/ ・国会提出法案(第186回国会) http://www.fsa.go.jp/common/diet/ ・総務企画局市場課市場取引対応室「平成24年金融商品取引法等改正(総合取引所関係)に係る政令・内閣府令案等(行為規制に係る部分を除く)に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年2月21日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140221-1.html) ・「平成25年金融商品取引法等の一部改正(1年以内施行)に伴う関係政令の整備に関する政令案に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年1月24日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/20140124-6.html) ・「平成25年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年2月14日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/20140214-4.html) ・『責任ある機関投資家』の諸原則<<日本版ステewardシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」 (平成26年2月26日策定 http://www.fsa.go.jp/news/25/singi/20140227-2/04.pdf)
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、総務企画局企画課信用制度参事官室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	---	-----------------	----------------

平成 25 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－２

市場機能の強化のための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>日本経済再生に向けた緊急経済対策においては、「アジア No.1 市場の構築に向け、市場の利便性向上・国際競争力の向上等を通じた金融資本市場の活性化等に取り組む」とされていることを踏まえ、総合取引所の実現に向けた取組みを行う。</p> <p>また、規制改革が成長戦略の一丁目一番地として位置付けられたことを踏まえ、金融分野についても経済活性化につながるよう、新規・成長企業へのリスクマネー供給強化に向けた金融面からの取組みを検討するほか、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組みを行う。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定） ・第 4 回産業競争力会議における金融担当大臣説明資料（平成 25 年 3 月 15 日）等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合取引所」の創設に向けた取組みに係る制度の新設・見直しの進捗状況（関係政府令の整備、25 年度） ・新規・成長企業へのリスクマネー供給強化に向けた金融面からの取組みの進捗状況（新規・成長企業へのリスクマネー供給強化に向けた金融面からの取組みを検討するとともに着実に推進する、25 年度） ・投資法人制度の見直しの進捗状況（関連法案の成立・公布、関係政府令の公布・施行、25 年度） ・「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方」に関する検討状況（「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則」について検討し、取りまとめる、25 年度）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・開示書類の提出会社数 ・開示書類の提出件数

2. 平成 25 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①「総合取引所」の創設に向けた取組みの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25 年 1 月の東証グループと大証の合併により、「総合取引所」の中核となる日本取引所グループが設立されたことを踏まえ、証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱うことのできる「総合取引所」を実現し、「利用者利便の向上」、「国際競争力の強化」を図る取組みが円滑に進むよう支援する。 ・ 「総合取引所」実現に向けた施策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成 24 年 9 月 6 日に成立、同年 9 月 12 日に公布されたことを踏まえ、総合取引所の早期実現に向け、取引所等関係者への働きかけや、改正金融商品取引法の着実な実施のため関係政府令の整備（公布後 1 年 6 ヶ月以内施行）を行う。
②新規・成長企業へのリスクマネーの供給強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクマネー供給の拡充策の検討 新規・成長企業へのリスクマネー供給のための仲介機能を強化し、産業に新たな血が入るよう支援していくため、金融面から以下について検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ①クラウドファンディング ②地域における資本調達を促す仕組み ③新規上場のための負担の軽減 ・ 併せて、企業開示制度の合理化の観点から、以下の項目について検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ①上場企業の資金調達の円滑化 ②大量保有報告制度の見直し ③虚偽記載等に係る賠償責任の見直し
③不動産投資市場の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産投資市場に資金を呼び込み、取引の流動性を高めて不動産価値の向上を図るため、J-REIT 市場の活性化のための制度整備を推進する。
④上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場企業等の企業統治に係る法令や取引所規則等の定着状況を踏まえ、必要に応じ、適切な対応に努める。 ・ 第 6 回日本経済再生本部（25 年 4 月 2 日）における総理指示を踏まえ、企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方について検討する。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし

4. 平成 25 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1)「総合取引所」の創設に向けた取組みの促進

①取組内容

「規制改革実施計画」に盛り込まれている「総合取引所の実現に向けた取組の促進」について、総合取引所の実現に向けた規定を盛り込んだ『金融商品取引法等の一部を

改正する法律』(24年9月6日成立、同年9月12日公布)に係る関係政府令等(行為規制に係る部分を除く)を整備しました(26年3月11日施行)。また、26年3月24日に、日本取引所グループにおけるデリバティブ市場が統合されました。

②評価

上記法律及び政府令の施行及びデリバティブ市場の統合により、総合取引所の実現のための環境が概ね整備されたものと考えられます。

(2) 新規・成長企業へのリスクマネーの供給強化

①取組内容

25年6月に、麻生金融担当大臣からの諮問を受けて、金融審議会の下に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」が設置されました。同ワーキング・グループにおいては、新規・成長企業へのリスクマネーの供給を促進し、経済の持続的な成長を実現していく等の観点から、

- ・クラウドファンディングの利用促進
- ・非上場株式の取引・換金のための枠組み
- ・新規上場のための負担の軽減
- ・上場企業の資金調達に係る期間の短縮
- ・「届出前勧誘」に該当しない行為の明確化
- ・大量保有報告制度における自己株式の取扱い
- ・虚偽開示書類を提出した会社の損害賠償責任

等について審議・検討が行われ、同年12月までに計11回の会合を開催しました。

これらの審議の結果、同年12月25日に報告書が公表され、26年2月24日に金融審議会総会・金融分科会合同会合において報告されました。また、同年3月14日には、本報告書の提言を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。

②評価

同ワーキング・グループにおいて、新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等について幅広い議論が展開された結果、報告書が取りまとめられ、さらに同報告書の提言を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出していることから、新規・成長企業へのリスクマネー供給強化に向けた金融面からの取組みが着実に進んでいると考えられます。

(3) 不動産投資市場の活性化

①取組内容

投資法人に関する規制の見直しを盛り込んだ「『金融商品取引法等の一部を改正する法律』(25年6月12日成立、同年6月19日公布)に係る関係政府令等(投資法人へのインサイダー取引規制の導入)」を26年2月14日に公布しました(26年4月1

日施行)。

②評価

上記法律及び関係政府令の公布により、取引の透明性の確保のための環境が整備されたものと考えられ、不動産投資市場の活性化へ向けて進展があったものと考えられます。

(4) 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討

①取組内容

第6回日本経済再生本部(25年4月2日)での総理指示において、「内閣府特命担当大臣(金融)は、関係大臣と連携し、企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方について検討する」とされたことや、「日本再興戦略」(25年6月14日閣議決定)において、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則(日本版スチュワードシップ・コード)について検討し、取りまとめる」とされたことを踏まえ、同年8月、金融庁に「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」を設置しました。

同検討会では、同年8月から計6回にわたり議論を重ね、26年2月26日に『責任ある機関投資家』の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>~投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために~」が策定・公表されました。

なお、本コードの策定に当たっては、25年12月26日に取りまとめられた素案について、和英両文によるパブリックコメントを実施しました。同検討会では、パブリックコメントに寄せられた意見についても議論が行われ、一部修正等を施した上で、コードが最終確定されています。

②評価

同コードの策定を一つの契機として、今後、機関投資家と投資先企業間の建設的な対話が促進され、企業価値の向上や企業の持続的成長が図られていくことが期待できるものと考えられます。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①「総合取引所」の創設に向けた取組みの促進

総合取引所における商品デリバティブ取引に係る行為規制のあり方については、垣根を取り払い横断的に市場環境を整備するとの基本的な考え方の下で、引き続き検討を行うとともに、関係者等への働きかけを行う必要があります。

②新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進

新規・成長企業へのリスクマネーの供給を促進し、経済の持続的な成長を実現して

いく観点から、「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（25年12月25日公表）等を踏まえた必要な制度整備等を継続する必要があります。

③不動産投資市場の活性化

金融商品取引法等の一部を改正する法律のうち、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等（公布後1年6月以内施行）に係る部分について、関係政府令を整備する必要があります。

④上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討

「日本版ステュワードシップ・コード」については、その定着を図るため、機関投資家によるコードの受入れ状況等の定期的な公表や国内外にわたる情報発信・周知活動等に取り組む必要があります。

（2）評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅲ-3)

施策名	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	我が国市場取引の公正性・透明性の向上のため、インサイダー取引規制やディスクロージャー制度等について、制度的枠組み等の整備を図る。また、情報の収集・分析、検査、調査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正な対処を図る。					
達成すべき目標	投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	283	246	282	253
		補正予算(b)	▲16	▲19	▲14	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	267	227	-	-
執行額(百万円)		182	127	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・G20サミット首脳声明(21年9月24日、25日) ・新成長戦略(22年6月18日) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(22年12月24日) ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書(23年12月15日) ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書(24年12月25日) ・企業会計審議会「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(25年6月20日) 					

測定指標	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		①不正取引の規制に関する制度整備と課徴金制度の適切な運用	<p>金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ(23年度)」報告書(23年12月15日公表)及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(24年9月6日成立・同月12日公布)等を踏まえ、関係政府令を整備した(25年9月4日公布・同月6日施行)。</p> <p>金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ(24年度)」報告書(24年12月25日公表)を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」を25年4月16日に国会に提出した(同年6月12日成立・同月19日公布)。加えて、本改正法を踏まえ、関係政府令を整備した(政令は26年1月24日公布・内閣府令は同年2月14日公布・いずれも同年4月1日施行)。</p>
②金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策	<p>有価証券報告書レビューを実施するとともに有価証券報告書の作成に当たり留意すべき点について公表した。</p> <p>開示書類の虚偽記載等の違反行為に対し、課徴金納付命令の勧告に伴う審判手続開始の決定及び審判官による審判手続を経て課徴金納付命令の決定を行った。</p> <p>無届募集であることが判明した場合、発行者に対し有価証券届出書等の提出を促したほか、捜査当局への情報提供、警告書の発出を行った。</p>	金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策を実施する。	達成
③国際的に高品質な会計基準の設定・適応に向けた取組	<p>企業会計審議会において取りまとめられた「当面の方針」において、①IFRSを任意適用できる会社の要件緩和、②「修正版IFRS」の作成、③金商法における単体財務諸表の簡素化が示された。</p> <p>①については25年10月、③については26年3月に閣内府令を改正した。②については現在もASBJにおいて検討が進められている。</p> <p>こうした取組により、IFRSの任意適用会社数は、正式にIFRSを任意適用すると公表した会社を含め33社となっている。</p>	国際的に高品質な会計基準の設定・適応に向けた取組を実施する。	達成
④情報力に支えられた機動的な市場監視の実施	<p>1,043件の取引審査を実施し、問題が把握された取引について、証券監視委内の調査・検査担当課室において実態説明を行い、違反行為が認められたものは勧告等を行った。</p> <p>一般投資家等からの情報受付について、26年3月に証券監視委ウェブサイトの改修等を行い情報提供者の利便性を高め、より有用な情報を収集する体制を整えた。</p>	機動的な市場監視を実施する。	達成

	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
⑤海外当局との必要な連携	<ul style="list-style-type: none"> 証券規制当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取引について、6件の課徴金納付命令勧告を行った。 海外当局との人材交流や国際会議の出席等を積極的に実施し、クロスボーダー取引にかかる調査等についての意見交換を行うなど、一層の連携強化を図った。 	海外当局との必要な連携を通じて、クロスボーダー取引を利用した不正取引への対応を行う。	達成
⑥迅速・効率的な取引調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> インターネット取引や複数口座を用いた事案など不正取引の傾向の変化に対応するため、電磁的記録の保全・復元・解析等の作業(デジタルフォレンジック)の運用体制の整備等を行うとともに、迅速・効率的な取引調査を実施した結果、25年度は35件の課徴金納付命令勧告を行った。 	迅速・効率的な取引調査を実施する。	達成
⑦迅速・効率的な開示検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市場関連部局等との連携を図りつつ、検査の端緒となる市場内外の情報を収集・分析するとともに、デジタルフォレンジックの積極的な活用等による効率的な開示検査を実施した結果、25年度は9件の課徴金納付命令勧告及び1件の訂正報告書の提出命令勧告を行った。 	迅速・効率的な開示検査を実施する。	達成
⑧効果的な犯則調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 25年度は、インサイダー取引事件、相場操縦事件及び風説の流布事件について3件の告発を行った。 その他、クロスボーダーでの不正行為に対処するため、証券規制当局間の情報交換枠組みを積極的に活用し、米国証券取引委員会をはじめとする海外当局との間で調査に有用な情報を交換し、それら当局による処分等の働きかけにも努めた。 	効果的な犯則調査を実施する。	達成
⑨政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携	<ul style="list-style-type: none"> 公募増資インサイダー取引事案の再発防止を図るため、日本証券業協会のワーキング・グループ(金融庁も参加)において検討が行われ、25年4月に必要な自主規制規則の改正が行われた。 高齢顧客に対する勧誘・販売に関するトラブルの発生等を受け、日本証券業協会のワーキング・グループ(金融庁も参加)において検討が行われ、25年12月に必要な自主規制規則の制定等が行われた。 一部の個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあること等を踏まえ、金融先物取引業協会及び日本証券業協会のワーキング・グループ(金融庁も参加)において検討が行われ、25年7月及び11月に必要な自主規制規則の制定が行われた。 通貨関連デリバティブ取引等について、スリッページの非対称な取扱いが行われていたこと等を踏まえ、当庁と金融先物取引業協会が連携して検討を行い、25年8月に必要な自主規制規則等の改正が行われた。 25年4月、上場会社等に対し、自社ウェブサイト等に会社情報を掲載する際の留意事項を、金融庁と各金融商品取引所の連名で通知した。加えて、各金融商品取引所と連携を図り、25年6月に必要な取引所規則の改正が行われた。 	政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う。	達成
⑩効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換の実施	<ul style="list-style-type: none"> 25年度は、自主規制機関と36回の意見交換等を行い、市場における諸問題について認識を共有した。 また、市場参加者等に対する講演を42件、機関誌等各種広報媒体への寄稿を45件実施し、証券監視委の活動状況や問題意識等を情報発信することで、市場規律の強化に努めた。 課徴金事例集について、事案の内容をより充実させ、講演・寄稿等においても積極的に活用した。 26年2月には、証券監視委ウェブサイトについて、利用者の使いやすさに配慮したレイアウトの見直しを行った。 	効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施する。	達成

評価結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
	<p style="text-align: center;">(判断根拠)</p> <p>金融庁においては、インサイダー取引規制について関係法令を整備したことや、自主規制機関等と連携し自主規制規則の見直し等が行われたこと等から、市場の公正性・透明性を確保するための制度整備等について目標どおり貢献することができたと考えています。また、公募増資インサイダー事案を受けた一連の再発防止に向けた取組みにより、証券会社における情報管理態勢は強化されてきていると考えていますが、引き続き、証券会社等の再発防止策の定着状況をフォローしていく必要があります。</p> <p>証券取引等監視委員会においては、不正取引に対する取引調査、ディスクロージャー違反に対する開示検査、必要に応じた課徴金納付命令の勧告、市場の公正を害する悪質な事案については、検察庁への告発を行いました。</p> <p>また、クロスボーダー取引等を利用した不正取引に対しては、海外当局と緊密に連携して対処しました。</p> <p>更に、証券監視委の活動状況等の情報発信など市場規律の強化に向けた取組みについても積極的にを行いました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、人材育成や海外当局との連携の一層の強化、デジタルフォレンジックの運用体制の強化など、今後も引き続き取り組むべき課題があることから、「B」としました。</p>
	<p>(1)必要性 市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、インサイダー取引規制や国際会計基準等の市場を取り巻く制度・環境整備を行っていくとともに、金融商品取引業者等における制度整備等への対応状況や、公募増資インサイダー事案に対する再発防止策の策定・定着状況についてフォローしていくことが必要であると考えています。</p> <p>また、機動性・戦略性の高い市場監視活動及び証券監視委の活動状況や問題意識等の情報発信など市場規律の強化に向けた働きかけを実施していくことが必要であると考えています。</p> <p>(2)効率性 様々なプレーヤーにより市場で行われる取引その他の活動について検査・調査等を通じて監視し、問題が認められた行為については厳正に対処するほか、市場を取り巻く環境の変化に応じた制度整備などを適切に行っていくことが、市場取引の公正性・透明性を確保するという施策効果を効率的に実現する手段であると考えています。</p> <p>(3)有効性 インサイダー取引規制に関する制度整備のほか、金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための取組みの実施や、証券監視委による課徴金勧告を踏まえた監督上の対応、また、証券監視委においては包括的かつ機動的な市場監視活動により、違反行為者について課徴金納付命令勧告や告発等を行うとともに、その内容を市場参加者に対して公表し、市場規律の強化を促したことは、市場の公正性・透明性の確保に有効であったと考えています。</p> <p>さらに、自主規制機関において、各種ワーキング・グループ(金融庁もオブザーバーとして参加)が開催され、自主規制規則の改正等が行われたことは、投資者保護や市場の公正性・透明性の確保に有効であったと考えています。</p>
<p>【施策】 金融取引が高度化・複雑化し、市場が激しく変動する中で、我が国市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、引き続き、国際会計基準等の市場を取り巻く制度の整備や適切な運用、金融商品取引業者等における制度整備等への対応状況の検証、金融・資本市場における情報の収集・分析、不正取引に対する調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、犯則事件の調査、建議等を通じたルール整備への貢献、自主規制機関との適切な連携等、機動性・戦略性の高い市場監視や市場規律の強化に向けた働きかけといった環境整備を実施していくことが必要であると考えています。</p> <p>【測定指標】 測定指標①について、25年度中に不正取引の規制に関する制度整備を行いました。今後はこれらを含めた課徴金制度を適切に運用していきます。</p> <p>測定指標②について、投資者が自らの責任において有価証券の価値その他投資判断を行うために必要な正確な情報を得ることができるよう、引き続き金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための取組みを行っていきます。</p> <p>測定指標③について、「当面の方針」で示された方針のうち、「修正版IFRS」については検討が継続中であることから、今後の検討状況を踏まえ、「修正版IFRS」の具体的な指定方法について検討していく必要があります。</p> <p>測定指標④について、引き続き市場動向の変化に対応した情報の収集・分析及び取引審査を行っていく必要があります。</p> <p>測定指標⑤について、海外との間のクロスボーダー取引の拡大等を踏まえ、引き続き海外当局との連携強化を図っていく必要があります。</p> <p>測定指標⑥について、金融商品取引法改正に伴う課徴金の対象拡大等も踏まえ、引き続き迅速・効率的な取引調査を実施していく必要があります。</p> <p>測定指標⑦について、正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、引き続き迅速・効率的な開示検査を実施していく必要があります。</p> <p>測定指標⑧について、金融商品取引法改正に伴う刑事罰の対象拡大や調査の効率的実施のためデジタルフォレンジックの強化が不可欠となっていること等も踏まえ、体制整備を行うなどし、引き続き効率的な犯則調査を実施していく必要があります。</p>	

		<p>測定指標⑨について、日証協等の自主規制機関は、金融商品取引業者等に対して市場の実情に精通している者として自ら律していくことにより投資者からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、引き続き適切な連携を図っていく必要があります。また、金融商品取引業者等全般に懸念される問題等が生じた場合には、各自主規制機関において問題等を共有することにより、横断的な取組みを行う必要があります。</p> <p>測定指標⑩について、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促していくため、引き続き情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施していく必要があります。</p>
--	--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁総務企画局企画課「金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書の公表について」 (平成23年12月15日公表、http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20111215-1.html) ・金融庁総務企画局「国会提出法案等」国会提出法案(第180回国会) (http://www.fsa.go.jp/common/diet/) ・金融庁総務企画局企画課「金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書の公表について」 (平成24年12月25日公表、http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20121225-1.html) ・金融庁総務企画局「国会提出法案等」国会提出法案(第183回国会) (http://www.fsa.go.jp/common/diet/) ・金融庁総務企画局市場課「平成24年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令・内閣府令案に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成25年8月30日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20130830-3.html) ・金融庁総務企画局市場課「平成25年金融商品取引法等の一部改正(1年以内施行)に伴う関係政令の整備に関する政令案に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年1月24日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/20140124-6.html) ・金融庁総務企画局市場課「平成25年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年2月14日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/20140214-4.html) ・金融庁総務企画局総務課審判手続室「課徴金納付命令等一覧」 (http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/25.html) ・平成24年度有価証券報告書レビューの実施結果について (平成25年9月6日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20130906-2.html) ・平成25年3月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について (平成25年12月10日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131210-1.html) ・有価証券報告書レビューの実施について(平成26年3月期以降) (平成26年3月31日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140331-2.html) ・有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について(平成26年3月期版) (平成26年3月31日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140331-1.html) ・無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出について (平成26年2月14日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140214-1.html) ・「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正案に対するパブリックコメントの結果等について (平成25年6月11日公表、http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130611-1.html) ・企業会計審議会 事務局「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」の公表について (http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130620-2.html) ・金融庁総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等及び「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20091211-7.html) ・金融庁総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131028-1.html) ・金融庁総務企画局企業開示課「IFRS対応方針協議会」及びIFRSの任意適用の積上げについて (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20131108-1.html) ・企業会計基準委員会 改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」及び関連する他の改正会計基準等の公表 (https://www.asb.or.jp/asb/asbj/documents/docs/bc_revise_2012ed/) ・IFRS財団モニタリング・ボードとIFRS財団評議員会によるガバナンス改革及び戦略見直しの報告書の公表について (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120213-1.html) ・IFRS財団モニタリング・ボードによるメンバー候補の募集について (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20130521-1.html) ・IFRS財団モニタリング・ボードによる新規メンバーの公表について (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20140128-1.html)
----------------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱について」 (平成24年12月19日公表、http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaiken/files/20121219atamagami.pdf) ・日本証券業協会「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の制定について 公募増資等の公表前における情報漏えい等への対応に係る「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について (平成25年3月14日～28日パブリック・コメント募集、http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/bosyu/index.html) ・金融先物取引業協会「個人向け通貨関連店頭バイナリーオプション規制について」 (平成25年7月19日公表 http://www.ffaj.or.jp/binop/) ・金融先物取引業協会「金融先物取引業務取扱規則」 (平成25年8月9日公表 http://www.ffaj.or.jp/userfiles/file/pdf/teikan-syokisoku/h25/Aug/ffaj-gyoutori20130718.pdf) ・日本証券業協会「バイナリーオプション取引に関する規則」の制定及び「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について」 (平成25年11月19日公表 http://www.jsda.or.jp/katsudou/gaiyou/gyouhou/13/1311/bainarikisoku.pdf) ・IOSCO(証券監督者国際機構)「多国間MOU署名国一覧」 (http://www.iosco.org/library/index.cfm?section=mou_siglist) ・第8期 証券取引等監視委員会の活動方針(公正な市場の確立に向けて) (http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140121.pdf) ・証券取引等監視委員会の取組み (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/index.htm) ・米国証券取引委員会のMRIインターナショナル等に対する資産凍結に関する公表資料「SEC Freezes Assets in Ponzi Scheme Targeting Investors in Japan」 (http://www.sec.gov/News/PressRelease/Detail/PressRelease/1370539844572)
--	---

担当部局名	証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局証券課	政策評価実施時期	平成26年5月
-------	--	----------	---------

平成 25 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－3

市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	<p>投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること</p>
目標設定の考え方及びその根拠	<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に必要不可欠である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法第 26 条、第 177 条、第 210 条 等 ・ 企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」（平成 21 年 6 月 30 日） ・ G20 サミット首脳声明（平成 21 年 9 月 24 日、25 日） ・ 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日） ・ 大臣談話「I F R S 適用に関する検討について」（平成 23 年 6 月 21 日） ・ 金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書（平成 23 年 12 月 15 日） ・ 証券取引等監視委員会による建議「顧客等の計算において不公正取引を行った者に係る課徴金賦課について」（平成 23 年 12 月 20 日） ・ 企業会計審議会「国際会計基準（I F R S）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」（平成 24 年 7 月 2 日） ・ 金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書（平成 24 年 12 月 25 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ol style="list-style-type: none"> ① 不公正取引の規制に関する制度整備と課徴金制度の適切な運用 (不公正取引の規制に関する制度整備と課徴金制度の適切な運用を行う。) ② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策 (金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策を実施する。) ③ 国際的に高品質な会計基準の設定・適応に向けた取組 (国際的に高品質な会計基準の設定・適応に向けた取組を実施する。) ④ 情報力に支えられた機動的な市場監視の実施 (機動的な市場監視を実施する。) ⑤ 海外当局との必要な連携

	<p>(海外当局との必要な連携を通じて、クロスボーダー取引を利用した不正取引への対応を行う。)</p> <p>⑥ 迅速・効率的な取引調査の実施 (迅速・効率的な取引調査を実施する。)</p> <p>⑦ 迅速・効率的な開示検査の実施 (迅速・効率的な開示検査を実施する。)</p> <p>⑧ 効果的な犯則調査の実施 (効果的な犯則調査を実施する。)</p> <p>⑨ 政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携 (政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う。)</p> <p>⑩ 効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換の実施 (効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施する。)</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・ 課徴金納付命令の実績<内容・件数> ・ 企業会計審議会等の開催状況 等 ・ 企業会計基準委員会 (ASBJ) による会計基準設定状況 ・ 国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 ・ IFRS の任意適用の会社数 ・ 取引審査実施状況<内容・件数> ・ 情報受付状況<内容・件数> ・ 取引調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・ 開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数> ・ 犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・ 市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況<内容・件数>

2. 平成 25 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①不公正取引の規制に関する制度整備と課徴金制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ インサイダー取引等の不公正取引の規制に関する以下の制度整備を行う。 ①「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ(平成 23 年度)」報告書に基づく、純粋持株会社等に係る重要事実等に関する制度整備。 ②「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ(平成 24 年度)」報告書に基づく、情報伝達・取引推奨行為に対する規制等に関する制度整備。 ③平成 24 年金融商品取引法改正に基づく、関係政府令の整備。 [RIA] ・ 不公正取引に対して、課徴金制度を適切に運用する。
②金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政対応の透明性・予測可能性の向上を図る観点から、平成 22 年度に「企業内容等の開示に関する留意事項(開示ガ

	<p>イドライン)」の拡充等を行い、これを公表したところ。引き続き、必要に応じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適切性が確保されるよう、開示ガイドラインに基づき、各財務局等を通じた記載内容等に関する事前相談や受理時における審査等を行う。特に、第三者割当のうち大規模な第三者割当に該当する場合などについては、不公正ファイナンス防止の観点から重点的な審査に努める。 ・有価証券報告書等の継続開示書類については、有価証券報告書レビューを通じ、記載内容の適切性の確保に努める。 ・虚偽記載、不提出等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。
<p>③国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融・資本取引や企業活動の国際化に伴い、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みがG20首脳等から求められている。国際的に質の高い会計基準の設定に対応するため、海外当局との連携を強化し、国際会計基準（IFRS）の設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与していくとともに、個別の会計基準の開発等において、積極的な意見発信に努める。 <p>また、わが国におけるIFRSの適用に関しては、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議において議論を行っているところである。</p> <p>その際、国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を勘案しつつ、総合的な議論が展開されるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な財務・事業活動を行う上場企業の平成22年3月期以後の連結財務諸表に国際会計基準（IFRS）の任意適用が開始されたことを踏まえ、民間関係者との必要な協力を進めつつ、IFRSの任意適用の着実な増加に努める。 ・我が国会計基準の開発等を担当する企業会計基準委員会（ASBJ）による質の高い会計基準の開発や研究等の取組みを支援する。
<p>④包括的かつ機動的な市場監視</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していく。 ・幅広く情報を収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てる。
<p>⑤クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・証券規制当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、海外当局と緊密に連携して対処するなど、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引に対する監視を強化していく。
<p>⑥不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施</p>	<p>以下の取組みを進めつつ、不公正取引に対する迅速・効率的な調査を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行</p>

	<p>う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一次情報受領者によるインサイダー取引の増加及びインターネット取引や複数口座を用いた相場操縦行為などの不公正取引の傾向の変化に適切に対応するとともに、電磁的記録の保全・復元・解析等の作業（デジタルフォレンジック）の運用体制を整備し、調査手法の開発・工夫に努める。 ・不公正取引を未然に防止する観点から、これまでの事例の分析を行い、情報発信の素材として活用することにより、市場関係者の自主的な規律付けへの働きかけに努める。
<p>⑦ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施</p>	<p>以下の取組みを進めつつ、有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行うとともに、自主訂正等により早期に適正な情報開示が行われるよう、開示検査を通じて開示企業に働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場内外の様々な情報を収集・分析し、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するよう努める。 ・デジタルフォレンジックの運用体制の構築に取組み、開示検査をより効果的かつ効率的に実施する。 ・任意適用が始まった国際会計基準（IFRS）の下においても、端緒の把握や開示検査を的確に行うため、開示情報の収集や分析を行う手法の検討を行う。 ・市場関連部局との連携を進めるとともに、公認会計士協会、監査法人との間でも、粉飾事例等に関する当委員会の問題意識や関連情報の提供等により、連携を強化する。
<p>⑧犯則事件に対する厳正な調査の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不公正ファイナンスをはじめ、相場操縦、内部者取引、偽計等の金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、デジタルフォレンジックを十分に活用し、必要に応じて各地域の捜査機関や財務局、更に海外当局とも連携のうえ、厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは、検察官に対して告発を行う。
<p>⑨自主規制機関との適切な連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引所及び金融商品取引業協会と連携し、各自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。
<p>⑩市場参加者の規律強化に向けた取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各市場参加者による自主的な取組みによって市場規律が全体として強化されるよう、自主規制機関や市場の公正性確保に重要な役割を持つ諸団体等との間で、意見交換の実施や講演会への講師派遣のほか、当該諸団体等の機関紙への寄稿等を通じ、検査や調査等で把握した問題意識の共有等を図る。 ・証券取引等監視委員会における勧告・告発事案等の活動状況の公表にあたっては、当該個別事案の内容に加え、その事案の市場や社会における位置付けや影響についても、ウェブサイトやメールマガジン等を通じ、その情報発信に取り組む。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 25 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 不公正取引の規制に関する制度整備と課徴金制度の適切な運用

①取組内容

○ 金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ（23 年度）」報告書（23 年 12 月 15 日公表）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（24 年 9 月 6 日成立・同月 12 日公布）等を踏まえ、企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の見直し、純粋持株会社等に係る重要事実等に関する見直し等について、関係政府令を整備しました（25 年 9 月 4 日公布・同月 6 日施行）。

また、金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ（24 年度）」報告書（24 年 12 月 25 日公表）を踏まえ、情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入等の改正内容を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」を 25 年 4 月 16 日に国会に提出しました（同年 6 月 12 日成立・同月 19 日公布）。加えて、本改正法を踏まえ、関係政府令を整備しました（政令は 26 年 1 月 24 日公布・内閣府令は同年 2 月 14 日公布・いずれも同年 4 月 1 日施行）。

○ なお、25 年度においては、不公正取引に係る証券監視委からの課徴金納付命令勧告に基づき、審判官による審判手続を経て、合計 36 件の課徴金納付命令の決定を行いました。

【資料 1 不公正取引に係る課徴金納付命令の実施状況】

(単位：件)

区 分	23 年度	24 年度	25 年度
インサイダー取引	14	18	26
相場操縦	4	10	10
合 計	18	28	36

(出所) 総務企画局総務課審判手続室調

②評価

24 年・25 年の上記法改正及び関係政府令の整備により、市場の公正性・透明性を確保するための制度整備が着実に進んでいると考えています。

(2) 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保

①取組内容

ア. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

外部から寄せられる開示制度に関する照会に対し、行政対応の透明性・予測可能性の向上の観点から、法令や開示ガイドライン等の根拠を示すことなどにより適切かつ迅速に回答を行いました。また、有価証券報告書等の提出期限の延長の承認に係る開

示ガイドラインの改正（25年6月11日施行）などを行いました。併せて、有価証券報告書等の開示書類の受理等に関し、共通の認識をもって事案に対応することにより行政対応の透明性・予測可能性の向上に資するため、財務局等又は金融商品取引所との間で必要な情報について情報交換や意見交換等を行いました。

イ. 有価証券報告書等の記載内容の適切性の確保・課徴金制度の適切な運用

有価証券報告書等の記載内容の適切性を確保するため、有価証券報告書レビューとして、法令改正があった事項に係る各社の対応状況の審査及び特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査のほか、適時開示や金融庁に提供された情報等に関する審査を行うことにより、より深度のある審査を行いました（25年9月及び12月に実施結果を公表）。また、有価証券報告書レビュー等を踏まえ、有価証券報告書の作成に当たり留意すべき点について金融庁ウェブサイト公表しました（26年3月）。

開示書類の虚偽記載等の違反行為については、証券監視委と連携をとりながら、25年度において課徴金納付命令の勧告に伴う審判手続開始の決定を9件行ったほか、審判官による審判手続を経て課徴金納付命令の決定を9件行うなど、課徴金制度を適切に運用しています。

【資料2 開示書類の虚偽記載等に係る課徴金納付命令の実施状況】

(単位：件)

区 分	23年度	24年度	25年度
課徴金納付命令件数	15	8	9

(出所) 総務企画局総務課審判手続室調

ウ. 無届募集を行う発行者への対応

無届募集を行う発行者への対応については、企業情報の適切な開示が確保されるよう、開示ガイドラインに基づく対応を行いました。具体的には、金融庁に提供された情報等を基に、各財務局等に対し発行者へのヒアリングを指示するなど、発行者による勧誘行為の実態把握に努め、無届募集であることが判明した場合には、有価証券届出書等の提出の催告や捜査当局への情報提供を行うなど、必要な措置を講じました。また、無届募集を行っている者に対し警告書の発出を行うとともに、当該者の名称等について金融庁ウェブサイト公表しました（26年2月）。

②評価

財務局等と連携を図りつつ、外部等からの照会に対する対応を適切に行ったこと及び開示ガイドラインの改正により、行政対応の透明性・予測可能性の向上が図られたものと考えています。

また、より深度ある有価証券報告書レビューの実施及び開示書類の虚偽記載等の違反行為に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う発行者への対応の結果、有価証券の発行者の財務内容、事業内容が正確、公平かつ適時に開示されました。

これにより投資者が自らの責任において有価証券の価値その他投資判断するために

必要な正確な情報を得ることができるようになり、投資者保護が図られたものと考えています。

(3) 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進

①取組内容

ア. 国際基準設定主体のガバナンスへの関与及び I F R S の適用に関する議論

国際基準設定主体のガバナンスに関し、資本市場当局の代表者から構成される国際会計基準 (I F R S) 財団モニタリング・ボード (以下「 M B 」という。) において、金融庁が 22 年 10 月から暫定議長、25 年 2 月からは議長として議論を主導しています。現在、 M B では、24 年 2 月に公表した I F R S 財団のガバナンス改革に関する報告書の提言に基づきメンバーの拡大を進めており、25 年 5 月より新規メンバーの募集・選定を行い、26 年 1 月に新規メンバーを公表しました。また、金融庁は、証券市場における会計上の問題を検討している証券監督者国際機構 (I O S C O) 等の国際会議にもメンバーとして参加し、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも協調して積極的な意見発信を行っています。

さらに、我が国における I F R S の適用に関する議論及び取組みについては、国内関係者と連携しつつ、国際会議や海外当局との協議等を通じて、積極的に情報発信を行っています。

我が国における I F R S への対応のあり方については、23 年 6 月から企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議において議論を開始し、24 年 7 月には約 1 年間の議論を整理した「中間的論点整理」を公表しました。その後、同合同会議では「中間的論点整理」を踏まえて更に議論を進め、25 年 6 月、今後の I F R S への対応に資する観点から「国際会計基準 (I F R S) への対応のあり方に関する当面の方針」(以下「当面の方針」という。) を取りまとめました。

「当面の方針」では、 I F R S への対応のあり方に関する基本的な考え方として、まずは、 I F R S の任意適用の積上げを図ることが重要であるとの観点から、① I F R S を任意適用できる会社の要件の緩和、② I F R S の一部を修正して使用する「修正版 I F R S」の作成、③金商法における単体財務諸表の簡素化を行っていくこととしています。

I F R S の強制適用の是非等については、未だその判断をすべき状況になく、今後、 I F R S の任意適用企業数の推移や、米国の動向及び I F R S の基準開発の状況等の国際的な情勢を見極めながら、関係者による議論を行っていくこととしています。

また、我が国の I F R S に関する意見発信の強化のための取組みなどについても、関係者が協力して適切に対応していくこととしています。

イ. I F R S の任意適用の円滑な実施

我が国における I F R S の任意適用に関しては、国際的な財務・事業活動を行う上場企業の連結財務諸表を対象に 22 年 3 月期決算から適用が認められました。その後、

民間関係者の協力も得ながら、IFRSの任意適用の着実な増加に努めてきましたが、「当面の方針」を踏まえて、IFRSの任意適用が可能な会社の要件を緩和するため、25年10月に関連する内閣府令を改正しました。

こうした状況の下、IFRSの任意適用会社数は、正式にIFRSを任意適用すると公表した会社を含め33社（26年3月末時点）となっています。

ウ. 企業会計基準委員会による質の高い会計基準の開発や研究等の取組みの支援

企業会計基準委員会（ASBJ）は、「当面の方針」において、IFRSの一部を修正して使用する「修正版IFRS」の検討は会計基準の策定能力を有するASBJが行うこととされたことから、ASBJ内に作業部会を設置し、25年8月から検討を行っています。

また、我が国会計基準については、国際的な基準設定主体の動きも踏まえ、25年9月、「企業結合に関する会計基準」等の改正を公表しており、金融庁もASBJの活動を支援しました。

②評価

IFRS財団のガバナンスに関しては、MBメンバーの拡大により、多様な資本市場当局と連携し、公益の観点からIFRS財団の会計基準設定プロセスに対するガバナンスを強化することができました。また、IOSCO等の国際会議への参加等を通じ、国際的に質の高い会計基準の実現に向けた貢献ができたと考えています。

我が国におけるIFRSへの対応のあり方に関しては、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議が取りまとめた「当面の方針」において、IFRSの任意適用の積上げを図ることが重要であるとの観点から、IFRSを任意適用できる会社の要件の緩和や、IFRSの一部を修正して使用する「修正版IFRS」の作成、単体開示の簡素化を行っていくことが示されました。

IFRSを任意適用できる会社の要件の緩和については、25年10月に上場の要件を撤廃するなどの措置を盛り込んだ内閣府令の改正を行いました。また、単体財務諸表の簡素化については、26年3月に金商法における単体財務諸表の開示を簡素化する目的で、内閣府令の改正を行いました。一方、「修正版IFRS」の検討については、ASBJを中心に市場関係者による精力的な検討が継続されています。

こうした取組みの下、IFRSの任意適用会社数は33社（26年3月末現在）となり、我が国が単一で高品質な会計基準の策定という目標に向かって着実に進んでいるものと考えています。

我が国会計基準についても、国際的な会計基準設定主体の動きも踏まえ、ASBJによる企業結合に関する会計基準等の改正を支援しており、我が国会計基準の高品質化に貢献できたものと考えています。

(4) 包括的かつ機動的な市場監視

①取組内容

ア. 証券監視委では、市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の観点から、問題があると思われる情報を広く一般投資家等から収集するため、電話、文書、来訪、インターネットなど様々な方法で受け付けています。26年3月には、情報提供者の利便性を高めるために、情報提供窓口のウェブサイトを改修するとともに、提供いただきたい情報の例を新たに記載するなど、有用な情報の収集に努めました。

25年度においては、情報提供窓口に6,401件の情報が寄せられ、また、年金運用等に関する有用性の高い情報を収集するための専用窓口「年金運用ホットライン」において、投資一任業者の業務運営の実態等に関して18件の情報を受け付けました。

さらに、株価の不自然な動きが見られた銘柄や重要事実が公表された銘柄などについて、内外プロ投資家等によるクロスボーダー取引を含め、市場の公正性を害する不公正取引が疑われるものを審査するとともに、併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の行為がなかったかについても審査を行いました。

25年度においては、1,043件の取引審査を実施し、問題が把握された取引については、証券監視委内の調査・検査担当課室において実態解明を行い、違反行為が認められたものは勧告等を行いました。

【資料3 情報受付件数】

(単位：件)

区 分	23年度	24年度	25年度
インターネット	3,543	3,881	4,316
電 話	2,033	1,883	1,518
文 書	385	346	395
来 訪	54	57	56
財務局等から回付	164	195	116
合 計	6,179	6,362	6,401

(出所) 証券監視委市場分析審査課調

【資料4 取引審査実施件数】

(単位：件)

区 分	23年度	24年度	25年度
価格形成	73	84	86
インサイダー取引	819	875	943
その他	21	14	14
合 計	913	973	1,043

(出所) 証券監視委市場分析審査課調

イ. 機動的な市場監視に役立てるため、金融・資本市場において、近年、取引規模が

増加する等、重要性や影響度が増してきている取引手法についての実態把握や、市場動向の背景にある問題等の分析に努めました。25年度においては、市場のボラティリティーや多くの市場参加者の投資行動へ影響を与えている高頻度取引（HFT：High Frequency Trading）やアルゴリズム取引について、主に欧米におけるHFT等の実態把握や規制の動き及びそれらが関与する不公正取引事案の摘発状況について調査を行いました。

また、株式の発行過程における不適切な行為と流通市場における不適切な行為が複合的に関連して行われる不公正取引の事案について、昨年引き続き実態を分析・整理し、25年6月に公表（「不公正ファイナンスの実態分析と証券取引等監視委員会の対応」）し、情報の周知を実施しました。さらに、近時、発行が増加傾向にあるライツ・オフリングについても実態把握及び問題点の分析を行いました。

加えて、金融庁や財務局、自主規制機関などとも引き続き積極的な情報交換を行い、包括的かつ機動的な市場監視に努めています。

②評価

ア. 一般投資家等から寄せられた情報については、市場における生の声であり、証券監視委が審査・検査・調査等を行うに際しての有用な端緒として役立っており、ウェブサイトの改修などにより、さらに有用な情報が収集できるものと考えています。

また、引き続き、機動的かつ迅速に取引審査を行ったことにより、実効性のある効率的な市場監視につながったと考えています。

イ. 金融・資本市場において、近年、取引規模が増加する等、重要性や影響度が増してきている取引手法や市場動向の背景にある問題等の分析に取り組むとともに、金融庁や財務局、自主規制機関などとも引き続き積極的に情報交換を行うことで、金融・資本市場に対する包括的かつ機動的な市場監視に寄与したものと考えています。

（5）クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引への対応

①取組内容

ア. クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引については、海外当局とも緊密に連携しながら取引調査（国際取引等調査）を実施し、25年度においては、インサイダー取引事案4件、相場操縦事案2件、偽計取引事案1件の計7件の課徴金納付命令の勧告を行いました。このうち4件（インサイダー取引事案1件、相場操縦事案2件、偽計取引事案1件）は、海外に所在する違反行為者に対するものでした。

【資料5 国際取引等調査に係る勧告の実施状況】

（単位：件）

区 分	24年度	25年度
インサイダー取引	6	4
相場操縦	1	2

偽計取引	0	1
合 計	7	7

(出所) 証券監視委取引調査課国際取引等調査室調

イ. I O S C O (証券監督者国際機構) 等における国際的議論への参画や海外当局等との情報交換等により、不公正取引等の監視に関する国際的な連携の強化に努めているほか、クロスボーダー取引への監視を担う人材育成の一環として、証券監視委の事務局職員を海外規制当局等が実施する研修に派遣することにも取り組みました。

【資料6 I O S C Oの多国間情報交換枠組み(MMOU)への署名当局】

(単位: 件)

	2012年5月	2013年4月	2014年3月
署名当局数	86	94	101

(出所) 証券監視委総務課調

②評価

ア. 我が国市場において、クロスボーダー取引が日常化している中、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引に対して、証券規制当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、海外当局と緊密に連携しながら対処したことは、我が国市場の公正性・透明性の向上につながったと考えています。

イ. I O S C O等における国際的議論への参画や証券規制当局間の情報交換枠組みの活用等を通じた国際的な連携を図りつつ、必要に応じて海外当局との間で情報の収集・提供に取り組みました。さらには、海外当局主催の研修への職員派遣や海外当局との人材交流を通じて、海外の審査・調査手法等を習得するとともに、クロスボーダー取引にかかる調査等について意見交換を行ったことは、海外当局との緊密な関係構築のために必要な人材の育成及び海外当局との一層の連携強化につながったものと考えています。

(6) 不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施

①取組内容

ア. インターネット取引や複数口座を用いた相場操縦行為など不公正取引の傾向の変化に適切に対応するため、事例研究や実践的な研修などによる調査手法の向上、及び電磁的記録の保全・復元・解析等を行う作業(デジタルフォレンジック)の運用体制の整備などの取組みに努めるとともに、不公正取引に対して迅速・効率的な調査を実施し、違反行為が認められた事案については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の勧告を行いました。

25年度においては、35件の課徴金納付命令の勧告を行いました。

このうち、インサイダー取引については、第一次情報受領者による違反行為等が認められた28件について勧告を行うとともに、相場操縦については、複数口座の利

用等が認められた7件について、勧告を行いました。

【資料7 取引調査に係る勧告の実施状況】

(単位：件)

区 分	23 年度	24 年度	25 年度
インサイダー取引	14	13	28
相場操縦	3	12	7
合 計	17	25	35

(出所) 証券監視委取引調査課

(※) 【資料5 国際取引等調査に係る勧告の実施状況】の件数は除く。

イ. 不公正取引を未然に防止する観点から、「金融商品取引法における課徴金事例集」において、「バスケット条項に該当するとされた勧告事例」を掲載するなど、内容の充実に努めました。さらに、証券監視委職員による講演等において、本事例集を引用して積極的に活用しました。

ウ. 課徴金制度が導入されてから8年が経過し、取引調査の実務が定着してきたことを踏まえ、取引調査の基本的な考え方や標準的な実施手続等を定めた「取引調査に関する基本指針」を策定し、25年8月に公表しました。

②評価

ア. 人材育成や研修の実施、及びデジタルフォレンジックの運用体制の整備などにより、第一次情報受領者によるインサイダー取引の増加及びインターネット取引や複数口座を用いた相場操縦行為などの不公正取引の傾向の変化に対応した取引調査を実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令の勧告を行いました。こうした取組みは、市場の公正性・透明性の確保につながるものであると考えています。

イ. 課徴金事例集の内容を充実し、これを公表するとともに、証券監視委職員が講演等において引用して活用した結果、不公正取引の未然防止等、市場参加者の自主的な規律付けの促進につながったものと考えています。

ウ. 取引調査の基本的な考え方や標準的な実施手続等と定めた「取引調査に関する基本指針」を公表したことにより、調査手続の透明性を高めることができたと考えています。

(7) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

①取組内容

ア. デジタルフォレンジックの積極的な活用等により、正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるよう迅速・効率的な開示検査に努めるとともに、開示書類の虚偽記載などが認められたときは、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令の勧

告を行いました。

25年度においては、架空売上の計上や売上原価の過少計上等による有価証券報告書等の虚偽記載に対する9件の課徴金納付命令及び1件の訂正報告書の提出命令の勧告を行いました。

また、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合についても、有価証券報告書等の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うよう促しました。

【資料8 開示検査に係る勧告の実施状況】

(単位：件)

区 分	23年度	24年度	25年度
課徴金納付命令	11	9	9
訂正報告書等提出命令	0	1	1
合 計	11	10	10

(出所) 証券監視委開示検査課

(※) 開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、当該開示書類の訂正報告書等が提出されないときには、訂正報告書等の提出を命ずるよう勧告を行うが、自発的に訂正した場合には行わない。

イ. 市場内外の様々な情報の収集・分析態勢を強化し、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するため、市場関連部局や自主規制機関との間で、市場における様々な問題・課題等について認識の共有に努めるなど、連携を図りました。

また、金融商品取引所等との間においては、最近の虚偽記載事案の紹介を踏まえた意見交換等を行い、証券監視委の持つ問題意識や関連情報の共有を図りました。

ウ. 任意適用が始まった国際会計基準（IFRS）の下で開示検査を的確に行うため、その情報の収集・分析に努めました。

エ. 新たに「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」を発行し、勧告事例に加えて自主訂正事案について掲載するなど、開示規制違反に係る事例紹介の内容充実にも努めました。さらに、本事例集の概要について、監視委メールマガジンへの掲載や雑誌への寄稿など積極的な情報発信に努めました。

オ. 課徴金制度が導入されてから8年が経過し、開示検査の実務が定着してきたことを踏まえ、開示検査の基本的な考え方や標準的な実施手続等を定めた「開示検査に関する基本指針」を策定し、25年8月に公表しました。

②評価

ア. ディスクロージャー違反の態様には、架空売上の計上や売上の前倒し計上、資産の過大計上、負債の過小計上等がありますが、こうした多岐にわたる違反事案について課徴金納付命令の勧告を行いました。

また、開示検査対象企業においては、必要に応じて第三者委員会等を設置し、自

ら開示書類の訂正を行った事例があるほか、重要な事項について虚偽記載等が認められなかった場合でも、証券監視委の懲憑を受け自発的に訂正を行う事例がありました。こうした取組みにより、自律的な取組みが促され、対象企業による正確な企業情報の市場への提供や、市場規律の強化につながったものと考えています。

イ. 市場関連部局や自主規制機関との連携を図ることにより、開示検査事案の端緒となる情報を取得して有効に活用しており、迅速・効率的な開示検査の実施が図られているものと考えています。

また、開示企業と日常的に関わりのある金融商品取引所等との間で、証券監視委の持つ問題意識や関連情報の共有を図ったことは、金融商品取引所等における上場企業の管理を通じて、市場参加者の自主的な規律付けを促すものであったと考えています。

ウ. 任意適用が始まった国際会計基準（IFRS）について、その情報の収集・分析に努めたことは、我が国企業のディスクロージャー動向の適切な把握に資するものであると考えています。

エ. 新たに課徴金事例集～開示規制違反編～を発行し、開示規制違反に係る事例紹介の内容充実にも努めるとともに、本事例集について積極的に情報発信を行った結果、開示企業による正確な企業情報の市場への提供や、市場規律の強化につながったものと考えています。

オ. 開示検査の基本的な考え方や標準的な実施手続等を定めた「開示検査に関する基本指針」を公表したことにより、検査手続の透明性を高めることができたと考えています。

（８）犯則事件に対する厳正な調査の実施

①取組内容

ア. 市場の公正性を害する犯則行為である、インサイダー取引、相場操縦、偽計（不正ファイナンス等）、風説の流布、虚偽記載のある有価証券報告書の提出等の悪質な事案に対して、必要に応じて捜査当局や財務局と連携しつつ、厳正な調査を行っています。

こうした調査の結果、25年度においては、インサイダー取引事件、相場操縦事件及び風説の流布事件について計3件の告発を行いました。

【資料9 犯則事件に係る告発の実施状況】

（単位：件、人）

区 分	23年度		24年度		25年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
インサイダー取引	6	11	2	8	1	1

相場操縦	1	1	0	0	1	1
風説の流布・偽計	4	16	1	2	1	1
虚偽の有価証券報告書提出等	4	18	0	0	0	0
その他	0	0	4	16	0	0
合 計	15	46	7	26	3	3

(出所) 証券監視委特別調査課調

(※1) 人数には、法人を含む。

(※2) 件数及び人数は、ともに延べ数である。

イ. 我が国市場においてクロスボーダー取引や海外資本の参入が広く見られるようになってきているなか、インサイダー取引や、粉飾・偽計（不公正ファイナンス等）においても、海外に開設された証券口座や銀行口座が利用される事案が目立つようになっています。また、外国に本社を有する会社が日本の顧客から集めた多額の出資金を当該国に送金させ、他の顧客の配当金等に流用していた事案も発生しています。

このようなクロスボーダーでの不正行為を摘発するためには、各国の市場監視当局間の連携が不可欠であり、証券監視委は、証券規制当局間の情報交換枠組みを積極的に活用し、調査に有用な情報を交換し、外国当局による処分等の働きかけに努めました。

ウ. IT化が進展する中で、犯則事件の調査において、デジタルフォレンジックは必要不可欠であり、更にその充実、高度化が求められる中、近年、人員の確保及び機器やソフトウェアの導入等、デジタルフォレンジックに係る態勢の充実等を図ってきました。25年度においては、外部研修への参加や部内研修の実施を通じて、導入した機器やソフトウェアを用いたデータ分析等のノウハウの向上、共有化にも努めました。

②評価

ア. インサイダー取引事件、相場操縦事件及び風説の流布事件について告発をしたことにより、証券監視委が、引き続き、市場の公正性を害する行為を厳正に監視していることを、市場に対して示すことができたものと考えています。

イ. 証券規制当局間の情報交換枠組みを積極的に活用することにより、海外当局と密接に連携し、クロスボーダーでの不正行為の実態解明、実効性のある監視強化がなされてきていると考えています。例えば、証券監視委からの協力要請を受けた米国証券取引委員会の申立を受け、米国ネヴァダ州連邦地方裁判所から、同州にあるMRIインターナショナル本社及びその代表者等に対し資産凍結命令等が出されています。

ウ. デジタルフォレンジックに係る態勢の充実については、研修の実施等により、近年導入してきた機器やソフトウェアを活用するスキルが部内で幅広く共有され、高度化・急増するデジタルフォレンジックを効率的に行うことが可能となり、犯則調

査の効率化につながるものと考えています。

(9) 自主規制機関との適切な連携

①取組内容

ア. 日本証券業協会等の自主規制機関と、投資者の保護に資する施策等に関して、定期的及び随時に情報交換等を実施しました。

公募増資インサイダー取引事案の発生を受け、日本証券業協会は、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」（金融庁はオブザーバーとして議論に参加）において再発防止策の検討を行い、25年4月、インサイダー取引防止及び法人関係情報の管理態勢の徹底を図るための自主規制規則の改正を行いました。また、アナリスト・レポートの作成・公表を制限するいわゆるブラックアウト・ルールのあり方について、金融庁も議論に参加し、継続して検討しています。

また、同協会においては、高齢顧客に対する勧誘・販売に関するトラブルの多発等を受け、「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」（金融庁はオブザーバーとして議論に参加）において高齢顧客に対する勧誘・販売のあり方について検討を行い、25年12月、高齢顧客に対する適切な勧誘・販売態勢を確保するための自主規制規則の改正及び「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」の制定を行いました。金融庁としても、平成25年12月、監督指針を改正し、金融商品取引業者等に対して当該自主規制規則等に沿った高齢者に対する勧誘・販売態勢の整備を求めていくこととしました。

さらに、同協会においては、金融商品取引業者による最近の不適切な広告事例等を踏まえ、「広告等に関するワーキング・グループ」を開催し、広告に関する規則等が十分なものになっているかの議論・検証を行っており、金融庁はこれにオブザーバーとして参加しております。

金融先物取引業協会は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、短時間で損益の結果が判明するため、顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあるものが存在すること等を踏まえ、「バイナリーオプションワーキング・グループ」（金融庁はオブザーバーとして議論に参加）における検討を経て、25年7月、通貨関連バイナリーオプションの個人向け金融商品としてあるべき商品性や取扱方法に関する自主規制規則等を制定しました。金融庁としても、25年7月、内閣府令及び監督指針を改正し、通貨関連バイナリーオプションについて適切な規制の枠組みの構築を図るとともに、具体的な監督上の着眼点を示しました。また、日本証券業協会においても、上記経緯を踏まえ、「バイナリーオプション取引に関するワーキング・グループ」（金融庁はオブザーバーとして議論に参加）において検討を行い、25年11月、有価証券関連バイナリーオプションの個人向け金融商品としてのあるべき商品性や取扱方法に関する自主規制規則の制定を行いました。

さらに、金融先物取引業協会においては、通貨関連店頭デリバティブ取引等においてスリッページの非対称な取扱いが行われていたこと等を踏まえ、金融庁とも意

見交換を行いながら「FX部会幹事会」において検討を行い、25年8月、顧客が一方的に不利となるような非対称なスリッページの取扱いの禁止等を定める自主規制規則等の改正を行いました。

第二種金融商品取引業協会においては、加盟会員が少数にとどまっていることから、金融庁と連携し、協会に加盟していない第二種金融商品取引業者を対象とした講演会の開催等、同協会の会員増加に向けた取組みを行っています。金融庁においては、こうした取組みを後押しする関連から、協会に加盟していない第二種金融商品取引業者に対して、協会規則に準ずる社内規則の作成及び当該社内規則を遵守するための体制整備を義務付ける等の内容を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（26年3月）。

イ. 各金融商品取引所と、自主規制機能の強化に向けた取引所規則の改正等に関して、定期的及び随時に意見交換等を実施しました。

特に、一部の上場会社が適切な情報セキュリティ措置を講じていなかったために、公表予定時刻より前に、外部の者が会社情報を閲覧できるケースがあることが明らかになったことを受け、25年4月、上場会社等に対し、自社ウェブサイト等に会社情報を掲載する際の留意事項を、金融庁と各金融商品取引所の連名で通知しました。

その後、各金融商品取引所は、上場会社が重要な会社情報を自社ウェブサイト等に掲載する際の遵守事項等を定める取引所規則の改正を行い、25年6月より施行しました。

また、各金融商品取引所は、虚偽記載等に係る上場廃止基準の取扱いを明確化し、投資者の予見可能性を向上するとともに、上場廃止に至らない場合であっても、特設注意市場銘柄に指定することにより、一定期間内に内部管理体制等の改善を求めることが可能となる等の規則改正を行い、25年8月から同年9月にかけて施行しました。

②評価

ア. 金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化や不祥事案（公募増資インサイダー事案等）などの発生を受け、日本証券業協会及び金融先物取引業協会において、各種ワーキング・グループが設置され、金融庁もオブザーバーとして参加し、自主規制規則の改正等が行われたことは、投資者保護や市場の公正性・透明性の確保に資する取組みであったと考えています。また、各自主規制機関においては、会員各社に対する監査等を通じて、自主規制規則の改正等への対応状況をフォローアップしているところですが、金融庁としても、引き続き自主規制機関と連携しながら、金融商品取引業者等における健全かつ適切な業務運営の確保に取り組んでいきます。

イ. 各金融商品取引所の自主規制機能の強化に向けた規則改正等について、各金融商品取引所と適切に連携したことは、市場の公正性・透明性の確保に資する取組みで

あったと考えています。

(10) 市場参加者の規律強化に向けた取組み

①取組内容

ア. 自主規制機関においては、市場規律を強化するため、売買審査や上場管理を実施するほか、所属する会員の業務の適正性をチェックする考査・監査等を実施し、自主規制機能を果たしています。証券監視委は、これら自主規制機関との間で、定期的に業務報告を受けたり、意見交換を行い、市場における様々な問題・課題についての認識を共有し、緊密な連携に取り組んでいます。また、証券監視委が開催する研修に、自主規制機関の職員に参加してもらうなど、検査・考査の手法等の向上を図っています。

【資料 10 意見交換会等の実施件数】

(単位：件)

	23 年度	24 年度	25 年度
件数	52	45	36

(出所) 証券監視委総務課調

イ. 全国の各証券取引所が開催するコンプライアンス・フォーラムでの講演や各種広報媒体への寄稿を通じて、上場会社等の内部管理態勢のあり方等を発信したほか、金融商品取引業者等、自主規制機関、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等に対する幅広い情報発信に取り組みました。

また、証券監視委の活動状況や問題意識等について、機関誌等各種広報媒体への寄稿や証券監視委のメールマガジンの発行を継続的に行い、市場規律の強化のための情報発信に取り組みました。

【資料 11 講演会等の実施件数】

(単位：件)

対 象	23 年度	24 年度	25 年度
市場参加者	46	41	34
日本公認会計士協会、日税連等	10	8	0
日本弁護士連合会、弁護士等	3	2	1
大学・法科大学院等	7	5	7
合 計	66	56	42

(出所) 証券監視委総務課調

【資料 12 寄稿の実施件数】

(単位：件)

広報媒体	23 年度	24 年度	25 年度

自主規制機関等の刊行物及びホームページ等	55	53	32
各種専門誌及びホームページ等	28	28	13
合計	83	81	45

(出所) 証券監視委総務課調

ウ. 証券監視委は、調査・検査に基づき勧告・告発等を行ったときは、速やかにその内容を記者に説明するとともに、ウェブサイトを通じて公表しています。その際は図表を活用して個別事案を説明したり、証券監視委のメールマガジンにおいて、その事案が市場や社会へ及ぼす影響を解説するなどしています。

また、26年2月には、証券監視委ウェブサイトについて、利用者の使いやすさに配慮したレイアウトの見直しを行いました。

エ. 証券監視委では、毎年度、「金融商品取引法における課徴金事例集」を取りまとめて公表しています。25年度は、25年6月に開示規制違反編、25年8月に不公正取引編をそれぞれ公表しました。「金融商品取引法における課徴金事例集」に掲載している事例については、各種の講演資料等に引用するなど、その活用にも努めています。

②評価

ア. 自主規制機関との積極的な意見交換等を実施した結果、証券監視委と自主規制機関との間で市場における様々な問題・課題等について、認識の共有を図ることができたことは、市場規律の強化の観点から有効であったと考えています。また、証券監視委が開催する研修に、自主規制機関の職員に参加してもらったことは、検査等に関するノウハウ等の習熟及び共有化を図ることができ、これらの取組みにより、市場の公正性の確保が図られたものと考えています。

イ. 市場規律の強化を図る上で重要な役割を持つ諸団体に対する講演や各種広報媒体への寄稿、メールマガジンの発行等を通じて、証券監視委の活動状況や問題意識等について、幅広く情報発信に取り組んだことは、不公正取引の未然防止など市場規律の強化につながったものと考えています。

ウ. 証券監視委が告発・勧告等を行ったときに、市場や社会へ及ぼす影響も含め、その内容を分かりやすく説明するように努めたことは、その事案が持つ意義付けやその社会的背景を含めた正確な報道を通じて、市場参加者等に対し、証券監視委の活動に対する理解と関心がより深められ、市場規律の強化につながったと考えています。

エ. 「金融商品取引法における課徴金事例集」を公表し、また市場参加者等に対する講演において活用したことは、不公正取引の未然防止等、市場参加者の自主的な規律

付けの促進につながったものと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①不公正取引の規制に関する制度整備と課徴金制度の適切な運用

不公正取引の規制に関する制度整備が行われたところ、今後も引き続き不公正取引に関して課徴金制度を適切に運用していく必要があります。

②金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保

引き続き、財務局等と連携を図りつつ、外部等からの照会に対する適切な対応、有価証券報告書レビューの実施及び開示書類の虚偽記載等の違反行為に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う発行者への対応等を通じ、ディスクロージャーの適切性の確保に努めます。

③国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進

我が国における I F R S の適用のあり方については、「当面の方針」で示された、「任意適用要件の緩和」、「修正版 I F R S」の検討、「単体開示の簡素化」のうち、「任意適用要件の緩和」、「単体開示の簡素化」は必要な措置を行いました。「修正版 I F R S」については、現在も検討が継続されているため、今後の検討状況を注視しつつ、修正版 I F R S の具体的な指定方法について検討していくこととなります。

④包括的かつ機動的な市場監視

引き続き、市場動向の変化に対応した情報の収集・分析態勢等の強化を行いつつ、幅広く情報を収集して個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視を行っていく必要があります。

⑤クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引への対応

クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引に対しては、海外との間のクロスボーダー取引の拡大等を踏まえつつ、証券規制当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、海外当局と緊密に連携して対処していきます。

また、引き続き I O S C O 等の国際的な議論に積極的に参画し、海外当局との情報交換等を通じた国際的な連携を図っていきます。加えて、今後も、海外当局との人材交流や海外当局主催の研修への職員派遣を通じて、海外の先進的な審査・調査等の技術を習得させるほか、クロスボーダー取引にかかる調査等について意見交換を行うなど、海外当局との連携を一層強化し、監視の強化につなげていきます。

⑥不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施

ア. 金融商品取引法改正に伴う課徴金の対象拡大に適切に対応するとともに、デジタ

ルフォレンジックの運用体制の充実や積極的な活用などにより、取引調査の一層の迅速化・効率化を図ります。

イ. 不公正取引を未然に防止する観点から、課徴金事例集の内容の充実を図るとともに、情報発信の多様化に努めることにより、市場関係者の自主的な規律付けへの働きかけを行います。

⑦ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されることを主眼とし、迅速・効率的な開示検査の実施に努めます。

上場企業等が虚偽記載を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい企業情報を市場に提供するよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。その際、必要に応じて、虚偽記載等の原因となった内部管理上の問題も指摘し、改善を求めていきます。

⑧犯則事件に対する厳正な調査の実施

金融商品取引法改正に伴う刑事罰の対象拡大に対応するための体制整備を行うとともに、インサイダー取引、相場操縦、偽計（不公正ファイナンス等）等の金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、デジタルフォレンジック等を十分に活用し、必要に応じて各地域の捜査機関や財務局、更に海外当局とも連携のうえ、厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは、検察官に対して告発を行うことにより、市場規律の強化に努めます。

⑨金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携

引き続き、自主規制機関と緊密な情報交換等を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていく必要があります。

また、各自主規制機関は金融庁が行政対応を行う対象であるという観点から、各自主規制機関に対して横断的に深度ある監督を行う必要があります。

また、第二種金融商品取引業協会においては、加盟会員が少数にとどまっていることから、金融庁及び各財務局が同協会と連携し、加盟会員数の拡大に向けた取組みを行う必要があります。

⑩市場参加者の規律強化に向けた取組み

引き続き、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促していくため、証券監視委の活動状況や問題意識等について積極的な情報発信・提供を行っていく必要があります。

さらに、証券監視委が市場監視活動の過程で把握した制度上の論点についても、これを積極的に金融庁や自主規制機関に伝えていくことなどを通じ、市場ルールの改善に向けた貢献を行っていきたいと考えています。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容
 予算要求及び機構・定員要求

平成 27 年度要求内容	関連する 事務事業	要求種別	要求額	(参考) 26 年度予算額
課徴金制度関係経費	①②	予算 ＜継続＞	3,073 千円	3,073 千円
企業財務諸制度調査等経費	③	予算 ＜継続＞	28,166 千円	30,734 千円
証券取引等監視経費（証券取引審査経費）	④	予算 ＜継続＞	1,199 千円	859 千円
情報収集・分析態勢強化経費	④	予算 ＜継続＞	13,983 千円	17,001 千円
証券取引等監視委員会一般事務費	④～⑧	予算 ＜継続＞	17,628 千円	18,783 千円
デジタルフォレンジック関連システム運用経費	④～⑧	予算 ＜継続＞	48,510 千円	26,254 千円
インターネット巡回監視システム運用経費	④～⑧	予算 ＜継続＞	14,169 千円	15,184 千円
証券取引等監視経費（課徴金調査等経費）	⑤～⑦	予算 ＜継続＞	47,442 千円	48,902 千円
情報収集・分析ツール運用経費	⑦	予算 ＜継続＞	6,509 千円	6,445 千円
証券取引等監視経費（犯則調査経費）	⑧	予算 ＜継続＞	83,161 千円	85,509 千円
特定有価証券に関する開示書類の審査体制の整備（財務局）	②	機構・定員		
デジタルフォレンジック体制の強化・整備	④～⑧	機構・定員		

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅲ-4)

施策名	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備					
施策の概要	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するため、金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督及び検査を実施して業務の実態把握を図る。また、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を行うとともに、再発防止のため、業務改善の実施状況の適切なフォローアップを図る。					
達成すべき目標	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	21	26	27	27
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	21	26	-	-
執行額(百万円)		13	13	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督の実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>・法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融商品取引業者17者に対し、行政処分を行った。</p> <p>・証券会社の自己資本規制について、バーゼルⅢの開示規制に対応するために、告示を改正した。</p> <p>・証券取引等監視委員会において、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた11件について、検査結果を公表等を行った。また、当該11件を含め、金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者29社について、社名・代表者名・法令違反行為等の公表等を行った。</p>	内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督を実施する。	達成
測定指標	②検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>・新たな取組みとして、大手証券会社グループに対する年間を通じたオン・オフ一体による検査・モニタリングの開始、第二種金融商品取引業者等に対する検査実施件数の増加のための取組み(登録事項検査)等を行った。</p> <p>・MRI問題を踏まえ、第二種金融商品取引業者に対する重点的な検査を実施した。</p> <p>・検査対象先の選定に当たり、情報の収集先の拡大や深度ある事前分析により、検査実施の優先度の判断等を行い、271件の検査を実施した。特に、第二種金融商品取引業者については、検査実施件数が108件(うち登録事項検査は50件)となり、前年度比88件の増加となった。</p> <p>・検査の結果、118業者に対して問題点を通知するとともに、重大な法令違反等が認められた18件(17者)について、行政処分勧告を行った。</p> <p>・また、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた11件について、検査結果の公表及び監督部局への情報提供を行った。</p>	検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査を実施する。	達成

	③政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>・公募増資インサイダー取引事案の再発防止を図るため、日本証券業協会のワーキング・グループ(金融庁も参加)において検討が行われ、25年4月に必要な自主規制規則の改正が行われた。</p> <p>・高齢顧客に対する勧誘・販売に関するトラブルの発生等を受け、日本証券業協会のワーキング・グループ(金融庁も参加)において検討が行われ、25年12月に必要な自主規制規則の制定等が行われた。</p> <p>・一部の個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあること等を踏まえ、金融先物取引業協会及び日本証券業協会のワーキング・グループ(金融庁も参加)において検討が行われ、25年7月及び11月に必要な自主規制規則の制定が行われた。</p> <p>・通貨関連デリバティブ取引等について、スリッページの非対称な取扱いが行われていたこと等を踏まえ、当庁と金融先物取引業協会が連携して検討を行い、25年8月に必要な自主規制規則等の改正が行われた。</p>	<p>政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う。</p>	<p>達成</p>

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
	(判断根拠)	<p>金融庁においては、重大な問題が認められた金融商品取引業者等に対し、行政処分など、金融商品取引業者等における業務運営態勢の改善に向けた取組みを進めました。また、公募増資インサイダー事案を受けた一連の再発防止に向けた取組みにより、証券会社における情報管理態勢は強化されてきていると考えていますが、引き続き、証券会社等の再発防止策の定着状況をフォローしていく必要があります。</p> <p>証券会社の自己資本規制については、バーゼルⅢの開示規制に対応するため、告示を改正するなど、効率的かつ効果的な監督を行いました。</p> <p>法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、投資者被害の拡大防止、同様の違法行為等の未然防止に努めました。</p> <p>日本証券業協会等の各種ワーキング・グループに金融庁もオブザーバーとして参加し、自主規制規則の改正等が行われました。</p> <p>証券取引等監視委員会においては、効率的かつ効果的な検査を行い、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を求める勧告等を行いました。</p> <p>クロスボーダー事案については、海外当局と緊密に連携した検査を実施しました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、詐欺的な営業を行う悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者について、早期の検査着手により被害の拡大防止等に努めることや、第二種金融商品取引業者や投資助言・代理業者については、検査実施業者数を増加するなど、今後も引き続き取り組むべき課題があることから、「B」としました。</p>
	施策の分析	<p>(1)必要性 市場仲介機能が適切に発揮されるためには、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図ることが必要であると考えています。</p> <p>(2)効率性 監督部局と検査部局の緊密な連携等により、様々な情報を収集・分析して検査対象先の業態その他の特性を踏まえたリスク・ベースの検査を効率的に実施し、問題が認められた金融商品取引業者等に対して速やかに行政処分を行ったり、他の金融商品取引業者等での同様の事案の発生を抑制するための事実関係等の公表などを行うことは、市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境を整備するという施策効果を効率的に実現するものであると考えています。</p> <p>(3)有効性 監督部局と検査部局との間で情報共有を行い、迅速に検査を実施して早期に実態を解明し、的確に行政処分を行うとともに、金融商品取引業者等による再発防止策の策定やそれに基づく業務改善の状況を適時適切にフォローアップすることにより、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営に資することができたと考えています。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 金融取引が高度化・複雑化し、市場が激しく変動する中で、市場仲介機能が適切に発揮されるためには、引き続き、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図ることが必要であると考えています。</p>

		<p>【測定指標】</p> <p>測定指標①について、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するためには、法令に照らして投資者保護等に重大な問題が発生している事実が確認された金融商品取引業者等に対し、引き続き、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、業務改善に向けた取組みを促していく必要があります。併せて、行政処分の内容の公表や、監督指針の整備等を引き続き講ずることによって、法令違反の再発防止に向けた、金融商品取引業者等やその利用者への情報提供を行っていく必要があります。</p> <p>測定指標②について、詐欺的な営業を行う悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者による投資者被害が発生していることや、検査対象業者の範囲の拡大等を踏まえ、引き続き、効率的かつ効果的な検査を実施していく必要があります。</p> <p>測定指標③について、引き続き、自主規制機関と緊密な情報交換等を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていく必要があります。また、各自主規制機関は金融庁が行政対応を行う対象であるという観点から、各自主規制機関に対して横断的に深度ある監督を行う必要があります。</p> <p>以上のことから、これらいずれの測定指標についても、金融商品取引業者等の健全かつ適切な業務運営を確保するための施策を測定するための指標として引き続き採用するべきものと考えています。</p>
--	--	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・監督局証券課証券モニタリング室「最終指定親会社の自己資本比率規制に関する告示(第3の柱)の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」 (http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140320-1.html) ・第8期 証券取引等監視委員会の活動方針(公正な市場の確立に向けて) (http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140121.pdf) ・平成25年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画 (http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2013/2013/20130416-2/01.pdf) ・金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告の実施状況、適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表の実施状況 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/s_kensa.htm) ・日本証券業協会「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱について」 (平成24年12月19日公表、http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaiken/files/20121219atamagami.pdf) ・日本証券業協会「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の制定について ・公募増資等の公表前における情報漏えい等への対応に係る「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について (平成25年3月14日～28日パブリック・コメント募集、http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/bosyu/index.html) ・金融先物取引業協会「個人向け通貨関連店頭バイナリーオプション規制について」 (平成25年7月19日公表 http://www.ffaj.or.jp/binop/) ・金融先物取引業協会「金融先物取引業務取扱規則」 (平成25年8月9日公表 http://www.ffaj.or.jp/userfiles/file/pdf/teikan-syokisoku/h25/Aug/ffaj-gyoutori20130718.pdf) ・日本証券業協会「バイナリーオプション取引に関する規則」の制定及び「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について (平成25年11月19日公表 http://www.jsda.or.jp/katsudou/gaiyou/gyouhou/13/1311/bainarikisoku.pdf)
---------------------------	--

担当部局名	証券取引等監視委員会事務局、監督局証券課	政策評価実施時期	平成26年5月
-------	----------------------	----------	---------

平成 25 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－４

市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>市場仲介機能が適切に発揮されるよう、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第 51 条、第 56 条 2 項 等 ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督方針 ・平成 25 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>①内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督の実施 (内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督を実施する。)</p> <p>②検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施 (検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査を実施する。)</p> <p>③政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携 (政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う。)</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引業者等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・証券検査実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る行政処分等の勧告の実施状況<内容・件数> ・証券検査における金融商品取引業者等に対する法令遵守等の不備に係る通知の実施状況<内容・件数>

2. 平成 25 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査・監督の実施	<p>(1) 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施</p> <p>金融商品取引業者等を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態・個別金融商品取引業者等の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングの実施など、効率的かつ効果的な監督に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時適切に監督指針等の整備を行うなど、明確なルールを整備した上で、報告徴求等により事実関係を把握し、法令違反の事実

等の問題が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行う。また、証券監視委の検査結果を受け、問題があると認められた業者に対しても、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行う。さらに、金融商品取引業者等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。

・先般の公募増資インサイダー問題で、金融市場に対する内外の投資家の信認を傷つけたことを十分に認識し、法人関係情報の管理等、投資者保護と市場の公正性・透明性確保の観点から、各社の業務運営の状況を注視する。また、顧客の属性に応じた商品の企画・開発、適合性の原則の遵守を含めた顧客目線に立った営業、営業部門等への牽制機能や監視機能の適切な発揮等を検証し、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。

・先般生じた AIJ 問題等によって、金融商品取引業者等に対する社会の信頼を揺るがす結果となったことも念頭に、投資運用業者等が顧客のため適切に受託者責任を果たしているか等を検証することを通じて、各社が適切な業務運営態勢の整備を行うよう指導・監督していく。

・また、第二種金商業者や助言・代理業者に対しても、業務の健全性や適切性の観点から、入手した情報の分析を行い、必要に応じて監督上の措置を行っていく。

・大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う指定親会社グループ及び特別金融商品取引業者グループに対しては、定期ヒアリング、各種報告書及び報告徴求等により、グループベースでの自己資本の充実の状況やリスク管理態勢等について実態把握を行い、把握された問題点等については、グループベースでの経営の健全性の状況に応じた監督処分、業務改善命令及び措置命令等の行政処分を行うとともに、業務改善の実施状況を適切にフォローアップしていく。

(2) 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施

金融商品取引業者等に対しては、証券取引等監視委員会が公表する「平成 25 年度証券検査基本方針及び基本計画」に基づき、以下の取組みを進めつつ、効率的かつ効果的な検査の実施に努め、問題点が認められた場合には指摘するほか、重大な法令違反行為等が認められた場合には、行政処分等を求める勧告を行う。

・証券検査において、リスク・ベースでの対象先選定及び着眼点の絞り込みの精度・信頼性を向上させるため、多様化・複雑化する金融商品取引業者、金融商品・取引等に対応して、情報を専門的に収集・分析する体制を強化する。

・実効性のある検査実施の観点から、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努

	<p>め、自主的な改善努力を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小の金融商品取引業者等に対する検査のカバレッジ（検査対象業者数に対する検査を実施した業者数の割合）が低いことが投資者保護上のリスクになっているという指摘を踏まえ、検査の実施回数の増加を図る。 ・ 投資一任業者に対する集中的な検査を継続し、その実施に当たって、引き続き、年金運用ホットラインによる情報収集・分析を強化する。 ・ 監督部局との間では、タイムリーに相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図る。また、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループに対する検査・監督については、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図る。 ・ 金融商品取引業者等の業務の国際化に対応し、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用するとともに、証券当局間の情報交換枠組み等の活用を通じ、海外当局と密接に連携しながら検査を行う。
<p>②金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引所及び金融商品取引業協会と連携して、各自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 25 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査・監督の実施

①取組内容

ア. 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施

効率的な監督を実施するため、金融商品取引業者等の法令遵守に関する情報、財務会計情報、リスク情報等を収集し、定期及び随時のヒアリング等を通じ、投資者保護の状況、金融商品取引業者等の経営状況等の把握を行っています。

その際、問題事案の早期発見のため、金融庁に寄せられた投資者からの情報等も参考情報として積極的に活用しながら、リスク・ベースでの監督を実施しています。

- ・ 投資者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融商品取引業者等に対し、行政処分を行い、適切な業務運営体制の構築を求めるとともに、改善状況についてフォローアップするなど、金融商品取引業者等における業務運営態勢の改善に向けた取組みの実施を求めました。
- ・ 行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を含めて公表を行いました（財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融商品取引業者等の経営改善に支障が生ずるおそれのある場合を除く）。平成 25 年 4 月から 26 年 3 月の間に、17 者に対する行政処分を公表しまし

た。

- ・ 内外の金融システムにおいて大きなプレゼンスを有している大規模証券会社グループについて、金融経済情勢や、証券会社の流動性にも影響を及ぼしかねない国際的な金融規制に係る議論の動向を踏まえ、日本銀行や海外当局とも密接に連携しつつ、外貨も含めたグループ全体の流動性リスク管理に万全を期すよう促しました。

また、グループ全体の統合的なリスク管理態勢の整備状況に加え、グループベースでのデータ集計態勢の整備状況及びテール・リスクを適切に把握するためのストレステストの実施状況、ストレステスト結果の経営における活用状況等を重点的に検証しました。

証券会社の自己資本規制については、現在、単体、川下連結、川上連結の3つの自己資本規制が告示により課されていますが、国際的に活動する大規模証券会社グループに対して、国際的な健全性規制高度化の取組みであるバーゼル3を平成25年3月末から適用するとともに、平成26年3月、バーゼル3の開示規制に対応するために告示を改正しました。

さらに、大規模金融機関に対する監督手法の高度化について国際的に活発な議論が行われていること等を踏まえ、他国当局における監督実務のベスト・プラクティス及び他国金融機関における管理実務のベスト・プラクティスについて情報収集した上で、監督手法の高度化に取り組みました。

- ・ 証券取引等監視委員会において、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた11件について、検査結果を公表するとともに、金融庁長官に対して適切な措置を講じるための情報提供等を行いました。

当該11件を含め、金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者29社について、社名・代表者名・法令違反行為等を公表するとともに、関係機関に情報提供を行いました。

イ. 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施

証券監視委は、「平成25年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」に基づき、次のような取組みを行い、効率的かつ効果的な検査の実施に努めました。

- ・ 検査対象先の選定に当たっては、情報の収集先を拡大して積極的に情報を収集するとともに、業者横断的なリスク分析等の深度ある事前分析を行い、検査実施の優先度の判断及び着眼点の絞り込みに活用しました。
- ・ 臨店検査においては、検査対象先の自主的な改善努力が図られるよう、経営陣と意見交換を行い、内部管理やリスク管理等についての業務運営上の問題点等に係る認識の共有を図りました。
- ・ 監督部局によるオフサイトのモニタリングにより法令違反等のおそれが認められた業者に対して迅速に検査を実施したほか、検査で把握した問題点については、

オフサイトのモニタリングや的確な行政処分等に資するため監督部局へ情報提供を行い、問題意識の共有を図りました。

- ・ 大規模かつ複雑な業務を一体として行う証券会社グループについては、監督部局との連携のもと、オフサイトでのヒアリング等により業務実態を把握し、オンサイトでの検査における検証テーマを絞り込むことで、検査をより効率的・効果的に実施しました。
- ・ 投資一任業者については、引き続き、年金運用ホットラインに寄せられた情報等を活用して集中的な検査を実施し、25年度においては、投資運用業者3業者について、投資一任契約に係る忠実義務違反等の法令違反の事実が認められたことから行政処分を求める勧告を行いました。
- ・ 第二種金融商品取引業者については、MR I問題を踏まえ、多数の個人投資家向けにファンドの販売を行う業者に対して重点的に検査を行ったほか、登録後できるだけ早期に、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握する取組み（登録事項検査）も実施した結果、検査実施件数は108件（着手ベース）（うち登録事項検査は50件）となり、前年度比88件の増加となりました。
- ・ MR I事案等のクロスボーダー事案においては、海外当局との情報交換枠組みを積極的に活用し、検査に有用な情報の入手に努めました。

こうした取組みの結果、平成25年度においては、271件（着手ベース）の検査を実施しました。また、法令違反等の問題点が認められた118業者に対して問題点を通知するとともに、第二種金融商品取引業者がファンドの取得勧誘において虚偽の事実を告知した事例や投資助言・代理業者が無登録での海外ファンドの募集の取扱いを行っていた事例等、重大な法令違反等が認められた18件（17者）について、行政処分等を求める勧告を行いました。さらに、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた11件について、検査結果を公表するとともに、金融庁長官に対して適切な措置を講じるための情報提供を行いました。

【資料1 証券検査実施件数】

（単位：件）

区 分	23年度	24年度	25年度
第一種金融商品取引業者	85	57	69
第二種金融商品取引業者	14	20	108
投資助言・代理業者	40	40	29
投資運用業者	9	36	16
登録金融機関	32	28	9
適格機関投資家等特例業務届出者	6	21	23

金融商品仲介業者	9	9	8
信用格付業者	4	3	0
自主規制機関等	0	0	3
投資法人	2	0	3
その他	1	0	3
合 計	202	214	271

(出所) 証券監視委証券検査課調

(注) 検査対象先が複数の業務の登録を受けている場合は、主たる業務に基づき分類・計上。

【資料2 問題点が認められた業者等の数及び勧告・公表件数】

(単位：件)

区 分	23 年度	24 年度	25 年度
問題点が認められた業者等	87	102	118
勧 告	16	18	18
適格機関投資家等特例業務届出者 に対する検査結果等の公表	0	13	11

(出所) 証券監視委証券検査課調

(注) 検査対象先が複数の業務の登録を受けている場合も、1件と計上。

②評価

ア. 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施

金融商品取引業者等から収集した法令遵守に関する情報、財務会計情報、リスク情報等については、定期及び随時のヒアリング等を行うことにより、適切な蓄積・分析に努めています。

また、問題事案の早期発見のため、金融庁に寄せられた投資者からの情報等も参考として、適時・適切に金融商品取引業者等に対しヒアリングを行うなど、リスク・ベースでの適切な監督に努めています。

- ・ 行政処分を行った金融商品取引業者等に対して、改善計画の履行状況を報告させるなど、金融商品取引業者等の業務改善に向けた取組みを進めることにより、健全かつ適切な業務運営の確保を図っています。さらに、法令違反の再発の防止、金融商品取引業者等やその利用者への情報提供、健全かつ適切な業務運営の確保といった観点から、監督指針等の整備等も必要に応じて行っています。
- ・ 公募増資インサイダー事案を受けた一連の再発防止に向けた取組みにより、証券会社における法人関係情報の管理態勢は強化されてきていると考えていますが、引き続き、証券会社の再発防止策の定着状況をフォローしていく必要があります。また、インサイダー取引を行った投資運用会社についても、再発防止策の定着状況をフォローしていく必要があります。

- また、A I J事件を受け、内閣府令を改正（平成25年7月1日施行）し、投資運用業者等の事業報告書の記載事項を拡充するとともに、必要に応じてヒアリングを実施すること等を通じ、投資運用業者の実態の把握に努め、適時・適切な監督を行っています。
- 大規模証券会社グループに対してグループ全体の流動性リスク管理に万全を期すよう求めること、リスク管理実務の頑健性について市場関係者等からの信頼が得られるよう自主的な対外メッセージの発信を促すこと、流動性リスク管理を含む全般的なリスク管理実務の十分性を検証することにより、大規模証券会社グループのリスク管理態勢の強化や金融市場の安定性向上に努めました。

また、ストレステストの適切な実施やストレステスト結果の経営での活用等について促したことや、海外当局と緊密に連携しながら監督することで、効率的かつ効果的な監督に資することができたと考えています。

証券会社の自己資本規制については、国際的な規制強化が進む中、大規模証券会社グループにバーゼル3を適用し、さらに、バーゼル3の開示規制に対応するために、告示を改正したこと等により、当該大規模証券会社グループのリスク管理の高度化を促し、国際的な規制水準の高度化に対応したグループ・ベースの規制・監督の枠組みをより強化することができたと考えます。

さらに、他国当局や他国の金融機関におけるベスト・プラクティスについて情報収集したことは、監督実務の質的向上につながる取組みであったと考えています。
- 販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、社名・代表者名・法令違反行為等の公表等を行うことで、投資者被害の拡大防止、同様の違法行為等の未然防止に努めました。

イ. 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施

検査対象業者数の拡大・多様化に対応すべく、情報の収集・分析体制を強化し、業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づき検査対象先の選定を行うとともに、検査で認められた重大な法令違反等について行政処分勧告や検査結果の公表等の適切な対応を行うなど、拡大する検査対象に対して、効率的・効果的な検査が実施できたものと考えています。

また、検査対象先に対しては、法令違反行為等を指摘するだけでなく、臨店検査において経営陣との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努めたところ です。その結果、検査対象先からは「当社のビジネスを踏まえてポイントを絞った重点的な検証が行われた」、「業務改善につながる建設的な議論が行われた」などの評価を受けており、検査対象先の自己規律の向上に資する効果的な検査に向けた取組みが着実に成果を挙げているものと考えています。

監督部局との間での情報や問題意識等のタイムリーな共有により、問題業者に

対し早期に検査を実施し、的確な行政処分等につなげたことは、効率的かつ効果的な検査の実施に資するものと考えています。

大規模かつ複雑な業務を一体として行う証券会社グループに対するオン・オフ一体の検査は、効率的かつ効果的な検査の実施に資するものと考えています。

A I J問題を受けて、24年度から実施した投資一任業者に対する集中的な検査は、検査の結果認められた問題点を業者に通知するとともに、重大な事案については行政処分勧告を行ったことで、業者の健全かつ適切な運営を促し、金融商品取引業者等の市場仲介機能に対する投資者の信認の回復に貢献できたものと考えています。

また、第二種金融商品取引業者や投資助言・代理業者に対する登録事項検査の実施等により、検査のカバレッジが拡大し、法令違反行為の実態の早期解明及び被害の拡大防止並びに業者の健全かつ適切な運営に貢献できたものと考えています。

さらに、MRI事案において、証券規制当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、海外当局と密接に連携して検査を行い、行政処分勧告を行ったことは、我が国市場の公正性の向上や投資者保護に一定程度寄与したものと考えています。

(2) 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携

①取組内容

日本証券業協会等の自主規制機関と、投資者の保護に資する施策等に関して、定期的及び随時に情報交換等を実施しました。

公募増資インサイダー取引事案の発生を受け、日本証券業協会は、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」(金融庁はオブザーバーとして議論に参加)において再発防止策の検討を行い、25年4月、インサイダー取引防止及び法人関係情報の管理態勢の徹底を図るための自主規制規則の改正を行いました。また、アナリスト・レポートの作成・公表を制限するいわゆるブラックアウト・ルールのあり方について、金融庁も議論に参加し、継続して検討しています。

また、同協会においては、高齢顧客に対する勧誘・販売に関するトラブルの発生等を受け、「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」(金融庁はオブザーバーとして議論に参加)において高齢顧客に対する勧誘・販売のあり方について検討を行い、25年12月、高齢顧客に対する適切な勧誘・販売態勢を確保するための自主規制規則の改正及び「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」の制定を行いました。金融庁としても、25年12月、監督指針を改正し、金融商品取引業者等に対して当該自主規制規則等に沿った高齢者に対する勧誘・販売態勢の整備を求めていくこととしました。

さらに、同協会においては、金融商品取引業者による最近の不適切な広告事例等を踏まえ、「広告等に関するワーキング・グループ」を開催し、広告に関する規則等が十分なものになっているかの議論・検証を行っており、金融庁はこれにオブザーバーと

して参加しております。

金融先物取引業協会は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、短時間で損益の結果が判明するため、顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあるものが存在すること等を踏まえ、「バイナリーオプションワーキング・グループ」（金融庁はオブザーバーとして議論に参加）における検討を経て、25年7月、通貨関連バイナリーオプションの個人向け金融商品としてのあるべき商品性や取扱方法に関する自主規制規則等を制定しました。金融庁としても、25年7月、内閣府令及び監督指針を改正し、通貨関連バイナリーオプションについて適切な規制の枠組みの構築を図るとともに、具体的な監督上の着眼点を示しました。また、日本証券業協会においても、上記経緯を踏まえ、「バイナリーオプション取引に関するワーキング・グループ」（金融庁はオブザーバーとして議論に参加）において検討を行い、25年11月、有価証券関連バイナリーオプションの個人向け金融商品としてのあるべき商品性や取扱方法に関する自主規制規則の制定を行いました。

さらに、金融先物取引業協会においては、通貨関連店頭デリバティブ取引等においてスリッページの非対称な取扱いが行われていたこと等を踏まえ、金融庁とも意見交換を行いながら「FX部会幹事会」において検討を行い、25年8月、顧客が一方的に不利となるような非対称なスリッページの取扱いの禁止等を定める自主規制規則等の改正を行いました。

第二種金融商品取引業協会においては、加盟会員が少数にとどまっていることから、金融庁と連携し、協会に加盟していない第二種金融商品取引業者を対象とした講演会の開催等、同協会の会員増加に向けた取組みを行っています。金融庁においては、こうした取組みを後押しする観点から、協会に加盟していない第二種金融商品取引業者に対して、協会規則に準ずる社内規則の作成及び当該社内規則を遵守するための体制整備を義務付ける等の内容を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（26年3月）。

②評価

金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化や不祥事案（公募増資インサイダー事案等）などの発生を受け、日本証券業協会及び金融先物取引業協会において、各種ワーキング・グループが設置され、金融庁もオブザーバーとして参加し、自主規制規則の改正等が行われたことは、投資者保護や市場の公正性・透明性の確保に資する取組みであったと考えています。また、各自主規制機関においては、会員各社に対する監査等を通じて、自主規制規則の改正等への対応状況をフォローアップしているところですが、金融庁としても、引き続き自主規制機関と連携しながら、金融商品取引業者等における健全かつ適切な業務運営の確保に取り組んでいきます。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査・監督の実施

ア. 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融商品取引業者等による健全かつ適切な業務運営を確保することはますます重要になっています。従って、今後とも、金融商品取引業者等の実態把握に努め、リスク・ベースでの監督を行っていく必要があります。また、法令に照らして投資者保護等に重大な問題が発生している等の事実が確認されれば、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、金融商品取引業者等の業務改善に向けた取組みを促していく必要があります。

併せて、行政処分の内容の公表や、監督指針の整備等を引き続き講じることによって、法令違反の再発防止に向けた、金融商品取引業者等やその利用者への情報提供を行っていく必要があります。

また、大規模証券会社グループについては、グループ全体の経営実態の適時・的確な把握に努める必要があります。引き続き、定期的なヒアリングや検査、報告徴求を通じて、金融機関と十分なコミュニケーションを図り、各主要国の金融当局とも連携しつつ、金融庁におけるリスク管理監督の高度化を図っていく必要があります。

大規模金融機関に対する監督手法の高度化について国際的に活発な議論が行われていること等を踏まえ、他国当局における監督実務のベスト・プラクティス及び他国金融機関における管理実務のベスト・プラクティスについても更なる情報収集に努める必要があります。

指定親会社グループに適用されるバーゼル3については、27年3月より段階的に実施される流動性規制等の今後追加的に適用される部分もあることから、今後も必要に応じて告示を制定（見直しを含む）していく必要があります。

さらに、インターネットを通じた資金調達（投資型クラウドファンディング）を取り扱う金融商品取引業者の参入要件の緩和等を内容とする金融商品取引法の改正案が国会に提出されていることを踏まえ、こうした業者に対する監督体制の整備について検討していく必要があります。

イ. 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施

証券検査においては、近年、A I J問題や公募増資に関連したインサイダー取引の問題、M R I問題を始めとした第二種金融商品取引業者による重大な法令違反など公益又は投資者保護の観点から極めて重大な問題が相次いで明らかとなっています。

こうした状況を踏まえ、金融商品取引業者等の市場仲介機能に対する投資者の信頼を傷つける重大な問題に対しては、迅速・的確に検査を実施するとともに、検査においては、個別の法令の規定にかかる法令違反の有無を検証するだけでなく、業

務及び内部管理態勢の全般において法令遵守意識及び職業倫理を向上させるよう改めて促していく必要があります。

また、検査対象業者の範囲の拡大等を踏まえ、効率的で実効性ある検査を実施する観点から、情報の収集・分析の充実を図り、情報及び分析結果に基づいて検査対象先や検証分野の選定を行う態勢を確立するとともに、検査対象業者の特性に応じた検査手法やノウハウの開発・定着に取り組む必要があります。

大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループに対しては、年間を通じてオン・オフ一体による検査・モニタリングを実施し、十分な実態把握により課題やリスクを明らかにするとともに、検査をより効果的・効率的にしていく必要があります。

第二種金融商品取引業者や投資助言・代理業者等の中小の金融商品取引業者については、長期間にわたって検査が行われていないことが投資者保護上のリスクとならないよう、検査を実施する業者数を増加させる必要があります。

詐欺的な営業を行い投資者に被害をもたらす悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者に対しては、早い段階で検査に着手し、法令違反行為等の実態の解明及び被害の拡大防止に努める必要があります。こうした取組みを適切に実施していくために検査体制を強化する必要があります。

また、インターネットを通じた資金調達（投資型クラウドファンディング）を取り扱う金融商品取引業者の参入要件の緩和等を内容とする金融商品取引法の改正案が国会に提出されていることを踏まえ、こうした業者に対する検査体制を整備する必要があります。

さらに、IT化の進展に適切に対応した効果的・効率的な検査を行うため、電磁的記録の復元・解析等の技術（デジタルフォレンジック）を活用した検査態勢の整備を図っていく必要があります。

②金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携

引き続き、自主規制機関と緊密な情報交換等を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていく必要があります。

また、各自主規制機関は金融庁が行政対応を行う対象であるという観点から、各自主規制機関に対して横断的に深度ある監督を行う必要があります。

また、第二種金融商品取引業協会においては、加盟会員が少数にとどまっていることから、金融庁及び各財務局が同協会と連携し、加盟会員数の拡大に向けた取組みを行う必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

平成 27 年度要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考)	
			要求額	26 年度予算額
証券取引等監視委員会一般事務費	①	予算 ＜継続＞	17,628 千円	18,783 千円
検査等一般事務費	①	予算 ＜継続＞	26,831 千円	27,308 千円
デジタルフォレンジック関連システム運用経費	①	予算 ＜継続＞	48,510 千円	26,254 千円
インターネット巡回監視システム運用経費	①	予算 ＜継続＞	14,169 千円	15,184 千円
情報収集・分析ツール運用経費	①	予算 ＜継続＞	6,509 千円	6,445 千円
デジタルフォレンジック体制の強化・整備	①	機構・定員		
投資型クラウドファンディングを取扱う業者及び適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査・監督体制の整備	①	機構・定員		

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅲ-5)

施策名	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備					
施策の概要	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されるために、監査基準等の整備に係る対応、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督、品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査、海外監査監督当局との協力・連携、優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進に係る取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	113	112	107	104
		補正予算(b)	-	▲3	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	113	109	-	-	
執行額(百万円)	87	77	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	①監査基準等の整備状況	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>近年、「年金基金に対する監査」や「義援金の収支計算書の監査」など、大会社以外の主体による財務諸表等についても、公認会計士による監査を受けて、信頼性を高めたいとのニーズが増加しているため、「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめ公表しました。</p>	<p>目標</p> <p>25年度</p> <p>適正な会計監査の確保に向け、監査基準等を整備</p>	達成
	②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>日本公認会計士協会と連携しつつ、品質管理に問題があったり、虚偽証明等の問題事例に関わった公認会計士・監査法人等に対して、厳正な処分を行う等適切な監督を実施しました。</p>	<p>目標</p> <p>25年度</p> <p>虚偽証明等に関わった公認会計士・監査法人等に対して、適切な監督を実施</p>	達成
	③品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の実施状況	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>品質管理レビューを適正に審査し、その審査結果等を踏まえて、監査法人等に対して報告徴収を行い、品質管理レビューの改善勧告に対応する改善計画の実施状況等について検証しました(平成25年度報告徴収件数は、レビュー実施件数95件のうち70件(実施率73.7%、前年度67.4%)。審査結果等を踏まえて、必要かつ適当であると認められた監査法人等に対して検査を実施し、そのすべての問題点を指摘して改善を促すとともに、業務運営が著しく不当と認められた監査法人等については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告しました(25年度検査件数13件・勧告件数1件)。</p>	<p>目標</p> <p>25年度</p> <p>監査法人等における監査品質の一層の向上に向けた、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の的確な実施</p>	達成
	④海外監査監督当局との協力・連携状況	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>監査監督機関国際フォーラム(IFIAF)の第13回会合及び各ワーキング・グループにおいて、積極的に議論に参加するとともに、情報交換の取決めの締結や意見交換等を通じ、諸外国の監査監督当局との連携を強化しました。</p>	<p>目標</p> <p>25年度</p> <p>我が国会計・監査制度に対する国際的な信頼の確保に向けた海外監査監督当局との連携強化</p>	達成
	⑤受験者等への情報発信の拡大状況	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>公認会計士の使命等をテーマとした講演を全国で実施するとともに、試験結果等に係る開示項目の拡大や公認会計士試験パンフレットの見直し等を行いました。</p>	<p>目標</p> <p>25年度</p> <p>多様な人々が試験に挑戦することを促すため、受験者等へ情報発信を拡大</p>	達成
	⑥優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進状況	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>24年11月に改訂した「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大のための当面のアクションプラン」に基づき、試験合格者向けパンフレットの改訂や大学での組織内会計士の講演などの施策を実施しました。25年11月、金融庁、審査会、日本公認会計士協会、経済界等の関係者による意見交換会を開催するとともに、「公認会計士等の活動領域の拡大に向けた当面のアクションプラン」を改訂、公表しました。公認会計士試験の願書提出者数が減少傾向にある等の状況がみられる中、金融庁及び審査会は、25年夏以降、日本公認会計士協会等の関係者と意見交換を行い、制度改革に限定されない幅広い観点から、公認会計士資格の魅力の向上策について議論を重ねました。</p>	<p>目標</p> <p>25年度</p> <p>公認会計士等の活動領域の拡大等に向けた施策の実施や公認会計士資格の魅力向上に向けた検討の実施</p>	達成

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) A (目標達成) (判断根拠) 特別目的の財務報告に対する監査の位置付けを監査基準上明確にするかどうか検討し、「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめ公表しました。 公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査の実施、厳正な処分など、監査法人等に対する適切な検査・監督に努めました。 国際会合への参加や情報交換の枠組み構築に向けた二国間協議等を通じて海外監査監督当局との協力・連携を強化しました。 公認会計士試験については、試験の公平かつ円滑な実施に努めたほか、試験結果に係る情報開示の拡大を図るなど、試験の透明性・信頼性確保に努めました。また、関係団体と連携しつつ、公認会計士資格の魅力の向上策について議論を重ねるとともに、公認会計士等の活動領域の拡大に向けた施策に取り組みました。 今後も、引き続き上記の取り組みを進める必要があります。 以上のことから、測定結果は「A」としました。
	施策の分析	公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国の資本市場の活性化、国際的競争力の向上に貢献するものと考えています。公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、金融庁及び審査会が、監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実行することで、公認会計士監査を充実・強化していく必要があります。 監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施したこと、利用者の確実な理解を図るよう検査結果事例集の改訂等を行ったこと、また、監査法人等に対する適切な監督等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた取組みを促すものであり、厳正な会計監査の確保に一定の効果が上がっていると考えています。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 上述のとおり、一定の効果は上がっているものの、引き続き適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されることを目指す必要があります。 【測定指標】 測定指標については、全て順調に進捗しております。 測定指標①については、引き続き適正な会計監査の確保に向け、監査基準等を整備していく必要があります。 測定指標②については、引き続き財務情報の信頼性の確保において重要な役割を担う監査法人等の非違事例等があれば、厳正な処分を行うなど適正な監督を実施していく必要があります。 測定指標③については、引き続き適正な会計監査の確保に資するよう、より適正な品質管理レビューの審査及びより実行的な監査法人等に対する検査を実施していく必要があります。 測定指標④については、引き続きIFAIRを中心とした監査監督に係る国際的な会合に参画し、積極的な貢献や情報の受発信を行うとともに、監査監督上の協力に関する情報交換取決めの締結に向けた交渉の推進など、海外監査監督当局との多国間・二国間両面での緊密な協力・連携を図っていく必要があります。 測定指標⑤については、公認会計士試験に多様な人々が挑戦していただくことを促すため、引き続き受験者にとって有益と考えられる情報発信の拡大や円滑な試験の実施に取り組んでいく必要があります。 測定指標⑥については、引き続き公認会計士等の活動領域の拡大等に向けた施策を実行するとともに、公認会計士資格の魅力向上策について議論を深めることにより、優秀な会計人材確保に向けた取組みを推進していく必要があります。

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画局企業開示課「監査基準の改訂に関する意見書」（平成26年2月25日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140225-2.html） ・総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士試験合格者と公認会計士の活動領域の拡大に向けて」（平成21年9月公表、平成22年5月・8月・23年8月・24年4月更新 http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku.html） ・総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士・試験合格者の新しいキャリアパス」（平成24年8月公表、25年8月更新 http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku/01.pdf） ・総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士等を巡る諸問題に関する意見交換会 当面のアクションプランの改訂について」（平成25年11月14日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131114-2/01.pdf） ・公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「監査事務所検査結果事例集の公表について」（平成25年7月5日 http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20130705.html） ・総務企画局企業開示課、公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（平成21年9月14日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20090914.html） ・公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」（平成22年1月14日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20100114.html） ・公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「国際関係」 http://www.fsa.go.jp/cpaob/sonota/index2.html ・平成25年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について（平成25年6月21日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/tantougoukaku25-2.html） ・平成25年公認会計士試験論文式試験の試験問題及び答案用紙について（平成25年8月26日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbun_mondai25b.html） ・平成25年公認会計士試験の合格発表について（平成25年11月15日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku_25.html） ・公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数」
---------------------------	---

担当部局名	公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室	政策評価実施時期	平成26年5月
-------	---	----------	---------

平成 25 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－５

市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること
目標設定の考え方及びその根拠	公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】公認会計士法第 1 条、第 1 条の 2 等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ①監査基準等の整備状況（適正な会計監査の監査基準等を整備、25 年度） ②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督（虚偽証明等に関わった公認会計士・監査法人等に対して、適切な監督を実施、25 年度） ③品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の実施状況（監査法人等における監査品質の一層の向上に向け、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の的確な実施、25 年度） ④海外監査監督当局との協力・連携状況（我が国会計・監査制度に対する国際的な信頼の確保に向けた海外監査当局との連携強化、25 年度） ⑤受験者等への情報発信の拡大状況（多様な人々が試験に挑戦することを促すため、受験者等へ情報発信を拡大、25 年度） ⑥優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進状況（公認会計士等の活動領域の拡大等に向けた施策の実施や公認会計士資格の魅力向上に向け検討の実施、25 年度）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況<件数> ・公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数

2. 平成 25 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①監査基準等の整備に係る対応	・企業会計審議会等において、適正な会計監査の確保に向け、監査基準等の整備に係る対応を行う。

②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	<ul style="list-style-type: none"> ・虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、公認会計士、監査法人等に対する適切な監督を実施する。
③品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会が行う品質管理レビューに係る審査を適切に行い、公益又は投資者保護のため、必要かつ適当であると認めるときは、監査法人等に対する検査等を的確に実施し、検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融庁に処分等の勧告を行う。 審査及び検査の実施に際しては、審査・検査のより一層の充実・強化を図るため、監査法人等に関する幅広い情報の収集・分析に努める。また、監査法人等に対する検査の実効性・効率性を向上させるため、監査法人の規模や特性、リスク等に応じた検査計画の策定や検査の実施に取り組む。さらに、審査及び検査の結果の分析から抽出された業界横断的な問題点等について、日本公認会計士協会等の関係機関等との間での意見交換や情報発信等に取り組む。 ・外国監査法人等に対する報告徴収の実施など適切な対応を行う。
④海外監査監督当局との協力・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・監査監督機関国際フォーラム（IFIAAR）を中心とした監査監督に係る国際的な会合に参画し、積極的な貢献や情報の受発信等を行うとともに、監査監督上の協力に関する情報交換取決めの締結に向けた交渉の推進など、海外監査監督当局との協力・連携を図る。 ・監査・会計制度に係る国際的な議論の動向について、審査会業務との関係に焦点を当てつつ、情報収集及び分析を行う。
⑤優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士試験（平成25年試験等）を円滑に実施していくとともに、多様な人々が受験するよう広く周知を図るため、全国の大学等において講演を行うなど広報活動の強化に努める。 ・企業の会計実務の充実等の観点から、公認会計士等の活動領域の拡大に係る取組みを進めるとともに、公認会計士資格の魅力の向上策について、関係者間での検討を進める。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成25年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 監査基準等の整備に係る対応

①取組内容

企業会計審議会では、従来の適正性に関する意見の表明の形式に加えて、財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されているかどうかについて

て、いわゆる「準拠性に関する意見」の表明の形式を監査基準に導入しました。また、特定の利用者のニーズを満たすべく特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成された財務諸表（以下、「特別目的の財務諸表」という。）に対する監査意見の表明の位置付けを明確にすることとし、「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめ、公表しました（平成 26 年 2 月 18 日）。

②評価

監査基準に特別目的の財務諸表に対する監査や準拠性に関する意見の表明形式を導入したことにより、多様な財務諸表等について、公認会計士の監査を受け、信頼性を高めたいとの社会的要請に応え、かつ「公認会計士監査」に相応しい監査の質を確保することに寄与するものと考えられます。

（2）公認会計士・監査法人等に対する適切な監督

①取組内容

金融庁では、財務情報の信頼性の確保において重要な役割を担う監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、監査法人等に対する適切な監督に努めています。25 年度は、以下の件数の行政処分を行いました。

【資料 1 公認会計士法に基づく行政処分】

区 分	24 年度	25 年度
監査法人に対する処分	3 法人	1 法人
公認会計士に対する懲戒処分	13 名	8 名

（出所）総務企画局企業開示課開示業務室調

また、「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について」を一部改定し、継続的専門研修（CPE）の不履行者に対して懲戒処分を行う場合について、処分基準上の懲戒事由として明示することにより、その取扱いの明確化を図りました。

さらに、一連の会計不正事案の発生等を踏まえ、監査の複雑・高度化に対応した監督業務を実施するため、公認会計士・監査審査会と企業開示課との間で密接に連携を図ることとしました。

一方、日本公認会計士協会等との意見交換会を開催するなど、関係団体との対話の充実に努めました。

②評価

監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、適切な監督を実施する一方、処分基準の改定の検討を進め、監査法人等に対する日常的な監督体制の充実に図ったことは、各監査法人等に質の高い監査の実施を促し、ひいては企

業の財務情報の信頼性の向上に資するものと考えています。

また、日本公認会計士協会等との意見交換会を開催し対話の充実に努めたことは、行政対応の予測可能性の向上に資するものと考えています。

(3) 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査

①取組内容

ア. 審査会は、日本公認会計士協会が行った品質管理レビューを審査し、その審査結果等に基づき、監査事務所に対し報告徴収を行い、品質管理レビューを踏まえた改善勧告に関する改善計画の実施状況等について検証しました。

審査結果を踏まえて、必要かつ適当であると認められた監査事務所に対して検査を実施し、検査結果を通知して問題点を指摘するとともに、業務運営が著しく不当と認められた監査事務所については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告を行いました。

また、検査に当たっては、限られた人員等の中で、監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する情報を入手し、これまでの検査結果等を踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目することで検証項目を絞り込むなどのリスクベース・アプローチに基づく検査を実施し、職業的懐疑心の保持に関する品質管理の徹底等、監査事務所の本質的な問題点を把握・指摘し、検査の実効性を向上させる取組みを行いました。こうした取組み及び検査班の編成や運用を弾力的に行った結果、検査実績は、報告徴収の分析結果に基づく機動的な検査の活用等とあいまって、24年度に比して2件増やすことができました。このほか、より多くの監査事務所における品質管理のシステムの整備状況を検証するため、例年よりも報告徴収先を増やすとともに、監査業界を取り巻く課題に関する実態把握を行うため、報告徴収内容の拡充を行い、また、当該報告徴収内容の確認については、監査事務所を訪問するなど対面の方式によることとしました。さらに、国内外からの情報を分析し対応するため、外部から専門人材を登用するなど態勢を整備しました。

なお、検査結果を分析し、監査人の交代を巡る制度上・実務慣行上の問題や監査役と会計監査人とのコミュニケーションの問題等、業界横断的な問題点等を抽出し、日本公認会計士協会や証券取引所等の関係機関との意見交換会や上場企業向けの講演会等において紹介するなど、積極的な連携や情報発信を行いました。特に、国際的監査事務所のネットワークにおけるメンバーファームに対するレビュー等の実態把握が喫緊の課題であったことから、機会を捉えて大手ネットワークの幹部やレビューアーとの意見交換を実施しました。

さらに、監査事務所による監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組みを促す等の観点から、直近の検査で確認された指摘事例等を「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、25年7月に公表しており、業種として特徴のある金融機関の監査、今後の対応が注目される財務諸表監査における不正等について、別に項目立てて記載しました。公表後は、日本公認会計士協会等の関係機関との連携を図り、同協会の各地域会等において検査結果事例集に係る講演会を行うなど、問題点の周

知徹底を行いました。

【資料2 審査及び検査状況】

区 分	24 年度	25 年度
前年度の品質管理レビューの結果 に対する審査	86 件	95 件
監査法人に対する検査	11 事務所	13 事務所
金融庁長官に対する勧告	2 事務所	1 事務所
監査事務所に対する報告徴収	58 事務所	70 事務所

(出所) 公認会計士・監査審査会事務局審査検査室調

イ. 金融庁及び審査会は、22年1月に策定、公表した「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」において、i) 外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、ii) 情報交換等に係る取決め等により、必要な情報が得られ、かつ、iii) 相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施しないこととしています（相互依拠の考え方）。

こうした中、金融庁及び審査会は、上記基本指針等を踏まえ、25年7月11日にはオランダ、ルクセンブルクの監査制度及び監査監督体制について、我が国と同等であるとの評価を行いました。

さらに、諸外国の監査監督当局との間で、情報交換の取決めの締結等に向けた協議を行いました。その結果、金融庁及び審査会は、25年8月2日にルクセンブルク金融監督委員会（CSSF）との間で、監査監督上の協力に関する書簡を交換しました。当該書簡の交換により、両国の当局間における監査監督上の情報交換を円滑に行うことが可能となりました。

他方、審査会は、金融庁に届出を行っている外国監査法人のうち、現在、当該国当局の検査・監督に依拠することが見込まれない6か国・23の外国監査法人に対して実施した報告徴収により提出された資料の内容について分析・評価を行いました。

その結果、総体的には、重大な問題は認められなかったものの、当該国当局の監査人監督制度及び外国監査法人等に内在すると推定される固有リスクを考慮すると、外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか確認・検証する必要が認められました。

また、審査会は、上記の報告徴収のみならず、外国監査法人等に対する検査の実施に向けた態勢整備に取り組むとともに、当該国当局との一層の連携強化を図りました。

②評価

24年度と変わらない定員で、柔軟に人員を配置するなど工夫することで、24年度よりも多くの監査法人等に対して検査及び報告徴収を実施したこと、監査事務所に関する情報を収集・分析するための態勢を強化したこと、国際的な監査事務所のネットワークとの連携を強化したことなど、効率的かつ効果的に業務を遂行できたものと考えています。

そのほか、外国監査法人等に対する検査等に係る情報交換の取決め等について諸外国の監督当局と交渉を進めたことや外国監査法人に対し報告徴収を行ったことは、外国監査法人等の品質管理の状況を手前に入手することによる効率的な検査等・監督の実施につながり、ひいては、我が国資本市場の信頼性向上や投資者保護に資するものと考えています。

(4) 海外監査監督当局との協力・連携

①取組内容

海外監査監督当局との協力・連携を図るため、金融庁及び審査会は25年4月に開催された「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）」^{※1}第13回会合（ノールドワイク会合）に参加し、監査品質の向上に向けた国際的な監査ネットワーク及び投資家との対話や、各国の検査に関する状況についての意見交換等を行ったほか、多国間での情報交換の枠組み（MMOU）のあり方に関する議論の必要性等をIFIAR議長・副議長に提案しました。

同フォーラムの「6大国際監査ネットワーク（GPPC）ワーキング・グループ」（25年6月ワシントン、25年10月パリ、26年3月シンガポール）では、IFIARが導入を検討している協同検査（グローバルに展開している多国籍企業の本社や海外子会社等の監査を行っている大手ネットワーク傘下の監査法人（メンバーファーム）に対する各国監査監督当局による検査）に向けた提案を行うとともに、グローバルな品質管理のあり方（監査の不備事項に係る根本原因分析の必要性等）等について意見を発信したほか、我が国の大手監査法人検査の結果に基づく提案を行うなど議事の運営に貢献しました。

また、「基準調整ワーキング・グループ」の対面会合（25年10月パリ）等に参加し、国際監査・保証基準審議会（IAASB）による監査報告書の改訂に関する公開草案に対するIFIARとしての意見発信に貢献しました。

さらに、IFIAR会合における投資家代表との意見交換等の企画・調整等を行っている「投資家との対話ワーキング・グループ」では、我が国より投資家代表を推薦し、ノールドワイク会合に参加いただいたほか、「国際協力ワーキング・グループ」の対面会合（25年10月パリ）等にも参加し、積極的に議論に貢献しました。なお、投資家保護や監査品質向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協調関係の促進や情報交換等を行うことを目的として25年7月に新設された「執行ワー

^{※1} 各国の監査監督当局の長が集まり、各国の動向について情報交換等を行っている。IFIAR加盟国数は、第13回会合時点で46か国・地域。

キング・グループ」では、設立以降日本が議長を務めており、同ワーキング・グループの活動に貢献するとともに、25年10月に開催されたIFIAR中間会合（パリ）に同ワーキング・グループ議長として参加しました。このほか、金融安定理事会（FSB）の要請を受けIFIARが策定した検査指摘事項報告書の取りまとめに向けて設けられた作業チームにも参画し、26年度の報告書策定に向けた取組みに貢献していきます。

また、上記4.（3）①イ. のとおり、金融庁及び審査会は、諸外国の監査監督当局との間で、情報交換の枠組み構築（情報交換の取決めの締結等）に向けた二国間での協議を行い、ルクセンブルクの監査監督当局との間で、監査監督上の協力に関する書簡交換に至ったほか、オランダ、ルクセンブルクの監査制度及び監査監督体制について、我が国と同等であるとの評価を行いました。また、外国監査法人等に対する検査では、当該国当局との一層の連携強化を図っています。

②評価

企業活動のグローバル化により、国際的に活動する企業の連結財務諸表監査における海外監査法人が実施する監査結果の利用等、監査業務におけるクロスボーダー化が進展していること等を踏まえ、国境を越えた監査の品質確保が課題となっている中、海外監査監督当局が参加する国際的な会合において、我が国の問題意識（根本原因の分析・追求等）を積極的に提起するなど、議論の活性化に貢献しました。また、情報交換の枠組み構築等に向けた二国間協議の実施（ルクセンブルクについては情報交換の枠組みを構築）等を通じ、諸外国の監査監督当局との連携を強化できたことは、従来以上の成果であり、我が国資本市場の信頼性向上や投資者保護に資するものと考えています。

（5）優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進

①取組内容

公認会計士試験の願書提出者数が減少傾向にある等といった状況の中、金融庁及び審査会は、25年夏以降、日本公認会計士協会等の関係者と意見交換を行い、制度改革に限定されない幅広い観点から、公認会計士資格の魅力の向上策について議論を重ねました。

金融庁は、24年11月に改訂した「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大のための当面のアクションプラン」に基づき、以下を含む施策を実施しました。

- ア. 25年8月、「公認会計士・試験合格者の新しいキャリアパス」（パンフレット）について、組織内会計士の活躍状況等の情報を更に充実させて改訂し、受験者向けに広く配布
- イ. 25年11月に、当庁ホームページに掲載している「公認会計士の資格取得に関するQ&A」をより分かりやすい内容に改訂
- ウ. 25年12月に愛知大学で組織内会計士による講演を実施
- エ. 25年2～6月にかけて、現行の公認会計士制度の課題について、幅広く関係

者から意見を聴取。その後、論点整理を行い、関係者間での議論を実施

また、25年11月、金融庁、審査会、日本公認会計士協会、経済界等の関係者による「公認会計士等を巡る諸問題に関する意見交換会」を開催するとともに、「公認会計士等の活動領域の拡大に向けた当面のアクションプラン」を改訂、公表しました。主な施策は以下のとおりです。

- ア. 公認会計士等の採用に係る利点及び課題等についてヒアリングを行い、調査の結果は広報資料等に活用
- イ. 日本公認会計士協会等と連携しつつ、制度改革に限定されない幅広い観点から、公認会計士資格の魅力の向上策について検討

一方、審査会では、公認会計士試験を公平かつ円滑に実施するため、試験の実施に当たっては、全国の各財務局と連携し、自然災害等の際の危機対応マニュアル等を整備したほか、試験日前日及び当日は審査会事務局幹部及び各試験場責任者に緊急連絡用の衛星携帯電話を配備する等の危機管理対応を行うなど、様々な点に細心の注意を払い、万全な態勢で取り組みました。

なお、多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促すとの観点から、公認会計士の使命や市場経済における会計・監査の意義等をテーマとした講演を全国の5大学で実施したほか、受験者に対する試験結果に係る情報提供を一層拡充するとの観点から、25年第Ⅱ回短答式試験より、第Ⅰ回及び第Ⅱ回短答式試験の属人ベースでの「願書提出者数」「受験者数（答案提出者数）」「欠席者数」を新たに公表したほか、論文式試験においても、「試験問題」「答案提出者数」「欠席者数」「得点階層分布表（総合得点比率）」を新たに公表しました。また、公認会計士試験パンフレット（26年3月作成）を全面的に見直し、試験合格までのプロセス等を視覚的にわかりやすい構成とする等の工夫を行いました。

②評価

現行の公認会計士制度を取り巻く課題等について、関係者間での議論を重ねたことは、公認会計士資格の魅力の向上策を引き続き検討していく上で、有益であったと考えています。また、関係団体と連携しつつ、公認会計士等の活動領域の拡大等に向けた施策を行ったことについては、一定の効果があったものと考えています。

一方、公認会計士試験の実施に関し、整備した危機対応マニュアル等に基づき適切な危機管理対応を行ったことは、公認会計士試験の信頼性を維持することに寄与したものと考えています。

また、試験結果に係る情報開示の拡大を行ったことは、試験の透明性・信頼性確保につながったものと考えています。

【資料3 18年以降の公認会計士試験出願者数の推移】

18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
16,311人	18,220人	19,736人	20,443人	25,147人	22,773人	17,609人	13,016人

(出所) 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室調

(注1) 旧2次試験合格者は除く。

(注2) 22年以降の出願者数は、第I回短答式、第II回短答式のいずれにも願書を提出してきた受験者を名寄せして集計。

上記4.(3)から(5)までの取組みについては審査会ウェブサイトで公表しています。なお、ウェブサイトについては、利用者にとってよりわかりやすいよう「新着情報」の掲載方法を従来の項目別から日付順に改定しました。最近のトップページへのアクセス件数は減少傾向にあるものの公認会計士試験関係へのアクセス件数をみると、受験者に対する試験結果に係る情報開示の拡大を図ったことなどから、増加傾向で推移しています。

今後とも、こうしたアクセス件数の動向に留意しつつ、ウェブサイトの更なる充実や構成の見直し等について検討していく必要があると考えています。

【資料4 審査会ウェブサイトアクセス件数の推移】

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
年間件数 (審査会トップページ)	936,425件	710,406件	661,830件	508,451件	466,028件
年間件数 (公認会計士試験関係)	89,755件	118,538件	130,398件	138,788件	167,322件
月間平均件数 (審査会トップページ)	78,035件	59,201件	55,153件	42,371件	38,836件
月間平均件数 (公認会計士試験関係)	7,480件	9,878件	10,867件	11,566件	13,944件

(出所) 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室調

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

① 監査基準等の整備に係る対応

今後も、国際的な議論の動向等を踏まえつつ、監査報告書の記載内容の見直し等について検討を行う必要があります。

② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督

非違事例等に対しては法令に基づき厳正な処分を行う一方、監査法人等に対する日常的な監督の充実を図るため、引き続き、公認会計士・監査審査会と企業開示課との間で連携しつつ、法令等に則り、適切な監督等を行っていく必要があります。

③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査

監査先企業のグローバル化の進展など最近の監査を取り巻く環境変化を踏まえ、今

後も、監査事務所における監査の品質の一層の向上を図っていくため、品質管理レビューの審査及び監査事務所に対する検査を的確に実施する必要があります。

その際には、関係機関との連携を強化し、監査を巡る現状や資本市場における役割等に十分留意して対応していくとともに、監査事務所や上場会社に係る情報を幅広く入手し、これらを的確に分析、蓄積し、審査、検査等に適時に活用できるような体制（人材、ITシステム等のインフラ）を構築していく必要があります。

こうした取組みを通じ、監査事務所の規模や特性、リスク等に応じた検査計画の立案や、リスクベース・アプローチの検査を徹底することにより、監査事務所の経営管理体制や根本原因の究明などを検証できるような検査を実施することが重要であると考えています。特に、監査事務所の規模等により監査実施体制が大きく異なることから、監査事務所の規模等に応じた検査対応を図る必要があります。具体的には、大手監査法人については、リスクベースの検査を一層徹底し、リスクの高い分野にフォーカスしたテーマ別検査の導入、準大手監査法人については、その業容等に鑑み、検査間隔を短縮した定期的検査の導入を行う必要があります。

また、現状、約 230 先となっている品質管理レビュー対象監査事務所数を考慮すると、年間の検査件数（25 年度 13 件）を増加させるような効率的な検査に努めつつ、高度な視点に立った、より深度ある検査を行うための検査体制の更なる充実、強化が必要であると考えけるとともに、立入検査の対象とならない監査事務所に対しては、引き続き報告徴収の件数を増やすなど積極的に活用することが有益と考えます。

さらに、監査事務所による自主的な取組を促すなどの観点から、検査結果事例集についても、検査における指摘の状況や会計監査の基準の改正状況等を踏まえ、今後とも見直しを行うとともに、検査結果等の分析から抽出された業界横断的な問題点等について、日本公認会計士協会等の関係機関に対して、意見交換等を通じ、積極的に情報発信を行う必要があるものと考えています。

外国監査法人等に対する検査等については、諸外国の監査監督当局との協力・連携の状況にも留意しつつ、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」等を踏まえ、国内事務所だけではなく海外事務所の実態把握を実施する必要があります。

④ 海外監査監督当局との協力・連携

企業活動のグローバル化により、国際的に活動する企業の連結財務諸表監査における海外監査法人が実施する監査結果の利用等、監査業務におけるクロスボーダー化が進展していることなどを踏まえ、国境を越えた監査の品質確保が課題となっています。また、世界的な経済・金融情勢が監査品質に与える影響や、監査・会計制度に関する国際的な議論の動向についても留意していく必要があります。

このような観点から、I F I A Rにおける我が国プレゼンスの向上及び各国当局との連携強化がますます重要となっており、引き続き I F I A Rの活動に積極的に参画し、監査法人の品質管理のあり方についての実態把握に基づく、我が国の問題意識を発信していくとともに、29 年を目途に設置される見込みである I F I A Rの恒久的事

務局設置への人的貢献を行っていくことが必要です。

また、国際会議や各種ワーキング・グループへの参加を通じ、我が国としての関心事項や各国監査監督当局の問題意識に係る活発な意見交換や審査会の活動等を通じて得られた有用な情報の提供等、様々な貢献をしていくとともに、二国間ベースで監査監督当局間の情報交換の枠組みを構築するなど、更なる連携強化を図っていくことが重要な課題と考えています。

さらに、IFIAAR以外にも関連する国際フォーラム（バーゼル銀行監督委員会、IOSCO等）での監査・会計制度に係る国際的な議論の動向について常に意を用い、審査会における審査・検査に活用していく必要があります。

⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進

25年12月に金融・資本市場活性化有識者会合が公表した「金融・資本市場活性化に向けての提言」には、「監査の質を向上し、我が国の監査制度に対する国際的な信用を維持・確保する必要がある。そのためには、公認会計士資格の魅力の向上を図ることも肝要である。」と盛り込まれているところであり、こうした提言も踏まえ、今後も優秀な会計人材確保に向けた取組みを推進していくことが重要であると考えています。

そのためには、引き続き、公認会計士資格の魅力の向上策について、関係者間での議論を更に深めていく必要があります。また、公認会計士等の活動領域の拡大についても、引き続き、日本公認会計士協会や経団連等の関係団体と連携し、更なる環境整備を図っていく必要があります。

一方、審査会においては、公認会計士試験を公平かつ円滑に実施するとともに、我が国国民経済の将来を担う前途有為な若者をはじめ、多様な人々が試験に挑戦することを促していく必要があります。そのためには、

ア. 自然災害その他の様々なリスク等を踏まえ、引き続き公認会計士試験を円滑かつ適切に実施していくための施策を講じることが重要です。そのためには、試験実施に関する手続きやマニュアル、危機管理体制等について、新たなリスクにも対応しながら見直し・整備を行うことが必要です。

また、受験者が安心して試験に臨むことができるような試験会場の環境確保及びそれに関連する受験者等への的確な周知・広報が必要です。

イ. 現在、関東財務局において実施する公認会計士試験事業について業務委託を実施していますが、25年6月に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」において、関東財務局が実施する27年試験以降の公認会計士試験実施業務が引き続き市場化テストの対象とされたところであり、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減等の観点から、引き続き適切に対応していく必要があります。

ウ. 公認会計士試験の受験者数減少が続いているといった状況も踏まえると、より幅広く多様な人々に受験していただくよう、公認会計士の使命や「公共財」としての会計・監査の意義等について、引き続き全国の大学等を中心とした講演を実施するとともに、受験者に対する情報提供を一層拡充していく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

平成 27 年度要求内容	関連する 事務事業	要求種別	要求額	(参考) 26 年度予算額
諸外国における公認会計士・監査 制度の実態調査経費	①	予算 <新規>	2,500 千円	—
懲戒処分経費（参考人等旅費）	②	予算 <継続>	182 千円	182 千円
課徴金制度関係経費	②	予算 <継続>	1,539 千円	1,539 千円
監査法人、公認会計士等に対する 検査等に係る経費	③④	予算 <継続>	33,135 千円	27,650 千円
公認会計士試験の実施に係る経 費	⑤	予算 <継続>	75,631 千円	74,302 千円
公認会計士・監査審査会の事務局 機能の充実・強化	③④⑤	機構・定員		

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策IV-1)

施策名	国際的な政策協調・連携強化					
施策の概要	国際金融システムの安定と発展、ひいては日本経済の持続的な成長に貢献するため、国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献、海外当局との連携強化、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応等を図る。					
達成すべき目標	国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては日本経済の持続的な成長に資すること。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	G20ロスカボス・サミット首脳宣言(平成24年6月)					

	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
測定指標	①金融庁が参加している国際的な金融規制改革に関する国際会議における基準・指針等の策定状況	G20、FSB、BCBS、IOSCO、IAIS、FATFなどにおいて、多くの基準・指針等が策定された。 — BCBSの「レバレッジ比率の枠組みと開示要件」(26年1月)やIOSCOの「金融指標に関する最終報告書」(25年7月)など。	金融危機の再発防止及び金融システムの安定確保の観点から、国際的な金融規制改革の議論・ルール策定等に積極的に参画・貢献するとともに、海外の金融当局等との協議等を通じて、規制・監督上の問題に関する連携を強化する。	達成
	②国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況	国際的な金融規制改革に関する国際会議に出席し、国際的な議論・ルール策定等に積極的に参画・貢献した。 — G20、FSB、BCBS、IOSCO、IAIS、IFRS、FATF等の関連フォーラムにおける主要な会議には、ほぼ100%参加した。 — FSBでは、当庁職員がFSB・アジア地域諮問グループの共同議長を25年7月より務め、同年10月に東京での会議を主催するとともに、域内の調査結果をFSBに報告した。 — IFRS財団モニタリングボードの議長も引き続き当庁職員が務めており、年6回の会合を主導するとともに、定款の改訂、同会合の新規メンバーの募集・選定等に貢献した。		達成
	③金融協議の開催状況	日常的にトップレベルでの金融当局間の対話を実施しているほか、日スイス財務金融ハイレベル協議(26年2月)を財務省と合同で実施。さらに、日EU金融ハイレベル協議(26年3月)を実施した。		達成

評価結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成)
	<p>世界的な金融危機を受けて、金融危機の再発防止と金融システムの安定確保のために、G20・FSB等を中心に国際的な金融規制改革が進められている中、国際的なルール策定等に積極的に参画・貢献しており、金融規制改革の検討・実施に着実な進展が見られる(測定指標①②)ほか、海外当局との連携も強化しています(測定指標③)。</p> <p>今後も、引き続き国際的な金融規制改革への積極的な参画などの取組みを進める必要があります。</p> <p>以上のことから、測定結果は「A」としました。</p>

	<p>施策の分析</p>	<p>(1)必要性 国際金融システムを強化し、金融危機の再発を防止する観点から、国際的な金融監督のルール策定時に積極的に参画していくほか、海外当局との連携を強化していくことが必要であると考えている。</p> <p>(2)効率性 国際的な金融規制改革のルール策定等に貢献していくにあたっては、各分野において行われている当該ルールの策定段階において、積極的に参加し発言していくことが、効率的であると考えている。また、海外当局との連携強化や各国との規制の調整にあたり、二国間の定期的協議等を行うことにより、緊密な意見交換を行うことが効率的であると考えている。</p> <p>(3)有効性 国際的な金融規制改革のルール策定等の作業に積極的に参加することや、二国間定期協議等の枠組みによる海外当局との連携を強化すること等は、国際金融システムを安定・発展させるとともに、日本の金融機関や国益にかなうルール策定に繋げていく上で、有効であると考えている。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 国際金融システムの安定と発展、我が国経済の持続的な成長に資するため、現在の目標を維持し、引き続き、国際的な政策協調・連携強化を進めていく。</p> <p>【測定指標】 測定指標①は、昨年と同様に設定する。平成25年9月に行われたサンクトペテルブルグサミットのコミュニケでは、「これまでの5年間で、我々は国際的に一貫した金融システムの改革の実施において大きな進捗を見た。」ものの「我々は更なる作業を行う必要がある。」とされており、今後も国際的に重要な合意がなされていくと考えられる。測定指標②は、昨年と同様に設定する。上で述べたように、今後も国際的な合意がなされていくと考えられるほか、金融危機後の様々な合意が実施段階に移行されてきているため、その円滑な実施や、影響分析も重要な課題となってきたことを踏まえれば、今後も国際的な会議の場に積極的に参加していくことは必要。測定指標③について、他国の当局と2者間で、規制・監督上の問題に関する連携を協議するのは、幹部同士の面会や電話会議、当庁の要望についてのレターの発出等、金融協議に限られなくなっているほか、国際機関や民間事業者等との連携・調整も重要となっていることを踏まえ、26年度から「他国当局等との対話の状況」との指標を用いる。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>G20関連 https://www.g20.org FSB(金融安定理事会) https://www.financialstabilityboard.org BCBS(バーゼル銀行監督委員会) http://www.bis.org/bcbs IAIS(保険監督者国際機構) http://www.iaisweb.org IOSCO(証券監督者国際機構) http://www.iosco.org</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局総務課国際室、総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、総務企画局企画課調査室、監督局総務課、監督局総務課国際監督室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	---	-----------------	----------------

平成 25 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅳ－ 1

国際的な政策協調・連携強化

1. 達成目標等

達成目標	国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては日本経済の持続的な成長に資すること。
目標設定の考え方及びその根拠	<p>国際金融システムの安定と発展、ひいては日本経済の持続的な成長に貢献するため、国際会議・二国間協議等を通じて国際的な金融規制改革のための政策協調を推進するとともに、各国・地域と更なる連携強化を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G20 ロスカボス・サミット首脳宣言（平成 24 年 6 月）等
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>① 金融庁が参加している国際的な金融規制改革に関する国際会議における基準・指針等の策定状況</p> <p>② 国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況</p> <p>③ 金融協議の開催状況</p> <p>(目標)</p> <p>金融危機の再発防止及び金融システムの安定確保の観点から、国際的な金融規制改革の議論・ルール策定等に積極的に参画・貢献するとともに、海外の金融当局等との協議等を通じて、規制・監督上の問題に関する連携を強化する。</p>

2. 平成 25 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
① 国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際金融システムの安定及び発展のために、G20、金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）、国際会計基準（IFRS）財団モニタリング・ボードなどの国際的な金融規制改革の議論に積極的に参画・貢献する。また、金融規制改革に関する国際合意について、各国当局等と協調しつつ着実な実施を図る。 ・ 上記において、「国際的な金融規制改革を進めるにあたっては、金融システム強化と実体経済との間で適切なバランスを取ることが重要」との日本の立場を引き続き主張して

	いく。また、国際的なルールが日本の市場や金融機関の実情を十分踏まえたものとなるよう努める。
② 国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等	・国際的な金融規制改革について、海外当局と金融協議や意見交換を積極的に行うなど、各国・地域との戦略的連携を一層強化する。
③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応	・金融活動作業部会（FATF）等におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の議論に積極的に参画・貢献する。FATFの対日相互審査については、関係省庁との連携のもと、適切に対応する。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

平成25年度は、先進国の金融政策の正常化が新興国経済に与える影響や米国の債務上限問題に対する懸念等を背景に、金融・資本市場の不安定性や海外経済の減速が懸念されました。こうした内外の経済・市場の動向が与える影響については、金融庁としても高い関心を持って注視するとともに、金融システムを強化する観点から、これまでに合意された国際的な金融規制改革について、各国と協調し、その着実な実施に向けて取り組んでおります。

4. 平成25年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 国際的な金融規制改革等への積極的な参画・貢献

①取組内容

25年度、金融庁は、G20 サンクトペテルブルク・サミット（25年9月）及びブリスベン・サミット（26年11月予定）に向けて、G20 財務大臣・中央銀行総裁会合、金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」という。）、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）、国際会計基準（IFRS）財団モニタリング・ボード等における国際的な金融規制改革に関する議論が進展する中で、基準・指針の策定等に積極的に参画・貢献しました。

FSBにおいては、過去のG20 サミットにおける合意に基づき、システム上重要な金融機関に関する政策枠組みやシャドーバンキング（銀行システム以外で行う銀行類似の信用仲介）に対する規制・監視の強化、金融指標改革等について、バーゼル委員会、IOSCO及びIAISと連携して検討を行っており、それらの会合での議論に積極的に参画するとともに、議論の取りまとめに貢献しました。また、国際合意の実施状況を確認するための作業にも積極的に参画・貢献しているほか、FSBのアジア地域諮問グループ（RCGA）においては、2013年7月から2年の任期で、国際政策統括官がフィリピン中銀総裁と共同議長を務めています。RCGAには、現在アジア16カ国・29当局が参加しており、金融システムの脆弱性の特定及び金融システムの安定化に向け、FSBメンバー当局（8カ国）と非FSBメンバー当局（8カ国）との意見交換を促す観点から、議論に積極的に参画・貢献しました。2013年10月には、第5回RCGA会合を東京

で開催し、格付け依存の抑制、OTCデリバティブ規制改革、金融指標改革、非伝統的金融政策の縮小といった論点について議論を行い、地域内の調査結果を2013年11月に開催されたFSB本会合に報告しました。

銀行分野においては、バーゼル委員会等において、レバレッジ比率や流動性規制、グローバルなシステム上重要な銀行に関する枠組み、銀行のファンド向け出資に係る資本賦課の枠組みなど、国際的な銀行の自己資本・流動性規制等に係る議論に積極的に参画・貢献しているほか、バーゼル委員会が行っているバーゼルⅢ規制と各国規制の整合性の検証においても、ブラジル審査チームのリーダーを務めるなど、主導的な役割を果たしました。また、各国・地域の独自の銀行規制改革については、米国における外国銀行に対する健全性規制案に対して、母国当局との調整が行なわれない場合、母国当局の監督に影響を及ぼすおそれがあることなどから、25年4月に米国連邦準備制度理事会（FRB）宛にこうした懸念を表明するレターを发出するなど、海外監督当局との間で意見交換や情報交換を積極的に実施しています。

証券分野においては、IOSCO等において、金融指標、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制などに関する証券規制の国際的な原則及び基準設定や、24年に策定した金融市場インフラ原則（金融市場インフラの安全性、健全性および効率性を確保し、グローバル金融システムの頑健性を向上させるために策定された国際的な原則）の実施状況のレビュー等について、IOSCO等での議論や作業に貢献しました。また、クロスボーダー店頭デリバティブ市場規制については、米国規制の域外適用に関し、25年4月に各国財務省等（10当局）と共同の上、米国財務長官宛に閣僚級共同レターを发出し、国際協調に向けた議論の加速の必要性等を強調しました。更に、日米欧等12当局から構成される店頭デリバティブ主要当局者会合（ODRG）に参画し、「クロスボーダー規制の抵触・重複等への対処に関する報告書」（25年9月開催のG20に提出）の作成に大きく貢献しました。

また、金融取引の実態把握強化のために、取引主体となる法人に付番される世界共通の識別コードである取引主体識別子（LEI）に関して、LEIシステムのガバナンスを担うLEI規制監視委員会（ROC）の初代副議長を国際担当参事官が25年1月以降務めているほか、ROC内に設置された中核機関である執行委員会のメンバーとして議論に主導的に参画しました。

保険分野においては、IAIS等において、国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組み（コムフレーム）の策定作業やグローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIS）に関する議論等に大きく貢献しました。

会計分野においては、国際政策統括官が22年10月から国際会計基準（IFRS）財団モニタリング・ボード（MB）の暫定議長、25年2月からは議長を務めています。MBでは、IFRS財団のガバナンスを強固なものとするため、24年2月に公表された「IFRS財団ガバナンス改革に関する報告書」の提言に基づき、定款の改訂、MBの新規メンバーの募集・選定を行い、26年1月にブラジル証券取引委員会および韓国金融委員

会を新規メンバーとして選出しました。また、金融庁は、議長の下でMB事務局としての役割を果たし、会合におけるアジェンダ設定、議論の取りまとめ等に貢献しました。

そのほか、ジョイントフォーラムにおける業態横断的な規制・監督上の論点に関する議論に積極的に参加・貢献しました。

②評価

上記の取組みの結果、システム上重要な金融機関に関する政策枠組みや国際的な銀行の自己資本及び流動性規制、シャドーバンキング規制、金融指標改革等に関する枠組み公表や市中協議が行われるなど国際的な金融規制改革が着実に進展しており、金融危機の再発防止と金融システムの安定確保に貢献できたと考えています。

【主な最終報告書・市中協議報告書等】¹

- ・バーゼル委員会「グローバルなシステム上重要な銀行：更新された評価手法及びより高い損失吸収力」（25年7月）
- ・バーゼル委員会「規制枠組み：リスク感応度、簡素さ、比較可能性のバランス」（25年7月）
- ・IOSCO「金融指標に関する最終報告書」（25年7月）
- ・金融安定理事会（FSB）「金融指標改革のための監督・ガバナンス枠組みについての進捗状況報告書」（25年8月）
- ・BIS支払・決済システム委員会・IOSCO「金融市場インフラの再建（市中協議報告書）」『金融市場インフラのための原則』の実施状況に関するモニタリング（レベル1評価報告書）」「取引情報蓄積機関が保有するデータへの当局のアクセス」（最終報告書）（25年8月）・ODRG「クロスボーダー規制の抵触・重複等への対処に関する報告書」（25年9月）
- ・バーゼル委員会・IOSCO「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」（25年9月）
- ・バーゼル委員会「整合性評価プログラム ブラジルにおけるバーゼルⅢ規制の実施状況評価」（25年10月）
- ・バーゼル委員会「銀行のファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課（最終規則文書）」（25年12月）・FSB「銀行・保険会社以外のグローバルなシステム上重要な金融機関の選定手法（市中協議文書）」（26年1月）
- ・バーゼル委員会「レバレッジ比率の枠組みと開示要件」（26年1月）
- ・バーゼル委員会「流動性カバレッジ比率の開示基準」（26年1月）

また、保険分野においては、当庁職員がIAIS執行委員会共同副議長を務めるなど、積極的に議論に参画したことは、日本のプレゼンスを高めるとともに、国際的な金融規制改革へのより一層の貢献につながったものと考えています。

そのほか、前述のように、国際政策統括官が、FSBのRCGAの議長やIFRS財

¹ <http://www.fsa.go.jp/inter/index.html>

団のMB議長を務めたことも、同様に国際的な金融規制改革へのより一層の貢献に繋がる重要な成果であったと考えます。

(2) 国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等

①取組内容

日本の金融業界等からの要望も踏まえつつ、日本の要望を主張する場として、日常的にトップレベルでの金融当局間の対話を実施しているほか、日スイス財務金融ハイレベル協議（26年2月）を財務省と合同で実施したほか、日EU金融ハイレベル協議（26年3月）を実施しました。（アジア諸国については施策Ⅳ－2参照）

②評価

海外の金融当局等との協議等を通じて、各国の金融安定化に向けた取組みや日本の対応状況等について情報交換を行い、金融セクターの状況等について、積極的な対話を行うとともに、国際的な金融規制改革等についても積極的に議論を行い、戦略的連携の一層の強化を図りました。また、双方で検討している規制・制度枠組みについても情報交換を行うことができました。

(3) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応

①取組内容

FATF等の国際的政府間機関における活動及びマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策上の国際的な取組みに参画するとともに、日本の実情を考慮した幅広い視点から、バランスの取れた実効性あるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を推進しました。

改訂FATF勧告が求める、リスク・ベース・アプローチや法人等の実質所有者の特定に対応するためのガイダンス・ペーパーの策定に向けたFATF等における作業に参画・貢献しました。

20年10月にFATF全体会合で採択された第3次対日相互審査結果におけるFATF勧告履行上の指摘事項について、FATF全体会合で改善の進捗状況を報告しました。

25年6月に行われたG8ロックアーン・サミットにおいて、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に対処していくため、法人等の実質所有者の透明性の確保に向けて「法人及び法的取極めの悪用を防止するための日本の行動計画」を公表しました。

バーゼル委員会が行う、銀行セクター向けのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のガイドライン改訂に参画・貢献しました。

②評価

上記の活動により、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的取組みに参画するとともに、日本の金融セクター・金融機関等の実情を踏まえ、改訂FATF勧告に係るガイダンス等の策定作業に参画・貢献しました。これらの取組みは、日本にお

けるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一層の改善・促進に大きく寄与するものと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献

欧州債務問題や中国のシャドーバンキング問題等を背景に金融・資本市場の不安定性や海外経済の減速が懸念されており、金融危機の再発防止のために金融システムを強化していく観点から、26年11月に開催予定のG20 ブリスベン・サミット会合に向けて、過去的首脳会合での合意を各国と連携・協調しつつ着実に実施するとともに、引き続き、FSB、バーゼル委員会、IOSCO、IAIS、IFRS財団等における議論に積極的に参画していく必要があります。

②国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等

国際的な金融規制改革を進めていくためには、各国と連携を強化していくことが極めて重要であり、今後も個別案件ごとに連絡を取り合っていくほか、定期的に金融当局等と協議を行い、金融セクターの動向等について意見交換を行う必要があります。

③マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応

FATF等の政府間における国際的な議論及び取組みに積極的に参画・貢献していくと共に、関係省庁と密接に連携した上で、今後も引き続き、金融機関等によるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取組みが適切になされるよう対応していく必要があります。

また、FATF第3次対日相互審査におけるFATF勧告履行上の指摘事項については、改善の進捗状況をFATFに対し継続的に報告する必要があることから（次回は26年6月を予定）、関係省庁と緊密に連携した上で、引き続き適切な取組みを行っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

平成27年度要求内容	関連する事務事業	要求種別		(参考)
			要求額	26年度予算額
総括審議官（国際担当）（新設）	①②③	機構・定員		

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅳ-2)

施策名	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調					
施策の概要	アジア域内の金融・資本市場の整備に協力するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進するため、アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進、アジア諸国の金融・資本市場の整備に向けた実態調査及び金融行政当局との人材交流の取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	アジア諸国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のアジア経済圏での活動を金融面で支援し、アジアの経済成長を日本の経済成長に取り込む。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	155	133	136	232
		補正予算(b)	-	-	▲1	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	155	133		
執行額(百万円)	127	126				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定) ・「日本再興戦略 - JAPAN is BACK -」(25年6月14日閣議決定) ・「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(25年6月14日閣議決定) ・「産業競争力の強化に関する実行計画」(26年1月24日閣議決定) 					

測定指標	①アジア当局との協力関係強化の取組状況	施策の進捗状況(実績)	目標値	達成
		<ul style="list-style-type: none"> ・25年5月に「日-ASEAN財務大臣・中央銀行総裁会議」を開催。また、日本とASEAN5か国は合同作業部会をそれぞれ開催。また、タイとは、長官・事務次官級の運営委員会を設定し、金融技術協力の広範なテーマにつき、協力関係強化を推進することを合意。 ・FSBIにおいては、当庁職員がFSB・アジア地域諮問グループの共同議長を25年7月より務め、同年10月に東京での会議を主催するとともに、域内の調査結果をFSB本会合に報告。 ・2国間金融協議については、主だったものでは、長官級の意見交換を12回実施したほか、それ以外でも局長級の意見交換や国際会議の機会を捉えた意見交換など随時実施し、具体的な技術協力の方向性・内容の決定及びインドネシア及びモンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナムの5か国の金融当局との覚書締結等の長期的な協力枠組みの構築 ・アジア諸国の金融当局との連携強化に資する「アジア金融連携センター」の設立に関する各種準備作業を実施 	25年度	具体的な技術協力の実施を図るため、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズを的確に把握し、具体的な技術協力の方向性・内容を決定する対話機会の確保及び長期的な協力枠組みの構築(覚書締結等)
測定指標	②技術協力の実施状況	施策の進捗状況(実績)	目標値	達成
		<ul style="list-style-type: none"> ・緬国証券取引所開設等プロジェクトチームを立上げ、2015年秋の証券取引所開業に向け、各般の支援を実施。 ・金融分野の技術協力を推進するため、ミャンマー財務省に当庁職員を25年12月から派遣。更に人材交流による証券分野の監督能力強化支援を開始。 ・インドネシア及びミャンマー、モンゴルの当局向けの金融技術協力に関する国別セミナーを実施したほか、モンゴルの当局向けの現地セミナーへの講師派遣や各国訪日調査団への対応などを多数実施。 ・アジア諸国の金融当局者を対象とした研修事業として、26年1月に銀行監督者セミナー、同年2月に保険監督者セミナー、同年3月に証券監督者セミナーをそれぞれ東京で開催。 	25年度	アジア諸国の法制度や決済システム等の金融インフラの向上を図るため、金融協議等を通じ決定された具体的な技術協力の方向性・内容に沿った着実な技術協力の実施

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成)	
	施策の分析	<p>積極的に開催した金融協議等を通じて、アジア各国の金融当局との覚書締結等により長期的な協力枠組みを構築するなど、連携が大幅に強化され、アジアの金融インフラ整備支援や、規制緩和要望等の取組みを推進した結果、金融インフラ整備や金融規制緩和に進展が見られました。</p> <p>今後も、引き続きアジア諸国の金融当局との連携強化などの取組みを進める必要があります。</p> <p>以上のことから、測定指標は「A」としました。</p> <p>【施策】 (1)必要性 日本の企業・金融機関がアジアで事業を拡大していく上で、①現地通貨による資金調達、決済、投資の基盤となる金融インフラが未整備であること、②金融インフラが未整備な市場環境の下、現地通貨建ての取引・融資に関する規制が存在する等の制約があることから、金融インフラ整備にかかる技術支援や金融規制の緩和要望を通じて、日本の企業・金融機関のアジアでの事業展開を金融面で支援する必要がある。</p> (2)効率性 アジア諸国に対する技術支援や規制緩和要望を行う上で、より効果的に金融インフラ整備や規制緩和の実現につながるため、金融協議や意見交換等を通じてアジアの金融監督当局との連携強化に努めている。 (3)有効性 アジアへの技術支援や規制緩和要望を行うことで、日本の企業・金融機関がアジアで事業を拡大していく上で制約となる金融インフラや金融規制の整備・緩和につながり、日本の企業・金融機関のアジアでの事業展開促進に有効と考えられる。 【測定指標】 ①アジア当局との協力関係強化の取組状況については、往訪・来訪による意見交換の場を積極的に設けたほか、国際会議の機会等を効果的・効率的に活用。このような金融協議等を通じ、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズの的確な把握、効果的な技術支援のあり方を見極めた上で、インドネシア及びモンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナムの5か国の当局との覚書締結等による長期的枠組みの構築など、協力関係強化に寄与したものと考えられる。 ②技術協力の実施状況については、金融協議等を通じ、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズを的確に把握し、効果的な支援のあり方を見極めた上で、ミャンマーに対する取引所開設支援・長期専門家派遣、インドネシア及びミャンマー、モンゴルの当局向けの金融技術協力に関する国別セミナーの実施やモンゴルの当局向けの現地セミナーへの講師派遣、各国訪日調査団への対応などによる技術協力を実施。また、アジア諸国の金融当局者を対象とした研修事業として、26年1月に銀行監督者セミナー、同年2月に保険監督者セミナー、同年3月に証券監督者セミナーをそれぞれ東京で開催。こうした取組みは、金融面で国造りに貢献するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進に寄与したものと考えられる。	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 アジアの金融インフラ整備支援や金融協議等を通じた規制緩和等要望等の取組を推進するため、現在の目標を維持し、引き続きこれらの取組みを進めていく。 【測定指標】 ①アジア当局との協力関係強化の取組状況については、目標を達成することができた。今後も、金融協議等やアジア金融連携センターを通じ、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズを的確に把握し、効果的な技術支援のあり方を見極めた上で、覚書締結等による長期的な協力枠組みの構築など、協力関係強化を図る必要がある。 ②技術協力の実施状況については、目標を達成することができた。今後も、手国の金融インフラの発展及び支援ニーズを踏まえ、効果的な支援のあり方を見極めた上で、ソフト面及びハード面のインフラ整備支援、知見の共有といった技術メニューをパッケージで提供していく。	
学識経験を有する者の知見の活用	・政策評価に関する有識者会議		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当無し		
担当部局名	総務企画局総務課国際室	政策評価実施時期	平成26年5月

平成 25 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅳ－２

アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調

1. 達成目標等

達成目標	アジア諸国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のアジア経済圏での活動を金融面で支援し、アジアの経済成長を日本の経済成長に取り込む。
目標設定の考え方及びその根拠	<p>日本の成長強化のためには、日本企業及び金融機関のアジアにおける事業展開の円滑化を通じ、アジアの成長力を取り込む必要がある。</p> <p>こうした観点から、日本企業及び金融機関の事業展開の促進並びにアジアの成長力基盤の強化に資する、金融インフラの一層の整備を支援する。併せて金融規制の緩和を促していく。</p> <p>また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉等における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野の自由化の進展を図っていく。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア当局との協力関係強化の取組状況（具体的な技術協力の実施を図るため、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズを的確に把握し、具体的な技術協力の方向性・内容を決定する対話機会の確保及び長期的な協力枠組みの構築（覚書締結等）、25 年度） ・技術協力の実施状況（アジア諸国の法制度や決済システム等の金融インフラの向上を図るため、金融協議等を通じ決定された具体的な技術協力の方向性・内容に沿った着実な技術協力の実施、25 年度）
参考指標	—

2. 平成 25 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①アジアにおける金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・日本企業及び金融機関のアジアにおける事業展開を支援するとともに、アジア諸国の金融・資本市場の発展によりアジア経済の成長を促進するため、これら諸国に対し、1）証券市場、保険等の分野における法制度整備の支援・協力、

	<p>2) 取引所、決済システム、損害保険料率算出機構等金融インフラの設立・整備の支援・協力、3) 監督・検査手法等金融行政運営に係るノウハウ等の提供など、ハードとソフトの両面から各国の実情に合わせた技術支援を促進する。また、こうした技術支援に併せて、市場活性化及び成長資金の供給円滑化の観点から、これら諸国における金融規制の緩和を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術支援等の実施に当たっては、個別の国・分野ごとに行動戦略を策定し、相手国との対話（二国間協議等）を通じた関係強化を図ると共に、公的セクター及び民間セクターの関係者と連携して、積極的な取組みを行なっていく。 ・また、TPP協定、経済連携協定（EPA）交渉等における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、アジアを中心とした金融サービス分野の自由化の進展を図っていく。
--	---

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

近年、日本の企業や金融機関はアジア進出を加速しており、金融インフラ整備支援や金融規制緩和を通じた日本の企業や金融機関のアジア展開支援の必要性は高まったと考えられます。

4. 平成25年度主な事務事業の取組内容と評価

○金融協議等を通じたアジア諸国の金融当局等との関係強化

①取組内容

25年度は、アジア諸国に対し金融インフラ（法制度や決済システム等）整備の技術支援を促進し、金融面での国造りに貢献することを通じ、日本の中堅・中小企業等の海外活動に対する円滑な資金供給確保を図るため、アジア各国の金融当局との協議を実施しました。また、関係省庁と連携の上、ハイレベル会合の機会を積極的に活用しました。

ASEAN5か国との間で、積極的な政策対話や二国間金融協力をより深化させるため、25年5月に、「日-ASEAN財務大臣・中央銀行総裁会議」を開催し、各国毎に新たに設置する合同作業部会で具体的な技術協力項目を議論することなどの協力強化について、その可能性を探っていくことをコミットしました。その後、タイとは、長官・事務次官級の運営委員会を設定し、金融技術協力の広範なテーマにつき、協力関係を推進することを合意しました。

FSBにおいては、当庁職員がFSB・アジア地域諮問グループの共同議長を25年7月より務め、同年10月に東京での会議を主催するとともに、域内の調査結果をFSB本会合に報告しました。

事務レベルでは、トップ級でモンゴル（25年4月）及びタイ（25年5月・6月・9

月、26年2月・3月)、インドネシア(25年6月・10月、26年1月)、ミャンマー(25年6月・9月・12月、26年1月)の金融監督当局と意見交換を行い、金融監督分野における連携強化を協議しました。また、アジア各国の金融監督当局と、二国間で局長級等の協議等を実施したことに加え、多国間の国際会議の機会等を捉え、随時意見交換を実施しました。

26年1月に、アジア諸国の金融当局との連携強化に資する「アジア金融連携センター」(26年4月設立)の設立準備室を設置し、同センターの設立に関する各種準備作業に着手しました。

(最近の主な金融協議等)

25年4月 日モンゴル金融当局の意見交換(東京)

25年5月 日タイ金融当局の意見交換(東京)

25年6月 日ミャンマー、日インドネシア、日タイ金融当局の意見交換
(東京、ジャカルタ、バンコク)

25年9月 日ミャンマー、日タイ金融当局の意見交換(東京)

25年10月 日インドネシア金融当局の意見交換(東京)

25年12月 日ミャンマー金融当局の意見交換(東京)

26年1月 日ミャンマー、インドネシア金融当局の意見交換(ネピドー、東京)

26年2月 日タイ金融当局の意見交換(東京)

26年3月 日タイ金融当局の意見交換(バンコク)

②評価

上記のとおり、金融協議等を通じ、アジア諸国の金融当局との連携強化を図るとともに、規制緩和・市場開放の要望を積極的に伝えました。

25年5月の日-ASEAN財務大臣・中央銀行総裁会議においてコミットした方針に則り、日本とASEAN5か国(インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)は合同作業部会を定期的に開催し、具体的な技術協力に係る協議を開始しました。

当庁職員がFSB・アジア地域諮問グループの共同議長を務めることを通じ、アジア諸国の実情をFSBでの議論に反映させることに貢献しました。

このほか、ハイレベルな二国間金融監督当局会合や多国間国際会議の機会を捉えて、金融監督分野における連携強化に係る協議を踏まえ、インドネシア及びモンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナムの金融当局と金融技術協力等に関する覚書締結・書簡交換を行い、長期的な協力枠組みを構築しました。

こうした取組みは、アジア諸国での日本の企業や金融機関の事業展開の促進につながるものと考えています。

(最近の金融技術協力に係る覚書締結・書簡交換の状況)

- 25 年 10 月 インドネシア金融庁との協力関係に関する書簡交換
- 26 年 1 月 モンゴル金融規制委員会との協力関係に関する書簡交換
- 26 年 1 月 ミャンマー財務省との金融技術協力に関する覚書締結
- 26 年 2 月 タイ証券取引委員会との協力関係に関する書簡交換
- 26 年 3 月 ベトナム国家証券委員会との協力関係に関する書簡交換

○アジアにおける金融インフラ整備支援

①取組内容

「日本再興戦略 - JAPAN is BACK -」及び「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(25 年 6 月 14 日閣議決定)において、アジアにおける金融インフラ整備の支援を促進することとされたことを踏まえ、25 年度は以下の取組みを実施しました。

ア. 金融庁内に緬国証券取引所開設等プロジェクトチームを立ち上げ、2015 年秋の証券取引所開業に向け、各般の支援を実施。

イ. 金融分野の技術協力を推進するため、当庁職員を 25 年 12 月から、ミャンマー財務省に派遣。更に、人材交流による証券分野の監督能力強化支援を開始。

ウ. ミャンマー及びモンゴルにおいて金融当局を対象とする金融技術協力等に関する現地セミナーの開催や現地セミナーへの講師派遣を行うとともに、インドネシア及びモンゴルの金融当局に対する金融法制度等に関する訪日セミナーを開催しました。また、インドネシア、タイ及びベトナムの訪日調査団の受入れを実施しました。

(最近の主な金融技術協力に係るセミナー等の実施・講師派遣の状況)

- 25 年 9 月 インドネシア金融当局向け業態横断的監督等に関する訪日セミナーの開催
モンゴル金融当局等向け証券決済業務に関する現地セミナーへの講師派遣
- 25 年 10 月 ミャンマー金融当局等向けマイクロファイナンス等に関する現地セミナーの開催
- 25 年 11 月 モンゴル金融当局向け証券市場法執行等に関する訪日セミナーの開催

エ. モンゴル及びフィリピンの金融インフラに関する基礎的調査を実施しました。

②評価

財務総合政策研究所等と協働で実施したミャンマーの証券取引法令整備支援では、支援の結果、証券取引法が 25 年 7 月に成立し、翌月に施行されたほか、その後も引き

続き、下位法令の策定支援として、専門的見地から助言を行いました。

アジア諸国に対し、国別セミナーの実施や講師派遣、訪日調査団の受入れなどを通じ、ソフト及びハード面のインフラ整備支援や知見や情報等の共有といった技術支援メニューをパッケージで提供することにより、金融面での国造りに貢献しました。

モンゴル及びフィリピンの金融インフラに関する基礎的調査では、専門性が高く行政実務にも有益な調査を実施することにより、両国における今後の金融インフラ整備支援に役立つ調査結果を得ることができました。

上記結果を踏まえ、今後も日本の企業や金融機関のアジアにおける事業活動の拡大に資するような金融インフラ整備支援を推進してまいります。

○各国との経済連携協定（EPA）交渉等

①取組内容

経済連携協定（EPA）の締結については、貿易や投資の自由化・円滑化による日本の金融機関・企業の海外進出のための環境整備などを通じて日本経済の活性化に資するものであり、特に金融サービス分野においては、日本の金融機関の関心が高い国における市場開放・規制緩和を念頭に、WTOを上回る可能な限り自由度の高い協定の締結を目指して交渉を行いました。

具体的には、多数国間でWTOサービス貿易に関する一般協定（GATS）以上の自由化を実現するための新サービス貿易協定（TISA）、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）に加え、ASEAN、EU、カナダ、豪州、モンゴル、コロンビアとの二国・地域間EPAや日中韓FTAの締結交渉を同時並行的に推進しました。

特にTPP交渉への参加については、TPPが日本の金融機関・企業の積極的な進出を促進し、アジア太平洋地域の成長を日本に取り込むことにつながるものであることから、日本が25年7月のマレーシア会合から交渉に参加して以降、金融庁としても積極的に参画しています。

②評価

上記の取組みは、各国の金融サービス分野の自由化を進展させ、日本の金融機関・企業の事業展開を促進することで、日本経済の活性化に資するものと考えています。

○アジアの新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業

①取組内容

25年度は、証券監督者セミナー（東京セミナー）、銀行監督者セミナー及び保険監督者セミナーを東京にて開催しました。

ア. 証券監督者セミナー（東京セミナー）（26年3月開催）

アジアの新興市場国 14 か国から証券監督当局の職員 15 名を招き、「第 16 回証券監督者セミナー（東京セミナー）」を開催しました。このセミナーでは、最近の証券規制監督に係る課題について、金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、日本取引所自主規制機関の職員等より講義を行いました。

イ. 銀行監督者セミナー（26 年 1 月開催）

アジアの新興市場国 9 か国から銀行監督当局の職員 9 名を招き、「銀行監督者セミナー」を開催しました。このセミナーでは、日本の銀行監督・検査制度、アジアにおけるバーゼル規制の影響や、邦銀のアジアビジネス戦略などについて、金融庁職員等より講義を行いました。

ウ. 保険監督者セミナー（26 年 2 月開催）

アジアの新興市場国から 9 か国の保険監督当局の職員 9 名を招き、「第 10 回保険監督者セミナー」を開催しました。このセミナーでは、我が国の保険市場、保険監督制度や日本のソルベンシー規制、損害保険料率算出機構の役割等について、金融庁職員等より講義を行いました。

②評価

各セミナー終了後、研修生に対してアンケート調査を実施しており、25 年度のアンケート調査結果については、「業務に役立つ」「学んだ知識を具体的に活用する方向で検討中」「ニーズに合致している」などの回答を得ました。

これらのセミナーは、アジア新興市場国の金融監督当局職員の能力向上や人材育成につながり、日本を含むアジアの国際的な金融システムの安定性向上に資するほか、アジア新興市場国との連携強化、ひいてはアジアにおける日本の企業や金融機関の事業展開に資するものと考えています。

【資料 アンケート調査結果】（総務企画局総務課国際室調べ）

研修について「役に立つ」「具体的に活用する方向で検討中」「ニーズに合致している」「満足した」などと回答した割合

- ・証券監督者セミナー：100%
- ・銀行監督者セミナー：100%
- ・保険監督者セミナー：100%

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（1）今後の課題

緊密な経済関係を有するアジア域内において、日本の企業や金融機関の事業展開を促進するため、アジアの金融インフラ整備支援や規制緩和要望等の取組みをより一層充実させていく必要があります。また、アジア金融連携センター等を通じて、アジア諸国の金融当局との連携を一層強化していく必要があります。

経済連携協定（EPA）については、各国と交渉を進め、日本にとって有益な締結を目指す必要があります。特に、TPPについては、アジアを中心とした交渉参加国に対し、金融サービス分野における外資規制の緩和を働きかけ、国益を最大限実現するよう交渉を進める必要があります。

また、締結済みのEPAについては、EPAに基づく金融作業部会を着実に開催し、定期的な関係当局間同士の対話を通じて協定の効果的な運用を確保する必要があります。

（２）評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

平成 27 年度要求内容	関連する 事務事業	要求種別	要求額	(参考) 26 年度予算額
アジアの金融インフラ整備支援等に関する事業に必要な経費	①	予算 <継続>	83,569 千円	38,099 千円
アジア金融連携センター経費	①	予算 <継続>	165,939 千円	80,562 千円
新興市場国を対象にした金融行政研修に必要な経費	①	予算 <継続>	15,451 千円	14,313 千円
国際開発金融機関協力経費	①	予算 <継続>	97,880 千円	99,125 千円
アジア金融連携センターの設立・運営に係る体制整備	①	機構・定員		

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅳ-3)

施策名	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備					
施策の概要	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保するため、規制・制度改革を推進するとともに、事前確認制度の適切に運用するための取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	-	13	25
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定) ・「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)等 					

測定指標	①「規制改革実施計画」に盛り込まれた項目等の検討作業	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>規制改革会議(平成25年1月～)において議論され、取りまとめられた「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)に盛り込まれた規制・制度改革事項や、「規制改革ホットライン」(平成25年3月～)に寄せられた規制改革提案等について、法令改正を含め規制・制度改革を積極的に推進した(リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出に係る規制の見直し等)。</p> <p>また、産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」や「グレーゾーン解消制度」に適切に対応するための体制整備を行った。</p>	25年度	「規制改革実施計画」に盛り込まれた項目等の検討・必要な措置の実施
測定指標	②ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>ノーアクションレター制度等の適切な運用を図り、平成25年度におけるノーアクションレター制度に関する回答実績5件については、すべて、照会受付後30日以内(平均22.6日)での回答を実現している。</p>	25年度	ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る
測定指標	③官民ラウンドテーブル及び同作業部会の開催	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>官民ラウンドテーブルの会合を計2回、作業部会を計14回開催し、官民が同じ目線に立って対話を行い、その結果を報告書に取りまとめ公表した。</p>	25年度	テーマや議論の深度等を踏まえた実施

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
	(判断根拠)	<p>法令改正を含む規制・制度改革の積極的な推進や産業競争力強化法成立に伴う必要な体制の整備(測定指標①)、事前確認制度の適切な運用による金融行政の透明性・予測可能性の向上(測定指標②)、官民による持続的な対話(測定指標③)を通して、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備を着実に進めてきました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、個々の規制改革提案への対応をはじめとするこれまでの取組を引き続き進めることや、金融を巡る状況の変化に対応し、我が国経済における民需主導の成長の実現に資するために、規制・制度の在り方を不断に見直ししていくことなどを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p>

<p>施策の分析</p>	<p>測定指標①について、「規制改革実行計画」に盛り込まれた項目等の検討・必要な措置の実施」との目標に対し、「リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出に係る規制の見直し」等の規制の見直しを行うこととし、法令改正を含め規制・制度改革を積極的に推進したほか、産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」や「グレーゾーン解消制度」に対応するための体制整備を行った。これらの施策については、金融を巡る状況の変化に対応して、規制・制度等の在り方を不断に見直すことにより対応したものであり、事業費等の特段の予算支出を必要とするものではない。</p> <p>測定指標②については、金融サービス提供者が、積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を行える環境を確保するという目的に対し、達成手段として、法令解釈等の速やかな確認を可能とするよう配慮した対応を促進するものであり、有効かつ効率的に寄与したものと考えられる。</p> <p>測定指標③については、官民ラウンドテーブルの会合及び作業部会を開催し、官民が同じ目線に立って対話を行い、その結果を報告書に取りまとめ公表した。その報告書に盛り込まれた官民で行う新たな取組みについて、今後、着実に実行に移されていくことは、我が国金融機能の向上・活性化に向けて有効的であると考えられる。なお、官民ラウンドテーブルの会合及び作業部会は、自主的に参加を表明した機関で構成されており、謝金の支払い等の予算措置を必要としない効率的な運営が行われている。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保するため、規制・制度改革の推進や産業競争力強化法に基づく要望等への対応、事前確認制度の適切な運用、官民による持続的な対話の実施、金融・資本市場活性化策の検討に向けた取組みを図ることとしている。</p> <p>【測定指標】 測定指標①については、目標を達成することができた。これらの目標達成により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が着実に進展したものと考えられる。今後はこれまでの取組みを引き続き進めるとともに、金融を巡る状況の変化に対応しつつ、我が国経済において民需主導の経済成長の実現に向けて、規制・制度の在り方を不断に見直していくほか、「企業実証特例制度」や「グレーゾーン解消制度」に関する要望や照会に対して、迅速かつ適切な対応を行っていく。</p> <p>測定指標②については、目標を達成することができた。ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応については、次期においても同様の目標を設定し、引き続き、処理期間にも配慮した取組みを行っていく。</p> <p>測定指標③については、目標を達成することができた。26年度も25年度と同様に設定し、25年度に開催した官民ラウンドテーブルの第3回会合で今後検討することが決まったテーマについて、テーマごとに金融業の現況・課題を踏まえて、26年度も継続的に官民ラウンドテーブルを実施する。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>規制改革会議ホームページ：http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/ 金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書の公表について： http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20131225-1.html 国会提出法案(第186回国会)：http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局政策課、総務企画局企画課、監督局総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	---------------------------------	-----------------	----------------

平成 25 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅳ－3

金融サービスの提供者に対する事業環境の整備

1. 達成目標等

達成目標	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融を巡る状況の変化に応じ、規制・制度改革を推進すること等により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保する必要がある。 【根拠】「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定） 「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）等
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none"> ・「規制改革実施計画」に盛り込まれた項目等の検討作業（「規制改革実施計画」に盛り込まれた項目等の検討・必要な措置の実施、25 年度） ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間（ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限りその短縮を図る、25 年度） ・官民ラウンドテーブル及び同作業部会の開催実績（テーマや議論の深度等を踏まえた実施、25 年度）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数 ・金融業界との意見交換会等の実施実績

2. 平成 25 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①規制・制度改革の推進	・金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら規制・制度改革を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度の在り方を積極的に検討。
②事前確認制度の適切な運用	・ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すためにホームページ等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図る。
③官民による持続的な対話の実施	・我が国金融機能の向上・活性化に向けて、官民が持続的な対話を行う場である官民ラウンドテーブルを継続的に実施（関連する委託調査を含む）

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし

4. 平成25年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 規制・制度改革の推進

①取組内容

金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を整備するべく、規制改革会議（平成25年1月～）において議論され、取りまとめられた「規制改革実施計画」（平成25年6月14日）に盛り込まれた規制・制度改革事項や、環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進めるため、広く国民や企業等からの提案を受け付ける目的で開設された「規制改革ホットライン」（平成25年3月～）に寄せられた規制改革提案を始め、法令改正を含めた規制・制度改革を積極的に推進しました。

法改正を伴う具体的な取組みは、下記のとおりです。

i) リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出に係る規制の見直し

金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（25年12月25日公表）を踏まえ、金融商品取引法等の一部を改正する法律案を国会に提出しました（26年3月14日閣議決定）。同法案には、「規制改革実施計画」に盛り込まれたリスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出に係る規制の見直しのうち、以下の内容が盛り込まれています。

- ①クラウド・ファンディングの活用
- ②新規上場時の企業情報開示の合理化
- ③グリーンシート制度の見直し
- ④虚偽記載等に係る賠償責任の見直し
- ⑤大量保有報告制度の見直し

また、「規制改革実施計画」に盛り込まれている「総合取引所の実現に向けた取組の促進」について、総合取引所の実現に向けた規定を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（24年9月6日成立、同年9月12日公布）に係る関係政府令等を整備しました（26年3月11日施行）。

ii) 保険会社の海外展開に係る規制の見直し等

「規制改革ホットライン」に寄せられた提案である「海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例の拡大」や「共同保険における契約移転手続に係る特例の導入」を盛り込んだ保険業法等の一部を改正する法律案を国会に提出しました（26年3月14日閣議決定）。

iii) 投資信託及び投資法人に関する規制の見直し

投信信託及び投資法人に関する規制の見直し等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が25年6月に成立しました。同法のうち、投資法人の発行する投資証券等の取引へのインサイダー取引規制の導入等（公布後1年以内施行）につい

て、関係政令・内閣府令を26年3月31日に公布しました。また、投資法人の資金調達・資本政策手段の多用化等（公布後1年6月以内施行）については、関係政令・内閣府令を26年7月2日に公布しました。

iv) 外国銀行業務の代理・媒介に係る規制の見直し

国内企業の海外進出を国内銀行等が支援する環境を整備するため、国内銀行等が代理・媒介を海外で行う場合に限り、出資関係の有無を問わず、外国銀行の業務の代理・媒介を行うことを可能とすること等の改正を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました（平成25年6月12日成立、6月19日公布）。これを踏まえ、関係府令を26年3月31日に公布しました。

v) 海外M&Aに係る銀行の子会社の業務範囲の見直し

銀行グループの国際展開を容易にする環境を整備するため、海外の金融機関等の買収の場合に限り、子会社対象会社以外の会社の一定期間の保有を認める等の改正を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました（平成25年6月12日成立、6月19日公布）。これを踏まえ、関係府令を26年3月31日に公布しました。

vi) 銀行等による議決権保有制限の見直し

銀行等の健全性確保に留意しつつ、企業再生や地域経済の再活性化に資する効果が見込める場合において、銀行等による資本金の供給をより柔軟に行い得るようにするため、議決権保有制限の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました（平成25年6月12日成立、6月19日公布）。これを踏まえ、関係府令を26年3月31日に公布しました。

また、25年12月に成立した産業競争力強化法において、事業者の提案に基づいて規制改革を推進するための制度として、「企業実証特例制度」（新しく事業活動を実施しようとする事業者が一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度）及び「グレーゾーン解消制度」（新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度）が措置されたことを受け、当該制度に係る金融庁の窓口を総務企画局政策課に設置するなどの体制整備を行った。

②評価

25年度においては、上記①に掲げた例を始め、金融サービスの提供者の事業環境整備に資する法令改正を複数実現するなど、金融を巡る状況の変化に対応した様々な規制・制度改革を積極的に推進しました。

また、産業競争力強化法に基づき、「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」について、25年度の申込み件数は0件であったものの、適切な対応を可能とする整備が図られました。

こうした取り組みにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が着実に進展したものと考えています。

(2) 事前確認制度の適切な運用

①取組内容

ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すために、引き続き、金融庁ウェブサイト等を活用した周知を行うとともに、同制度の適切な運用を図っています。なお、25年度におけるノーアクションレター制度に関する回答実績は5件で、すべて、照会受付後30日以内（平均22.6日）での回答を実現しており、制度創設からの累計は54件になっているほか、一般法令照会制度に関する回答実績は0件で、制度創設からの累計は3件となっています。

②評価

ノーアクションレター制度等については、制度創設以降全ての照会内容及び回答内容を公表するなど適切な運用をすることで、金融行政の透明性・予測可能性を高め、金融サービスの提供者が積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を行える環境の確保に寄与したものと考えています。

(3) 官民による持続的な対話の実施

①取組内容

金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」報告書（平成24年5月公表）に基づき、我が国金融機能の向上・活性化に向けて、金融業界と金融当局が同じ目線に立って課題と目標を共有し、その達成に向けて「共働」していく場である官民ラウンドテーブルの第2回会合を開催しました（25年5月13日）。

同会合で下記の2つのテーマについて、それぞれ実務家レベルの作業部会を設けて議論を行い、その結果を報告書に取りまとめました。（下記②の検討の参考とするために、「国際資金決済サービスの向上」に関して委託調査を実施。）

(ア) 地域における新産業の育成と金融の役割

(イ) 資金決済サービスの向上

また、26年3月27日には、官民ラウンドテーブルの第3回会合を開催し、上記の報告書が承認され、公表されました。また同時に、下記の2つのテーマについて、今後、同様に作業部会を設けて検討を行うこととしました。

(ア) 民間資金を活用した社会資本（インフラ）整備等を促進するための金融面からの取組み

(イ) アジアの金融制度等の整備支援のための官民協働の体制強化

②評価

25年度においては、官民ラウンドテーブルの会合を計2回、作業部会を計14回開催し、官民が同じ目線に立って対話を行いました。その議論の結果を取りまとめた報告書に盛り込まれた官民で行う新たな取組みについて、今後、着実に実行に移されていくことで、我が国金融機能の向上・活性化につながっていくものと考えられます。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①規制・制度改革の推進

「規制改革実施計画」に盛り込まれた項目や、「規制改革ホットライン」に提案される個々の規制改革提案への対応をはじめとするこれまでの取組を引き続き進めるとともに、金融を巡る状況の変化に対応しつつ、我が国経済において民需主導の経済成長の実現に向けて、規制・制度の在り方を不断に見直す必要があります。

また、今後、産業競争力強化法に基づく、「企業実証特例制度」による規制緩和要望や「グレーゾーン解消制度」による照会に対して、迅速かつ適切に対応していく必要があります。

②事前確認制度の適切な運用

ノーアクションレター制度等については、民間の金融分野における新商品・サービス創出活動に資する観点から、制度の適切な運用に努めるとともに、金融庁ウェブサイトへの掲載等を通じ、同制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続の一層の周知徹底を図ることにより、明確なルールに基づく、透明かつ公正な金融行政の徹底・金融機関の予測可能性の更なる向上を図っていく必要があります。

③官民による持続的な対話の実施

我が国金融機能の向上・活性化に向けて、金融業界と金融当局が同じ目線に立って課題と目標を共有し、その達成に向けて「共働」していくため、官民ラウンドテーブルを継続的に開催します。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

平成 27 年度要求内容	関連する 事務事業	要求種別	要求額	(参考) 26 年度予算額
世界の主要国際金融センター等におけるグローバル人材の確保・育成等ビジネス環境整備に係る調査研究経費	①	予算 <新規>	9,803 千円	—
英語発信力強化のための経費	③	予算 <新規>	77,706 千円	—
ヘルスケアリート等の普及促進のための調査研究等に必要経費	①	予算 <新規>	19,548 千円	—
我が国の金融・資本市場の競争力向上に向けた実態等の調査	③	予算 <継続>	12,420 千円	12,960 千円

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策IV-4)

施策名	金融行政についての情報発信の強化					
施策の概要	金融庁が決定した様々な施策や金融取引に関する注意喚起等について、国民に対して迅速かつ正確に情報発信を行うことが重要であり、大臣等による記者会見等や報道発表、金融庁ウェブサイト等による公表を通じて、積極的に情報発信を行っていく。また、金融庁の施策については、海外での関心も高く、英語による情報発信を強化していく。					
達成すべき目標	金融行政についての情報発信を強化することにより、当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境の整備を推進すること。					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

測定指標	①金融庁ウェブサイト(日本語版・英語版)へのアクセス件数	基準値	実績値		目標値	達成
		24年度	25年度	25年度	25年度	達成
		1億3,367万件	1億5,644万件		増加	達成
測定指標	②金融庁ウェブサイト(英語版)へのアクセス件数	基準値	実績値		目標値	達成
		24年度	25年度	25年度	25年度	未達成
		510万件	496万件		増加	未達成
測定指標	③新着情報メール配信サービス登録件数	基準値	実績値		目標値	達成
		24年度末	25年度末	25年度末	25年度末	未達成
		38,047件	37,877件		増加	未達成
測定指標	④金融庁Twitterのフォロワー数	基準値	実績値		目標値	達成
		24年度末	25年度末	25年度末	25年度末	達成
		10,727人	18,296人		増加	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) C(進展が大きくない) (判断根拠) 大臣記者会見や記者向け説明、重要施策に係る政府広報に取り組んだ結果、主要な測定指標である金融庁ウェブサイト(日本語版・英語版)へのアクセス件数のほか、金融庁Twitterのフォロワー数の目標を達成することはできたものの、金融庁ウェブサイト(英語版)へのアクセス件数及び新着情報メール配信サービス登録件数の目標を達成することができませんでした。 国内向けの情報発信に係る測定指標は、概ね達成していますが、海外向けの情報発信は、測定指標に未達成となっているものがあること、さらには「金融・資本市場活性化に向けての提言」(平成25年12月13日公表)における指摘などを踏まえると、中長期的には英語でのタイムリーな情報発信、コンテンツの充実などを達成していく必要があり、今後も取り組むべき課題が多いことから、「C」としました。
	施策の分析	金融行政に関する広報の充実として、様々な情報発信ツールを活用した結果、報道発表件数が前年度より減少したものの、金融庁ウェブサイト(日本語版・英語版)へのアクセス件数は増加した一方で、金融庁ウェブサイト(英語版)へのアクセス件数が減少していることから、これらに鑑みれば、本達成手段は全体として有効かつ効率的に寄与したものと考えられますが、英語による情報発信については、引き続きタイムリーな公表、コンテンツの充実に取り組む必要があります。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境を整備するため、現在の目標を維持し、引き続き、金融行政についての情報発信を強化していきます。 【測定指標】 測定指標①については、目標を達成することができました。情報発信の達成度を測定する指標としては妥当であり、26年度も同様に設定し、引き続き目標の達成を目指していきます。 測定指標②については、目標を達成することができませんでした。情報発信の達成度を測定する指標としては妥当であり、26年度も同様に設定し、タイムリーな公表やコンテンツの充実に取り組むことにより、目標の達成を目指していきます。

	<p>測定指標③については、目標を達成することができませんでした。従来から提供している情報発信ツールですが、情報発信の達成度を測定する指標としては妥当であり、26年度も同様に設定し、サービス内容を周知することにより、目標の達成を目指していきます。</p> <p>測定指標④については、目標を達成することができました。情報発信の多様化の一つとして取り組んでおり、26年度も同様に設定し、引き続き目標の達成を目指していきます。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

担当部局名	総務企画局政策課広報室	政策評価実施時期	平成26年5月
-------	-------------	----------	---------

平成 25 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅳ－４

金融行政についての情報発信の強化

1. 達成目標等

達成目標	金融行政についての情報発信を強化することにより、当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境の整備を推進すること。
目標設定の考え方及びその根拠	<p>透明性・予測可能性を確保しつつ金融行政を適切に推進していく上で、当局としての方針や施策の意図・内容が内外の関係者に正確に伝わるのが重要であり、引き続き情報発信を強化していく必要がある。</p> <p>とりわけ、金融は他の分野に比べてもグローバル化が進展している分野であることから、海外に向けて情報発信の充実が必要である。</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数（対前年度比増加・25年度） ・金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数（対前年度比増加・25年度） ・新着情報メール配信サービス登録件数（対前年度末比増加・25年度末） ・金融庁 Twitter のフォロワー数（対前年度末比増加・25年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・報道発表件数 ・金融庁 Twitter のツイート（発信）回数

2. 平成 25 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
① 金融行政に関する広報の充実	<p>以下の通り、引き続き、様々なツールを通じ、金融行政についての情報発信を強化する。その際、どの対象（国内・国外のメディア・一般国民・金融機関・投資家等のいずれか）に、何を発信するかについて明確化し、それぞれに相応しい手段（大臣会見、報道発表、説明会開催、個別説明等）による情報発信を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアを通じた広報に関しては、大臣による閣議後会見や重要施策についての記者向け説明を積極的に実施する。 ・ウェブサイトを活用した広報に関しては、大臣等の記者会見録や報道発表等、掲載コンテンツの充実を図る。 ・特に一般からの関心が高い、または国民向けの幅広い周知が重要な施策に関しては、担当課室と連携しつつ、ウェブ

	<p>サイトに特設サイトを設定する等の対応を行う。加えて、必要に応じ、内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室と積極的に連携を図り、政府広報も活用した施策の周知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外向け広報に関しては、重要な政策決定等については、少なくともその概要を英語版ウェブサイトにもタイムリーに掲載することとするほか、一週間の新着情報の概要をまとめた「FSA Weekly Review」を毎週発行する等、英文による広報の充実強化を図っていく。 ・Twitter 等の新たな情報発信手段について、国内の利用者のニーズを踏まえ、積極的に活用していく。
--	--

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 25 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融行政に関する広報の充実

①取組内容

平成 25 年度も閣議後（毎週 2 回）の大臣記者会見に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（計 89 回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組みました。

特に、国民にとって重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトの特設サイトを設けたほか、政府広報も活用して施策を周知したり、注意喚起を促すなどの取組みを行いました。

具体的には、26 年 1 月より開始された N I S A（少額投資非課税制度）については、国民の関心も高く、当庁としても制度の普及・定着に向けて取り組んでいく観点から、制度開始前から特設サイトの設置、政府広報の活用、マスコミからの取材対応を積極的に行いました。また、詐欺的な投資勧誘による被害の拡大防止・未然防止を図るため、内閣府大臣官房政府広報室や関係省庁とも連携を取って注意喚起を行ったほか、25 年 10 月には、政務三役が地域に赴き、重要政策について説明し、現場の方々と意見交換する「車座ふるさとトーク」を実施しました。

海外に対する情報発信については、一週間の日本語での新着情報（報道発表）の案件名等を英訳した「FSA Weekly Review」を週 1 回発行するとともに、重要な政策決定等については、できるかぎりタイムリーに発表するために、発表資料の概要を先行して掲載するなどの取組みを行いました。

②評価

25 年度の報道発表件数（417 件）は、24 年度（444 件）に比べて減少しましたが、25 年度の金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数（1 億 5,644 万件）は、24 年度より 17.0%増加しました。

また、新たな情報発信手段として23年4月より活用している「金融庁 Twitter」については、その特性（字数制限）を活かした簡明な表現による情報発信に積極的に取り組みましたが、報道発表件数が対前年度比で減少したことなどもあり、25年度のツイート回数（466回）は、24年度（513回）より減少したものの、25年度末のフォロワー数（18,296人）は、24年度末より70.6%増加しました。

一方で、従来よりサービス提供を行っている新着情報メール配信サービスの25年度末の登録件数（37,877件）は、24年度末より▲0.4%減少しました。

当庁の施策の周知にあたっては、金融庁ウェブサイト以外にも、必要に応じて内閣府大臣官房政府広報室と連携を図り、政府広報も活用した施策の周知を行いましたが、引き続き、関係機関と連携を図りつつ、利用者のニーズに合った広報を行っていく必要があります。

海外に対する情報発信については、25年度の英語での報道発表件数（53件）は、24年度（44件）より増加しましたが、25年度の金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数（496万件）は、24年度より▲2.6%減少しました。

当庁としては、「FSA Weekly Review」の発行による迅速な情報発信、重要施策・情報等の英語による発表の充実に取り組みましたが、「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成25年12月13日公表）における指摘などを踏まえ、さらに英語による情報発信を充実していくためには、日本語による公表から時間を空けることなく、できるかぎりタイムリーに発表し、金融庁ウェブサイト（英語版）に掲載できるよう努めていく必要があります。また、有用な英語の資料・コンテンツが十分でないことも踏まえ、担当課室の協力を得ながら、英語で発信すべき情報等を検討し、タイムリーに発表し、コンテンツの充実が図られるよう、発表資料の翻訳に取り組む必要があります。

上記を踏まえ、金融行政についての情報発信を引き続き強化していくにあたっては、国内・海外を問わず、情報発信する内容も訴求対象（情報の受け手）も様々であることから、最適な情報発信手段を考慮しながら、引き続き積極的な情報発信に取り組んでいく必要があります。

【資料1】金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数（単位：件）

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
				目標値	実績値
6,805,202	113,362,208	117,900,057	133,670,013	対前年度比増加	156,441,740

（出所）総務企画局政策課広報室調

（注1）利用者が、金融庁ウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/>以下のファイル）を参照した件数を集計している。

（注2）21年度は、金融庁ウェブサイトへのアクセス件数が算出できないソフトウェアを利用していたため、金融庁ウェブサイトのトップページへのアクセス件数を記載している。

【資料2】金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数 （単位：件）

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
				目標値	実績値
583,487	3,738,908	4,715,219	5,096,125	対前年度比増加	4,963,942

（出所）総務企画局政策課広報室調

（注1）利用者が、金融庁ウェブサイト（英語版）（<http://www.fsa.go.jp/en/>以下のファイル）を参照した件数を集計している。

（注2）21年度は、金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数が算出できないソフトウェアを利用していたため、金融庁ウェブサイト（英語版）のトップページへのアクセス件数を記載している。

【資料3】新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）登録件数 （単位：件）

21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	
				目標値	実績値
37,731	38,726	38,038	38,047	対前年度末比増加	37,877

（出所）総務企画局政策課広報室調

【資料4】金融庁Twitterのフォロワー数 （単位：人）

23年度末	24年度末	25年度末	
		目標値	実績値
4,666	10,727	対前年度末比増加	18,296

（出所）総務企画局政策課広報室調

（注）金融庁Twitterは、平成23年4月からツイート開始。

【資料5】平成25年度における金融庁の施策等に係る政府広報実績

施策名	広報媒体（実施時期）
①NISA（少額投資非課税制度）	政府広報オンライン（6月） インターネットテキスト広告（9月） 新聞広告（10月）
②個人版私的整理ガイドライン	テレビCM（7月・10月） ラジオCM（7月・10月） 政府広報オンライン（9月） インターネットテキスト広告（9月） 携帯端末広告（3月）
③高齢者の消費者トラブル未然防止キャンペーン「おしだそう！高齢者詐欺！」 （注）関係省庁：消費者庁、警察庁	テレビCM、ラジオCM、新聞広告、雑誌広告等（いずれも9月）
④多重債務者相談キャンペーン2013	新聞広告（9月） インターネットテキスト広告（12月）

⑤無登録ファンド・業者からの勧誘に関する注意喚起	インターネットテキスト広告（10月）
⑥振り込め詐欺救済法に基づく返金手続き	視覚障がい者向け音声広報CD（11月）
⑦ヤミ金業者に関する注意喚起	携帯端末広告（12月）
⑧公的機関の職員を装った投資勧誘等に関する注意喚起	ラジオCM（1月） インターネットテキスト広告（1月）
⑨金融経済教育の推進	政府インターネットテレビ（3月）

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（1）今後の課題

英語でのタイムリーな情報発信、コンテンツの充実など更なる取組みを進める必要があります。

（2）評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅳ-5)

施策名	金融経済リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備					
施策の概要	<p>現代社会では、誰も、ライフステージの各場面において、貯蓄・資産運用、住宅ローン、保険加入等、様々な金融商品を利用し、金融との関わりを持つことは避けられない状況です。</p> <p>こうした中、我が国の現状をみると、多重債務問題の発生や金融資産ゼロ世帯の増加等がみられ、社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくためには、計画性のない支出は抑え、収支の改善を目指す家計管理や、死亡・疾病・火災等の不測の事態や教育・住宅取得・老後の生活等に備えた生活設計を習慣化するとともに、それぞれの生活設計に合わせて金融商品を適切に利用選択する知識・判断力を身に付けることがますます重要となってきています。</p> <p>こうした状況を受けて、国民一人ひとりが、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力、すなわち金融リテラシーを身に付け、また、必要に応じその知識を充実する事ができる機会を提供するための環境を整備します。</p>					
達成すべき目標	金融リテラシーが向上すること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	16	17	13	14
		補正予算(b)	▲2	▲0	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	15	17	-	-
執行額(百万円)	15	2	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)</p> <p>「金融・資本市場活性化に向けての提言」(金融・資本市場活性化有識者会合、平成25年12月13日公表)</p>					

測定指標	国民の金融知識の状況 生活設計策定の有無 ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	基準値	実績値		目標値	達成	
		23年度	25年度	-	28年度	-	
		37.6	37.7		50		
	国民の金融知識の状況 金融商品の選択 ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	施策の進捗状況(実績)				目標	達成
		利用者が、適切な金融知識を得て、それぞれのニーズに応じた金融商品を選択できるよう関係団体と連携しながら、シンポジウムの開催、ガイドブック等の開発・配布など、金融経済教育の推進に取組みました。				25年度	達成
						金融商品を選択するための金融知識の普及	
国民の金融知識の状況 金融広報中央委員会の認知度 ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	施策の進捗状況(実績)				目標	達成	
	金融広報中央委員会のウェブサイト(「知るぽると」)を、金融経済教育に関する情報のインターネットでの最初のアクセス先として、金融庁、関係団体のウェブサイトと相互にリンクを張った他、政府広報等を含め、様々な機会を通じて、「知るぽると」の周知を図りました。				25年度	達成	
					金融広報中央委員会のウェブサイト(「知るぽると」)の周知		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
		<p>平成25年4月に公表した金融経済教育研究会報告書で指摘された課題に取組むため、金融広報中央委員会に金融経済教育推進会議を設置し、この推進会議を通じて、関係者(有識者、業界、関係省庁等)の間で、無駄や隙間を生じさせないよう、適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、金融経済教育の推進に取組みました。</p> <p>このため、金融経済教育の推進について進展しているものの、上記のとおり、測定指標の一部に、28年度の達成に向け取組みを進めているものがあります。</p> <p>今年度の測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、金融経済教育推進会議において、無駄や隙間を生じさせないよう、関係団体が適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、金融経済教育を推進することなどを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p>

	<p>施策の分析</p>	<p>(1)必要性 金融リテラシーの向上を通じて、国民一人ひとりが、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を促していくことは必要と考えています。</p> <p>(2)効率性 多種多様な実施主体がいる中で、金融経済教育研究会報告書にある最低限習得すべき金融リテラシーの内容を共有して、活動に必要な予算を確保しつつ、適切な役割分担を行うことにより、より効率的・効果的な推進を図ることができると考えています。</p> <p>(3)有効性 金融経済教育研究会報告書で指摘された諸課題について、関係者が連携しつつ、知恵を絞りながら、持続的に金融経済教育を効率的・効果的に推進することにより、国民の金融リテラシーの向上が図られると考えています。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 金融リテラシーの向上のため、金融経済教育の推進にかかる取組みを図ることとしている。</p> <p>【測定指標】 金融に関する基礎知識や各種金融サービスの特性を理解するためには、金融リテラシーを身に付ける必要があります。そのため、金融広報中央委員会が国民の金融知識の状況を調査した「家計の金融行動に関する世論調査」を指標とすることは適切であると考えます。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融研究センター「金融経済教育研究会」 http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/kenyukai.html ・金融研究センター「金融経済教育研究会報告書」 http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130430.html ・金融広報中央委員会「金融経済教育推進会議」 http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/suishin/ ・金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/kyoron_futari/
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局政策課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	-----------------	-----------------	----------------

平成 25 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅳ－５

金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

1. 達成目標等

達成目標	金融リテラシーが向上すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>金融リテラシーの向上は、以下の点から重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融取引を巡るトラブルから身を守るとともに、ローン、保険、資産運用商品等の金融商品を賢く利用することを通じて、生活の質の向上につながる。 ・利用者保護の実現には、当局による規制だけでは限界があり、過度な規制は、金融機関等のイノベーションを阻害するという問題もある。このため、利用者の金融商品を選別する目が確かになれば、より良い金融商品の普及も期待できる。 ・現在、約 1,600 兆円に上る家計金融資産の過半は現預金となっている。資産運用を行う上での基礎知識を身に付け、家計が国内外の資産（株式、債券等）への中長期・分散投資を進めることは、家計の安定的な資産形成に資するだけでなく、成長資金の供給等を通じ、デフレ脱却にも資すると考えられる。 <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画（平成 22 年 3 月閣議決定） ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定） ・金融経済教育研究会報告書（平成 25 年 4 月 30 日公表） ・消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成 25 年 6 月 28 日閣議決定） ・金融・資本市場活性化に向けての提言（平成 25 年 12 月 13 日公表）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の金融知識の状況：生活設計策定の有無 (前回調査時より向上・25 年度調査実施時点) <p>※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の金融知識の状況：金融商品の選択 ・ " " : 金融広報中央委員会の認知度 <p>※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」</p>

2. 平成 25 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融経済教育の推進	金融経済教育研究会における議論により、金融経済教育を推進するための方向性等が示されている。今後、金融経済教育研究会報告書の以下の指摘にそって実施していくことが重要である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・金融経済教育の関係者による推進の場（「金融経済教育推進会議（仮称）」）を設置する。 「金融経済教育推進会議（仮称）」において、無駄や隙間を生じさせないよう、適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、着実に推進していくことが重要。 ・金融経済教育の効果的・効率的な推進のため、最低限習得すべき金融リテラシー（4分野・15項目）の内容について、学校や自治体、業界団体や各金融機関、NPO 団体等の様々な現場で実際に金融経済教育を担う者が利用しやすいものとなるよう、具体化する。 ・その上で、そうした身に付けるべき事項を、年代別にどのような順序で、どこまで教えるべきかについて整理し、体系化を図る。 ・金融経済教育に関する情報のインターネット上での最初のアクセス先として、金融広報中央委員会のウェブサイト（「知るぽると」）を周知するとともに、同ウェブサイトから関係当局・関係団体等のウェブサイトと相互にリンクを張り、利用者が必要な金融経済教育にかかる情報等に容易かつ網羅的にアクセスできる体制を構築する。 ・報告書で指摘された課題を踏まえ、金融商品を賢く利用することを伝えるガイドブックの作成・普及、シンポジウムの開催、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供を行う。
--	--

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 25 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融経済教育の推進

①取組内容

ア. 金融経済教育推進会議の設置

金融経済教育研究会報告書（平成 25 年 4 月 30 日公表）で指摘された諸課題に取組むため、金融広報中央委員会に金融経済教育推進会議を設置しました。

金融経済教育推進会議を通じて、無駄や隙間を生じさせないよう、適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、金融経済教育の推進に取り組みました。

イ. 最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）の具体化等

金融経済教育は、幼児期から高齢期までの各時期に亘り、その時期に応じた様々な働きかけを継続的に行っていく必要があります。広範で継続性を要する金融経済教育に関する取組みを、効果的・効率的に推進していく必要があります。

そのため、金融経済教育研究会でとりまとめた、最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）の内容の具体化及び年齢別に教える事項の整理・体系化を行いました。

ウ. 金融広報中央委員会のウェブサイト（「知るぽると」）の周知等

「知るぽると」を、金融経済教育に関する情報のインターネットでの最初のアクセス先として、金融庁、関係団体のウェブサイトと相互にリンクを張りました。

その他、政府広報等を含めて、様々な機会を通じて、「知るぽると」の周知を図りました。

エ. ガイドブック等の配布及びシンポジウムの開催等

金融の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」及びリーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」について、全国の高校・大学・地方自治体等へ広く配布しました（ガイドブック約24万部、リーフレット約27万部）。

また、未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を地方公共団体等へ広く配布しました（約18万部）。

さらに、地域住民等を対象に、金融リテラシーの向上を図ることをテーマとしたシンポジウムを、関係団体と連携して、那覇市、大阪市、仙台市、広島市、名古屋市の計5箇所で開催しました。

②評価

ア. 金融経済教育推進会議の設置

金融経済教育推進会議については、第1回を平成25年6月7日、第2回を平成25年12月16日に開催し、金融経済教育研究会報告書で指摘された課題等について、関係者間で進捗を確認するとともに、今後の課題などについても、議論しました。

イ. 最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）の具体化等

関係省庁、関係団体が連携・協力して、4分野・15項目の項目別・年齢層別の具体化を行い、第2回金融経済教育推進会議に、進捗状況を報告しました。

また、最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）について、リーフレットを作成し、金融庁主催のシンポジウム、高校・大学・地方公共団体などに広く配布するなど、周知を図りました。

ウ. 金融広報中央委員会のウェブサイト（「知るぽると」）の周知等

金融庁のウェブサイトに「知るぽると」のロゴを掲載し、リンクを張ったほか、関係団体のウェブサイトと相互にリンクを張るなど、利用者が必要な金融経済教育にかかる情報等に容易かつ網羅的にアクセスできるようにしました。

エ. ガイドブック等の配布及びシンポジウムの開催等

昨年同様、「基礎から学べる金融ガイド」、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」及びリーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」を、必要としている高校、大学、地方公共団体等に提供しました。

シンポジウムは、関係団体と連携して開催したほか、シンポジウム参加者へのアンケートによると、本シンポジウムについて「有意義であった」「概ね有意義であった」とする意見が94%、金融知識習得の必要性を「感じた」「どちらかといえば感じた」と

する意見が 97%を占めており、金融知識の普及の一助として活用されているものと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

金融経済教育研究会における議論により、金融経済教育を推進するための方向性等が示されています。引き続き、金融経済教育推進会議において、無駄や隙間を生じさせないように、適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、着実に推進していくことが重要です。

また、25年12月に公表された「金融・資本市場活性化に向けての提言」に記載されているとおり、銀行、証券、保険、資産運用など業界横断的な取組みの加速を行うことが重要です。

①連携の強化

金融経済教育は、初等中等教育から社会人、高齢者に至るまで金融リテラシーの底上げを図っていくことが極めて重要です。

そのため、銀行、証券、保険、資産運用など業界横断的な取組みの加速を行うなど、連携の強化が必要です。

②項目別・年齢層別スタンダードの作成

関係団体が金融経済教育の推進に取組むための共通プラットフォームとして、最低限身に付けるべき金融リテラシーの内容の具体化及び年齢層別に教える事項を整理・体系化した「項目別・年齢層別スタンダード（金融リテラシー・マップ）（以下「マップ」という。）」を作成します。

そのうえで、関係団体の取組みについて、「マップ」を軸に連携して行われるよう、取組み内容を「マップ」とリンクさせた形で把握、情報共有する枠組みを構築します。

③大学における取組み

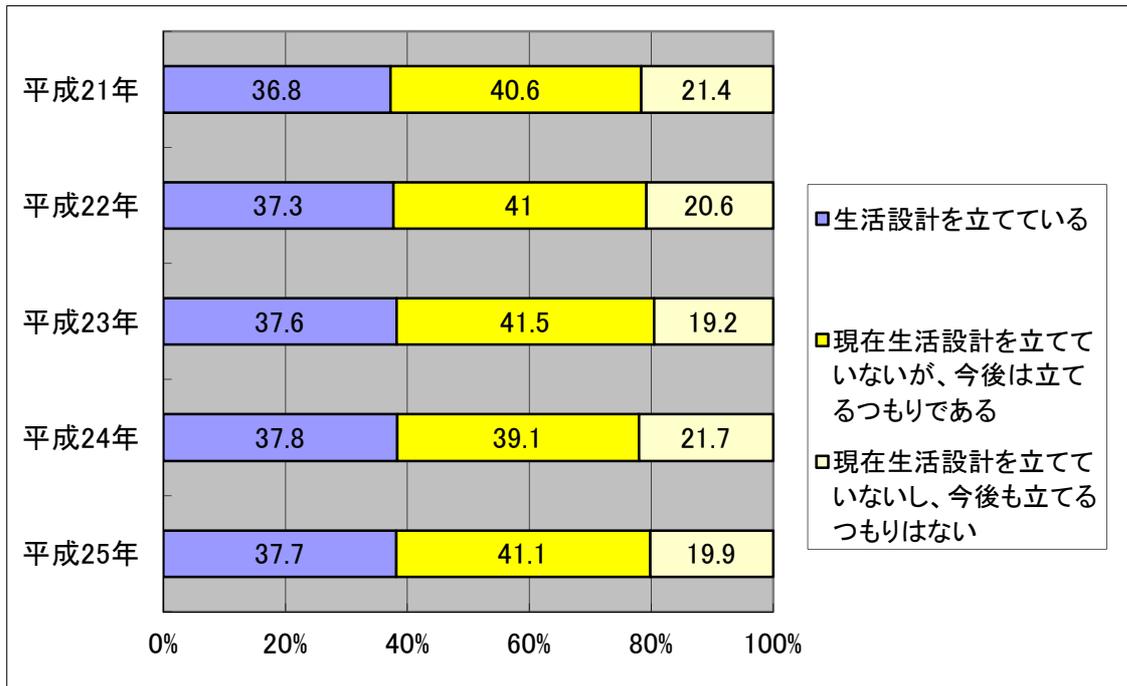
大学生に対して、金融経済教育を体系的に行う必要があるため、大学の教養課程などにおいて、「マップ」を基に授業の実施を検討してもらうよう、大学に対して、働きかけを行います。

④その他

関係団体と連携しながら、金融リテラシー向上のためのガイドブックの作成・普及の他、シンポジウムの開催、金融庁ウェブサイトを通じた情報の提供等を行います。

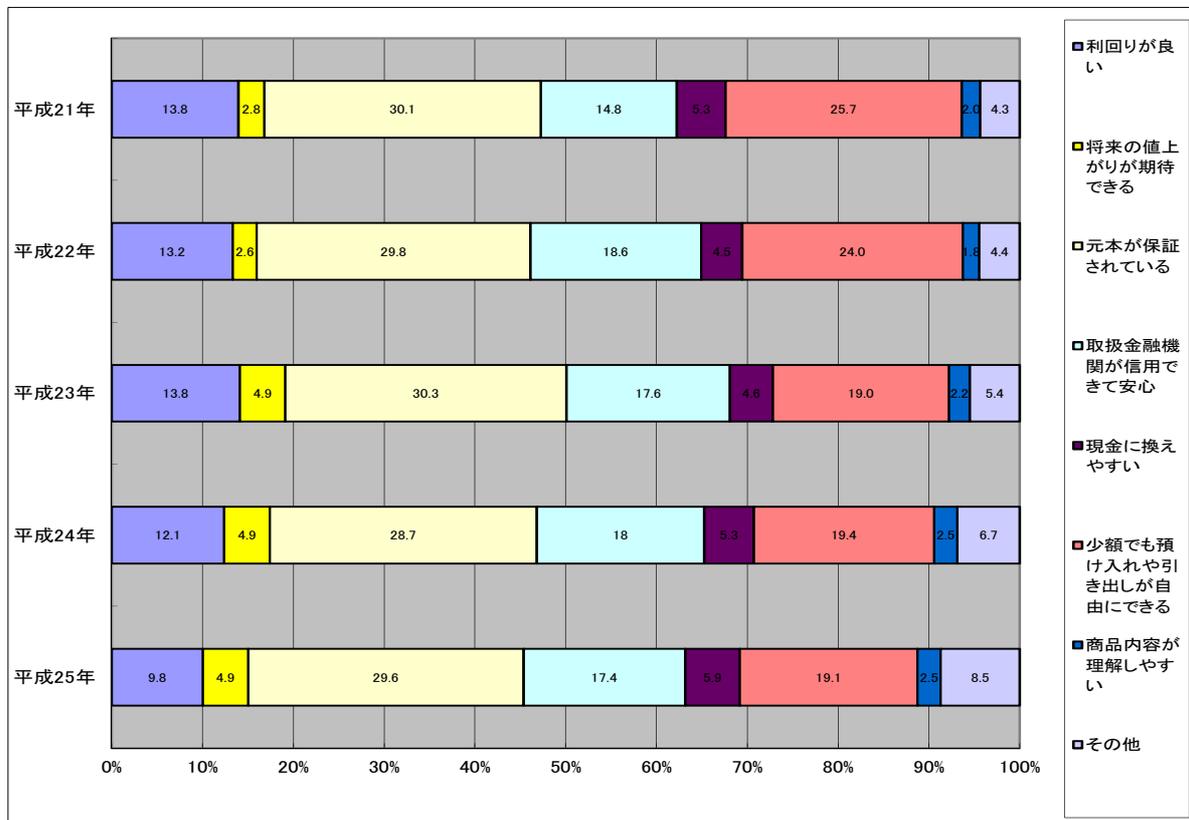
(参考) 金融広報中央委員会が実施した「家計の金融行動に関する世論調査」

【資料1 生活設計設定の有無】



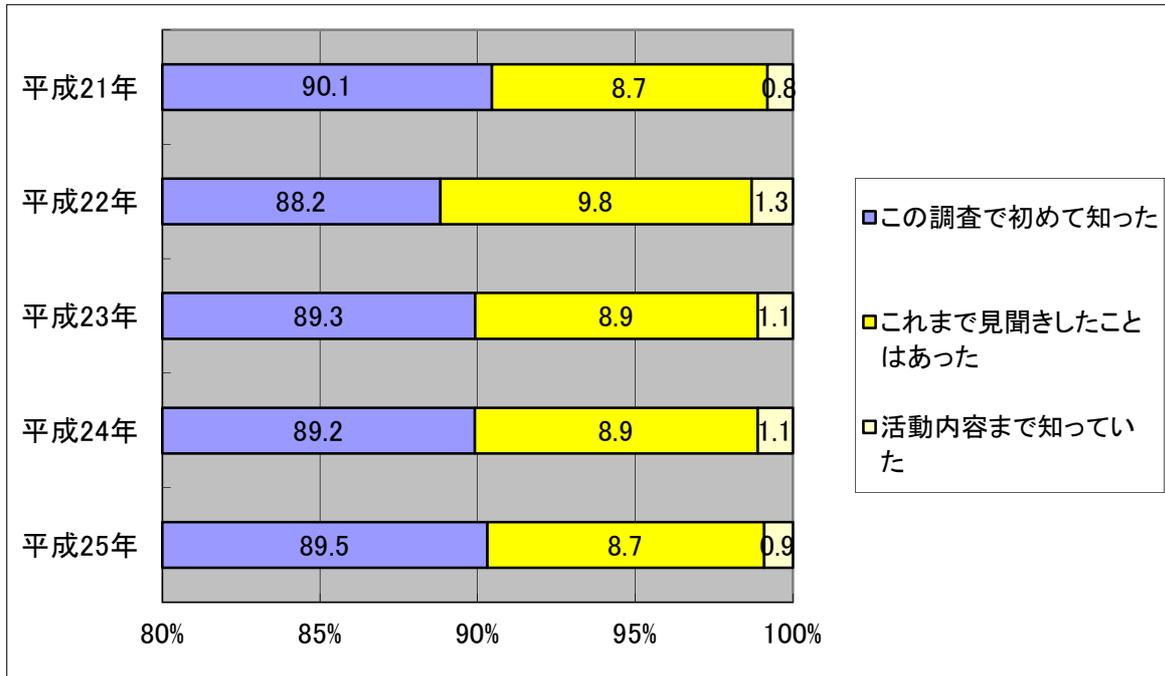
(出所) 金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」

【資料2 金融商品の選択】



(出所) 金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」

【資料3 金融広報中央委員会の認知度】



(出所) 金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」

これらの調査結果等をみると、生活設計を立てていると回答した世帯の比率は、最近5年間ほぼ横ばいであり、生活設計を立てる予定がない世帯も2割程度みられます。(資料1)

また、金融商品の選択に当たって、「元本が保証されている」及び「取扱金融機関が信用できて安心」という安全性を重視している家計が多い状況についても、大きな変化はみられませんが、「将来の値上がりが期待できる」は横ばいであるものの、「利回りが良い」が減少しているため、収益性が減少しています。(資料2)

その他、金融広報中央委員会の認知度については、9割が「はじめて知った」と回答しており、認知度は低い状況です。(資料3)

これらの状況から、利用者が、適切な金融知識を習得し、それぞれのニーズに応じた金融商品を選択できるよう、引き続き金融経済教育の充実を図るほか、金融広報中央委員会のウェブサイト(「知るぽると」)を、金融経済教育に関する情報のインターネットでの最初のアクセス先として、様々な機会を通じて周知することが重要です。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容
 予算要求及び機構・定員要求

平成 27 年度要求内容	関連する 事務事業	要求種別	要求額	(参考) 26 年度予算額
金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費	①	予算 〈継続〉	3,293 千円	1,573 千円
金融知識普及施策奨励経費	①	予算 〈継続〉	197 千円	197 千円
金融知識等普及施策のためのパンフレット等作成経費	①	予算 〈継続〉	14,114 千円	12,240 千円

業務支援基盤整備に係る施策

平成25年度実績評価書

金融庁25(業務支援基盤の整備のための取組み1-(1))

施策名	金融行政を担う人材の確保と資質の向上					
施策の概要	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図るため、組織として力を発揮できる体制に向けた取組みを推進するほか、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づき、金融行政の各専門分野における計画的任用、国際対応力の強化、官民人材交流の促進等を着実に実行します。また、引き続き新興国への若手職員の派遣の推進を図ります。					
達成すべき目標	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

測定指標	①組織として力を発揮できる体制に向けた取組み	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」について、長官による職員向け倫理講話や定期的な人事ヒアリングで管理職から課室職員へ周知・徹底を促したほか、ポータルサイトのトップページに掲載する等、様々な機会を捉えて職員への浸透を図りました。</p>	25年度	達成
②研修等の実施状況	<p>24年度に整備したPDCAサイクルによる業務改善を行う取組みを25年度も継続して実施しました。 さらに、育児中の職員が家庭・子育てとキャリアの両立を目指せる職場環境を推進するための体制を整備しました。</p>	25年度	達成	
	<p>職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を養成するため、また国際化する行政に対応し得る人材を育成するため、25年度においても国内外の大学院に計26人(24年度21人)の派遣を行いました。</p>	25年度	達成	
③人材派遣等の状況	<p>高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、25年度においても国際機関や民間企業等へ計35人(24年度23人)の出向を行いました。</p>	25年度	達成	
		<p>国際機関や民間企業等への派遣を通じて、職員の専門性の強化と幅広い視野を持った職員の育成を図る</p>	達成	
④民間専門家の在職者数	<p>高い専門性を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、25年度においても金融機関をはじめとする民間経験者や弁護士、公認会計士等の専門家計364人(24年度352人)の採用・登用を行いました。</p>	25年度	達成	
		<p>高い専門性を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、民間専門家を積極的に任用・登用する。</p>	達成	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)	
	施策の分析	<p>(判断根拠)</p> <p>各測定指標とも、これまでに整理してきた中長期的かつ包括的な枠組み・方向性に基づき、25年度も継続的かつ積極的に取り組みました。その結果、「金融庁職員のあり方」の職員への浸透、PDCAサイクルによる業務改善の取組み(測定指標①、②)については、24年度からの取組みを継続して実施することができたほか、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく人事配置等(測定指標③、④)については、25年度における外部への出向者数や民間専門家等の採用・任用者数が24年度を上回る実績となりました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、職員の資質の向上については、短期的に効果が現れるものではなく、中長期的には、上述の施策を継続的に実施していくことが必要であるとともに、その効果を不断に検証し、更なる改善を図っていくなど、職員の資質向上を達成していくために、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p> <p>金融は経済活動を支える血液とも言うべき性格を有しており、金融行政の舵取りは経済活動・国民生活に多大な影響を与え得るものです。このため、金融庁には、金融が経済活動を支える役割を十全に発揮できるよう、幅広い視野に基づく政策展開が求められています。こうした要請に応えていくため、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要と考えます。こうしたことを踏まえて、各施策を以下のとおり分析しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①について、職員一人ひとりが「国益を意識して働く」、「異なる世界と接し自らを大きく育てながら専門性を磨く」といった金融庁職員としてあるべき基本姿勢を自覚するとともに、職場がそれをバックアップする存在となれるよう「金融庁職員のあり方」の浸透を図りました。また、職員が高いパフォーマンスを発揮し、良い成果を挙げていくためにPDCAサイクルによる業務改善を行う取組みを継続して実施しました。さらに25年度は、育児等の必要がある職員であっても家庭・子育てとキャリアの両立を目指せる職場環境を推進していく体制も整備しました。これらの施策は、組織として力を発揮できる体制に向けた取組みを職員自らが意識し、行動していくことにより対応するものであり、事業費等の特段の予算支出をするものではありません。 ・測定指標②について、職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する人材を育成するという目的に対し、国内外の大学院への留学や研修等を継続的に実施するものであり、有効的であると考えます。 ・測定指標③について、高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成する観点から、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体等へ出向の拡大を図るものであり、職員の専門性の向上、国際性の涵養という点で有効的であると考えます。 ・測定指標④について、金融の複雑化・高度化に対応し、国民に信頼される金融行政を確保するという目的に対し、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士等の高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するものであり、有効的かつ効率的に寄与するものと考えます。 	
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 金融行政を担う人材の確保と資質の向上</p> <p>【測定指標】 測定指標①、②、③及び④とも、25年度は目標を達成することができました。26年度についても、これらの取組みを継続的かつ積極的に実施していくとともにその効果を不断に検証し、更なる改善を図っていくことが必要と考えます。</p>	
学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし		
担当部局名	総務企画局総務課、総務企画局総務課開発研修室	政策評価実施時期	平成26年5月

平成 25 年度実績評価書（別紙）

業務支援基盤の整備のための取組み 1－(1)

金融行政を担う人材の確保と資質の向上

1. 達成目標等

達成目標	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>高度に専門化するとともに、経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に的確に対応するため、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要です。</p> <p>【根拠】 ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）、金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>①組織として力を発揮できる体制に向けた取組み（i.「金融庁職員のあり方」について、様々な機会を捉えて職員への浸透を図る、ii. PDCA サイクルによる業務改善の取組みを推進する、25 年度）</p> <p>②研修等の実施状況（国内外の大学院への留学や研修の実施等を通じて、専門性の高い人材の育成を図る、25 年度）</p> <p>③人材派遣等の状況（国際機関や民間企業等への派遣を通じて、職員の専門性の強化と幅広い視野を持った職員の育成を図る、25 年度）</p> <p>④民間専門家の在職者数（高い専門性を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、民間専門家を積極的に任用・登用する、25 年度）</p>
参考指標	<p>①関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁職員のあり方」の職員への浸透に向けた取組み ・PDCA サイクルによる業務改善の取組み

2. 平成 25 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」の浸透を図るとともに、PDCA サイクルによる業務改善への取組みを推進する。 ・金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づき、金融行政の各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示・官房）における専門的能力の向上、国際面での対応力の強化、外部からの専門的人材の確保、官民人材交流の促進等について、着実に実行する。 ・引き続き新興国への若手職員の派遣の推進を図る。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 25 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上

① 取組内容

ア. 組織として力を発揮できる体制に向けた取組み

金融庁職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」¹について、長官による職員向け倫理講話や、定期的な人事ヒアリングで管理職から課室職員へ周知・徹底を促したほか、庁内ポータルサイトのトップページに掲載する等、様々な機会を捉えて職員への浸透を図りました。

また、職員が高いパフォーマンスを発揮し、良い成果を挙げていくため、業務の効率化・職場環境の改善策等について各課室で議論・策定するとともに、事後的に評価し更なる改善に繋げていくPDCAサイクルによる業務改善を行う取組みを継続して実施しました。

さらに、育児等の必要がある職員であっても、家庭・子育てとキャリアの両立を目指せる職場環境の整備を推進していくため、当庁幹部職員が育児のある職員からの意見等を吸い上げ、それに対する方策を組織全体で議論・検討していく体制を 26 年 3 月に整備しました。

イ. 金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組み

金融行政を担う人材の確保と資質向上について、幹部クラスで議論を行った上で整理した以下の各項目についての中長期的かつ包括的な方針に基づき、人事配置等を行いました。

(ア) 各専門分野における計画的任用

職員の専門性をより高めるため、職員の希望・適性等を勘案しつつ、各職員を金融行政の各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示及び官房）に振り当てるとともに、各専門分野において特に重要なポストを洗い出し、それらのポストを中心に、各職員の専門分野及び関連分野を軸とした計画的な人事・任用を行いました。

また、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を推進しており、採用形態・年齢等にとらわれず、管理職への登用や課長補佐への早期登用を引き続き行いました。

1 職員一人ひとりが「国全体の利益を中長期的に追求する」、「異なる世界と接し自らを大きく育てながら専門性を磨く」といったあるべき姿を自覚するとともに、誇りを持って働き、職場はそれをバックアップする存在となるよう、幹部クラスから各課室職員まで庁内各層での議論を行った上で、平成 24 年 11 月に整理したもの。

(イ) 民間専門家の採用・登用等

高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用しました。

また、より適切な人事配置や育成に活用するため、民間専門家の詳細なスキル等の把握に努めるとともに、中期的に金融行政に必要とされる専門知識・スキルを洗い出し、それらを担う人材の採用・育成方針について検討を行い、当該方針に基づき人事・任用を行いました。

(ウ) 職員の国際面での対応力強化

金融行政を遂行していく上で、職員の国際面での対応力の向上が必要であることから、国際機関等への出向や海外の大学院への派遣を積極的かつ継続的に行うとともに、職員の国際面での対応力を更に強化するため、①海外留学経験者については、帰国後概ね5年以内を目途に国際機関等への出向を行うこととし、そのための出向先の拡大を図る、②若手職員（入庁1年目～5年目）を対象とした「英語研修（リーディングコース）」の新設など、英語研修の充実を図る、③国際会議への随行や海外セミナーへの出席などにより経験を積ませる、等の取組みを引き続き行いました。

(エ) 大学院への留学等

職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成するため、また、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る職員等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行っており、25年度は、海外大学への客員研究員の派遣も行いました。

(オ) 官民人材交流等の促進

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向の拡大を図りました²。特に、新興国（インド、ドバイ等）への若手職員の派遣を新たに行いました。

また、引き続き多くの職員が専門性の習得や国際性の涵養が図られるよう、国内外の出向先の拡大を積極的に図ることとしています。

(カ) 専門能力向上に資する研修の充実

25年度については、各部局における業務上のニーズ等を一層研修に反映させるよう、研修内容等の検証・見直しを行い、①世界経済の全体像を理解した上で金融庁の政策（金融行政）がどのように関係しているかを理解することを目的とし

² 【25年度の新規派遣先】在上海日本国総領事館、在インド日本国大使館、在ドバイ日本国総領事館、在シンガポール日本国大使館、在フランクフルト日本国総領事館、在リオデジャネイロ総領事館、経済協力開発機構、ミャンマー財務省、ジェトロ・香港センター、(株)デンソー、全日空(株)、(株)経営共創基盤、石巻市

た「グローバル経済と金融行政」研修（848名受講）や、②若手職員（1年目～5年目）の金融分野に関する英文読解力の向上を図ることを目的とした「英語研修（リーディングコース）」を新設するなど、研修内容の充実を図りました。

また、全体で73コース（24年度71コース）の研修を実施し、受講生による各研修内容に関する評価を5段階評価（標準点3.0点）で測定したところ、平均評価点は4.1点となり、24年度（4.0点）を上回る結果を示しました。

② 評価

「金融庁職員のあり方」の職員への浸透、PDCAサイクルによる業務改善を行う取組み、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組みのいずれについても、これまでに整理した中長期的かつ包括的な枠組み・方向性に基づく各年度の取組みを通じて、職員の資質の向上が図られてきているものと考えています。

職員の資質の向上については、短期的に効果が現れるものではなく、各施策を継続的に実施していくことが必要であるとともに、その効果を不断に検証し、更なる改善を図っていくことで、引き続き職員の資質の向上に取り組んでいく必要があると考えています。

ア. 組織としての力を発揮できる体制に向けた取組み

「金融庁職員のあり方」については、様々な機会を捉えて職員への浸透を図っています。また、PDCAサイクルによる業務改善への取組みについては、効果のあった施策について、ベストプラクティスとして庁内にフィードバックすることで共有し、全庁的な業務改善に繋がるよう取り組んでいます。さらに、家庭・子育てとキャリアの両立を目指せる職場環境を推進する取組みを平成26年3月から開始しました。

引き続き、こうした取組みを着実に実行していく必要があると考えています。

イ. 金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組み

引き続き、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づき、以下の各項目について、着実に実行していく必要があると考えています。

（ア）各専門分野における計画的任用

職員のキャリアパスに係る希望や適性等に配慮しつつ、金融行政の各専門分野において計画的な人事配置・人材育成を行うとの方針に基づき、専門性を意識した人事・任用や、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を継続的に実施しています。

引き続き、各専門分野における職員の専門性向上のため、特に重要なポストを中心に、計画的な人事・任用を行っていく必要があると考えています。

(イ) 民間専門家の採用・登用等

金融の複雑化・専門化に的確に対応し、国民に信頼される金融行政を確保していくため、これまでも弁護士、公認会計士、金融実務経験者などの民間専門家の採用・登用を積極的に行うとともに、専門人材の中のコアとなる職員を計画的に育成しています。引き続き、こうした取組みを着実に実行していく必要があると考えています。

【資料1 民間専門家の登用状況】

(単位：人)

	25年3月1日現在	26年3月1日現在
弁 護 士	39	40
公 認 会 計 士	55	57
不 動 産 鑑 定 士	7	8
ア ク チ ュ ア リ ー	6	6
研 究 者	3	1
情 報 処 理 技 術 者	27	28
金 融 実 務 経 験 者	215	224
計	352	364

(出所) 総務企画局総務課調

(ウ) 職員の国際面での対応力強化

国際機関等への出向や海外大学院への職員の派遣を積極的に行うとともに、派遣後は、国際関連部署等に配属する取組みを継続して行っています。また、国際会議への随行や海外セミナー等への出席も進めました(11人)。今後も、職員の国際面での対応力強化のため、更に出向・留学先の拡大を行うなど、上記の取組みを着実に実行していく必要があると考えています。

(エ) 大学院への留学等

積極的に国内外の大学院に職員の派遣を行うとともに、留学後は、専攻した分野と関連性の高い部署に配属する取組みを継続して行っています。今後も、職員の専門性向上のため、引き続きこうした取組みを着実に実行するとともに、更に留学先の拡大を行う必要があると考えています。

【資料2 大学院への留学等の状況】

(単位：人)

	24年度	25年度
国内大学院（法科、会計、IT、金融等）	10	13
海外大学・大学院（法科、MBA等）	11(1)	13(1)
計	21	26

※（ ）内は、海外大学への客員研究員の派遣者数で内数。（出所）総務企画局総務課調

(オ) 官民人材交流等の促進

積極的に国際機関や民間企業等に職員を出向させるとともに、出向先の拡大を図っています。また、出向後は、出向先の業務と関連性の高い部署に配属する取組みを継続的に行っています。更に多くの職員が専門性の習得や国際性の涵養が図られるよう、引き続き出向を促進していく必要があると考えています。また、新興国への若手職員の派遣についても継続的に推進する必要があると考えています。

【資料3 出向の状況】

(単位：人)

	25年3月1日現在	26年3月1日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	14	23
民間企業等	5	8
地方自治体	1	2
大学教授	3	2
計	23	35

(出所) 総務企画局総務課調

(カ) 研修の実施状況

研修については、各部局における業務上のニーズを一層研修に反映させるよう、引き続き研修内容の検証・見直しを行う必要があると考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

上記4.(1)②の評価で述べたような諸課題も踏まえ、継続的かつ積極的に取り組んでいく必要があると考えています。

- (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容
予算要求及び機構・定員要求
特になし。

平成25年度実績評価書

金融庁25(業務支援基盤の整備のための取組み2-(1))

施策名	学術的成果の金融行政への導入・活用					
施策の概要	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用するため、金融行政の参考となる調査研究の実施、産・官・学の連携強化に係る取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	16	15	13	13
		補正予算(b)	-	▲0	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	16	14	-	-
執行額(百万円)	10	7	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

測定指標	1 金融行政の参考となる調査研究の実施 ・調査研究分析成果の作成	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		庁内の要望に基づく多岐にわたる研究テーマについて、調査研究を実施し、その結果として研究成果報告書としてまとめ、ウェブサイト上へ公表しました(計9本)。また、近年公表されたディスカッションペーパーのうち、研究論文として学術的に価値が高いものを選定した上で外部の専門家による査読手続き、コメント等を経て、論文集『FSAリサーチレビュー』として公表しました。こうした取組みを通じ、金融環境に応じた行政上も意義のある有益な研究を実施しています。	25年度	調査研究分析成果の作成
測定指標	2 産・官・学の連携強化 ・コンファレンス、研究会・勉強会等の開催	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環、各国の研究者、政府関係者等とのネットワーク強化を目的として国際コンファレンスを2回、シンポジウムを1回開催しました。また、研究者と実務者等の有識者を招いて、庁内職員との勉強会等を行いました(金融経済学勉強会11回、金融経済教育研究会1回、企業財務研究会5回、昼休み勉強会(金曜ランチオン)20回開催)。こうした取組みを通じ、産・官・学の一層の連携強化を図っています。	25年度	コンファレンス、研究会、勉強会等の定期的な開催

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり) (判断根拠) 金融環境の変化に応じた調査研究分析を行っているほか、国際コンファレンス、研究会・勉強会等に加えて、今年度はシンポジウムを実施するなど金融庁職員と外部有識者等の交流の機会を多数設定しております。このような取組みにより、金融行政の遂行に資する研究の実施、各部署と連携した研究体制の構築等の進展、産・官・学のネットワーク強化が図られているものの、より的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用を行っていくためには、その有効な手法等について不断に見直していく必要があります。測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、金融の国際的な潮流も踏まえつつ、各部署の当面の課題にとどまらず、中長期的な金融行政の質の向上につながる調査・研究の実施などを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。
	施策の分析	(1)必要性 近年の金融危機の背景には、急激に高度化、複雑化、国際化が進んだ金融環境があり、また、諸外国の金融規制環境、金融監督体制が急速に変化している状況に鑑みれば、今後、こうした変化に的確に対応しつつ適切な行政運営を確保するとともに、国際的な議論に対する我が国の積極的な貢献を図るため、以前にも増して、金融行政に関わる重要分野において専門性が高く、かつ実務に役立つ調査研究の実施が必要であると考えられます。また、金融行政の専門性の向上のために、その成果の職員等への還元を図っていくことが欠かせないと考えられます。25年度においても、より一層の研究体制の強化のため、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用しています。 (2)効率性 研究官等による研究結果の庁内外への公表は、基本的に金融研究センターウェブサイト上での公表を主として行っています。また、調査研究については、常勤の研究官にとどまらず、非常勤の特別研究員の活用しています。25年度においても、「特別研究員」を公募し、広く日本の国公立大学・シンクタンク等において金融に関する研究を行っている者の中から、金融研究センター(以下「センター」という。)が指定する研究プロジェクトに取組み、金融行政とアカデミズムの架け橋となる最適な人材を確保するようにしています。

	<p>(3)有効性 測定指標①については、的確な調査研究分析を通じて、金融行政の参考となる調査研究の実施という目標に対し、より一層の研究体制の強化のため、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用しつつ、庁内の要望に基づく多岐にわたる研究テーマについて、調査研究を実施し、その結果として研究成果報告書(計9本)としてまとめて公表しました。こうした取組みを通じ、実務上の課題に対する理解が促進されたことは、当庁の専門性の向上に有効であったと考えられます。</p> <p>測定指標②については、産・官・学の連携強化という目標に対し、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者を招いて、国際コンファレンスを2回、シンポジウムを1回開催しました。国際コンファレンスやシンポジウムでは、実務的かつ時宜を得たテーマを選定し、対外広報を充実させたこと等から、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者といった産・官・学の参加者を多く得て、各国の現状を踏まえ活発な議論が行われました。また、研究者と実務者等の有識者を招いて、庁内職員との勉強会等も開催しております(金融経済学勉強会11回、金融経済教育研究会1回、企業財務研究会5回、昼休み勉強会(金曜ランチ)20回開催)。こうした取組みを通じ、金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研究成果や実務上の課題に対する理解が促進されたことは、当庁の専門性の向上に有効であるとともに、センターにおける国際コンファレンス、シンポジウム及び研究会・勉強会の開催過程において、産・官・学のネットワークが更に強化されたと考えられます。</p>
次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用するため、金融行政の参考となる調査研究の実施、産・官・学の連携強化に係る取組みを図ることとしている。</p> <p>【測定指標】 測定指標①については、目標を達成することができました。これらの目標達成により、金融行政における判断にアカデミズムの知見を有効に活用できたと考えられます。今後は、引き続き、より本質的で重要と考えられるテーマを適切に選定し、調査研究を行っていきます。</p> <p>測定指標②については、目標を達成することができました。国際コンファレンス、研究会・勉強会等に加えて、今年度はシンポジウムを実施するなど金融庁職員と外部有識者等の交流の機会を多数設定したものの、その手法等については、不断に見直していく必要があります。次期目標においては、更なる産・官・学のネットワーク強化を図るため、定期的なコンファレンス・研究会・勉強会等の開催以外にも、開催手法等を検討した上で、随時、必要に応じて産・官・学の交流を図る会議等を開催します。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・金融研究センターウェブ「平成25年度ディスカッションペーパー」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/seika.html) ・金融研究センターウェブ「FSA リサーチ・レビュー 第8号」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/nenpou/research.html) ・金融研究センターウェブ「シンポジウム(金融システムの安定性と金融業の競争)」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20131013.html) ・金融研究センターウェブ「国際コンファレンス(アジアの取引所の未来)」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20140210.html) ・金融研究センターウェブ「国際コンファレンス(金融システムの安定化、規制と金融包摂)」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20140312.html) ・金融研究センターウェブ「研究会」(http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/kenyukai.html) ・金融研究センターウェブ「金曜ランチ」(http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/luncheon.html) ・その他センター主催の会合の開催・参加者・招聘者実績
---------------------------	--

担当部局名	総務企画局政策課研究開発室	政策評価実施時期	平成26年5月
-------	---------------	----------	---------

平成 25 年度実績評価書（別紙）

業務支援基盤の整備のための取組み 2-(1)

学術的成果の金融行政への導入・活用

1. 達成目標等

達成目標	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること
目標設定の考え方 及びその根拠	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その学術的成果を金融行政へ導入・活用して、専門的かつ客観的裏付けに基づいた金融行政の遂行を図る必要がある。 研究会等の開催により、外部有識者の知見を金融行政へ活用するための金融行政とアカデミズムとのネットワーク構築が図られているが、今後もこのような取組みを持続的に行っていくことが必要である。
測定指標 (目標値・達成時期)	・ 調査研究分析成果の作成 (25 年度) ・ コンファレンス、研究会、勉強会等の定期的な開催 (25 年度)
参考指標	—

2. 平成 25 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融行政の参考となる調査研究の実施	・ 金融行政における判断にアカデミズムの知見を有効に活用するため、より本質的で、重要と考えられるテーマを適切に選定し、調査研究を行う。
②産・官・学の連携強化	・ 金融に関する産・官・学の連携強化のため、産・官・学の人材交流・コンファレンス・研究会・勉強会等を開催する。その際には、調査研究と同様、金融行政における判断に参考となるような適切なテーマ設定を行う。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 25 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融行政の参考となる調査研究の実施

① 取組内容

金融研究センター（以下「センター」という。）では、庁内各部局の要望に基づいた調査・研究・分析を行っております。その実施にあたっては、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用しております。

平成 25 年度におけるセンターでの主な調査・研究・分析には、「欧米における金融破綻処理法制の動向」、「イスラム金融の法規制等の国際比較 英国とマレーシア」等があります。前者については、我が国における金融システム安定のために必要な措置に係る検討に資するため、欧米における金融破綻処理法制の調査・研究を行いました。後者ではコンベンショナルな銀行・金融サービス業が主流であった諸外国において、金融規制上、イスラム金融をどのように位置付け、監督しているか、関連文献及び専門家とのヒアリングを中心に調査を行いました。

② 評価

25 年度の調査研究の成果は、計 9 本の研究成果報告書としてまとめ、ウェブサイト上にセンター・ディスカッションペーパー（以下「DP」という。）として公表しました。このように、庁内各部局の要望に基づく多岐にわたる研究テーマについて研究成果を公表できていることから、金融環境に応じた、行政上も意義のある有益な研究を実施するということについて一定の成果をあげることができたと考えられます。なお、DP については、公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果報告書の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックを行いました。

また、近年公表された DP のうち研究論文として学術的に価値が高い 3 本を選定し、外部のそれぞれの分野の専門家による査読手続き、編集委員による協議・コメント等も踏まえて、金融研究センター長の責任編集の下、論文集『F S A リサーチレビュー』（26 年 3 月発行）に所収しウェブサイト上に公表しました。

(2) 産・官・学の連携強化

① 取組内容

ア. 国際コンファレンス及びシンポジウムの開催

諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等をテーマに、国際コンファレンスを開催しています。23 年度から、開催頻度を年 2 回としました。

25 年度はまず、25 年 11 月に、「アジアの取引所の未来」と題し、日本取引所グループとの共催により開催し、世界の中で存在感を増しているアジアの取引所の課題や役割、更にはアジアにおける東京市場の位置付けについて、国際金融市場に携わる公的・民間部門の代表者や研究者等を招聘し、報告・議論を行いました。

2 回目は、26 年 1 月に、「金融システムの安定化、規制と金融包摂」と題し、アジア開発銀行研究所（A D B I）及び国際通貨基金（I M F）との共催により開催し、アジア地域から当局者、研究者、金融機関の実務家等を招き、金融システムの安定性の維持や金融業の競争促進のための金融監督のあり方、アジアにおける中小企業金融・金融包摂の課題及びアジアの経済成長に望ましい金融システムについて報告・議論を行いました。

さらに、25 年度においては、25 年 10 月に京都大学経済研究所先端政策分析研究センター及び大阪大学社会経済研究所と共催し、「金融システムの安定性と金融業の競争」と題し、京都大学にてシンポジウムを開催しました。シンポジウムでは、研究者、金融機関の実務者等を招き、地域の金融システムにおいて信用秩序を維持しながら、どのように安定的な成長資金を提供していくのか等について報告・議論を行いました。

イ. 研究会等の開催

センターの研究活動の一環として、以下のとおり、有識者等との検討を行う研究会等を開催しています。

- (ア) 金融経済教育をテーマとして、金融経済教育で身につけるべきもの（「金融リテラシー」）は何か、今後、我が国で「金融リテラシー」向上にどのように取り組んでいくか等について幅広い検討を行うことを目的とする『金融経済教育研究会』を、有識者、関係省庁、関係団体をメンバーとして、25 年度は合計 1 回開催いたしました。本研究会の議論については、研究会報告書として取りまとめてセンターウェブサイトにて公表しました
- (イ) 企業財務等に関する動向や海外情勢等についての情報交換・研究のため、有識者を講師にお招きし講演会を行う『企業財務研究会』を、庁内関係部局の職員に加えて、金融機関、企業団体、シンクタンク等所属の一般の参加者を得て開催しています。25 年度は合計 5 回開催いたしました。
- (ウ) 主に中堅・若手研究者が金融に関する最先端の研究内容を発表し、また金融庁の中堅・若手職員が金融行政の実務を説明し、その両者の議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とする『金融経済学勉強会』を、大学等研究機関に所属する研究者及び庁内職員の参加を得て、25 年度は合計 11 回開催いたしました。

ウ. 昼休み勉強会（金曜ランチョン）の開催

様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招聘し、主に金融・経済等の研究・実務の最前線に当たる内容をテーマにした勉強会を開催しています。25 年度は合計 20 回開催いたしました。

② 評価

ア. 国際コンファレンス及びシンポジウムの開催

学術的な内容にとどまらない実務的かつ時宜を得たトピックスをテーマとしたこともあり、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者といった産・官・学の参加者を多く得て、各国の現状を踏まえた活発な議論がなされました（国際コンファレンス、25年11月開催の「アジアの取引所の未来」には328名、26年1月開催の「金融システムの安定化、規制と金融包摂」には308名参加、シンポジウム「金融システムの安定性と金融業の競争」には165名参加）。いずれも、金融庁及びセンターのプレゼンスを高め、情報発信機能強化にもつながったと考えています。また、産・官・学の連携強化が一層図られたと考えられます。

イ. 研究会等の開催

庁内関係部局の職員及び有識者の参加を得た上で、研究会等を開催し、有意義な双方向の議論を行うことにより、金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研究成果や実務上の課題に対する金融行政上の理解が促進されたと考えています。また、そこで得られた情報や議論は今後の金融行政を考える上での参考となることが期待されます。

こうした研究会等の開催により、産・官・学が交流しつつ双方向の議論を行う場を多数設定したことから、産・官・学の連携強化がより一層図られたと考えています。特に『金融経済学勉強会』では、11のテーマについて、庁内職員・若手研究者等が延べ299名参加し、活発な議論が行われました。これにより、金融行政とアカデミズムとのネットワークが更に強化されたと考えられます。更に、本勉強会では、行政の側からも、学界に対して金融行政上の課題のインプットを行っており、今後、研究者の認識を深め、実務に近い研究課題に関心を寄せる機会となることが期待されます。

こうした研究会等の開催により図られた産・官・学の連携強化は、当庁における外部有識者の知見の一層の活用に資するものであり、金融行政の専門性の向上につながるものと考えられます。

ウ. 昼休み勉強会（金曜ランチョン）の開催

昼休み勉強会（金曜ランチョン）については、庁内職員の多数の参加者を得て合計20回開催しました。外部講師を招聘し、最先端の理論や実務経験を踏まえた講話を聞き議論する機会を設けることで、庁内職員の専門性・先見性の向上に貢献したと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（1）今後の課題

近年の金融危機のような、かつてない金融環境の変化に的確に対応し、立ち遅れるこ

となく適切な金融行政の運営を確保し、かつ国際的な議論に対する我が国の積極的な貢献を図っていくため、今後も将来を見通し、中長期的な金融行政の調査研究分析に取り組むよう、研究テーマを適切に選定し研究内容の質の向上を図っていく必要があります。また、今後も国際的な場等において、情報発信を強化することが重要であります。更に、学術研究との架け橋となって、研究成果の庁内へのフィードバック及び、関係部局や民間有識者、アカデミズムとの相互交流を行っていくことは引き続き重要であり、より一層充実させていくことで、金融行政の専門性向上に資するものと考えています。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。

平成25年度実績評価書

金融庁25(業務支援基盤の整備のための取組み3-(1))

施策名	金融行政における情報システムの活用					
施策の概要	<p>電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に即し、金融庁行政情報化推進会議、金融庁情報システム調達会議の下、情報化統括責任者(CIO)、CIO補佐官等を構成員とする金融庁PMOの助言・支援を受けつつ、</p> <p>①業務・システムの最適化の実施及び情報システム調達の適正化 ②情報セキュリティ対策の推進 の取組みを行なうこととしました。</p>					
達成すべき目標	<p>①早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ②情報セキュリティ対策の推進を図ること</p>					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	280	210	256	189
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	【留意点】 25年度においては、24年度からの繰越し 約160百万円があり、当初予算約256百万 円と足し合わせると約416百万円となる。	
		合計(a+b+c)	280	210		
執行額(百万円)		280	15			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>達成目標①-1 「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。 【根拠】「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)等</p> <p>達成目標①-2 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。 【根拠】「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」等</p> <p>達成目標② 「国民を守る情報セキュリティ戦略」(平成22年5月11日情報セキュリティ政策会議決定)に基づく年度計画である「情報セキュリティ2012」(平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定)において、「情報セキュリティを巡る環境の変化に的確に対応するため、(中略)新たな環境変化に対応した政府の取組を進める必要がある」とされている。 【根拠】「国民を守る情報セキュリティ戦略」(平成22年5月11日情報セキュリティ政策会議決定)等</p>					
測定指標	①業務・システムの最適化の実施及び情報システム調達の適正化 (ア)「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」 ・経費削減額 ・業務処理時間の短縮	基準値	実績値		目標値	達成
		20年度	25年度	-	29年度	-
		7.0億円	着実に取組が実施された		4.9億円; 約9,450日	
	(イ)「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」 ・経費削減額	基準	実績値		目標	達成
		24年度	25年度	-	29年度	-
		7.3億円	着実に取組が実施された		5.7億円	
	(ウ)「金融庁行政情報化LANシステム」 ・経費削減額 ・業務処理時間の短縮	基準	実績値		目標	達成
		24年度	25年度	-	29年度	-
		5.5億円	着実に取組が実施された		5.3億円; 約100日	
	(エ) 情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況	基準	実績値		目標	達成
24年度		25年度	-	25年度	達成	
100%		100%		100%		
②情報セキュリティ対策の推進 技術的な情報セキュリティ対策の実施状況のほか、情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進する態勢の整備状況	施策の進捗状況(実績)				目標	達成
	着実に取組が実施された。 具体的には、技術的な情報セキュリティ対策の実施状況のほか、情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進する態勢の整備を図ることを目的として、定員1名を要求。				26年度	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成)		
	施策の分析	<p>(判断根拠)</p> <p>平成25年度が目標年度として設定している「①業務・システムの最適化の実施及び情報システム調達の適正化 (エ) 情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況」について、測定指標における目標値を達成しました。 なお、平成26年度以降を目標年度として設定している施策についても、目標に向けて計画どおり着実に取組が実施されました。 今後も、引き続き情報システムの開発等の取組みを着実に進める必要があります。 以上のことから、測定結果は「A」としました。</p> <p>①業務・システムの最適化の実施及び情報システム調達の適正化 (ア) 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」 金融庁業務支援統合システムについては、見直し後の作業スケジュールに基づき、予定どおり開発作業が進捗したため、目標達成と考えております。 (イ) EDINET EDINETについては、予定どおりに開発作業が完了したため、目標達成と考えております。今後は、安定運用及び測定指標における目標値が発現されるように努めます。 (ウ) 金融庁行政情報化LANシステム 金融庁行政情報化LANシステムについては、予定どおりに開発作業が完了したため、目標達成と考えております。今後は、安定運用及び測定指標における目標値が発現されるように努めます。 (エ) 情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況 情報システム調達の適正化については、昨年度に引き続き、平成25年度における情報システムに係る全ての政府調達案件を情報システム調達会議に付議し、情報システム調達の妥当性の検証を実施したことにより、目標達成と考えております。</p> <p>②情報セキュリティ対策の推進 情報セキュリティ対策の推進については、情報セキュリティ対策を適切に推進する態勢の整備を図ることを目的として、定員1名を要求したため、目標達成と考えております。</p>		
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 金融行政における情報システムの活用</p> <p>【測定指標】 ①業務・システムの最適化の実施及び情報システム調達の適正化 (ア) 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」 金融庁業務支援統合システムについては、見直し後の作業スケジュールに基づき、予定どおり開発作業が進捗しており、平成26年度以降においても、引き続き情報システムの開発等を着実に進めていく必要があります。 (イ) EDINET EDINETについては、予定どおりに開発作業が完了したため、今後は、安定運用及び測定指標における目標値が発現されるように努めます。 (ウ) 金融庁行政情報化LANシステム 金融庁行政情報化LANシステムについては、予定どおりに開発作業が完了したため、今後は、安定運用及び測定指標における目標値が発現されるように努めます。 (エ) 情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況 情報システム調達の適正化については、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を踏まえ、引き続き情報システム調達の適正化に取り組んでいく必要があり、「情報システムに係る政府調達の基本指針(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」に基づき、引き続き調達の公平性・透明性の確保を図っていく必要があります。</p> <p>②情報セキュリティ対策の推進 情報セキュリティ対策の推進については、引き続き情報セキュリティを取り巻く環境変化に適切に対応できるよう、引き続き情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいく必要があります。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①(ア)、(イ)、(ウ)】 「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」(平成18年3月31日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai19/19siryou13_01.pdf</p> <p>【測定指標①(エ)】 「平成25年度金融庁調達改善計画」(平成25年5月15日 金融庁行政事業レビュー推進チーム) http://www.fsa.go.jp/common/budget/kourituka/14/01.pdf</p> <p>【測定指標②】 「各府省庁情報セキュリティ担当者に係る人材育成等について」(平成24年6月20日 閣副安危第349号) http://www.nisc.go.jp/conference/suishin/ciso/dai8/pdf/s2.pdf</p>			
担当部局名	総務企画局総務課情報化統括室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課	政策評価実施時期	平成26年5月	

平成 25 年度実績評価書（別紙）

業務支援基盤の整備のための取組み 3－(1)

金融行政における情報システムの活用

1. 達成目標等

達成目標①	早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。</p> <p>【根拠】「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>・金融庁では、「業務・システムの最適化計画」に基づき、主要な情報システムにおける経費の削減及び業務処理時間の短縮について、以下の通り各測定指標の目標値及び達成時期を設定している。</p> <p>(1) 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」（金融庁業務支援統合システム）</p> <p> <u>目標値</u>：現行の 3 システムをひとつに統合することによって、単年度で約 2.1 億円（平成 27 年度以降の 3 年間で約 6.2 億円）の経費の削減及び約 9,450 日（3 年間で約 28,350 日）の業務処理時間の短縮が見込まれる。</p> <p> <u>達成時期</u>：平成 29 年度</p> <p>(2) 「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」（E D I N E T）</p> <p> <u>目標値</u>：サーバ機器の削減や運用契約の見直しを行うことによって、単年度で約 1.6 億円（平成 26 年度以降の 4 年間で約 6.4 億円）の削減が見込まれる。</p> <p> <u>達成時期</u>：平成 29 年度</p> <p>(3) 「金融庁行政情報化 LAN システム」</p> <p> <u>目標値</u>：老朽化した機器等を最新の機器等へ更改することによって、単年度で約 22.5 百万円（平成 26 年度以降の 4 年間で約 90 百万円）の経費の削減及び約 100 日（4 年間で約 400 日）の業務処理時間の短縮が見込まれる。</p> <p> <u>達成時期</u>：平成 29 年度</p> <p>・併せて、情報システム調達の適正化についても引き続き努めていくこととしている。</p>

	(1) 情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況 (100%、25 年度末)
参考指標	

達成目標②	情報セキュリティ対策の推進を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>「国民を守る情報セキュリティ戦略」(平成 22 年 5 月 11 日情報セキュリティ政策会議決定) に基づく年度計画である「情報セキュリティ 2012」(平成 24 年 7 月 4 日情報セキュリティ政策会議決定) において、「情報セキュリティを巡る環境の変化に的確に対応するため、(中略) 新たな環境変化に対応した政府の取組を進める必要がある」とされている。</p> <p>【根拠】「国民を守る情報セキュリティ戦略」(平成 22 年 5 月 11 日情報セキュリティ政策会議決定) 等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	・技術的な情報セキュリティ対策の実施状況のほか、情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進する態勢の整備状況
参考指標	

2. 平成 25 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化	<p>「業務・システムの最適化計画」に基づき、以下の情報システムについて計画を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁業務支援統合システムについては、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」に基づき、平成 27 年度中の全面稼働を目指し情報システムの開発等を進めていく。 ・E D I N E Tについては、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、次世代E D I N E Tの開発等を進め、平成 25 年度中に稼働させる。 ・金融庁行政情報化 LAN システムについては、「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」に基づき、次期金融庁ネットワークの開発等を進め、平成 25 年度中に稼働させる。
②情報セキュリティ対策の推進	<p>・技術的な情報セキュリティ対策を一層強化するほか、情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進するため、所要の整備を実施する。</p>

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 25 年度主な事務事業の取組内容と評価

①取組内容

金融庁業務支援統合システムについては、見直し後の作業スケジュールに基づき、平成 25 年度の開発作業を予定どおり実施しました。

EDINET 及び金融庁行政情報化 LAN システムについては、各最適化計画に基づき、平成 25 年度に開発作業が完了しました。

情報システム調達の適正化については、平成 25 年度における情報システムに係る全ての政府調達案件を情報システム調達会議に付議しました。

また、情報システムの金融行政への有効な活用等の観点から、引き続き情報システム調達の妥当性の検証を実施しました。

情報セキュリティ対策の推進については、情報セキュリティ対策を適切に推進する態勢の整備を図ることを目的として、定員 1 名を要求しました。

②評価

金融庁業務支援統合システムについては、見直し後の作業スケジュールに基づき、予定どおり開発作業が進捗したため、目標達成と考えております。

EDINET 及び金融庁行政化 LAN システムについては、予定どおりに開発作業が完了したため、目標達成と考えております。今後は、安定運用及び測定指標における目標値が発現されるように努めます。

情報システム調達の適正化については、昨年度に引き続き、平成 25 年度における情報システムに係る全ての政府調達案件を情報システム調達会議に付議し、情報システム調達の妥当性の検証を実施したことにより、目標達成と考えております。

情報セキュリティ対策の推進については、情報セキュリティ対策を適切に推進する態勢の整備を図ることを目的として、定員 1 名を要求したため、目標達成と考えております。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

金融庁業務支援統合システムについては、見直し後の作業スケジュールに基づき、予定どおり開発作業が進捗しており、平成 26 年度以降においても、引き続き情報システムの開発等を着実に進めていく必要があります。

また、EDINET 及び金融庁行政化 LAN システムについては、安定運用及び測定指標における目標値が発現されるように努める必要があります。

情報システム調達の適正化については、「情報システムに係る政府調達制度の見直し

について」を踏まえ、引き続き情報システム調達_{の適正化}に取り組んでいく必要があり、「情報システムに係る政府調達_{の基本指針}（平成 19 年 3 月 1 日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）」に基づき、引き続き調達_{の公平性・透明性の確保}を図っていく必要があります。

情報セキュリティ対策の推進については、引き続き情報セキュリティを取り巻く環境変化に適切に対応できるよう、引き続き情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいく必要があります。

（２）評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。

平成25年度実績評価書

金融庁25(業務支援基盤の整備のための取組み3-(2))

施策名	災害等発生時における金融行政の継続確保					
施策の概要	「金融庁業務継続計画」等の見直しや実践的な防災訓練を実施するとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、同計画の実効性の検証を行うことにより、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図る。					
達成すべき目標	金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	10	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	10	-	-	-
執行額(百万円)	10	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震対策大綱(平成17年9月(22年1月修正) 中央防災会議) ・首都直下地震対策について(最終報告)(25年12月 首都直下地震対策検討ワーキンググループ) ・首都直下地震緊急対策推進基本計画(26年3月) ・政府業務継続計画(26年3月) 					

測定指標	①災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		金融庁業務継続計画等を見直した。	25年度 平成25年度中に、金融庁業務継続計画等を見直す。	達成
測定指標	②災害等発生時に備えた防災訓練	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		政府防災訓練の参加及び金融庁内における防災訓練に加え、関係金融機関と連携した防災訓練を実施した。	25年度 平成25年度中に、政府防災訓練の参加や防災訓練を実施する。	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標①については、首都直下地震対策検討ワーキンググループによる最終報告や政府業務継続計画の検討が進む中で、金融庁業務継続計画に係るマニュアルの改定や金融庁として最小限の優先業務への対応を実現するためのマニュアルの策定を行いました。</p> <p>測定指標②については、政府防災訓練への参加に加え、金融庁内において、徒歩参集訓練や代替庁舎候補地における防災訓練を実施したほか、金融庁と一般社団法人全国銀行協会が連携した訓練を実施するなど、実践強化に取り組みました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、政府業務継続計画等を受け、金融庁業務継続計画の見直しを進めることで更に業務継続を高めるなど、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p>
	施策の分析	<p>測定指標①については、首都直下地震対策検討ワーキンググループによる最終報告や政府業務継続計画の検討が進む中で、金融庁業務継続計画に係るマニュアルの改定を行いました。また、金融庁として最小限の優先業務への対応を実現するためのマニュアルを策定しました。</p> <p>測定指標②については、政府防災訓練への参加に加え、金融庁内において、徒歩参集訓練や代替庁舎候補地における防災訓練を実施しているほか、金融庁と一般社団法人全国銀行協会が連携した訓練を実施しました。</p> <p>これらの取組みは金融行政の継続確保に一定の効果があったと考えられます。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 今後、政府業務継続計画等の制定を踏まえた金融庁業務継続計画の改定等を行います。また、政府防災訓練の参加及び庁内・関係金融機関との防災訓練についても引き続き実施します。</p> <p>【測定指標】 測定指標①については、金融システムを巡る環境の変化等に加え、政府業務継続計画の制定を踏まえた金融庁業務継続計画の見直しの実施。 測定指標②については、金融行政の継続確保の観点からの実践的な防災訓練の実施。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁業務継続計画 (http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120829-1.html) ・全国銀行協会(全銀協ニュース) (http://www.zenginkyo.or.jp/news/2014/03/25170000.html)
---------------------------	--

担当部局名	総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局総務課管理室、 監督局総務課	政策評価実施時期	平成26年5月
-------	--	----------	---------

平成 25 年度実績評価書（別紙）

業務支援基盤の整備のための取組み 3 - (2) 災害等発生時における金融行政の継続確保

1. 達成目標等

達成目標	金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	「首都直下地震対策大綱」において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁としても、業務継続性の確保に係る取組みを進める。 【根拠】「首都直下地震対策大綱」（平成 17 年 9 月策定、平成 22 年 1 月修正中央防災会議）
測定指標 (目標値・達成時期)	①災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み 平成 25 年度中に、金融庁業務継続計画等を見直す。 ②災害等発生時に備えた防災訓練 平成 25 年度中に、政府防災訓練の参加や防災訓練を実施する。
参考指標	-

2. 平成 25 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①災害等発生時における金融行政の継続確保	・「金融庁業務継続計画」の随時の見直しや実践的な防災訓練を実施するとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、同計画の実効性の検証を行うことにより、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図る。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

首都直下地震対策検討ワーキンググループによる最終報告や政府業務継続計画の検討が進む中で業務継続体制・計画の実践的な見直しを行いました。また、年末に公表された首都直下地震の被害想定や新たな基本計画等を踏まえ、業務継続体制の充実・強化を図る必要性は一層高まっています。

4. 平成 25 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 災害発生時における金融行政の継続確保

①取組内容

業務継続体制の充実・強化の取組みとして、政府防災訓練への参加を行ったほか、金融庁内における防災訓練として、徒歩参集訓練や代替庁舎候補地における訓練を実施し、

結果を踏まえた計画等の見直しや、金融庁として最小限の優先業務への対応を実現するためのマニュアルを策定しました。

また、平成 25 年 9 月に金融庁と一般社団法人全国銀行協会が連携して防災訓練を実施しました。

②評価

金融庁の業務継続体制の充実・強化については、首都直下地震対策検討ワーキンググループによる最終報告や首都直下地震対策特別措置法の施行、政府業務継続計画の検討が進む中で、金融庁業務継続計画に係るマニュアルの改定や金融庁として最小限の優先業務への対応を実現するためのマニュアルを策定したほか、徒歩参集訓練や代替庁舎候補地における訓練といった防災訓練を行い、また、これらの防災訓練を通じ民間金融機関等との更なる連携を図るなど、一定の効果があったと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

近年、地震や風水害等の自然災害のリスクが高まる中、このようなリスクが顕在化した場合においても、我が国経済の基礎インフラである金融システムの機能を維持することは重要な課題となっています。また、昨年、首都直下地震に係る被害想定や首都直下地震対策特別措置法が公表され、政府全体の基本計画・実施計画等を含む対応方針が策定されました。金融庁としては、それらの内容を踏まえ、更なる業務継続体制の充実・強化に取り組む必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。